文學博士 高須芳次郎編

# 會澤正志齋集

水戸學大系 第二巻
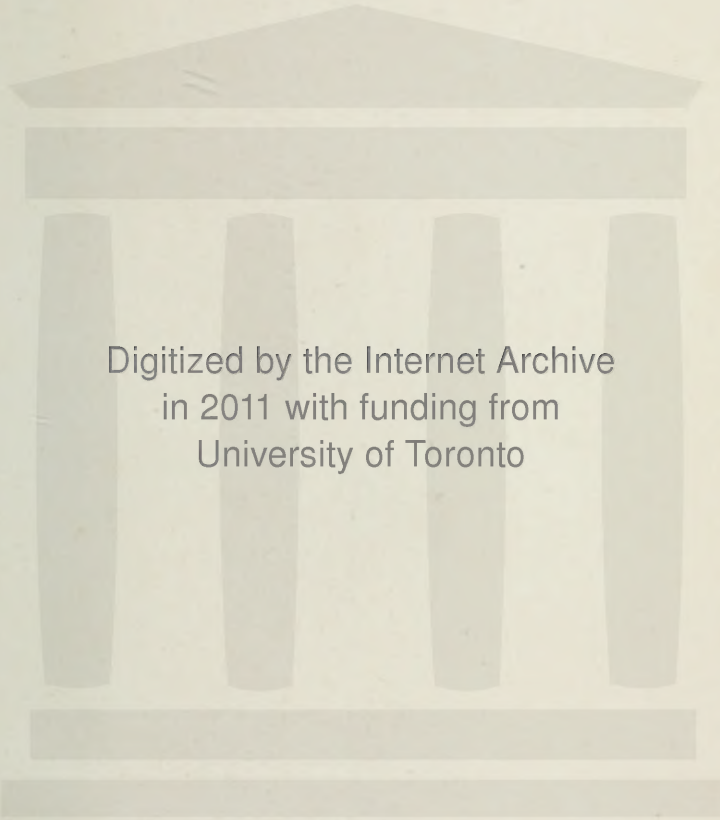
水戸學大系刊行會

會澤正志肖像

會澤正志齋筆蹟

（齋藤斐文氏藏）

太陽照六合。赫々萬古明。大塊千萬里。煦嘔育群生。
三器傳皇統。君臣正其名。日胤承天位。歷々至今榮。
壬子季秋　古詩十首之一

水戶學大系　第二卷

# 會澤正志齋集　目次

## 解題



## 新論

## 下論



## 下學邇言



## 迪彝篇

會澤正志齋集（目次終り）

# 會澤正志齋集

## 解題

高須芳次郎

### 會澤正志齋の思想系統

水戸學の大成者であり、幕末思想界の巨頭だつた會澤正志について、まだ纏つた研究論文が日本の學界において一つも見えないのは、一體、どうした事であらう。彼れの『新論』が非常に有名で、全日本の志士を動かし、明治維新促進の經典として尊重された事を思ふと、正志については、もつと研究されねばならぬものが多い。また當然、彼れを研究すべき義務が現代思想家たちにある事を信ずるが、今は兎に角精細な研究を、後日に讓り、唯茲にはその一面について述べようと思ふ。

正志の思想系統は、大體において、藤田東湖と同一である。彼れは早くから東湖の父、幽谷に師事し、その一生を支配すべき深大な感化を受けた。それは彼れが幽谷のプロフィルとして描いた『及門遺範』の上に生々と明瞭に現はれてゐる。

世上、東湖を知る人は澤山あるが、幽谷を知らぬものが存外に多い。が、幽谷はその子東湖に劣らぬ有力な存在だつた。幽谷は思想上、水戸學の創唱者、義公から感化を受けてゐるのは云ふ迄もないが、少年時代に栗山潜鋒の『保建大記』を讀んで、非常に感奮し、爾來、讀書講學に力めたといふ所から察すると、潜鋒の大義名分主義が幽谷の頭に深く泌み込んだ事がわかる。

幽谷は所謂俗儒曲學なるものを排し、一家の見識を以て起ち、大體、政治家として終始した。從つて彼れ自身は、必ずしも、學者を以てをらなかつたやうに見える。が、『及門遺範』によると、幽谷は立派な學者だつた。彼れの抱いた思想が、やがて、その子、東湖を動かし、高弟、正志をも動かしたのである。

それ故、東湖が烈公の旨を受けて書いた『弘道館記』及びその意味を敷衍した『弘道館記述義』を見ると、そこに幽谷の思想が歴々と具體的に浮び出てゐる。勿論、それは東湖の頭で相應に整頓せられ、また東湖自身の考へをも新しく加味してゐるけれども、大體において、幽谷が平生抱

いてゐた思想が流露してゐる。

水戸學が大義名分を重んじたことは、云ふ迄もないが、幽谷に至つて、一層、それを強調したことは、正志が「先生（幽谷）は春秋尊王攘夷の義にもとづき、尤も名分を謹めり、君臣上下の際華夷内外の辨、これを論ずること、極めて詳明なり。行文措辭、その名分に渉るものは、片言隻字と雖も、未だ嘗て容易に筆を下さず。而して思ひを神聖經綸の業に致し、典章制度を講究して、立論精確なり」（『及門遺範』）と云つてゐるのでわかる。

義公の時代、それから栗山潜鋒、三宅觀瀾、安積澹泊らの時代には、言何れも尊王の大義に及んだが、まだ攘夷に言及してゐない。ところが、幽谷の時になると、攘夷の意義に相當、重點を置くやうになつた。正志が『新論』において、攘夷の精神を極力、詳説して、日本國民の決死的覺悟を促したのは、幽谷に負ふところが少くない。

攘夷といふと、現代人中にはこれを頑固一方の意に解釋するものが多い。けれどもそれは、誤つた見解である。現に今日、自國本位に東洋平和の問題を勝手に解釋しつゝある英米兩國の如きは、依然、白人優越の迷想に囚はれて、東方平和維持の王者、日本の正當防衛と努力とを認めようとしない。正志の所謂夷狄なるものは、歐米諸國であつて、かかる無誠意の國々に向つて、攘

夷精神の發動を要するのは、申す迄もないことである。攘夷とは東洋は東洋自身によつて、その必要な問題を正しく解決すべき唯一の道にほかならぬと同時に、日本の國策遂行に必須な行動でもある。かゝる意味に於ける、攘夷を高調することは、決して頑固、偏狹ではなく、我利々々主義に囚はれてゐる歐米政治家たちに向ひ、日本の正當な立場を確保してゆくには、當然、新しい意味における攘夷精神を必要とし、高調すべきであらう。

水戸學派が攘夷を强調し、薩長の人々が、多くこれに共鳴して、只管攘夷に邁進したのは、歐米が白人優越感のもとに日本への害意を多分に抱いてゐたからであつた。かゝる史的事實を知らずに、唯攘夷といへば、固陋そのものゝ如く、速斷するものがあらば、餘りにも近視者流だと云はねばならない。唯玆に注意すべきは、攘夷は水戸學の小乘であつて、大乘でないことだ。正志の所謂夷狄が、その我利々々主義を發揮し、國民の一部にともすると、白人優越主義に雷同するものがあるとき、當然、時宜によつて攘夷の發動を促すと云ふ迄のことだ。

次ぎに正志が『新論』において、神儒調和の精神を說いてゐることも、やはり、幽谷の思想から來てゐる。更に國學一派の見解に荒唐不稽の點があることを難じ、儒學の上において、復古學の必要を述べてゐることも、やはり、幽谷の主張によるのであつた。

その他、幽谷が「虚文を後にして、實行を先とす」と云ひ、「學者は君子たらんことを學び、儒者たらんことを學ぶに非ず」と云ひ、「文武一途」及び「仁孝一本」の旨を重視し、「聖經を以て根據となす」と教へたことなども、皆正志の思想に深く影響した。勿論、東湖も亦同様に家學の繼承者として、幽谷の感化を多分に受けたことは申す迄もない。

以上は、『及門遺範』によつて、正志の思想系統が幽谷に淵源するところ、如何に深いかを明白にするため、その一端に觸れた迄である。

## 會澤正志の中心思想

茲に注意したいことは、正志が幽谷の思想を祖述し、宣傳した他に、彼れ自身の考へをも、相當に發展させた點である。幽谷及び東湖は、共に立派な學者だつたが、何れかといふと、より多く政治家肌であつた。

ところが、正志は政治家としても凡庸ではなかつたらうけれども、より多く學者肌だつた。從つて、正志が、水戸學の精神を述べるについては、東湖の如く、その大要、乃至根本に觸れた丈では滿足しなかつた。そこに一つの理論を組み立て、それを裏付けてゆくについては、日本の神

典國史及び支那古代哲學を以てしたのである。

水戸學の理論化！　それは正志の手によつて、始めて成就せられたといふことが出來る。例へば、東湖が『弘道館記述義』において、國體を說いたところは、簡明で、頗る要を得てゐるが、正志は更にこれを敷衍し、その理論を組み立てゝ、前から、後から、右から、左から、日本の國體が如何なるものであるかといふことを論理的、實證的に明言した。そこに正志一流の國體學が編み出されてゐると云つて宜い。

勿論、今日の進步した國體學の眼から見ると、そこに尙ほ慊らぬところがあるし、且つ山鹿素行の『中朝事實』が既に元祿期において率先、比較的卓越した國體觀を披瀝してゐる以上、正志が忠孝一本を說き、祭政一致を力說し、天人合一を述べてゐる點など、別段、獨創的だとは思へない。けれども彼れが流暢、明快な文章を以て、兎も角も組織的に日本の國體を闡明することに力めた點は、十分これを認めてよい。

思ふに山鹿素行の國體觀は、『中朝事實』のうちに詳述せられ、江戶時代の國體觀のうちで、最も傑出してゐるから、正志の『新論』は素行の云ふところをも採り入れて、一步、その上に出てほしかつたと思ふ。正志が『中朝事實』の國體觀を自己の考への中に綜合するといふ事に想ひ到ら

なかつたのは、聊か物足りない。けれども『下學邇言』の「論道」において、足らぬところを相應に補ひ、要領よく、日本の國體を了解せしめようと用意してゐる點は、流石に正志の懇篤、誠實な心持を示してゐる。

正志は皇室と臣民との關係を最も端的に示すために「一君二民」の語を用ゐてゐる。それについて、彼は「一君二民は天地の大道なり。四海の大、萬國の多きも、而も其の至尊は、宜しく二あるべからず。東方は神明の舍なり。太陽の生ずる所、元氣の發する所、時に於ては春となす。而して神州日本は大地の首に居れり。宜しく萬國に首出し、四方に君臨すべきなり」(『下學邇言』)と述べた。

一君二民とは、今日の言葉にすると、「一君萬民」といふ事になる。が、「一君二民」といふ方が、一層、切實な感じを人々に與へる。君と臣民との間には何らの介在すべきものなく、君は天業遂行の代表者であり、臣民は、その事業を分擔してゆくものである。また君は道の指導者であり、臣民はその實現に參與するものである。第一に君、第二に民、卽ち一君二民だ。正志は、これを以て、日本國民の大道だと信じた。

國體論については、大要、以上に留めて置く。概して正志は、水戸學に於ける平田篤胤だとい

ふ感じがする。幽谷は賀茂眞淵に似てをり、東湖は本居宣長に似てゐるとも云へよう。無論、それは、地位、系統の上からかく見たに過ぎない。即ち東湖、正志の水戸學大成は、直接、幽谷に負ふところが多く、幽谷の考へ方は、東湖によつて、一層弘められ、且つ天下を動かすべき學說も略ぼ出來たと云へるが、これを一層、擴大し、强調し、鼓吹したのは、正志だつた。

從つて、正志の學說になると、神儒調和のことも、攘夷の思想も、東湖のそれにくらべて、積極的に擴大せられた觀がある。正志は神道のことを說くについて、東湖よりも詳しく、儒教に於ける古學法的精神を發揚するについても亦、東湖にくらべて、精細を極めてゐる。そこに利もあれば、弊もあり、長所もあれば、短所もあつた。この事は、佛教を排擊する場合においても亦同樣にちかいと云へる。唯國學排擊については、流石に一方で、いくらか、これに同情した氣味があり、幽谷の如く、頭からこれを否定してかゝるといふやうなことはしなかつた。

攘夷については、正志の云ふところが最も切實で、歐米人の本質を鋭く看破してゐた。『新論』に於ける議論の半ばはこれに費され、「形勢」「虜情」「守禦」の諸篇において、種々の問題を取扱つてゐる。正志は、歐米人の本質について、左の如く率直にその恐るべき野心の所有者であることを明言した。

人の國家を傾けんと欲せば、必ず先づ通市に因り、而して其の虛實を窺ひ、乘ずべきを見れば、則ち兵を擧げ、之を襲ふ。不可なれば、則ち夷教を唱へ、以て民心を煽惑す。民心一たび移らば、簞壺相迎へ、之を得て、禁ずるなし。而して民、胡神の爲めに死を致し、相欣羨して以て榮となす。其の勇、以て鬪ふに足り、資產を傾けて以て胡神を奉ず。その財は以て兵を行ふに足り、人の民を誘ひ、人の國を傾くるを以て、胡神の心に副ふと爲す。兼愛の言を假りて以てその呑噬を逞しうす。

當時の歐米人と今日の歐米とは、無論、その行き方において異つてゐるが、本質は少しも變らない。國際聯盟と英米の關係は、昔、夷教（基督教）を唱へて、日本人民を操らうとしたのと少しも變らない。ロシヤの世界赤化主義も、その本質において英米と同樣だ。現代日本人中には、往々英米の口車に乘せられ、ロシヤのコミユウニズムに釣られて、正しく進まうとする日本を誤らうとする非國民的人間がゐる。要するに、これは、歐米人の投るべき權略的、侵入的な本質を知らぬからだ。若しその毒々しい本質を能く知るならば、當然、新しい意味において、或程度の攘夷精神を現代の上に生かして來なくては日本の存在はいつも脅かされよう。

正志は以上の點について反覆し、當時の士人を深く戒めたばかりでなく、今日も、彼れはその

菁菁に通じて現代人に呼びかけてゐる。彼れは攘夷が固陋一方の考へのみから出たのではなく、西は西、東は東だと云ふことを明白にしてゐる。即ち東洋は東洋のこと一切を東洋自身によつて處理すべく、西洋は西洋のこと一切を西洋自身によつて處理してゆくことが當然であるといふことを教へる。事實、國際聯盟のみならず、大部分の歐米人はともすると、歐米本位に東洋の事を料理しようとする。茲に彼等の暴擧と錯誤とがある。この觀點から、侵略的野心の容易に銷磨しない我利主義の西洋人に向つては、十分警戒しなければならぬのは、自明の理だ。從つて現代でも、一度は東洋主義を枝とし日本中心主義を幹とする上から、攘夷の新精神を發揚しなければならぬといふことを正志の『新論』は、力強く暗示する。即ち、日本は何處迄もオリエンタリズムを支流とし、日本主義を本流としなければならぬのだ。

次ぎに正志の神儒調和説は、無論、周到精詳であるが、唯餘りに儒教精神を高調し過ぎた氣味がないでもない。左様した上では東湖の説は、程よい調和を示してゐるが、正志になると、ともすると、儒教を過重し、支那古典の字句を頻繁に引用するので、少しく衒學的で、わづらはしい感じを與へる。

山鹿素行は『中朝事實』のうちで、「或人疑ふ、外朝は我に通せずして、而も文物明かなり、我

が外朝に因つて、其の用を廣くする時は、則ち外朝、我に優れるかと、愚案ずるに、含らず。開闢より神聖の德行はれ、明教兼ね備はらずと云ふことなし。漢籍を知らずと雖も、亦更に一介の闕くることとなし。幸に外朝の事に通じ、其の長とする所を取つて、以て王化を補くること、亦寛容ならずや」と云つた。儒教が理論の上で進歩發達してゐるのを見て、これを採り入れ、神道理論の足らぬ所を補ふのは、素行の言葉のやうに、少しも差支へないけれども、餘りに儒教に拘泥しすぎるのは考へ物だ。正志には左様した短所、習癖がある。

更に正志が極力、佛教を排撃して、日本精神の長所とし、特色とする現世的生々光明主義を明かにしたのはよいが、佛教には小乘、大乘の區別があり、且つ日蓮、親鸞などによつて、佛教の日本化が著しく促進されたといふ事實を除外してゐる傾きがあることも首肯出來ない。

勿論、彼れの巧妙な議論により、小乘佛教の短所、僧尼の腐敗、墮落は遺憾なく暴露せられ、痛快を極めてゐる。また基督教の非國家的存在であることを論證した點も大體、同感出來る

要するに、正志の思想は、國體主義のもとに、尊王の大義を高唱し、神道精神を發揚すると同時に、支那哲學により、日本の政道及び道德を補ひ且つ完成してゆかうとするにあつた。それと併行して、外に向つては、攘夷の考へを斷行し、國勢新たに興るのを俟つて、徐ろに海外文化を

嚴正批判の下に、採取しようとしたのである。

正志は神道を以て、日本國民を永遠に導くに足るべき國教だと信じた。それ故に彼は國教の意義に及び「慶賞威罰は、一時を鼓動する所以、而して典禮教化は、永世を綱紀する所以なり。故に曰く、善政は民、これを畏れ、善教は民これを愛す。これを畏るゝは一時の威にして、これを愛するは永世の固めなり。故に曰く、善教は民心を得と。それ善く萬世を維持するには、念慮永遠、必ず先づ、その大經を立つ」と述べ、善教卽ち國教とは、日本にあつて、當然、神道でなければならぬとし、そこに國民性に合致した內容を含んでゐることを肯定した。

正志は「昔、天祖、神道を以て教を設け、忠孝を明かにし、以て人紀を立つ。その萬世を維持する所以のもの、固より既に瞭然たり。太古に始りて、無窮に垂る。天孫奉承し、以て皇化を弘む。天祖、教を設くるの遺意にあらざるはなし」と云ひ、神武、崇神二帝が神道を重んぜられた事例を擧げ、祭政一致の心、祖先崇拜の心もそこに生々と具體化せられてゐる意味を說いた。この點、東湖も既に言及してゐるが、正志の論述は一層、平明、精詳で祭祀の意義を各方面から明かにしてゐる。

それと同時に正志は、日本國民の宗教たるべき神道が小乘佛教のために荒され、基督教のため

に侵害され、いつの間にか、衰微して、祭祀の意義を知らぬものが余りに多くなつたのを深く遺憾とした。

それから正志は、日本の政道を理想化するためには、支那周代の制度（主として周官による）に則り、『論語』『孟子』『大學』『中庸』などに含まれた政治哲學の原理を活用すべきことをも力説した。この事は、今日、心ある學者が注目してゐる點で、友人藤澤親雄氏（前九州帝大教授）が東洋政治哲學の組織に努力しつゝあるのも亦この意味にほかならない。支那の政治哲學のうちには、當然、用ゐて、よいものが少くない。所謂、王道主義の政治が、理論上、支那で最も發達してゐるのを正志が採用しようとしたのは、不當でなかつたが、孟子の放伐是認の思想については、全然、これに反對し、孟子の缺陥として、率直にこれを受け入れ得ない旨を披瀝した。

その他、正志が、支那哲學を日本道德、倫理の理論的補助の資料として、用ゐることに力めた點は、既に述べた。その中で、正志が支那の敬天思想を日本に採り入れ、道德的根本の一つとしようとしたことは、特に著しい傾向のやうに思はれる。けれども日本では、寧ろ太陽主義に立脚し、支那の敬天主義とは大分似たところがあるにもせよ、また一面において、大に異るところがあることを知らねばならぬ。

支那の敬天主義は漠然としたもので、天の無私公平を欽仰してゐるが、日本の太陽主義は、生々光明の意義に徹して、その具體的認識を天照大御神の上に發見することが出來る。從つて、支那の敬天主義を以て、直ちに日本の太陽主義を說明しようとするのは、少しく輕卒だと云はねばならぬ。

左樣した缺點はあるけれども、正志の日本中心主義の哲學は、大體において、よく整頓せられ、理論上、目に立つやうな矛盾もなく、破綻もない。叙述上少しく冗漫の感はあつても、大衆に了解出來るやう、用意せられてゐる。以上の意味において、正志は幕末思想界に於ける輝かしい存在だといつてよい。

## 會澤正志の經歷

會澤正志は常陸國久慈郡諸澤村の出身である。天明二年五月の出生で、名は安、字は伯民、通稱は恒藏といつた。正志齋（後に憩齋）は、そのペン・ネエムである。彼は幼少から、英才を以て知られ、いつも戰爭の眞似をして、群童から餓鬼大將と仰がれた。

彼れは少年時代から藤田幽谷に師事し、早くから、その學才の群を拔くことを認められた。彼

れが幽谷から、どんな教育を受けたかは「及門遺範」に詳しく説いてゐる。最初、幽谷の推薦により、彰考館の寫字生となり、次いで江戸に出張して留守居役のもとに働いた。後、水戸に歸つて、歩士の列に加はり、次いで諸公子の侍讀に任ぜられた。

その後、彼れは昇進して、進物番となり、文政十二年、藩主哀公(齊脩)が卒去した時、繼嗣問題について、頗る行惱んだが、正志は藤田東湖らと力を合せて奔走し、茲に敬三郎(烈公)の出現を見るに至つた。この間、正志の苦心、努力が少くない。

それで烈公が起つと、間もなく、天保元年、正志を拔擢して、郡奉行とし、時々、政教上について、彼れの意見を徴した。その後、正志は通事、調役などの職を經て、彰考館總裁に榮轉したのである。爾後、烈公は時々、正志邸に臨み、その意見を聞くことが、珍しくなかつた。

次いで天保十一年、正志は弘道館總教となり、小姓頭に任ぜられ、祿二百五十石を賜つた。茲までは、正志の行路も大體、順調だつたが、天保十三年、烈公が事、志と違つて、幕府から謹愼を命ぜられると、正志も亦致仕し、憩齋と號したのである。

爾來、謹愼、屏居すること四年、漸く自分の家に歸ることを許された。折柄、幕府は時勢の激變に刺戟せられて、海防のことに留意し、新たに烈公を召出して、この事業に參畫せしめるやう

になつた。その際、正志も亦再び仕へて祿百五十石を賜つた。

その時分、アメリカ人が常陸大津村に來泊し、陸へ上つて散歩などしたので、正志は烈公の命によりアメリカ人らと筆談した。その際、アメリカ人は、容易に實を告げぬので、正志は鋭く難詰し、到頭、彼等を屈服せしめたことがある。

後、幕府が攘夷令を發布するに及び、正志も『新論』七篇を書いて、君公に捧呈した。最初『新論』の說くところは、左程、重く見られなかつたが、二十年後に至り、正志の先見が始めて世人に知られたのである。

安政二年、將軍家定が諸藩の老儒を召見した時、正志も亦その中に加へられた。それは彼れが七十四歲の時である。藩主がこの事を知ると、深く一藩の光榮とし、正志を小姓頭總裁とし、また新番頭に列せしめた。

當時、烈公は喜んで、正志に手書を與へ、その中に「今日の光榮を前年、幽居の當時にくらべると、雲泥の差がある。汝はこの事に感激して、益々實學を唱道し、將軍の御厚恩に酬いなればならぬ」と云つて、名刀を下賜した。

その後、安政四年、正志は藩主の命によつて、弘道館の學則を制定するに力め、その賞として

銀絹を賜つた。當時、正志は老朽、事に堪へぬとして、度々、辭職を申出たが、藩主は、彼れを慰藉して、これを許さない。その一藩に重きを爲したことは、これによつてわかる。

かうした間にあつて、正志が最も力を注いだのは著述であつた。彼れの師、幽谷は一生、殆ど政務に沒頭した爲め、目ぼしい著述を殘さず、東湖は震災のため意外に早く世を去つて、これ又十分にその思想を著述の上に宣布することが出來なかつた。

正志は、平生この事を非常に遺憾としたので、晝夜怠らず、筆硯に親み、多くの著述を後に殘した。その日本中心主義に關する主要な著書は、『新論』『下學邇言』『迪彝篇』『及門遺範』『草偃和言』『退食閒話』などである。かうして彼れが世を去つたのは文久三年七月のことで、時に八十二であつた。

正志の門下は全國に亙り、その知名の士には眞木和泉、赤川淡水その他十數名の人々がある。

## 著書について

### 新論

正志の著書は非常に多い。それは「思問編」「閑聖編」「息邪編」などに分れてゐる。『新論』は

『迪彝篇』『下學邇言』『讀直毘靈』などと共に、「閑聖編」に屬してゐる。

概言すると、「思問編」では、支那哲學研究に關した著述が主位を占め、「閑聖編」では、日本中心主義の哲學が、大部分を占め、「息邪編」では、排耶蘇の著書が中心となつてゐる。今、著書全部を左に掲げる。

（一）思問編

○孝經考（一卷）　○中庸釋義（一卷）

○刪詩義（一卷）　○典謨述義幷附錄（五卷）

○讀論日札（四卷）　○讀書日札（三卷）

○讀易日札（未成）　○讀周官（三卷）

○正志齋雜錄（一卷）

（二）閑聖編

○新論（二卷）　○迪彝篇（一卷）

○艸偃和言（一卷）　○學制略說（一卷）

○退食閒話（一卷）　○洙泗教學解（一卷）

○及門遺範（二巻）　○下學邇言（七巻）

○責難解（一巻）　○泰否炳鑑（四巻）

○讀直毘靈（附、讀葛花・讀級戸風、讀萬我能比禮）

○閑聖漫錄初編（一巻）

（三）息邪論

○豈好辯（一巻）　○千島異聞（一巻）

○兩眼考（二巻）　○三眼餘考（一巻）

○息邪漫錄（二巻）

（四）以上三論の他

○正志齋文稿　○正志齋詩艸等

さて『新論』は、五論、七篇から成り、上下二巻に分れてゐる。時には、これを四巻に分つたのもある。それは文政八年、正志が四十四歳の時に脱稿した。後、文政九年、正志は、その師、幽谷の手を通じ、藩主哀公に上つたが、その論旨が過激だといふので、公刊することを許されなかつた。

けれども正志の門人中には、内密にこれを傳寫したものがあつたので、徐ろに世上に知られ、東湖の如きは、頻りにこの公刊を勸めた。が、謹嚴な正志は、これを承諾しない。その中、文化のはじめ、水戸烈公が謹愼を命ぜられ、正志も前述の如く幽囚四年に及んだが、その際、留守を預つた門人らが、活字版で『新論』を刊行した。それにより『新論』は次第に廣く世に知られ、漢文、國譯へ合して、十數種のものが行はるゝに至つた。

その內容は、既に述べたやうに、尊王攘夷の思想を積極的に論述し、文章は平明流暢で、何人にも讀み易く出來てゐる。それは國體論（上、中、下）から始り、形勢、虜情、守禦、長計などに及んでゐる。（同藩の博學を以て知られた鶴峯海西は嘉永三年、『新論新評』を書いた）

（一）國體では日本特有の精神と傳統を明かにし、（二）形勢では、世界の大勢を論述し、（三）虜情では、歐米人が日本を覬覦する實情を述べ、（四）守禦では、富國强兵策を語り、（五）長計では、敎化の大本を論じて、國敎としての神道を力說した。

當時、これを讀んで感激したのは、平野國臣、木村子遠、眞木和泉らであつたが。傳聞するところによると、三條實萬の手を經て、孝明天皇に進献し、天覧の榮を得たのである。（入江子遠『傳信錄』）

## 下學邇言

本書は弘化四年に成り、全七卷、內容は、(一)論道、(二)論學、(三)論政、(四)論禮(五)論時の五論に分れてゐる。その中、論禮は卷三、卷四に亘り、論政は卷五、卷六に及んでゐる。

本書は『新論』にくらべると、より多く學究的である。『新論』は眼前當面の時事を主題としたが、本書は學的に道とは何か、禮とは何か、政とは何か、時とは何かといふことを論究した。

第一卷「論道」では、日本の國體を說き、一君二民の旨を論じて、日本の大道とするところを明かにしてゐるが、それと同時に支那の所謂聖人の道の尊重すべき理由をも詳しく述べてゐる。この傾向は、第二卷「論學」に入ると、一層强められてゐる。即ち正志の學とするところは、周公、孔子の道だといふ所以を闡明した。

從つて正志は、周代の教育制度を周到に叙述し、漢儒が主とした訓詁學、宋儒が主張した心性の學は、共に學の本質を正當に得てをらぬとして、學とは聖人の道であり、また道の實踐そのものだといふ解釋を下した。

次ぎに「論禮」では、凶禮、賓禮、軍禮、喜禮の四つを述べてゐる。賓禮は客を待遇する儀式

軍禮は軍事に關する儀式である。凶、嘉二禮は、喪祭冠婚に關する儀式であるのは、申す迄もない。水戸藩では、義公以來、儒禮を重んじた關係があるから、正志も亦この點について、詳說したものと思ふ。

更に「論政」では、政教一致の旨を說き、政治の三要素として、（一）厚生、（二）利用、（三）正德などを擧げ、日本、支那に於ける史實によつて、これを論證してゐる。「論時」は、『新論』の「形勢」と密接な交渉を持ち、史上における日本の盛衰を叙し、歐米人が東漸の勢を以て日本を覬覦するに至つた大勢に及んでゐる。

要するに、本書は『新論』と兄弟の關係にあるもので、その論旨は相表裏してゐる。彼是參照すると、正志の思想を把握するに最も都合が宜い。その立論は、すべて抽象的でなく、必ず史實によつてゐるから、會得し易い。文章の平明、流暢なことは『新論』同樣だが、學的態度のもとに書かれてゐるから、『新論』などに現はれてゐる氣焰は見られない。

本集には、紙數の都合上、「論道」「論學」の二篇だけを收めた。それは、この二篇が最も重きを爲してゐるからでもある。

## 迪彝篇

本篇は天保四年に成り、その内容は、(一)總叙、(二)三才、(三)國體、(四)君道、(五)師道、(六)奮武などに言及してゐる。大體の趣旨は、本書において、正志が明言した通り、「神明の國に生れ天益人の數に備はれる蒼生たらんものは、東方發生の仁を仰ぎ、春風和樂の氣をうけて、生前の倫理を明かにし、君臣・父子・夫婦・長幼・朋友の道を盡し、勇猛の氣を養うて、皇化を恢弘にし」と云ふ旨を極わかり易い文章で述べてある。

本書は、『退食閒話』の姉妹篇で、インテリ階級よりも、寧ろ一般大衆にわかり易いやう、人倫の大要を正志一流の筆法で、訓話したのである。

## 讀直毘靈

本書は、本居宣長が、その日本精神を高調した主著『直毘靈』について、水戸學の立場から相當に詳しい批評を爲したのである。

水戸學と國體との差異は、『藤田東湖集』の解題において、述べた通り、ひとしく、日本精神興

復運動であつたが、國學では、頭から儒教を排撃したに對し、水戸學では、同文同種の關係、交涉が日支の間にあると解し、精神上、共通的な點があると信じて、周公・孔子の道が、日本の政教に利するところ多いと見た。

以上の點で、水戸學と國學とは、全く見解を異にする。本書は、この觀點に重きをおき、國學の代表者、宣長の儒教排撃に反對したのである。が、その云ふところは、宣長に向つて、少しく苛酷に失したところがあるやうに思はれるが、水戸學の一面を知る上からは、見逃し得ない文献である。すべて本篇では、先づ宣長の本文を逐條引用し、その後に批判を加へてゐる。

# 新論

# 新論

## 上篇

會澤安著

日本の特殊性と現時の狀態

謹んで按ずるに、神州は太陽の出づる所、（一）元氣の始まる所にして、天日の嗣、世々（二）宸極を御し、終古易らず、固に大地の（三）元首にして萬國の（四）綱紀なり。誠に宜しく、（五）宇内を（六）照臨し、皇化の（七）曁ぶ所、（八）遠邇有る無かるべし。今、（九）西荒蠻夷、（一〇）脛足の賤を以て、四海に（一一）奔走し、諸國を（一二）蹂躪し、（一三）眇視跛履、敢て上國を（一四）凌駕せんと欲す。何ぞそれ驕れるや。

日本の地位

地の天中に在るや、（一六）渾然として端なく、宜しく方偶なきが如くなるべし。然れども凡そ物として、自然の形體有りて存せざるはなし。而して、神州、其の首に居る。故に（一七）幅員甚だ廣大ならず。其の

（一）萬物の根本となる氣で、この場合は、と地とを帯成し、現在に至るまで宇宙に充滿してゐる根本生命を意味する。
（二）帝位。
（三）萬民のかしら。
（四）國家を統べ治める根本方針、政治上の根本。
（五）世界。
（六）照り輝く。
（七）及ぶと同じ。行きわたること。
（八）遠近。皇室の德化は遠近の差別なく、至る處までも行きわたつてゐる。
（九）西洋人のこと。
（一〇）日本を人體の首とすれば、西洋諸國は足に當る。この思想から、西洋人を賤しんだもの。
（一一）驅け廻る。
（一二）ふみにじる。

萬方に君臨する所以のものは、未だ嘗て一も其の性を易へ、位を革めざればなり。西洋の諸蕃は、其の股脛に當る　故に船を奔らし、(一八)舸を走らし、遠しとして至らざるなし。而して海中の地、西夷名づけて亞墨利加洲と曰ふ者に至つては、則ち其の背後なるが故に其の民(一九)愚戇にして、爲す所有るあたはず。是れ皆自然の形體なり。是れ其の理にして、宜しく自ら(二〇)隕越して以て傾覆を取るべし。然れども、天地の氣は盛衰なきあたはず。而して、人衆ければ則ち天に勝つ者も、亦其の勢の已むを得ざる所なり。苟も豪傑奮起して以て天功を亮くる有るにあらざるよりは、則ち天地も亦、將に(二一)胡羯腥膻の(二二)誣罔する所となり、然して後に已まんとす。今、天下のために其の大計を論ずれば、天下の人は(二三)愕然として相顧み、驚怪せざるなし。舊聞に溺れて、(二四)故見に狃るればなり。兵法に曰く、其の來らざるを恃むなくして吾が以て之を待つある事を恃み、其の攻めざるを恃むなくして、吾が攻むべからざる所あるを恃めと。

（一三）眇はすがめ。跛はびつこ、眇でありながら、明瞭に視ようとしたり、跛でありながら遠く歩行したりすれば、危地に陷るとの意で力の不足な者が強ひて事を行へば禍を招くたとへに用ひた。易の履卦にある。
（一四）他をおしのけて、その上に出ようとする。
（一五）本分を知らないで、身分以上を望む。
（一六）角のない形容。
（一七）横はゞ。
（一八）小船、速力の早いもの。
（一九）馬鹿正直。
（二〇）失敗して、今までの地位を失ふ。
（二一）胡羯は北方の未開人。腥膻はなまぐさい物を食ふ西人を賤しめた言。
（二二）いつはる。
（二三）非常に驚く形容。
（二四）平凡な、俗習から出來た見解。

非常時に當つての樂觀は大敵

然れば則ち、吾が治化洽浹(二五)し、風俗淳美にして、上下義を守り、民は富み兵は足り、猾寇大敵と雖も、之に應じて遺算なからしめば則ち可なり。若し猶ほ未だしくば、則ち其の自逞自遂(二六)をなすもの果して何の恃む所ぞ。而して論者は皆謂らく、彼は蠻夷なり、商賈なり、漁獵なり。深患大禍を成す者にあらずと。是れ其の恃む所の者は來らず、攻めざるなり。恃む所彼に在りて我に在らず、如し吾が、之を恃む所以の者と、攻むべからざる所の者とを問はば、則ち茫乎(二七)として之をよく知るなきなり。あゝ、夫れ天地の譴罔より免るゝを見んと欲するも、將た何の時にか之を期せんや。

國家改造の五方面

臣、是れを以て慷慨(二八)し悲憤して自ら已むことあたはず。敢て國家の宜しく恃むべき所の者を陳ぶ。一に曰く國體。以て　神聖忠孝を以て國を建つるを論じ、遂に其の武を尙び、民命を重んずるの說に及ぶ。二に曰く形勢。以て四海萬國の大勢を論ず。三に曰く虜情。以て戎狄(二九)の覬覦(三〇)する情實を論ず。四に曰く守禦。以て國を富まし、兵を強うす

(二五) 至らない場所のない程廣くあまねし。

(二六) 目算なしに、あわてさはぐ。

(二七) ぼんやりとする。

(二八) 非常に深く感じ、現在の樣子を悲しみなげく。

(二九) 所謂、東夷西戎南蠻北狄といつて、戎狄は文字通りでは西方及び北方の未開人の

るの要務を論ず。五に曰く長計。以て民を化し、俗を成すの遠圖を論ず。是の五論は皆、天の定つて、而して後に人に勝つことを祈る所以なり。臣の自ら誓つて、身を以て天地に徇ふもの大略、此の如し。

意味だが、こゝではそれを一般化させてある。
（三〇）隙をうかゞふ。

## 國體（上）

畏服よりも心服が必要

帝王の恃んで以て四海を保ち、久安長治、天下動搖せざる所の者は、萬民を畏服せしめて、一世を把持（一）するの謂にはあらず。而して、億兆心を一にして、皆其の上に親しみ、而も離るゝに忍びざるの實、誠に恃むべきなり。

夫れ、天地剖判（二）して始めて人民ありしより、天胤（三）は四海に君臨し、一姓たること歷々（四）として、未だ嘗て一人も敢て天位を覬覦するものあらず、以て今日に至るは、豈に其れ偶然ならんや。

君臣の義と父子の親

夫れ、君臣の義は天地の大義なり。父子の親は天下の至恩なり。義の大なる者と恩の至れる者とは天地の間に並行し、漸漬積累、人心に

（一）手中に確かに保つ。
（二）分かれ、區別される。
（三）天子の御血統
（四）明らかな形容。

治洪し、久遠にして變せず。これ、帝王の天璽を鎭撫し、億兆を統御する所以の大寶なり。昔は　天祖肇めて鴻基(五)を建て、位は即ち天位、德は即ち天德、以て天業を經綸(六)す。細大の事、一も天に出でざるものなし。德を玉に比し、明を鏡に比し、威を劍に比し、天の仁を體し、天の明に則とり、天の威を奮ひて以て萬邦に照臨し給ふ。天下を以て皇孫に傳ふるに逮んで、手づから三器を授け、以て天位の信と爲して、以て天德に象り、而して天工に代り、天職を治む、然して後に之を千萬世に傳ふ。天胤の尊き、嚴乎としてそれ犯すべからず。君臣の分は定まり、大義も以て明らかなり。天祖の寶器を傳ふる、時に寶鏡を執り、祝して曰く、此(七)を視ること猶ほ吾を視るが如くせよと。而して萬世奉祝し、以て　天祖の神となす。聖子・神孫は　寶鏡を仰いで、影を其の中に見る。見る所の者は即ち　天祖の遺體にして、猶は天祖を視るが如し。是に於いて、盥薦(八)の間に神と人と相感じ、以て已むべからず。則ち、其の遠きを追ひて孝を申べ、身を敬し、德を修む

(五) 大事業の基礎。

(六) 天下をいとなみ治める。

(七) 「古語拾遺」の天壌無窮の神勅參照。

(八) 「易經」中にある文句、「盥して薦めず、孚ありて顒若たり」の意味、神を祭るに當り手を洗ひ清め、神に捧

ること、豈に已むを得んや。父子の親敦くして、至恩以て隆なり。

天祖既に此の二者を以て人紀を建て、訓を萬世に垂る。夫れ君臣と父子とは天倫(九)の最も大なるもの、至恩内に隆に、大義外に明らかならば、忠孝立ちて、而して天人の大道は昭々(一〇)としてそれ著はれん。忠は以て貴を貴とし、孝は以て親を親とす。億兆能く心を一にして、上下能く相親しむは、良に以あるなり。若し夫れ、至敎の不言に存し、百(一一)姓日に用ひて知らざるものに至りては、これ其の故何ぞや。天祖、天に在し、下土を照臨し、天孫、誠敬を下に盡し、以て天祖に報ゆ。祭と政とは維れ一にして、治むる所の天職、代る所の天工、一も 天祖に事ふる所以にあらざるものなし。祖を尊び民に臨む、既に天と一なり。故に天と悠久(一二)を同じうするも亦、其の勢の宜しく然るべきところなり。故に 列聖の大孝を申ぶるや、山陵(一三)に秩して、祀典(一四)を崇ぶ。其の誠敬を盡す所以の者、禮制大いに備はる、其の本に報じ、祖を尊ぶの義、大嘗に至りて極まれり。夫れ、嘗は始めて新穀を嘗(一五)めて、天

げ物するとき、誠意を示して神の扉を開く如き嚴肅な感じがする意味。

(九) 天理とか人倫とかを意味す。

(一〇) 明らかな形容。

(一一) 一般の人々。

(一二) 無限の時の長さ。

(一三) 天皇の御墓。

(一四) 祖先崇拜の儀式。

(一五) 口に味ふこと。

萬民衣服の源

神に奉するなり。

古は、重稱には則ち天祖と曰ひ、群神を謂[一六]すれば、則ち亦、天神と曰ふ。

天祖、嘉穀の種を得て以爲へらく、以て蒼生[一七]を生活すべしと。乃ち之を御田に種ゑ給ふ。又、口に繭を含みて始めて蠶を養ふの道あり。是れ萬民衣食の原と爲す、天下を皇孫に傳ふるに及び、特に之を授け、齋庭[一八]の穗を以て、民命を重んじて、嘉穀を貴ぶ所以の者、亦見るべきなり。故に大嘗の祭には新穀を烹熟[一九]し、以て之を殿にこれを薦む。

大嘗祭

大嘗の歳は、豫め悠紀[二〇]・主基の國郡を卜定し、稻實及び禰宜・卜部を遣し、田に臨みて穗を拔き、以て供御飯と爲す。自餘は黑白酒となす。其の飯は、則ち祭に臨みて舂きて之を炊ぐ。天皇は親ら嘗殿に就き、粢盛[二一]を奉じて之を薦む。皆、其の孝敬を致し、其の實を存し、而して其の本を忘れざる所以なり。

（一六）全部に渉る意で、天神とは高天原の諸神の總稱。
（一七）一般の人民。アヲヒトグサと讀ませてある。時に、天照大神喜びて曰く、是の物は則ち顯見蒼生の食ひて活くべきものなりとのたまひて、乃ち粟、稗、麥、豆を以て陸田種子となし、稻を以て水田種子となす。又因て天邑君を定む。即ち其の稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎、八握に莫莫然甚だ快し。又口の裏に蠶を含み、便ち絲を抽くことを得たり。此より始めて養蠶の道あり。」（「書紀」神代上）
（一八）祭場に於いて召し上る米。「又勅して曰く、吾が高天原に御す齋庭の穗を以て、亦吾が兒に御さまつる」云々（「書紀」神代下）
（一九）十分に煮る。
（二〇）悠紀は齋忌の意、主基は濯ぎ清める意。
（二一）稷を器に盛つて神に供へる。

祝詞の由來

其の幣は、則ち和服(二二)・荒服なり。

太玉の　天祖に事ふるや、天日鷲(二三)は之が部屬となつて木綿を造る。神武帝も亦、其の裔孫をして、倶に阿波に往き、穀麻を殖えしむ。而して、大嘗毎に、阿波の齋部は荒妙の服を進む。其の祖先の職を奉ずる、皆、其の子孫を以て、舊職を失はざるなり。薦むるに穀と服とを以てするは蓋し皆、本に報ずる所以なり。御禊は潔を致す所以なり。

天皇の徒跣(二四)にして警蹕せざるは、敬の至れるなり。(二五)日蔭の鬘・帛の御衣は、至敬にして文なきなり。天祖の位を傳ふる日に當り、天兒屋をして　帝命を出納せしめ、天太玉をして百事を供奉せしむ。兒屋の後を中臣氏となし、太玉の後を齋部氏となす。故に祭の日に、中臣は天神の壽詞を奏し、齋部は神璽の鏡劒を奉ず。(二六)累世奕葉、必ず當初の儀に仍ること、猶ほ新に　天祖に命を受くるがごとし。

天祖(二七)、兒屋・太玉等の五部神を　皇孫に侍せしめ、(二八)神籬を建て

(二二)和妙荒妙の織物を神に捧ぐ。

(二三)「下枝には栗國の忌部の遠祖、天日鷲の作れる木綿を懸でゝ云々」(書紀・神代上)

(二四)素足で聲をかけて先拂ひせぬ事且つ護衛兵を多く從へず。

(二五)白絲又は青絲で作り、冠の笄の左右につけるもの。但しこの場合は、裝飾のない髮の結ひ方。

(二六)代々の意味。

(二七)記にある五伴緒で、天兒屋根命・布刀玉命・天宇受賣命・伊斯許理度賣命・玉祖命のこと。

(二八)皇孫の周圍を

寶鏡に對する天皇の崇敬

ゝ以て　皇孫を護衞すること、猶ほ天上の儀の如し。神武帝も天下を平げ、亦、宮殿を建てゝ、兒屋の孫種子・太玉の孫天富をして、鏡劍を奉じ、幣帛を陳せしむ。而して歷世の遵奉する所、是の儀にあらざるはなし。崇神帝の　天祖を莊嚴に祭るに及び、石凝姥が嘗て　天祖に事へて鏡を鑄、目一箇が金を作る者たるを以ての故に齋部に命じ、二代の後を率ゐ、鏡劍を模造して、以て殿內に奉安せしむ。卽ち　踐祚の日に、齋部が奉ずる所の物に是なり。其の永く舊物を存し、敢て失墜せざること、是の如し。

其の他、凡百の具を供するも亦、齋部の掌る所に非ざるはなし。而して百の事を執るに至りても亦、皆、其の職を世々にし、奕世墜さず。(二九)駿奔して事を承くる事、毫も　天祖の祚を傳ふるの日に異なるなく、君臣は皆、其の初を忘るゝことを得ざるなり。

太玉は、日鷲・(三〇)手置帆負・彥狹知・櫛明玉・目一箇等を統領し、以て　天祖に奉事す。天富も亦、悉く諸氏の後を率ゐ、鏡及び矛・



裏を巻かせて守護する。本書は宗教の意、

(二九) 餘なく事をはこぶ。

(三〇) 紀の一書及び古語拾遺に、工作の神として記せられて、

群臣の世職

日本國民は皆神明の子孫

盾の諸物を造る。大嘗の日に、日鷲・手置帆負等の孫が諸物を供奉することと、一に其の先世の舊の如し。而して其の細は、伴の燧火を燧ち、安曇の火を吹き、車持の菅蓋を執るの類も亦、其の職を世々にするにあらざるなし。

夫れ、天祖の遺體(三一)を以てして　天祖の事に當り、藹然、曖然(三二)として、當初の儀容を今日に見るときは、則ち君臣觀感(三三)し、洋々乎として、天祖の左右に在るが如し。群臣の　天孫を視ることも亦、猶ほ天祖を視るが如し。其の情の自然に發するもの、豈に已むを得んや。而して、群臣も亦、皆、神明の冑にして、其の先世は　天祖　天孫に事へ、民に功德あるものは列して祀典に在り。而して宗子、族人を糾(三四)緝し、以て其の祭を主る。

古は、故家、名族が國造・縣主等となり、各々其の族人を統べて、其の先を祭る。猶ほ大己貴の後は三輪君となり、世々大己貴を祭り、思兼の後は秩父の國造となり、世々思兼を祭るの類の如し。

る。（手置帆負、彦狭知）櫛明玉命は、古語拾遺には出雲國、忌部の玉作の祖とあり、書紀には、神代下の一書に「紀伊國の忌部の遠祖、手置帆負神を以て、定めて作笠者となし、彦狭知神を作盾者となし、天目一箇神を作金者となし、天日鷲神を作木綿者となし、櫛明玉命を作玉者となす云々」とある。

（三一）天祖の遺體は天皇のこと。

（三二）距離が餘りに遠くて、明白には見えないこと。茲では彷彿の意。

（三三）互ひに寛容して十分に満足すること、洋々乎は少しもせまらず、ゆつたりとした様容。

（三四）廣く集める。

凡そ舊族は皆、然らざるはなし。天智帝に至りて氏上を定む。卽ち大寶令に稱する所の氏宗なる者も亦、舊俗に因りて、之を潤飾するなり。後世、鄕里に祭る所の神を氏神と稱し、其の土人を氏子と稱すること、蓋し亦、其の遺俗なり。

入りては以て其の祖を追孝し、出でては以て大祭を供奉するも亦、各々其の祖先の遺體を以て祖先の事を行ふなり。

臣・連・伴造の各々は、其の諸氏に屬する所を領す、皆、舊職を失はず。玆に擧ぐる所の齋部、諸々の齋部を率ゐて供奉するの類、其の諸國の齋部は卽ち日鷲の後、粟國の齋部となるの類の如き、是れなり。而して亦、其の舊職を祭祀の日に奉せざるなし。

(三五)惻然、悚然として、乃祖。乃父の　皇祖天神に敬事する所以の者を念ふ。豈に其の祖を忘れ、其の君に背くに忍びんや、是に於いてか、孝敬の心を父は以て子に傳へ、子は以て孫に傳へ、志を繼ぎて事を述ぶ。千百世と雖も、猶ほ一日の如し。孝は以て君に忠を移し、忠は以



(三五) 惻然は身に浸みて感ずる形容。悚然は心に大きな感動を與へられて、眞面目になる形容。

忠孝一本と政教一致の理由

て其の先志を奉ず。忠孝は一に出で未だ嘗て二あらず。其の本は此を象に寓して以て其の意を示し、是を事に施して以て其の心に傳ふ。其の教は不言に存し百姓日に用ゐて知らず。故に朝政の主とするところは、天祖に報いて天工に代るにあり。祭は以て政となり、政は以て教となる。教と政と、未だ嘗て分れて二とならず。故に民は唯々天祖を敬し、天胤を奉ずることを知るのみ。嚮ふ所一定して、異物を見ず。是を以て民の志は一にして、天人合せり。これ帝王の恃んで以て四海を保つ所以にして、祖宗の國を建て、基を開く所以の大體なり。

人は天地の心

夫れ、萬物は天に原づき、人は祖に本づき、體を父祖に受け、氣を天地に稟く。故に言、苟も天地鬼神(三六)に及べば、愚夫愚婦と雖も、其の心に悚動するなきあたはず。政教も禁令も、一に天に奉じ祖に報ゆるの義に出づ。則ち、民の心何ぞ一ならざるを得んや。人は天地の心にして、心專らなれば、則ち氣は壯なり。故に億兆一心なれば、則ち天

(三六) 死者の靈。

迪り心專らなり。其の氣以て壯なれば、則ち人の元氣を稟くる所以の者、それを善きを得、一天下の人生れながらにして、善き氣を稟くれば、則ち國の風氣は轉つて以て厚し。是を天と人との合と謂ふなり。是を以て民は古へを忘れず、其の俗は淳厚(三七)にして能く其の本に報じ、其の始めに反り、久しうして變せず。

易に曰く、觀(三八)は盥して薦めず、孚有つて顒若(三九)たり。下、觀て化す。天の神道を觀て、四時違はず。聖人は神道を以て教を設け、而して天下服す。又曰く、風、地上を行くは觀なり、先王は以て方を省み、民を觀て教を設く。觀は、上は下を觀、下は上を觀て、上下交々相觀るなり、學記に云ふ。相觀て善くする、之を摩と謂ふ。而して風は命令の象なり。其の地上を行くもの善く萬物を撓む。去來に方なく、凝りて散せざるなく、密にして入らざるなし。教學の象あり。而して其の之を教ふる所以の道は、則ち天の神道なり。

天の道は陰陽測られず。物を生じて貳あらず。故に四時違はず。

(三七) 淳は純のこと、厚は人情味の多いこと。

(三八) 易の卦の名で、坤下巽上にある。既に前に述べた。

(三九) 同じく坎上巽下にある。顒若は嚴正の意。この部分は觀卦にある。

易學から見た人間の地位

貳あらざるは孚なり。違はざるも亦孚なり。孚ありて顒若の象たる。(四〇)覆幬持載、川流(四一)敦化し、命、上より入りて下の之に順ふは、天の神道にして下觀て化するなり。天地の間に鬼神より誠なるはなし。而して人と神と相感ずる、盥うて未だ薦めざるの間に在つて、最も至れりと爲す。天下の誠以て倚ふるなし。故に中庸に誠を論ずるも亦、先づ鬼神の德を言ひ、而して、舜と武王・周公との孝は、宗廟之を饗け、子孫之を保つことに及ぶ。遂に　祖廟を修むるを言ひて、以て(四二)郊社。禘嘗に至る。乃ち曰く、國を治むること、これを掌に示すが如し。孝經の首章に、大雅念祖の詩を引き、而して其の聖人の孝を論ずるも亦、周公の郊祀及び明堂の祀を以て大と爲す。其の意も亦、見るべきなり。

　陰陽合して物を生じ、精なるは人となる。其の體は即ち父祖の遺にして、其の氣は即ち天地の精なり。同體一氣にして、交々相感應す。故に鬼神の德は物に體して遺さず。洋々として左右に在る如

（四〇）おほふ。

（四一）篤實な風に化する。

（四二）中庸には誠を論じて「誠ならざれば物なし」とか「誠は天下の道なり」とか「誠は物に終始す」とかある。中庸の道と鬼神との關係は、その第十六章の首に「子曰く、鬼神の德たる、其れ盛なるかな。之を視れども見えず、之を聽けども聞えず。物を體して遺すべからず。天下の人をして、齋明盛服して、以て祭祀を承けしめ、洋々乎として、其の上に在るが如く、其の左右に在るが如し」との有名な一節がある。

（四三）「郊社の禮は、上帝に事ふる所以なり。宗廟の禮は、其の先を祀る所以なり。郊社の禮、禘嘗の義に明かにせば、國を治むること、其れ諸を掌に示すが如きか」（中庸・第十九章）[illegible]は郊の[illegible]を言ひ、天帝を祭ることを意味し、社は地のこと、地祇を祭る。[illegible]

く、人と神との至誠の相感ずるは、固に自然の符なり。聖人は因つて以て教を設け、郊社・禘嘗して以て帝に事へ先を祀る。而して本に報じ、始めに反するの義は盡せり。文王を祀るには、則ち天に在すに對越すと歌ひ、朝會には則ち文王の(四四)陟降、帝の左右にありと歌ふ。これを用ひて、以て萬邦を化導す。而してこれを畏敬尊奉し、王者を視ること、猶ほ天を視るがごとし。王者の德は兆民に被むり、而して兆民は志を一にして、同じく之を崇奉す。亦、其の至誠の自然と相感ずる者。而して後に嗣王の本に報じ、始めに反る所以のもの、此の如し。其の孝敬の心は上下に達し、下は觀て之に化す。出づれば則ち其の上に事へ、入れば則ち其の先に事ふ。惻然、悚然として、愛敬の心は中より發し、自ら已む能はず。故に曾子の曰く、終りを愼み、遠きを追へば、民の德、厚きに歸すと。亦神道の教を設くるの効なり。

蓋し、堯・舜の民を帥ゆる、必ず天を本として祀を愼む。故に堯



嘗とは時祭で、前者は祭、後者は秋に行ふ。之には王者が祖先の廟に新穀を薦めて祭る意味もある。

（四四）或は天界にのぼり、又は人界にくだること、この部分は「詩經」の大雅にある。

正大な天の心

の政は、暦象に時を授くるに始まりて、其の授受の間は皆、天の暦(四五)數を以て言となす。謨(四六)を陳べては則ち曰く、天工は人それ之に代ると。啓の征伐には則ち曰く、五行を威侮し、三正を怠棄するを以て、天の罰を行ふと。湯の桀を伐つときは則ち曰く、予は上帝を畏る、敢て正さずんばあらずと。盤庚の都を遷すときには則ち曰く、乃の命を天に迓(四七)續すと。殷人、紂を諫むるや則ち曰く、天下民を監む。曰く、天、我を棄つと。武王の紂を討つときは則ち曰く、天の視聽は我が民による。曰く、自ら天に絶つ。曰く、恭んで天の罰を行ふと。箕子が洪範を陳ぶるや則ち曰く、天、下民を陰(四八)騭すと。周公の自ら禱るや則ち曰く、丕(四九)子の責天にありと。成王の大誥には則ち曰く、予は天役を造すと。康叔を封ずるや則ち曰く、天命に宅る。曰く、天顯を畏ると。親邑を營むや則ち曰く、天に稽ふ。曰く、天の耆命定命に及ぶと。多士に告ぐる時は則ち曰く、天命に違ふなかれと。成王を戒むるときには則ち曰く、天命を嚴み畏れよと。召

(四五)「論語」堯曰篇に「咨爾舜、天の暦數、爾の躬にあり」云々。
(四六)天下の大計。以下の諸例は多く「書經」から引用され敬天の意及び天子が天の意を體して民を治めることを述べてゐる。
(四七)迎へて接續させる。天の道と一致させる。
(四八)我々の意識しない間に、天が人民を安定させること。
(四九)天子の嫡子。この部分は「書經」の金縢にある。
(五〇)書經の古名。

公に告ぐるときには則ち曰く、天は忱を棐く。天命易らずと。多方に告ぐるときには則ち曰く、天命を圖れと。政を立つるときには則ち曰く、俊をえらび、上帝を尊べ。顧命には則ち曰く、命を墜すなし。刑を作るときは則ち曰く、天牧を作す。晉侯に命ずるときには則ち曰く、上帝命を集むと。(五〇)尚書毎篇、天を奉ずる所以のもの、是の如きにあらざるなし。

舜、終を受くるときは、則ち類(五一)禋し望し、徧し、巡狩するときは、則ち柴望(五二)し、歸れば則ち特を藝祖(五三)に用ゆ。謨を陳ぶるには則ち曰く、(五四)祖考來り格る。水土を治むるときは則ち曰く、九山刊旅(五五)す。盤庚の都を遷すときは則ち曰く、大に先王に享す。爾の祖、それ從つて之を享くるに與かると。紂を諫むる時は則ち曰く、天胤・祀を典ると。(舊は胤を以て句となす。今は改めて、祀を以て句となす。)微子は則ち曰く、神祇の犧牲(五六)を攘竊すと。紂を伐つ時は則ち曰く、祭を益なしと謂ふ、曰く、(五七)肆祀を昏棄して答いずと。洪範には則ち

(五一)類は天帝を祭ること。
(五二)柴はしばを焚いて天を祭る。望は山川を望んで其の神を祭る。
(五三)藝祖は[illegible]の事で、これは[illegible]である書經の堯典には文祖とあるを指す。轉じて太祖の事。
(五四)死んだ父や祖先。
(五五)九州の名山。この部分は同じく書經の禹貢にある。
(五六)盜む。
(五七)肆祀は色々供物を列べること、昏棄は道に昧く棄てゝ顧みない。「書經の」牧誓にある。

祀を愼む所以

胥教を我國に轉用し出來る理由

曰く、三に曰く祀と、自ら禱るや則ち曰く、能く鬼神に事ふと。康叔に誥るときは則ち曰く、祀のみ茲れ酒せよ。新邑を營むときは、則ち牲を郊社に用ゐ、殷禮を稱し、功宗を記し、文武に禋蒸す。（五八）多士に告ぐる時は則ち曰く、德を明にし、祀を恤ふと。召公に告ぐるときは則ち曰く殷禮は陟りて天に配すと。多方に告ぐる時は則ち曰く、蠲んで祀を念ふと、曰く神は天を典ると。顧命には則ち之を廟に受くと。尙書篇篇、祀を愼む所以のものに非ざるなきこと、是の如し。故に論語の篇末（五九）には、堯・舜・禹の授受を叙し、則ち天の曆數を言ふ。湯の桀を伐つときには則ち曰く、簡ばれて帝の心に在りと。周の重んずる所は民、食・喪・祭、亦皆、天を奉じ、祀を愼むなり。故に禮記に曰く、凡そ天下、九州に在るの民は、咸く、其の力を獻じて以て　皇天・上帝・社稷・寢廟・山林・名川の祀に供せざるなしと。古へ民をして鬼神を敬し、祭祀を奉ぜしむる所以の者、亦、見つべし。蓋し、　神州と漢土とは風氣素より同じく、人情も亦、

（五八）文王・武王を祭る。

（五九）論語の最終章、堯曰の篇の最初に、堯曰く、咨爾舜、天の曆數爾の躬に在り、允に其の中を執れ、四海困窮せば、天祿永く終へんと。舜も亦以て禹に命ず。曰く、予小子履、敢て玄牡を用ひて、敢て昭かに皇皇たる后帝に告ぐ。罪有るは敢て赦さず、帝臣蔽はず、簡ぶこと帝の心に在り。朕が躬罪有らば、萬方を以てすること無かれ。萬方罪有らば、罪朕が躬に在らんと。周に大賚あり、善人是れ富む。周親有りと雖も、仁人に如かず。百姓過有らば、予一人に在り。權量を謹み、法度を審にし、廢官を脩むれば、四方の政行はる。滅國を興し、絕世を繼ぎ、逸民を擧ぐれば、天下の民心を歸す。重んずる所は、民の食・喪・祭なり。寬なれ

甚だ相類す。故に教を設くるの意も甚だ相似たること、亦、此の如し。

昔は國造(六〇)・伴造、世々祖業を承けて、其の職を墜さず。中ごろ、王族・廷臣、宗族を糾合し、以て其の爵位を保つ。下も近古に及び、武夫・猛將は猶ほ能く譜牒を重んじ、以て家業を管轄す。夫れ既に自らの血胤を重んずれば、孰か敢て天胤を敬せざらん。故に一世を擧げて、皆、天位の犯すべからざるを知る。逆順既に明らかなれば、則ち大逆は固より世の與せざる所、將に天地に容るゝなからんとす。故に亦、惡んぞ、醜類を鳩聚(六一)し、以て其の姦を逞しうするを得んや。故に國歩の、時に或は艱難ありと雖も、而も天胤の尊は自若たり。之を上にしては、則ち乘輿(六二)京に播遷するも、而も未だ嘗て一人の敢て神器に朶頤(六三)することあらず。之を下にしては、則ち陪臣(六四)世に天下の權を擅にすれども亦、敢て其の主位を簒はず。

神聖は忠孝を以て國を建つ。遺風餘烈(六五)の猶ほ人にあるがごときも

---

ば則ち功あり。公なれば則ち民說ぶ」とある。これは古の帝王の稽古の道を贊歎したもの。

(六〇) 國造は、上古、國郡を統治した世襲の地方官、伴造は上古、各部の長官。

(六一) 寄せ集める。

(六二) 天皇の御乘物を乘輿といふ。

(六三) 自己の慾望に乘じて、他を併呑しようとする野心。あごを動かして物を食はうとするのが原意である。

(六四) 諸侯の家臣。

(六五) 後世に遺された偉人の功績。

の、此の如し。則ち　天日の胤の天壤と終始して易らざるは、蓋し以て之を致すありて然るなり。夫れ、　神聖の國を建つるや、此の如くそれ固し。沃を流すや、此の如く其れ遠し。然らば則ち善政の施す所、聲教の暨ぶ所、それ果して弊なきか。凡そ天下の事、弊なきあたはざるは、固より其の常理なり。今、夫れ天下の弊は、指を屈するに遑あらず。然れども總して之を論ずれば、其の大端は二あり。曰く、時勢の變なり、邪說の害なり。枉を矯め、廢を擧げんと欲するには、二端のもの、之を審詳せざることを得んや。

何をか時勢の變と謂ふ。昔　天祖、天業を肇基し給ひ、蒼生を愛養し、天の邑君を定めて以て之を綏撫(六六)し、勇武を選び、以て下土を經略し給ふ。而して民は天朝を奉戴することを知れり。然も天造草昧(六七)にして、四方未だ底平せず、土豪邑傑、所在に割據す。數世を歷て未だ相統一せず。太祖神武天皇は旣に天下を定め、國造を封建し、人神(六八)を司牧せしめ、舊族・世家、悉く之を繼ぐに名位を以てし、而して土

(六六) 撫育し平定する。
(六七) 未開狀態。
(六八) 支配。

國家の必要條件

地・人民は悉く朝廷に歸し、天下大に治まる。

（六九）孟子曰く、諸侯の寶は三あり。土地・人民・政治と。周官、（七〇）天官は首に六典を掌り、邦國を治むる者、政治に於いて統べざる所なし。地官は首に土地の圖、人民の數を掌る者にして、土地・人民統べざる所なし。二官は四時の官を經紀す。而して春秋二官の掌る所は、多く典禮・政刑のことなり。（七一）夏官の軍を制するは、人民を用ゐるなり。冬官の空土を司るは、土地を治むるなり。孟子が土地人民を以て政事と並べ稱するは、其の旨甚だ深し。而して古へ土地・人民を重んずること、其の意亦見るべし。

歷世既に久しきに及び、紀綱漸く弛み、或は背叛する者あり。崇神天皇は四方に（七二）不還を征し、大いに政教を敷き、人民を校へ、（七三）調役を課す。益々國造を封じ、以て（七四）遐陬を鎭撫し、（七五）拮据經營し、數朝を歷て衰へず、皇化日に洽く、土疆は日に廣し。而して土は皆、天子の地、人は皆、天子の民、民の志は一にして、天下又大いに治まる。



（六九）「孟子曰く、諸侯の寶は三、土地・人民・政治なり。珠玉を寶とする者は、殃必ず身に及ぶ。」（巻七、盡心章句下）

（七〇）天官は周代の宰相。六典とは周代に於いて國家を治める六種の國法で、治典・教典・禮典・政典・刑典・事典をいふ。地官は、土地人事に關する政を掌る役。

（七一）夏官は周代に於ける軍政を掌る官、冬官は土地に關する政を行ふ官。

（七二）不服な横着者。

（七三）一般に租役の意に使用されてゐるが、調とは布帛の貢物、役は夫役の意である。

（七四）片田舍。

（七五）非常な努力を重ねて國家を治める。

爾後は安きに習うて事なく、廟堂（七六）遠大の慮なく、大臣は權を弄して、私門を經營す。時に歷朝の置く所として、既に宮家及び標代（七七）の民あり。而して、臣・連・伴造・國造も亦各々私田を置き、私民を畜ひ、土地・人民は漸く分裂して各々趣向する所を異にす。中宗天智天皇に至り、既に亂賊を誅戮し、儲闈（七八）に在りて政を補け、舊弊を革除（七九）し、新制を布き、其の封建の勢に因りて之を一變し、國司を以て國郡を統治す。而して遂に郡縣の制を成し、私地・私民を除き、盡く之を朝廷に歸し、天下は一も王土と王臣にあらざるはなし。而して天下又大いに治まる。

數世の後に及び、藤氏（八〇）、權を專らにして、公卿・大夫（八一）は僭奢、風を成し、爭うて莊園（八二）を置き、以て土地・人民を私す。弓馬の家、又權勢に依附し、郡を割き、邑を連ね、以て己の有と爲し、所在の良民を驅つて以て奴隷と爲す。天下の地（八三）龜分し、瓜裂す。而して、割據の勢成る。源賴朝が天下の總追捕使（八四）となるに及び、則ち土地・人民を擧げ

（七六）朝廷。
（七七）皇室の何等かの記念の爲めに、一民の土地を指定して、その民に特典を與へるか、特定の者の收入とする。
（七八）皇太子の地位、闈は後宮。
（七九）改新。
（八〇）藤原氏。
（八一）身分以上に萬事を奢る。
（八二）平安朝に盛んになつたもので、權勢ある人々及び寺社などの私有物で、莊の號のある土地をいふ。
（八三）大小樣々に分たれる。
（八四）總追捕使とは國司・郡司中の才ある人々に[illegible]させ、國內の[illegible]人を[illegible]まるもの、この長官を總追捕使といふ。

鎌倉、室町に至るまでの國運

て、盡く之を鎌倉に歸す。鎌倉・室町の將軍たる、時に盛衰治亂の同じからざるありと雖も。而も皆是れ、土地・人民の權に據り、動もすれば朝命に逆ひて恭順なることあたはず。舊姓・豪族も亦各々土地・人民を擁し、以て相爭奪す、弱肉強食し、亂賊、武を擅し、天下(八五)鼎沸し。萬姓(八六)靡爛す。而して民は各々適從する所を異にし、闘勇力戰し。能く其の主のために死すと雖も。而も名義明らかならず。其の忠も忠にあらず、忠と孝との義は日に以て(八七)消磨す。

足利義滿の如きに至つては、則ち膝を屈して明に臣と稱す。內に王臣となつて、而も臣を外に稱するは、人臣の節にあらず。而して天下之を怪しむなし。身は天下の權を操つて、而も臣を異邦に稱し、異邦をして 天朝を視ること、藩臣の如くならしむ。國體を虧くや甚だし。而も天下之を怪しむなし。名節は地に墜ちて、君臣の義は廢せり。民の俗は日に澆惡に趨き、本に報じ、始めに反るの義を遺る。家督の利すべきを知りて、血胤の重んずべきを知らず。或は異姓の子を

(八五) 非常に騷がしくなる。
(八六) 衰亡に瀕する。
(八七) 消えうせる。

南北朝を経て戰國時代に及ぶ大道の消滅

皇子の剃髮に就ての批判

養ひ、以て己の子となす。他人以て父子となるべくんば、則ち父子以て他人となるべし。夫れ、誰か復た天倫(八八)(てんりん)の易(か)ふべからざるを知らん。其の甚だしきは、則ち 皇子・皇孫と雖も悉く薙染(八九)(ていせん)の流となる。 天胤をして絶えざること綫(九〇)(せん)の如くならしむ。而して天下之を怪むなし。(九一)彝倫(いりん)以て斁(やぶ)れ、父子の恩は廢せり。

皇子は宜しく緇徒(九二)(しと)となすべからざること、熊澤伯繼(九三)・新井君美(九四)、之を論ずること極めて詳かなり。然れども議する者、或は歳月の久しき、瓜瓞(九五)(くわてつ)蕃衍(はんえん)し、供億給し難きを患ふ。而して君美は之を辨じて曰く、天地の間は自ら大算數あり。(九六)消息と盈虚(えいきよ)とは、知力の及ぶ所にあらず。當に其の義の當否を論ずべしと。伯繼は曰く、宜しく諸國に令して學校を設けしめ、 皇子及び公卿子弟を以て、之が師長となすときは、則ち 天胤德のみならざるも、以て之を處することあるべしと。二子の論ずる所は極めて是なり。且つ古制に、皇子は親王となり、親王の子孫は諸王となる。五世の後に姓を賜ひ、列し

（八八）天然、自然の秩序。

（八九）僧侶の意。薙は剃髮、染は墨染の衣を身につける。

（九〇）綫は線で、細長いもの。皇統が非常に危機に瀕した時のたとへ。

（九一）人倫と同じ。人として守らなければならない道德上のもの。五倫。

（九二）僧侶のこと。緇は黑色の意で、墨染の衣。

（九三）熊澤伯繼は蕃山の號で世に有名である。通稱を次郎八、助右衛門、了介などといひ、號は蕃山の他に息游軒ともいつた。中江藤樹に就いて陽明學を學び後に備前の池田公に仕へて種々實際的の功があり、幕府から嫌疑されて諸國を流寓せざるを得なくなつた。著書は多いが、「四書小解」、「大學或問」、「集義和書」、「集義外書」、「二十四孝評」、「三輪物語」などが有名である。元和五年に生れ、元祿四年、七十三才で

幕府の外國船打拂ひ令

も、而も之を禁ずるなく、(一〇二)戎狄邊を伺ふも、而も之を慮ることなきは、土地・人民を棄つるなり。天下の士民は唯だ利をこれ計り、忠を盡し、慮を竭し、以て國家を謀るを肯んぜず。(一〇三)怠傲放肆、以て乃祖を忝しむるは、君親を遺るゝなり。上下交々(一〇四)遺棄せば、土地・人民、何を以てか統一し、而して國體はそれ何を以てか維持せんや。

夫れ英雄の天下を(一〇五)鼓舞するや、唯々民の動かざらんことを恐る。(一〇六)庸人の一時を糊塗するや、唯々民の或は動かんことを恐る。故に務めて(一〇七)昇平を粉飾し、虜をして眼前に(一〇八)陸梁せしめて、猶ほ稱して(一〇九)漁商となし、上下相蒙蔽す。適々以て、寇を玩び、禍を畜ふに足れり。而して、(一一〇)高拱端坐、糊塗自ら智とし、將に相率ゐて自ら(一一一)不測の淵に趣かんとす。亦、憫むべきなり。苟も稍々心性、知識を存する者の、誰か聲を吞んで竊に之を嘆ぜざらんや。(一一二)今、幕府は斷然明かに天下に令し、虜を見れば必ず之を摧き、公然、天下と同じく之を仇とせん。而らば令を布くこと一日にして、天下の智愚となく、(一一三)臂を攘げて令に趣かんこ

戒。
(九九)天下は一樣に、一色の意。
(一〇〇)塗は、心の緊張を失ふこと。
(一〇一)饑饉その他の自然に依る災害。
(一〇二)他國の末端の人。外國人を賤しめた言。
(一〇三)怠傲は自己の義務を怠ること。放肆は平常の行動に一定の目的のないこと。
(一〇四)忘れ棄てる。
(一〇五)一般の人民に現狀を深く認識し、適當な處置を行ふ氣持がなければ、如何に英雄が天下の人々に良策を實行しやうとしても、民はそれに[illegible]ないかも知れない。[illegible]前途の見通しをつけること。
(一〇六)民に概世の氣がなければ、平凡人の一時的な、表面だけの策で、或は動かされ、飛んでもない方面に動き出すかもしれない。糊塗は表面だけを飾る。一時的な手段。

禋して、(一一七)遂に靈時を立て、皇祖天神を祭り、以て大孝を申ぶ。崇神天皇は神祇を崇重し、天祖に敬事し、祀典　天下に班ち給ひて、本に報じ、始めに反るの義、天下に達す。天下の朝廷を仰ぐこと、天神の如し。孝を以て君に事へ、心を同じうして志を一にし、共に其の忠を輸し、風俗以て惇し。應神天皇の朝に至り、(一一八)周人の經籍を得て之を天下に行ふ。其の書は、堯・舜・周・孔の道を言ふ。其の國は神國に隣して風氣相類す。其の教は天命人心に本づいて、忠孝を明らかにし、以て　帝に事へ、先を祀る。　天祖の彝訓と大いに同じ。

中庸に云ふ。郊社の禮は上帝に事ふる所以なり。宗廟の禮は其の先を祀る所以なり。郊社の禮・(一一九)禘嘗の義を明らかにして國を治めなば、それこれを掌に示すが如けんかと。蓋し、國を治むること、掌に示すとは、郊社・禘嘗にして、而して其の禮と義とは、則ち曰く、帝に事へ、先を祀る、是なり。亦、　神聖の教を立つる意と合せり。

(一一七) 祭場、時は止で、神靈の留まる場所。

(一一八)「十六年乙巳、春二月、百濟王、王仙をして、冶工・卓素・呉服・西素・醸酒・仁番等を率ゐて來朝せしめ、論語十卷・千字文一卷を獻ず」(大日本史・卷三)

(一一九) 前出參照。禘嘗は天子が太廟で五年に一回づゝ太祖によつて出た所の遠祖を祭り、太祖をも合せ祭る事をも意味する。

蘇我馬子と厩戸皇子

佛教の弊

る。

(一三三)佛法の中國に入るや、朝議謂へらく、國家の祀典あり。宜しく蕃神を拜すべからずと。而るに逆臣馬子は私に之を奉じ、皇子厩戸等と黨比して、伽藍を興造す。これより僧徒、日に衆く爭うて其の說を鼓す。民の志は是れに於いてか(一三四)靡渙せり。(一三五)大寶の制は神祇を大政の上に列して、僧尼(一三六)を玄蕃に隸せしめたりき。國體を知ると謂ふべし。然れども猶ほ祭と政とを分ちて、二となすを免れざるは、當時の人情、世態の既に往日の純一の如くにあらざればなり。而して　聖武・孝謙の朝に及びては、則ち佛事益々盛に、朝政廷議は佛に奉ずる所以にあらざるはなし。遂に(一三七)國分寺を諸道に置いて國府に並立し、以て其の法を國都に布き、佛事と政とを一ならしむ。上の好む所、用ひて以て政をなす。之が下たるもの、孰か爭うて之に趨かざらん。是を以て天下(一三八)は靡然として、唯だ蕃神をこれ敬す。(一三九)本地の說の作るに及びて、赫々たる神明を冒すに佛名を以てし、天を誣ひ人を欺き、吾が民の(一四〇)瞻仰する

(一三三)佛教傳來の際に於ける蘇我・物部兩氏の爭鬪は、日本書紀のその部分に[illegible]しい。こゝでは大日本史の本紀第七から二ケ所を引用する。その一は欽明天皇十三年[illegible][illegible]月、百濟王明、使を遣はして、金銅の釋迦佛の像、及び幡蓋經論を獻じ、上表して、佛の功德を讃述す。天皇、其の禮すべ[illegible]か否かを疑ひ、議を[illegible]臣に下す。蘇我稻目[illegible]禰奏すらく、宜しく之を[illegible]すべしと。物部連尾輿・中臣連鎌子、倶に奏すらく、宜しく禮すべからずと。天皇、之に從ひ、仍て佛像を稻目に[illegible]ふ。稻目、向原の家を捨てゝ寺となす。是の時、諸國大に疫し、久しくして癒々甚し。尾輿・鎌子奏すらく、宿疾の起るは、實に佛に致す所なり。宜しく其の像を[illegible]棄して、以て禍原を絶ち、後福を來むべしと。詔して、之を許す。乃ち有司に命じて、佛像を[illegible]波[illegible]江に投じ、火を放ちて

後白河法皇の嘆

一向宗の害

僧尼に對する禁令

所の者を擧げて、悉く（一四一）胡神の分支、末屬と爲す。神明の邦を變じて、（一四二）以て身毒の國となし、中原の赤子を驅りて、以て西戎の徒屬となすなり。內、既に自ら夷とす。國體、安んぞ存せんや。故に（一四三）後白河上皇の尊を以てして、山法師の制し難きことを嘆じ給ふ。時勢亦、見つべきなり。

一向專念の說作るに至りては、則ち名祠、大社の祀典に在る者と雖も、之を輕蔑するを許さず。以て本に報い、始めに反るの心を遏絕して專ら胡神を奉ず。民は是を以て、西戎あるを知りて（一四四）中原あるを知らず。僧尼あるを知りて君父あるを知らず。其の叛亂に及びては、則ち義に仗り、賊を討つ者を指して、以て法敵となす。乃ち、一時の忠烈の士をして、弓を援き戈を揮ひ、反つて君父に仇せしむるに至る、忠孝の廢し、民志の散ずること、極れりと謂ふべし。

令に云ふ。凡そ僧尼にして、（一四五）上は玄象を觀、災祥を假說し、語の國家に及び、百姓を妖惑し、並びに兵書を習讀して、人を殺し、奸

伽藍を燒かしむ。」とあり、次に敏達天皇の十三年には（秋九月、鹿深臣、佐伯連）百濟より至り、各佛像一軀を齎らす。蘇我馬子宿禰、殿を造りて之を安[illegible]。佛法茲よ[illegible]漫す」とある。蕃[illegible]とは[illegible]國の神で、釋[illegible]を指し、黨比は共謀、伽藍は寺院のこと。

（一三四）大寶令の事　大寶元年に成る。

（一三五）離れ〴〵になる。

（一三六）大寶令の事　治部省に屬し、佛寺僧尼や外國人の送迎を掌つた役所。

（一三七）聖武天皇の天平十三年に、祈[illegible]所の意味で諸國に建てた寺で、僧二十人を置き、東大寺の管理の下に、國々の佛事を支配させた。

（一三八）風になびく形容。

（一三九）所謂本地垂迹說のこと。本地とは佛菩薩の本體、垂跡とは、衆生を濟度する爲に、機緣に應じて其の本體から種々の身を示

盜し、及び詐りて聖道を得たりと稱するもの、並びに官司に付して罪を科す。別に道場を立て、衆を聚めて教化し、妄りに罪福を說く、官司の知りて禁止せざる者は、律に依りて罪を科す。僧尼の吉凶をト相し、及び小道、巫術にて病を療せんとする者、飲酒して醉亂し、及び人と鬪打する者は、皆還俗せしめん。(一四六)三寶の物を將て官人に(一四七)餉遺し、若しくは、朋黨を合構し、徒衆を擾亂し、音樂博戲を作す者、(一四八)綾羅錦綺を服用する者、僧房に婦女を停め、尼房に男夫を停むる者、(一四九)阿黨朋扇濫りに、德なき者を擧げ、俗人をして歷門を敎化せしむるものは、皆苦使すること日數あり。凡そ僧尼の私に園宅財物を畜へ、及び興販して出息する事を得ざれと。凡そ是の如きの類は、其の禁防を設け、以て身體を保ち、罪戾を免れしむる所以の者、一にして足らず。如し能く僧尼をして、謹んで律令を守り、佛家の法に從はしめば、則ち(一五〇)樹下石上、樂しんで以て齒を沒するも亦可なり。但し其の非法を奉せず。是を以て其の害は此に至るのみ。

現するもの、これが我が神に應用されると、天照大神の本地は大日如來、八幡宮の本地は阿彌陀如來といつた兩部神道が起る。要するに佛を本地、神を垂迹としたもので、佛教が宣傳に用ひた巧妙な手段であつた。

(一四〇)仰ぎ尊む。

(一四一)異國の神。胡は未開國を意味する。

(一四二)印度。

(一四三)後白河上皇が、難しいものとして、雙六、鴨川の水、山法師を擧げられたのは有名である。

(一四四)中原は天下、茲では日本。

(一四五)天文を云々すること、灾祥云々は吉凶を判斷する、灾は災と同じ。

(一四六)三寶とは佛、法、僧、こゝでは僧の身分の者。

(一四七)官吏に賄賂すること。

(一四八)美麗、高價な衣服。

(一四九)私情に依つてその價値のない人物

夫れ、聖賢の人を教ふるは、己を修め、人を治むる所以の道にあらざるはなし。近世の陋儒俗學は大體に達せず、(一五一)意に任じて議說す。其の經義を牽強して新を競ひ(一五二)博を衒ふ者の如き、(一五三)瑣毫に詞を闘はし、以て名を釣り、利を要むるの徒の如き、(一五四)紛紛擾擾として、固より言ふに足るなし。而して或は名義に昧く、明清を稱して華夏中國(一五五)となし、以て國體を(一五六)汚辱す、或は時を逐ひ、勢に徇ふて、名を亂し義を遺れ、天朝を視ること(一五七)寓公の如く、上は列聖の化を傷り、下は幕府の義を害す。(一五八)或は細故を毛擧し、瑣々(一五九)貨利をこれ談じて、自ら稱して(一六〇)經濟の學となす。或は(一六一)邊幅を修飾し、口に(一六二)性命を談じ、言は高妙に似て、行は敦謹に似たるも、其の實は則ち(一六三)鄕原にして、國家の安危を忘れて事務に達せず。凡てこれ皆、忠にあらず、孝にあらず。而して、堯・舜・孔子の謂ふ所の道なる者にあらざるなり。故に祖宗の訓の丕顯に亂れ、佛に變じ、陋儒俗學に徼なり、言說を左右し、民心を滅裂し、而して君臣の義、父子の親は則ち(一六四)漠然として之を度外に置く。天人の大道、果して



を高位に引き上げること。

（一五〇）僧侶の本質たる[illegible]を[illegible]して、[illegible]野俗に甘んじて生き[illegible]へること。

（一五一）獨斷で責任のない言說をする。

（一五二）博識を自[illegible]する。

（一五三）筆先。

（一五四）亂れ切つて[illegible]しない形容。

（一五五）日本人が中國といへば日本を意味し、決して支那を意味しないとは山鹿素行が「中朝事實」で主張したところ。この觀念を著者は更に強調して、本あらゆる[illegible]の中心は日本だと考へた。華は花の意で、最も美しい部分。支那（明や清）を中國、中夏、中華と稱するのは、斷じて許せないのである。

（一五六）價値を認めないで汚す。

（一五七）國を失つて他國に亡命した君主又は諸侯。

（一五八）些細の事を重大視し、列擧する。

異國人の邪法に伴ふ大害

惡くにかゝる。

然れども、往時、民聽を亂る所のものは、其極は境內奇衰(一六五)の民のためにするに過ぎざるのみ。西荒戎虜に至りては、則ち各國耶蘇の法を奉じ、以て諸國を呑併す。至る所に祠宇を焚燬(一六六)し、人民を誣罔し、以て其の國王を侵奪す。其の志、盡く人の君を臣にし、人の民を從はすにあらずんば、則ち慊らざるなり。其の益々猖獗(一六七)なるに及び、呂宋。爪哇に加ふる所以の者を以て、之を神州に加へんと欲す。其の邪說の民聽を亂る所以のもの、豈に特に境內奇衰の民たるのみにして止まんや。幸にして明君(一六八)、賢佐は其の姦を洞察(一六九)し、誅鋤夷滅(一七〇)し、復た噍類(一七一)なし。邪頑の徒にして、種を中土に易ふるを得ざる者、此に二百年。民をして妖夷の煽惑を免れしむ。其の德澤たるや大なり。

然れども神聖の大道は未だ明らかならず。民心には未だ主あらず。內の奇衰は猶ほ尚ほ依然たり。其の適從する所の者は、巫覡、浮圖にあらざれば、則ち陋儒俗學なり。譬へば、劇疾(一七二)新に除き、元氣は未だ

（一五九）金錢上の利益。
（一六〇）經世濟民の略、政治の根本、本質の意。
（一六一）身の廻りを飾る。
（一六二）朱子學などにより、人生の本質とか、天命とかに言及し、高尚な言を吐くが、行動は何等それらを備へない平凡人と異ならない。
（一六三）論語の陽貨に「郷原は德の賊なり」とある。僞善者のこと。
（一六四）とり留めのない形容。
（一六五）奇衰は正しくないこと。
（一六六）焚燬は燒く、薫陶は[illegible]指導する。
（一六七）惡勢が盛んなこと。
（一六八）賢明な宰相。
（一六九）見通す。
（一七〇）全部を殘らず平げる。
（一七一）生き殘つた者。
（一七二）急激な病氣

か、抑々西洋か。國の體たる、其れ何如ぞや。

夫れ、四體具はらざれば、以て人たるべからず。國にして體なきときは、何を以て國たらんや。而して論者は方に言ふ。國を富まし兵を强うするは邊を守るの要務なり。今、虜は民心の主なきに乘じて陰かに邊民を誘ひ、暗に之が心を移す。民心にして一たび移らば、則ち未だ戰はずして、天下既に夷虜の有とならん。所謂富强は、既に我が有にあらず、而して適々以て賊に兵を借し、盜に糧を齎すに足るのみ。心を勞し、慮を竭し、其の國を富强にして、一旦、舉げて以て寇賊に資す。亦惜しむべきなり。苟も稍々事體を辨ずる者は、誰か腕を扼し、齒を切ばりて、共に之を憤らざらんや。今、幕府は、斷然として明らかに天下に令し、嚴に邊民の接濟を禁じ、(一八五)黠虜をして肆に吾が民を煽惑するを得せしめず。而して令を布くこと一日にして、天下の智愚となく、(一八六)黠虜の狡謀詭計惡むべく、醜とすべきを知らざるなし。天下の人心の磨滅すべからざること、此の如し。

リカンキリ、△スランガステン、△ペルサム、△ハルシヤ、インデン葉、△カルタ、△カナノフル、△ギヤマン、△アルヘイト、△カステイラ、△アメンドフス、△カボチヤ、△ホルトガル、△コキンニヨ、△ハウテコブラ、△シヤボン、△安産樹、△テレメンテイナ、△ヘイサラバサラ、△ボウトル、△コンパンヤ、△ヱレキテル、△かげ繪鏡、△殺活車、△寫眞鏡、△升降水、△ランセイタ、ペンドフサ」。

（一七八）たぶらかす。

（一七九）狗羯は犬羊の意、氈裘は肉食の臭ひが身體に殘り、衣類までも原料を獸類に求めることで、共に西洋人を謎視した言。

（一八〇）霜を履めば、間もなく堅い氷の張るのを知るやうに、前兆を知り、十分に注意しなければならないとの意。勿論、西洋人の邪說、侵略の害に關して言つたのである。

非常時を認識して國民の精神を更新せしめよ

我が建國の本質を變へず、時に節した行動を執れ

夫れ方今は、古を去ること遠しと雖も、而も仰ぐ所の至尊は則ち天祖の正胤なり、治むる所の蒼生は、則ち依然として儼然(けんぜん)として天祖の愛養する所の裔孫(えいそん)なり。苟も能く人心の磨滅すべからざる者に因つて、之が敎條を設け、神聖の天下を淬礪(一八七)(さいれい)する所以の意に原づき、天に事へ、先を祀り、本に報じ、始めに反り、因つて以て君臣の義を正し、父子の親を敎うし、萬民を橐籥(一八八)(たくやく)して以て一心となさば、豈に甚だなし難からんや。これ乃ち千載の一時、必ず失ふべからざるの機なり。

臣は是を以て、弊の由りて生ずる所を審にせんと欲し、邪說の害を顧(かへり)みざるを得ず。夫れ、英雄は變に通じて神化す。爲すべからざるの時なく、爲すべからざるの事なし。而して、帝王の恃んで以て四海を保つ所の者は、天人の大道なり。其の文(一八九)は變ずべし。其の義は易ふべからず。則ち神聖の天地を經緯(けいゐ)し、億兆をして、皆、其の上に親しみ、離るゝに忍びざらしむる所以の意は、今日と雖も復た行ふべから

（一八一）深大な災難、蠹は虫ばむ意。
（一八二）徒に腐心を心中に[illegible]て、日々[illegible]
（一八三）非常に驚がしい形容。
（一八四）淫朋はみだらな[illegible]はおもねり付くもの。
（一八五）汚れた惡賢い異國人。
（一八六）惡計。
（一八七）淬は刀劍を[illegible]、礪はみがくこと。轉じて務めはげむ。
（一八八）橐籥は鍛冶屋の用ふるふいご。茲では鼓吹の意味。
（一八九）表面の飾り、形式。

ざる者なし。今、時勢の變や邪說の害や、天下其の弊に勝へずと雖も、而も之を更張し作新せんと欲せば、之に處する所以の方、何如を顧みるのみ。

## 國體（中）

崇神天皇までの軍制

天朝は武を以て、國を建て、(一)詰戎方行、由て來ること舊し。(二)弧矢の利と(三)戈矛の用とは、旣に神代に見はる。寶劒は與に三器の一に居る。故に號して細戈千足の國と曰ふ。天祖は中州を天孫に授け、押日をして、(四)來目の兵を帥ゐて行に從はしむ。太祖の征戰も亦專ら來目を以て(五)折衝の用となし、遂に中土を平定せり。又、物部を置いて來目と相參り、以て宮城を衞り、國土を鎭す。崇神天皇は將軍を四道に遣し、不庭を討平し、是に豐城の命をして東國を治めしむ、而して民に令し、(六)農隙に射獵し、以て其の物を貢し、以て征役に從はしめ給ふ。規制一たび立つて、歷朝遵奉し、土疆は日に以て廣し。東は蝦夷

(一) 不服の蠻人を警戒し、征服する。方行は普く行きわたる。
(二) 木で造つた弓矢。
(三) 戈などを用ひ武を興す風俗。
(四) 武名高き天孫族の近衞隊、瓊々杵尊及び神武天皇に奉仕したことは記紀に見える。
(五) 他部族と衝突した場合の用とする。
(六) 農閑。

を斥け、西は筑紫を濟め、遂に三韓を平げ、府を任那に建て、以て之を控制す。(七)治績の宜是に於いてか見はる。

仁德の朝に至りては、海內に事なく、兵革(八)を試みず。履仲・安康より後には漸く衰弱に趣き、十餘世を歷て、任那は守を失ひ、三韓は朝せず。中宗の中興し給ふや、皇化の振はざるを憤り給ひ、躬行して營に臨み、任那を經略し給ふ。而も竟に克つ能はず。(一〇)然れども、當時は東略を事とし、大いに蝦夷(一一)を擯斥し、府を後方羊蹄に建つ。

今、西蝦夷の地に止利別山あり。蓋し古の後方羊蹄の地ならん。嘗て聞く、此の山中に路徑あり。蝦夷は恒に之を往來す。百餘年前に蝦夷叛亂せしかば、是より蝦夷を禁じて、是の路に由るを得せしめず。路は遂に廢すと。蓋し、此の地の險要なること、叛虜は阻に依り、以て變を爲し易し。故に其の往來を禁ず。而して古は府を此に建つるも、亦、險要に據り、以て夷虜を制するなり。

遂に以て肅愼を正す。其の事に則ち齊明天皇の世に在りと雖も、



（七）統治する。

（八）戰爭。

（九）天智天皇。

（一〇）「三月、前將軍上毛野君稚子・間人連大蓋。中將軍巨勢神前臣譯語・三輪君根麻呂、後將軍阿部引田臣比邏夫・大宅臣鎌柄を遣はして、兵二萬七千を率ゐて、新羅を伐たしむ。八月、新羅、百濟に入りて、其の王城を圍む。日本兵、唐兵と白村江に戰ひて、利あらず。小山下朴市田來津之に死し、百濟王餘豐、高麗に走る。九月、諸軍、百濟より還る」（大日本史、卷の十、天智天皇）

（一一）阿部比羅夫は、齊明天皇の四年の夏に蝦夷を征し、[illegible]年及び六年の春に肅愼を征してゐる。（大日本史、卷九參照）

桓武・嵯峨兩朝に至る我が勇武

蓋し、中宗（一二）は儲宮に在り、英略を佐け、餘威の震ふ所、渤海も亦、使を遣はして貢献せり。治强の實、復た見はる。爾後の百餘年は、世道漸く汚ると雖も、而も　桓武・嵯峨の朝に迨び、遂に陸奥の賊を平げ、蝦夷跡を海外に屛く、則ち猶ほ未だ以て衰弱となさず。

夫れ寇賊を攘除し、土宇を開拓する者は、天祖の孫謀を貽し給ふ所以にして、　天孫の　天祖を繼述する所以なり。故に　皇太神を祭る（一三）祝詞に稱するあり。神明の照臨する所は、天を極め地を極め、狹き者は廣からしめ、險き岩は平かならしめ、遠き者は八寸綱を以て之を牽くが如くすと。是れ皇化の日に四表（一四）に被るを禱る所以にして、　天朝の國を建て、武を尙ぶの意も亦、見るべきなり。然れども事の時を逐ひて變革する者は天下の常勢にして、兵制の如きは、其の變一ならず。古は來目。物部の兵を用ひ、交ふるに民兵を以てす。國造・縣主も亦、各々兵あり、以て民社を保つ。國家の制を立つるの初めは、大約かくの如し。而して一變して軍團（一五）となり、再變して募兵（一六）となる。

（一二）皇太子の地位。

（一三）「辭別、伊勢に坐す、天照太御神の太前に白さく、皇神の見霽るかします四方國は、天の壁立つ極、國の退き立つ限、青雲の靄く極、白雲の隨坐向伏す限、青海原は棹舵千さず、舟艫の至り留る極、太海原に舟滿ち續けて、陸より往く道は荷緒縛堅めて　磐根木根履みさくみて、馬の爪の至り留る限、長道間なく立ち續けて、狹き國は廣く、峻しき國は平けく、遠き國は八十綱打挂けて引寄する事の如く、皇太御神の寄し奉りたまへば、荷崎は、皇太御神の太前に、横山の如く打積置きて、殘をば平けく闕しめし、又、皇御孫命の御世を、手長の御代と、堅磐に常磐に齋ひ奉り、いかし御代に幸へ奉る故に、皇吾が睦、神漏伎神漏彌命と、うじもの頸根衙き披きて、皇孫命のうづの幣帛をい稱辭竟へ奉らくと宣る」。（新年祭

兵制の三變

一變及び再變

是に於いてか兵は皆世業、號して弓馬の家となす。而して兵と農との分るゝこと、始めて此に起る。天下の戰國となるに及んで、英雄割據し、遂に封建の勢を成す。兵制も亦、隨ひて變せり。此れ其の大略なり。兵制の屢々變する、如し其の大勢を論ぜば、則ち亦、其の變するもの三つあり。

古は兵器を神社に藏し、征戰每に必ず神祇を禮祭す。是れ天子と雖も敢て以て自ら專らにせず。而して必ず命を　天神に受く。是を以て民の志は一にして、其の力は分れず。是、　天神の兵なり。身毒の法の中國に入るに及びて、民の志は遂に分れ、其の　天神を敬戴するや、專らならず。而して、其の命を天に受くる所以の意は明らかならず。兵は專ら人事となす。これ一變なり、源賴朝より後、鎌倉。室町相繼ぎて天下の兵馬を管轄す。これ再變なり。古より兵は皆土着たり。四海の鼎沸するに及びて、豪傑は其の土を離れ、四方に客遊す。(一七)禍亂既に平ぎ、天下の兵は各々都城に聚處し、土に兵なく、兵に土な



の一節）

（一四）同[illegible]方と同じ。

（一五）職業的な武人。

（一六）諸國から徵集された兵士の集團。

（一七）他鄕に客となつて遊びて、住所を一定しない。

三變

天地人の合一から天人の懸隔へ

し。これ三變なり。此の三つの者は、特に其の制に變革あるにあらず。而も其の勢の大變なる者なり。

夫れ兵は地着にして、天皇は命を天に受く。是れ、天・地・人の合して一となるなり。苟も能く因りて之が規制を立て、訓練、講習し、戢めて時に動かし、以て天地の威令を光かし、鬼神の功用を鼓すれば、則ち功烈の盛なること、勝げて言ふべけんや。而も大勢は一變して人は天を奉せず、天と人と懸隔（一八）するや、由つて以て、億兆の心を一にするなし。鎌倉・室町の兵權を統ぶるや、豪族・大姓は國郡を據有し、其の末年に及びて東滅西起、交々相攻伐し、天下の兵士は各々趨向（一九）する所を異にす。海内は瓦解（二〇）し、兵力は益々分る。但だ、其の恃むべき所の者は、兵猶ほ未だ地を離れざるのみ。

夫れ兵の地着は、之を地中の水あるに譬ふ。遠陬僻壤（二一）と雖も、而も之く所として兵にあらざるものなし。寸土尺地に守あらざるなし。故に　朝廷は衰ふと雖も、天下は亂ると雖も、而も天下の勢は猶ほ未だ

（一八）大いに離れ去る。

（一九）附き從ふ方面。

（二〇）天下は大いに亂れて殆ど無政府的になり、主權の所在が次第に不明となる形。

（二一）如何程の片田舍でもといふ意。

其の強たるを失はず。

是を以て能く胡元の賊船を却け、朝鮮の國都を拔き、兵威、海外に震ふこと、猶ほ尚ほ此の如きなり。豊臣氏は天下の太だ強きを患ひ、有土の君を擧げて、盡く之を大阪に處き、或は之を土木に役し、或は之を戰伐に用ゐ、之をして一日も強を其の國に養ふを得ざらしむ。東照宮の興るや、其の務めも亦、本を强うして末を弱うするに在り。武士をして各々都城に聚處せしめ、之をして一日も强を其の邑(二二)に養ふを得ざらしめ、庶民をして、耳に金鼓(二三)を聞かず、目に干戈を見ざらしむ。是に於いてか、兵は寡く、民は愚となり、天下は始めて弱し。而して一時の人豪屛息(二四)して命を聽く。英算、偉略、天下を獨運する所以の者、其の効速かなりと謂ふべし。

夫れ天下の事は、斯の利あれば必ず斯の害あり。弱の弊は必ず振はざるに至る。然れども、當時に弱勢ありて弱形なき者は何ぞや。東照宮の基を立つるや、專ら節義を以て士衆を磨勵す。士には進死(二五)ありて



（二二）領地。

（二三）人々を戰亂から遠ざける。金鼓、干戈共に種々の武器を意味する。

（二四）鳴りを靜める。

（二五）死を賭して進み、決して退くことがない。

退生なし。兵の加ふる所は、大衆、勁敵と雖も、敢て其の鋒に當るものなし。天下は既に平ぎ、(二六)麾下の將士は皆名節を重んじ勇武を尙び、而して世は未だ干戈を忘れず、不虞に備ふることを知る。故に天下は弱しと雖も、而も(二七)通邑、大都、・武士の(二八)聚處する所は、則ち亦、未だ其の弱たるを見ず。

夫れ既に天下の(二九)膏血を盡し、以て武士を養ふ。武士の聚まる所は(三〇)貨財も亦聚まる。貨財の聚まる所は(三一)商賈も亦聚まる。商賈は(三二)時好を趨ひ、(三三)花利を逐ひ、(三四)珍怪、奇異なるもの、備はらざるなし。猛將、勇士をして戰伐を忘れ昇平を樂しましむる所以は、固より宜しく是の如くなるべしと雖も、而も其の(三五)流弊に至つては、則ち僭奢の風をなし、情に慣れ欲に從ひ、禮儀を知らず。故に富みて敎なくば、則ち(三六)驕淫、蕩佚、至らざる所なし。是を以て富は溢れて貧を生じ、貧と弱とは相依る。貧にして奢れば、則ち生を營むを慮る。生を營むことを慮れば、則ち貨財を顧る。故に貧にして敎なきときは、則ち利を見て義を忘

(二六) 幕下。
(二七) 四方、八方に通じてゐる大都。
(二八) 多く集つてゐる場所。
(二九) 膏はあぶら汗、民の勞働の結果得たもの。こゝでは各種の租稅のこと。
(三〇) 物品と金錢。
(三一) 商人。
(三二) 時人の氣に入る方向。
(三三) 大利益。
(三四) 不思議な珍らしい物。恠は怪と同じ。
(三五) 一般に亙つて弊害を生じる。
(三六) 驕り高ぶつて程度を失ふ。

德川中末世の武士生活

る。是を以て上下交々利を征りて、復た廉恥(三七)なし。國に廉恥なくば、則ち天下に生氣なく、而して動形見はる。進退疾徐(三八)、歩伐止齊、直に因りて轉化し、地を相て度を制するは、陣(三九)に臨むの用なり。武夫に城市を出でず、論ずる所は、則ち婦女酒食、俳優雜劇、(四〇)種樹接花、(四一)羅鳥釣魚の事のみ。(四二)撃刺を習ふ者に、以て私闘の用を爲すに過ぎず。弓銃を學ぶ者は、(四三)演場の具に充つるに過ぎず。馬を調するは、徒に以て儀(四四)容に供するのみ。(四五)甲冑・槍槊は以て觀美となすのみ。衣糧・器械は其の用に適する所以を辨せず。遠近、險易、廣狹、死生其れ何物たるかを知らざるなり。

武士の本質と現狀

それ筋力を以て用とし、(四六)馳驅し跳騰し、險阻を輕んじ、風雪を冒し、(四七)菲衣し惡食して飢を忍んで渴に堪ふ。固より武夫の事なり。故に兵家の兵を選ぶには、(四八)鄉野の老實、土作の色ある者を第一となす。而して城市の(四九)游滑にして(五〇)形動の伶便なる者は、其の切に忌む所なり。武夫と市人と並び長じ、風習は(五一)偸薄し、務めて(五二)靡麗を以て相尙び、(五三)醇を

（三七）[illegible]
（三八）[illegible]
（三九）陣は陣と同じ。
（四〇）花や木を植ゑること。
（四一）網で鳥を捕ること。
（四二）武術、刀又は槍。
（四三）演武場のこと。
（四四）儀式の裝飾。
（四五）[illegible]
（四六）あらゆる場所を驅けめぐる。
（四七）[illegible]
（四八）田舍に育ち、土地と親しみ、力仕事を[illegible]
（四九）輕薄な[illegible]
（五〇）態度が餘りに氣がきゝすぎ、自惚に燃える情熱を持たない者。
（五一）輕薄。
（五二）華美。
（五三）清酒を飲み、新鮮なうまい物を食ふ。

飲み糵を茹ひ、身體は豐滿、手足は(五四)軟弱にして、以て(五五)筵席の間に周旋すべく、而して未だ以て危險に臨み、艱苦に堪ふべからず。是れ兵家の切に忌む所にして、(五六)緩急に用ゐるべからず。凡そ此れ、兵を養ふ所以の道にあらず。古人の謂ゆる養ふ所、用ゐる所にあらざる者にして、弱態備はる。兵士を祿する者は、素より從卒を養ふ所以にして、而も驕奢、淫佚なれば、(五七)自ら困弊を致す。養ふ所あるを得ず、約ね皆、市井の(五八)閒民を雇ひ、以て(五九)趨從に充つ。一旦事あれば、則ち厚祿の士も亦、匹夫に異なるなし。而して天下の兵は幾何ぞ。民は旣に過倍の稅を出して、以て兵士を養ふ。(六〇)復た黠じて兵となすべからず。而して其の民と爲る者も亦、(六一)提懦自ら棄て、或は奮勵する能はず。以て之を干戈に役すべからず。則ち、通邑、大都、世臣及び公卒の外に、天下復た所謂兵なるもの有るなし。而して遐陬、僻壤は將た何の兵を以てか之を守らん。

今、夫れ兵は皆都城に聚處し、日に擊刺を學ぶ。都城の中に就いて

(五四)柔弱。
(五五)平和時に於ける宴會の席には立ち廻ることが上手だが、危險な場合とか、困難な時とかには少しも役に立たない。筵は座席の意。
(五六)急を要する時。
(五七)經濟的に苦しむ。
(五八)職業ない人々、遊民。
(五九)貴人の供廻りの騎士。
(六〇)徵收すること。
(六一)おそれをののく。

兵と土地との關係

人々が主權者に反抗せぬ理由

之を視れば、則ち衆きに似、強きに似たり。而も天下より之を視れば、地の守りある者も幾くもなし。其の寡弱たること極まれり。夫れ、兵は地を守る所以にして、地は兵を養ふ所以なり。兵と地とは相離るゝを得ず。離るれば則ち、地は空虚となり、兵は寡弱となる、是れ自然の勢なり。故に休養、生息、日たること已に久し。戸口は古に倍して、兵の寡きこと、此の如くそれ甚だし。其の歸、遂に本末共に弱を致せば、則ち亦、東照宮の太平の基を立つる所以の意にあらず。世は徒に治強の名ありて、衰弱の實に居る。(六二)包桑の戒、將た焉んぞ思はざるを得んや。今、俗は日に驕淫に赴き、諸侯は僭奢にして、其の心は未だ必ずしも皆(六三)恭順ならず。而も其の背叛する者なきは、(六四)侈情に狃れ、貧弱に苦しめばなり。細民の(六五)怨咨、騷擾なきにあらず。而も未だ兵を用ふるに至らざるは、志の(六六)尫怯にして、首唱者の兵を知らざればなり。姦民は(六七)閭閻に横行し、(六八)異化の徒は天下に充斥す。(六九)禍端の萌さゞるにあらず。而も天下の未だ動搖せざるは、(七〇)撫御に仁柔を務め、事

(六二) 根本を固める意味。
(六三) 恭しく從ふ。
(六四) 心の緊張を失つてゐる。
(六五) 上の非道を怨み憤る。
(六六) 尫はかよはいこと。怯は勇氣のないこと。
(六七) 里中の門、諸處の意。
(六八) 儒教以外を信じてゐる人々が天下に無數に居る。
(六九) 亂の萌芽。
(七〇) 民を支配する方針。

上下共に事なかれ主義に安んず

論者の認識不足

(七一)に姑息多く、未だこれが變を激せざればなり。

夫れ、旣に天下を弱めて、而して天下弱し。(七二)黔首を愚にして、而して黔首は愚なり。弱く且つ愚なれば、則ち自ら動搖せんと欲するも得んや。

故に天下に變なき所以の者は一言にて盡すべし。曰く、戰を畏るゝのみ。歷代の史傳に記さるゝ所、一語、戰を畏ると曰ふ有れば、則ち(七三)豎子と雖も共の弱國たるを知る。堂々、武を用ふるの邦を擧げて、反つて(七四)狼顧、戰を畏るゝの俗となす。亦、羞づべからざらんや。任那の守らざる、渤海の貢せざること亦旣に久し。而して蝦夷の諸島の如きも亦、日に(七五)蠶食に就く。(七六)內地と雖も、一水の外は直ちに虜の巢窟となる。所謂先王の日に國を辟くこと百里、今や日に國を蹙むること百里なるは、獨り周人の嘆ずる所のみにあらず、日に蹙むの勢に處り、而して日に辟くの虜を待ち、戰を畏るゝの俗を用ひ、以て百戰の寇に抗す。惡んぞ寒心せざるを得ん。論者は徒に治强の跡を見て、衰弱の勢

(七一)舊習を改めずに採用する。
(七二)一般の人民。
(七三)幼少者。
(七四)何物かに恐れて常に心の落付かない形容。
(七五)蠶が桑を食ふやうに、日々少しづゝ食ひ荒される。
(七六)內地から水を隔てた對岸は、旣に西洋人の多く集つてゐる植民地となつてゐる。

[illegible]國の軍備

日本人の覺悟

を忘る。(七七)頑然として視ること、猶ほ文祿・慶長の舊のごとし。何ぞそれ惑へるや。

今、虜は犬羊の性、ともに長短を較ぶるに足らずと雖も、而も其の俗は殘忍、口に干戈を尋ぎ、勢ひ其の民を愚弱にし、以て自ら國を立つるを得ず。故に(七八)闔國は皆、藉りて兵となし、之に加ふるに、海外の諸蠻を(七九)徵役す、未だ侮りて以て寡となすべからず。各國に戰爭し、民は兵に習ふ。未だ侮りて以て弱となすべからず。妖教を用ひ、以て其の民を誘ふ。民心は皆一にして、以て戰ふに足れり。巨艦、(八〇)大礮は固より其の長技、以て人を嚇すに足る。是によつて、每に海上に雄視し、其の(八一)吞噬を逞しうす。未だ侮りて以て愚となすべからず。而も今は之に應ぜんと欲す。豈に徒に自愚自弱の術を恃み、(八二)安坐高枕、變通する所なくして可ならんや。民を愚にし、兵を弱にするは、治をなすの奇策たりと雖も、利の在る所には弊も亦之に隨ふ。之を矯めざるを得ず。今、幕府の義は、既に虜を擯くるに決す。則ち其の寡弱を以て

(七七) 誤謬を改めない形容。

(七八) 一國中。

(七九) 自國の兵として、強制的に使用する。

(八〇) 大砲。

(八一) 侵略。

(八二) 心に少しも心配のない形容。常に家からは出ずに、熟睡する。

之に應ずべからざるや亦明かなり。則ち、寡を轉じて衆となし、弱を更めて强とするは、其の勢の已むことを得ざるものなり。

本末を强くする方法

夫れ、節義を以て士衆を磨勵し、必ず東照宮當日の意に倣傚(八三)するは本を强うする所以なり。邦君をして、强を國に養ふを得せしめ、士大夫をして、强を邑に養ひ、兵に士あり、士に兵あるは、末を强うする所以なり。本末共に强く、兵甲既に衆く、天下の民は勇ありて方を知り、義氣は海內に溢る。海內の全力を用ゐ、以て膺懲(八四)の師を興し、醜虜をして跡を屛け(八五)形を竄し、敢て邊に近づかざらしむれば、庶幾くば國體を忝めざらんか。或人の曰く。末をして强を養はしめば、恐らくは尾大(八六)の患を生ぜんと。

英雄出でよ

臣謂へらく英雄の天下を用ふるは、時を相て弛張す(八七)。羈絆を解脫し、其のなさんと欲する所に從ふと雖も、而も天下の敢て動搖せざるは、其の襟胸(八八)の恢廓にして、天下の變に應ずるに足り、紀綱(八九)振肅にして、天下の死命を制するに足ればなり。今、天下は、既に幕府の英斷を

(八三) 模範として學ぶ。
(八四) 國を寇ふ外人征伐の軍隊。
(八五) 追ひ拂つて姿を見せぬやうにすること。屛は後に立てゝ得逆を防ぎ、竄は隱れる意。
(八六) 尾（臣）が大で、首（君）が小であれば、御し難くなるとの意。
(八七) 一定の型。
(八八) 胸中が朗らか。
(八九) 政治の方針に從つて、少しも弛めずに實行する。

知り、盡言敢陳す。孰か敢て脅伏して命を奉せざらん。是に於いて大いに赤心を推し、天下と休戚を同じうし(九〇)、天下をして各々自から其の强を養ふを得せしめば、天下皆に奔走して令に違かざる者あらんや。萬一、兇頑、桀驁(九一)にして、强を恃みて命を拒むものあらば、則ち天下の忠義なる士を率ゐ、以て之を征討し、一たび指揮して定むべきなり。且つ夫れ、所謂强を國邑に養ふ者は、皆に必ずしも盡く舊制を革め、都城を空しうして皆、之を遣歸するの謂ならんや。前賢往々、兵は宜しく土着なるべきを論ず。其の見は卓なりと雖も、而も郡縣の制を以て封建の勢を論ず。未だ施行すべからざるものあり。臣は別に見る所あり。今、未だ具に言せず。

夫れ英雄の弛張用捨、其の捨つるは之を用ゐる所以にして、其の弛むは之を張る所以なり。今、將に天下と與に更張せんとす。而らば、其の膏血を都城に竭さしむる所以の者は、少しく弛む所あらざるを得ず。此に弛みて彼に張り、此に捨てゝ彼に用ゆ、權衡(九二)ありて存す。凡



(九〇) 喜憂。
(九一) 悪强い。
(九二) 一定の標準。

天下は公器

臨機應變の必要

る物は以て一日も用ひざるべからず。用ゐざれば則ち腐敗之に隨ふ。庶邦、(九三)家君及び大夫、士は、宜しく生生せしむべくして、宜しく腐敗せしむべからず。今、勝を擒くるの機に乘じ、各をして其の强を養はしむ。强を養ふ者は、之に任ずるに事を以てし、其の强を今日に用ふるなり。一時の權宜は必ずしも永制たらず。而して强を用ゐる者は、之を責むるに切を以てし、其の實を國に輸して、(九四)天下の公器、替へて以て私有するを得ざらしむ。

如しそれ弛張の機と用捨の權とは、則ち之を處するに方あり、之を發するに時あり。(九五)朝聘の疎數、去留の久近、職貢の輕重、(九六)征役の施舍は、一を執りて論ずべからず。其の變に通じて、民をして倦まざらしむ。要は機會に投ずるにあるのみ。然らざるときは則ち徒に(九七)舊轍を守つて、以て天下を(九八)把持せんと欲するも濱海寡弱の卒、或は一たび敗衄(九九)を致さば、勢ひ固より其の君を遣して國に就かざるを得ず。均しく之を遣るなり。先づ自ら斷ずるなとをなさずして情見はれ、勢屈するに

(九三) 君長の意で、こゝでは家老を指す。

(九四) 天下は天子の天下。

(九五) 諸侯が天子の御機嫌を伺ふこと。

(九六) 和戰如何を決すること。

(九七) 試みずみになつて、價値の分かつてゐる舊習を墨守する。

(九八) 保持。

(九九) 戰ひ敗れる。

断じて之を行へば鬼神も避く

家康が天下を太平にした意志

至りて後、已むを得ずして之を遣るは適々以て侮を天下に取るに足る。故に曰く、先んずれば、則ち人を制し、後るれば、則ち人に制せらると。今天下を制御せんと欲すれば、(一〇〇)縦送繋控、其の機に断と不断とあり。古人の曰く、断じて之を行へば、鬼神も之を避くと。況んや行ふ所は乃ち鬼神の祐くる所なるをや。昔、東照宮が武力を尙びしは基業を建つる所以にして、其の天下を愚弱にするは天下と休息する所以なり。張りて之を弛むる者なり。

今、外夷は日に干戈を尋ぎ、呑併を事とし、遥に出でて並に至り、以て人の邊境を窺ふ。其の勢たるや猶ほ(一〇一)尾・甲・相の濱松に隣するがごとし。固に休息を得るの時にあらず。則ち將た安んぞ、弛めて張らざることを得んや。故に其の基業を建つる所以の意は、必ず法るべきも、之を愚弱にするの跡は、必ずしも泥むべからず。時機は最も見易き者、(一〇二)尺蠖の屈するも以て信びんことを求む。故に弛む者は將に以て強うする所あらんとし、捨つる者は將に以て用ゐる所あらんとす。今

(一〇〇)相手と争ふ。縦は矢をはなつ。送は矢を追ふ。繋は馬を馳せること、控は馬を止めること。凡て此方が積極的に相手を従はせようとする意。

(一〇一)尾張・甲斐・相模、家康がこの三国に隣して苦心した事を意味する。

(一〇二)尺取虫が身を縮めるのは、延びるためである。

の用ゐる所を捨てゝ捨つる所を用ひ、今の張る所を弛め、弛む所を張り、末節を略して先務を急にし、虛文を去りて實效を責め、以て古の張る所を張り、古の用る所を用ゆ。之を行ふは其の人に存す。

夫れ、東照宮の興るや、濱松の强は天下に鳴る。今時を相て變に處し、本末をして但に强からしめ、天下を以て濱松となして(一〇三)殊方絶域に鳴るときは、則ち亦以て東照宮の士衆を磨勵するの遺意を奉ずるに足れり。是に於いてか、政を立て、敎を明らかにし、兵は必ず命を天神に受け、天人一となり、億兆心を同じうし、光を觀し、烈を揚げ、國威を海外に宣べ、夷狄を攘除して土宇を開拓せば、則ち　天祖の貽謀、天孫の繼述、深意の存する所の者、實に是に於いてか在り。

## 國體（下）

我が國が瑞穗といはれる理由

天祖丕に民命を重んじ、肇めて蒼生に衣食の原を開き、御田の稻と機殿の繭とは、遂に天下に(一)遍滿し、民は今に至るまで其の賜を受く。

(一〇三) 家康がゐた濱松が日本中に鳴り響いたやうに、日本全部を濱松と視て、異邦に名を轟かせねばならない。

(一) 充ち滿ちる。

主權と富の分離

これ 天祖仁澤の暨ぶ所にして、土も亦穀に宜しきなり。夫れ、神州は東方に位し朝陽に向ひ、帝は震に出で(二)、五行に於て木たり。これ穀に宜しき所以なり。四時には則ち春たり。これ萬物を生養する所以なり。(三)元元の民は固より血を飲み、毛を茹ふ(四)俗の如きにあらず。則ち古より號して瑞穗の國と稱すること、亦天ならずや。古は 天子、嘉穀を天神に受け、以て民物を生養す。

天神は齋庭穗(五)を皇孫に授け、 皇孫は以て天神に饗す。其の說は粗々上篇に見ゆ。

其の富なるものは、即ち天地の富に因るなり。後世に至りては、則ち天下の富は稍々分散し、一轉して武人に移り、又、轉じて市人(六)に歸す。而して天下、其の弊を受くる所以の者は枚擧に勝へず。請ふ、誠に其の說を竟へん。

古は大嘗の祭に、天下と共に誠敬を共にす。新穀已に熟すれば、必ず用ひて以て天神に報ず。然して後に天下と之を嘗む、而も天下皆食

(二) 易の位では東方に當る。

(三) 一般の民のこと。

(四) 肉食したり、動物の毛皮を身に着けたりする西洋人。

(五) 五穀の申し分なく稔る國。

(六) 無位無冠の商人。

ふ所の粟は、即ち天神の領つ所の種なるを知るなり。是に於いてか、天命を畏れて地力を盡す。人心と天地とは一にして、同じく其の富を受く。これ天地と間なき所以なり。然れども、(八)創業の世、治化猶ほ未だ洽からず。而して、朝政は時に盛衰あり。人或は自ら其の富を私す。天智天皇は(九)積弊を革除し、天下に令して私地・(一〇)私儲を廢し、天下と其の富を同じうす。大寶に至りて、制度大いに備はる。

古は百事簡易、四民勤動、其の營求する所以のもの、功を通じ、事を易ふるに過ぎず。之を生ずること甚だ廣くして、用途は甚だ狹し。朝廷の漸く奢靡を尙び、國家の用を貶して以て、婦女の玩好に供するに及んで、異化の徒は(一一)横肆にして、天下の財を傾け、以て(一二)堂宇を造り、天下の穀を糜して、以て(一三)浮冗を食ふ。藤氏の權を專らにするや、權勢の家は私儲を營み、私人を蓄ふ。莊園は天下に遍く、其の正税を出し、以て王事に供する者は幾くもなし。而して權勢の私人、所謂守護、(一四)地頭といふもの、又、私に財穀を儲へ、富厚世を累ねて國郡に(一五)據

(七) 一々擧げれば限りがない。
(八) 上古の意。
(九) 多數の弊害を一掃する。
(一〇) 私有財産及びその世襲。
(一一) 專横。
(一二) 寺院。
(一三) 徒食する僧徒。
(一四) 守護とは源頼朝が朝廷に奏請して置いた職名で、國司の副とし、責任は警備にあつた。地頭とはこれも頼朝が置いたので、莊園に居り、兵糧米の徴收・部内の盜賊や奸徒の追捕を掌つた。
(一五) 私有。

富に伴ふ不道

有す。而して天下の富は遂に武人に移る。然れども、兵は民社(一六)を鎭むる所以にして、天下の武士は各々私卒を養ひ、亦未だ冗食をなさず。故に古は、天下亂ると雖も、未だ甚だ貧に苦しまず。今は天下治平たり。而して上下は皇皇(一七)として唯だ貧をこれ患ふるは何ぞや。天下の財を理むること、其の道を得ざればなり。

不生產者の增大

夫れ、武人士を離るれば、其の勢、多く卒を養ふことを得ず。故に閒民を市井に雇ひ、以て騶從に充て、工役に供ふ。閒民は都城に充斥すれども、緩急に用ゐるべからず。坐して粱肉(一八)に飽くのみ。其の冗たるや大なり。天下の佛寺は殆ど五十萬なり、僧尼及び奴隷(一九)を通計せば、其の數は幾百萬なるを知らず。

唐の傅奕は高祖に上書して言ふ。尼僧をして匹配(二〇)せしめば、卽ち十余萬戶ならん云々と。武宗の佛寺を廢するや、其の上都及び東都に二寺を留め、節鎭に各一寺を留む。寺を毀つこと四萬六千餘區、(二一)招提蘭若(二二)四萬餘區、歸俗の僧尼二十六萬五百人、良田數千萬頃、奴

(一六) 現在の駐任の番に當る。
(一七) 落ち附かない形容。
(一八) 美食。
(一九) この場合は、寺院の召使を意味する。
(二〇) 夫婦にする。
(二一) 節度使の役所のあるところ。

支那と比較した我が國の寺院の數

不生産者と不生産物

婢十五萬人を收む。之に據れば則ち唐國の土地の大にして、而も其の佛寺の多は、神州の十分の一に及ばず。然れども時の人は尙ほ以て夥しとす。則ち 神州の佛寺も亦盛なりと謂ふべきなり。

(二三)大廈、崇甍に(二四)靡麗を窮極し、工商の徒、閭民及び僧徒を仰いで、以て自ら衣食する者も亦尠からずとなす。(二五)乞丐の類にして其の業を世々にし、以て子を抱き、孫を長ぜしむる者、天下に其の幾何なるかを知らず。博徒にして(二六)閭閻を横行する、又、其の幾何なるかを知らず。(二七)巫醫卜筮を假りて、以て民を誑き、財を要むる者、幾何なるかを知らず。俳優、雜劇、又、幾何なるかを知らず。其の冗も亦甚し。而して天下の米穀を(二八)銷耗する所以の者、酒・餅・(二九)餌・麪の類の若きは、已に枚擧すべからず。米穀の都會に(三〇)雜臻する、四方の運輸、火災の爇く所、波濤の沒する所も亦、枚擧に勝へず。其の農功を妨ぐる所以の者、茶蔫の若き、紅・茜・(三一)蔗・梨の屬の若きも亦、勝げて數ふべからず。

夫れ、浮食の民は彼の如くそれ衆く、米穀を糜し、農功を妨ぐるこ

(二二)招提、蘭若は共に寺院の意。
(二三)大廈は規模の大きな家。崇甍は立派に造り飾つた家。共に寺院の形容。
(二四)この上もなく美麗である。
(二五)物貰ひ。
(二六)里中の門、人々の集まる場所。
(二七)巫子。
(二八)消費、使ひへらす。
(二九)團子や麪類。
(三〇)四方から一場所にどし／＼集まる。
(三一)蔗はさたうきび、梨は梨類。

と、此の如くそれ夥し。而して年穀亦甚だ豊穰(三二)ならず。然れども、天下は常に穀多きに困しみ、粒米狼戻(三三)す。而も天下の貧に困むものあるは、亦異しむべきなり。

夫れ、天下の米穀は、未だ嘗て多からず。而も甚だ多きが如き者は、其の勢の之をして然らしむるのみ。凡そ、物は散じて之を各所に藏すれば、其の數は多しと雖も、未だ其の甚だ多きを見ることあらず。聚めて之を一所に陳ぬるときは、寡しと雖も亦、猶ほ多きがごとし。これ自然の勢なり。故に一石の米を家に藏すれば、未だ以て多となすに足らず。萬家にて之を糶ぎ、萬石を市に陳ぬるに至つて、未だ嘗て視て以て夥しとなさずんばあらず。而して武士は都城に聚處し、終才の俸を盡して以て口腹に奉じて婦女を悅ばしむるのみ。甲兵(三四)を繕め、徒卒を養ふことを得ず。故に米穀は家に藏せずして舉げて之を市に糶ぐ。農民は困乏して奢惰(三五)、亦歲收を舉げて、これを糶ぐ。糶ぐ所愈々多ければ、則ち米價愈々賤し　賤しきときは其の糶ぐこと多から



(三二) 豊かに稔る。

(三三) 亂れた形で澤山あること即ち秩序立つた多産ではない。

(三四) 軍隊。

(三五) 身分不相應な事のみを考へて、實際に働かない。

都會、地方共に米穀不足に苦しむ

ざるを得ず。之を鬻ぐこと愈々多くして、直を得ること舊に益さず。是を以て民は流亡(三六)し、地は餘りあり。地餘りありて租賦を減せず。其の稅、其の鬻ぐ、一家の産を鬻くと雖も、猶ほ且つ足らず。故に之を鬻ぐ事日に多くして、天下の穀は日に耗り、天下の穀は日に耗りて、都會の穀は日に盈つ。都會の盈つるを見れば、則ち天下の虛しきことを知るべきなり。且つ夫れ、都會も亦多く無用の穀を儲ふるあたはず。故に都會の穀と雖も、亦以て都會人を養ひ、稍々餘りあるに過ぎざるのみ。其の實は甚だ多からざるなり。

凡そ盈縮(三七)の數は、其の實甚だ相遠からずして、其の勢ひ相霄壤(三八)の如き者あり。之を喫うて飽く者に譬ふるに、既に腹に充ちて、稍多きこと一分なれば、則ち甚だ餘りある如し、未だ飽くに及ばずして少きこと一分なれば、則ち大いに足らざるが如し。これ其の過不及の差たる眇少(三九)のみ。然れども其の不足の者を取り、之を餘りある者に比すれば、盈虛の相去ること大いに相懸する如き者は勢なり。故に曰く、天

(三六)他の地方に流浪し去る。
(三七)みちるとかけると。
(三八)天と地と隔てゝゐるやうに大差がある。
(三九)僅少。

下の穀は未だ嘗て多からず。而して、都會の穀も亦、甚だ多からざるなり。

今、夫れ天下は、米穀の賤しくして、貨幣の乏しきことを患ふ。米穀は乃ち賤しきにあらずして、百物の甚だ貴きなり。設し斗米[四〇]の價が銀五錢にして、一衣裘[四一]も亦五錢ならしめば、則ち斗米を以て一衣裘に易ふべし。今木綿の衣と雖も、而も六七斗を需ぐにあらずんば、則ち其の値を償ふことあたはず。これ、衣裘の貴くして穀の賤しきにあらず。穀は以て口に充つるに取るのみ。之を銷すること限りあり。百物は新を競ひ、奇を闘はす。愈々出でて窮りなし。乃ち一婦の首飾[四二]にして、中農一家の産に當るに至る。之を銷すること限りある者を以て、愈々出でて窮りなき者に逐ふ。これ百物の皆貴き所以にして、米穀の獨り賤しき所以なり。貨幣は輕重を權る所以なり。物多ければ則ち物輕くして金重し。金重ければ則ち、其の數は寡しと雖も亦用に乏しからず。

（四〇）一斗の米。

（四一）一着の衣服

（四二）頭髮を裝飾し、顏面を美にする个部の飾。

故に古は貨幣甚だ寡くして、天下甚だ貧を患へず。慶長以來は金を産すること極めて多く、幣を造るも亦夥し。貨幣多ければ、則ち百物は輕し。輕ければ則ち百物は隨つて重し。工商の生活は、用ゐる所の物、旣に重し。則ち必ず其の造作し、貿易する所の者を貴び、以て衣食の費を償ふ。故に百物、愈々重くして貨幣は愈々輕し。愈々輕ければ則ち多しと雖も亦猶ほ乏しきがごとし。

西夷も亦謂へらく。西洋が東方諸國、所謂亞墨利加と云ふ者に通じてより以來、歲々交易し、獲る所の金銀甚だ多し。故に西土の金銀は漸く賤しくして、米穀と用物とは漸く貴し。識者は以爲らく、後來は當に多金の累を受くべしと。然れども、利を獲ること旣に厚く、知ると雖も絕つ能はず。これ、戎狄の智も亦猶ほ金の多きの累たることを知る。今、中國に在りて、反つて未だ之を知らず、可ならんや。

凡そ天下の物に(四三)偏重あれば、則ち其の輕からざる者も亦輕きがごと

(四三) 或る物が偏倚的に存在する。

金權大に跋扈す

し。故に百物の偏重して貨幣の偏輕なる、百物の偏貴にして米穀の偏賤なること、これ其の勢の尤も見易きなり。武士は都會に聚處し、終歳の用ゐる所、(四四)一毫と雖も市に資せざるを得ず。愈々賤き穀を以て、愈々輕き金に易へ、愈々輕き金を以て、愈々貴き物を償ふ。其の費は固より給せず。而して、其の養ふ所の倍卒また、皆、奢移に習ひ、養ふに薄俸を以てすべからず。倍卒を罷めて歳々奴隷を買ふ。俚語に所謂年季と云ふ者は是れなり。奴隷も亦奢り、亦、多く之を蓄ふるを得ず。故に時に之を市井に傭ふ。市井も亦奢る。雇の錢は日に貴く、亦其の給し難きを患ふ。其の居家の冗、妻妾の奉、玩好の用は日一日に厚く、終歳の入は出づる所を償はず。富人に就きて乞貸し、(四六)習うて以て俗を成す。有邦(四七)、有土の人と雖も亦、給を富人に仰がざるはなし。豪姦(四八)大猾、貨利の權を操り、王公を股掌(四九)の上に愚弄す。是に於いてか天下の富は遂に市人に歸せり。

夫れ、米穀は　帝王の甚だ重んずる所にして、天子の尊と雖も、必



(四四) どれ程些細な物であつても、商人の手から買ひ求めなければならない。

(四五) 一生奉公するのではなく、或る期間を限つて金錢で雇はれる者。

(四六) 富豪に會つて無理に借金をする。

(四七) 國持・城持の大名。

(四八) 利の他に何物もない富豪は、相手の弱點に乘じて益々奸惡をたくましうする。

(四九) 手の内に入れて、左向かすも右向かすも勝手にし、相手の苦しむのを觀て喜んでゐる。

賣國奴の糴出を何と視るか

す。天神に報祭し、然る後に敢て之を用ゆ。之を天に受け、以て民を養ふ所以の者は、固より宜しく是の如くなるべし。今、天下に糴糶(五〇)の權を擧げて、一に之を賈豎(五一)に委ね、王公大人は俯伏(五二)して命を聽き、問ふ所あるを得ず。天下の民命は專ら市人の手に係る。兇荒の備なく、兵行の糧なし。海內空虛にして怪むことをなさず、手を拱い環視(五三)し徒に米穀の多きを患ふ。何ぞそれ惑へるや。天祖の民命を重んずるや、遺澤の及ぶ所、傳へて今日に至る。今、其の食ふ所の粟は、卽ち天祖の領つ所の種なり。而して世々之を重嗇(五四)するを知らず。方に且、海內虛耗の未だ極らざるを患ふ。甚だしきは或は擧げて蠻夷(五五)と市し、必ず之を海外に弃て、而して後に已まんと欲するに至る。生れて瑞穗の國に在りて而も瑞穗を重しとすることを知らず、犬羊(五六)に投畀して以て得計となす。豈に臣民の天祖に報ずる所以の心ならんや。

夫れ海內の穀は宜しく海內に藏むべくして而して當に之を海外に弃つべからざるは、理の知り易き者なり。今、五畿七道(五七)には其の田、無

（五〇）糴は米を買ひ入れること、糶は米を賣り出すこと、糴糶の權とは米經濟に關する一切の權利。

（五一）商人を賤しめていふ。

（五二）その前に頭を下げ、命に反する者はゐない。

（五三）四方を見廻す。

（五四）穀物の產額を增加させる。

（五五）海外の未開人と通商する。

（五六）賣りさばく。犬羊と言つたから投畀と受けたのである。

（五七）日本內地の意。五畿とは所謂畿內五ケ國で、山城、大和、河內、和泉、攝津のこと、七道とは東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道のこと。

慮二千五百萬石あり。上農下農を通じて大約(五八)田を受くること、家ごとに十石なれば、則ち農たる二百五十萬家は、一家の糧を儲ふ、見今藏する所の外に於いて、更に一石の米を藏すれば、その米は二百五十萬石なり。今、大阪の終歲に糴糶する所は、大率、二百萬石に過ぎず。

天明の初め、大阪の商賈は、其の糴糶する所の數を記す。寶曆癸未(五九)より、安永の庚子(六〇)に至るまで、載する所の糴糶の數は、大約二百萬石以內なり。而して其の見に大阪に在るものは、寡きは三四十萬石にして、多きも亦、百萬石に過ぎず。然れども、商賈の事は未だ其の詳を知らず。之を商賈に問うて可なり。

其の他の都會の地も亦、推して知るべきなり。而も天下の糴する所は、歲に二百五十萬石を減ず。且つ、邦君及び大夫、士も亦、各儲蓄(六一)する所あり。則ち穀の貴からざるを欲するも得べけんや。穀貴ければ、則ち民は多く糴がずして其の用給すべし。之を糴ぐこと益々寡ければ、則ち都會の地は甚だ狼戾に至らず。天下は適々穀の多からざる



(五八)平均。

(五九)寶曆十三年。皇紀二四二三年で後櫻町天皇の御代。將軍は十代家治の時である。

(六〇)安永九年。皇紀二四四〇年で、光格天皇の御代。同じく十代家治の治下。

(六一)米の私藏を意味する。

米穀の密輸出は賣國的行爲

を患ふるのみ。穀を輸すこと愈々寡うして天下の盈の愈々多き者は、盈虚の勢乃ち然るなり、天下の穀の愈々多くして、人の困しまざる者は、散じて之を民間に藏すればなり。故に穀を藏せんと欲せば、海內自ら其の所あり。何ぞ必ず之を海外に弃てゝ、而して後、天下の困しまざることを見んや。

米穀の自給自足論

今、民をして之を藏せしめんと欲せば、其の措置の方と制度の宜しきとは、固より一にして足らず。苟も能く穀の宜しく海內に藏むべきを知り、然る後に舉つて之を行はゞ、措置、制度の事機に適ふ所以の者は、得て施すべきなり。穀藏まる所あつて、民困まざるときは、則ち民に恒心あり、(六二)民に恒心ありて後、以て之をして天命を畏れ、地力を盡し、天地の富に因つて、天祖の賜を受けしむべきなり。

# 形　勢

(一)變動して居らざるは天地の常道なり。而して萬國の兩間にあるもの

(六二)この部分は孟子の有名な一節「民の道たるや、恒の產有る者は、恒の心あり。恒の產なき者は、恒の心なし。苟も恒の心なければ、放辟邪侈、爲さゞることなきのみ」(巻三・滕文公章句上)を背景としてゐる。恒は常と同じで、恒心は人の常に有する不變の善心のこと。

(一)天地は變動の極りないのが常である。

形勢の變遷に繫りあらんや。夫れ地の大洋にあるは、其の大なる者二つ、一は則ち中國及び海西諸國・南海諸島是なり。

其の地、東は京師以東二十五度の地に起り、西は京師以西七十五度の地に至る。或は稱して亞細亞・亞弗利加・歐羅巴と曰ふ。西夷の私に呼ぶ所にして、(二)宇内の公名にあらず。且つ天朝の命ずる所の名にあらず。故に今は言はず。

一は則ち海東諸國是なり。

西は京師以東五十度の地に起り、東は九十五度の地に至る。或は稱して南亞墨利加・北亞墨利加と曰ふは、亦、西夷の名づくる所なり。

而して其の中に各々區域を分ち、自から相(三)保聚するは、即ち所謂萬國なり。

古は(四)人文未だ開けず、(五)夷蠻・戎狄、禽獸の相群がるがごとく、未だ以て其の(六)沿革を論ずるに足らず。中國は舊と、國造・縣主を建て、、

(二) 天下。
(三) 區域內を嚴重に守つてゐる。
(四) 文化・文明。
(五) 四方の未開人。
(六) 歷史の經過。

支那の沿革

各々土疆を守らしむ。中ごろ變じて郡縣となり、又變じて英雄割據し、沿うて又封建の勢となれり。而して、（七）虞夏・商周の國をなす如きも亦嘗て諸侯を封建す。秦・漢以後は郡縣の制となし、世代相襲ぎて一少しく沿革あり。虞夏・商周の治は一に統ぶ。（八）春秋の如きは、則ち交々（九）盟主を相爲す。（一〇）戰國には則ち七雄交々相攻伐す。爾後の變革は一ならずして、具に史書に見はる。而して古は其の稱するところの戎狄なる者は、竄界馳走して、時に寇害をなすに過ぎず。而して（一一）玁狁の禍は虞夏のなきところ、匈奴の若きは、商周の未だあらざるところ、（一二）吐蕃・回紇は則ち秦・漢未だこれあらず。（一三）契丹・女眞・蒙古は則ち隋・唐未だあらず。而して西洋諸番の絶海萬里にして、相併呑するが如きに至りては、則ち亦、宋・元の未だ嘗てあらざる所なり。

西洋諸國の沿革

人文漸く開けて、則ち夷狄も亦、漸く（一四）條教を設け、提制を立つるを知る。其の高城深池は古の（一五）空壘にあらず。鉅砲大艦は古の騎射にあらず。回回、邏馬の教法は古の（一六）威驅、利誘、薰至、烏散なる者にあら

（七）虞は帝舜有虞氏、他は夏、殷、周等。
（八）孔子の春秋に記せられてある時代で、周の平王から威烈王に至る。
（九）盟は同盟のこと。
（一〇）春秋の次の時代。周の威烈王から秦の始皇帝が天下を統一するまでの二百四年間、七雄とは齊・楚・秦・燕・趙・魏・韓のこと。
（一一）北方の蠻族。
（一二）吐蕃は今のチベット地方、唐の太宗と親交があった。回紇は西域の部落の名で、魏・隋と交渉を持った。
（一三）契丹は支那東北部の種族で、後魏の時代に關係を有し、後に遼國を建てた。
（一四）法文・文教等。
（一五）防禦の用意のない家。
（一六）威驅は權力でおどす。利誘は利益で誘ふ。薰至は[illegible]る、烏散は疑はしい意味。何等の[illegible]がなく[illegible]散すること。

ず。各一方に雄據し、(一七)合從連衡して宇内を擧げ、一教に歸せんと欲す。復た水草を逐ひ、轉移するの類にあらず。故に古は一區中に就いて分つて戰國となす。今は則ち各國並立して交々戰國となる。是を以て、中國及び清滿を除くの外に、自ら號して至尊と稱するは、曰く莫臥兒、曰く百兒西、曰く度爾格、曰く熱馬尼、曰く鄂羅なり。これ、宇内を擧げ、列して七雄となす。分れて一區に雄たるの比にあらず。

蘭學者の說に、以上の七國は、西夷の皆稱して帝國となし、而して其の他の亞毘心域・馬羅古・暹羅及び爪哇の瑪答郎等の如きも亦、帝國と稱す。然れども、亞毘心域は特に其の地域の廣大を以て、馬羅古は特に回子の正系たるを以て自ら雄たり。然るに一は則ち黑人愚闇の俗にして、一は則ち衰亂(一八)削弱す。而して暹羅は則ち其の國富むと雖も、兵力は劣弱に、瑪答郎は則ち諸蕃要會すと雖も、國は最も弱小にして、皆以て雄を爭ふに足らず、故に論ぜざるなり。蘭學者は前の數國の王を謂つて帝となす。即ち、西夷の稱する所の筴瑟爾



(一七) 合從とは春秋・戰國時代の蘇秦の策で、秦以外の六國が同盟して秦に對抗すること。連衡とは張儀の說で、六國の合從を秦に從はせる策。轉じて統一ある戰略となる。

(一八) 領土はせまく、勢は弱くなる。

古來朝廷に反抗した他民族

は、原とは暹馬の先祖の名に出づ。蘭學家の譯して帝となすとは、特に漢字を假り、以て尊卑の等を分つのみ。其の實は則ち我が所謂帝の義にはあらず。故に今は帝國等の字を用ひざるなり。

夫れ、古へ夷狄の邊患をなすものは、熊襲(くまそ)なり、隼人(一九)(はやと)なり、蝦夷・蝦狄なり。其の馴服するに及びて、海外の貢を脩むるは、三韓なり、肅愼(二〇)・渤海(二一)の諸國なり。其の寇賊たるものは、女眞・蒙古なり。

女眞(二二)は既に契丹(きつたん)を破り、將に宋を侵さんとす。寛仁中に筑紫に寇す。世は稱して刀伊(二三)(とい)の賊となす。後二百余年にして、蒙古は强盛、雄を西北に稱し、將に宋を併さんとし、亦、筑紫に寇す。これ、其の寇害をなす者は、皆、彼の南を圖るの時にあり。

天險變じて大路となる

而して、狂瀾怒濤(二三)(きやうらんどたう)に阻(はゞ)まれて、卒に深患(二四)(しんくわん)をなすあたはず。是の時に當り、神州は四面皆海にして、號して天險(二五)(てんけん)となす。今、西夷は、巨艦・大舶に駕し、電(二六)のごとく數萬里を奔(はし)り、駛(はし)ること風飈(二七)(ふうへう)の如し。大洋を見て坦路(二八)(たんろ)となして、數萬里の外も、直ちに隣境となす。四面皆海なれ

（一九）南人の意で、早く九州南部に住し、天孫族に歸順した。

（二〇）アムトル河の下流の沿岸にゐる種族。阿部比羅夫に依つて齊明天皇の御代に伐たれた。

（二一）ツングース族の一部、大祚榮が七一二年に唐の玄宗の封を受けて渤海王となつた。最も盛大な時の領土は東は日本海に臨み、南は新羅と界し、西は滿洲の西方に隣し、北は黒龍江に及んだ。聖武天皇の御代に貢物を上り、桓武天皇の御代に貢期を請ひ、醍醐天皇頃まで續いた。

（二二）女眞は滿洲の一部で、寛仁三年に入寇し、五十餘隻の船を率ゐて來襲した、對馬、壹岐を渡り、筑前、肥前にまで進んだが、太宰元帥藤原隆家などが大いに戰つて之を斥けた。

（二三）荒れ狂ふ大波。

（二四）大害を與へること。

（二五）自然が與へた

ば、則ち備へざる所なし。向きに所謂天險なるものは、乃ち今の所謂[二九]齪晙衝なり。而して疆を保ち、邊を安うする者、豈に[三〇]疇昔の跡を執り、以て今日の勢を論ずるを得んや。

方今戰國、其の回教を挾んで、以て其の兵を强うし、其の地を廣うするは、莫臥兒・度爾格なり。而して度爾格は最も張る。然れども未だ嘗て一も中土を窺はず。其の俗は專ら騎戰に務めて、航海の術は其の長ずる所にあらず。西洋は皆、羅馬法を奉じ、佛郞察・伊斯把你亞・諳厄利は其の尤なる者にして、熱馬之が祖たり。然れども熱馬は既に衰弱し、諸蕃は特に名位を以て之を尊奉するのみ。鄂羅斯の若きも亦、嘗ては佛郞察等と肩を比べ、熱馬に役屬したりしが、近時に至りては、則ち[三一]猖獗特に甚だしく、新たに至尊の號を稱す。其の他の諸國は東西を包み、神州の東北に[三二]綿亘し、毎に度爾格と雄を爭ふ。然れども猶ほ[三三]窮髮の北に僻在して、未だ志を南方に得ず。百兒西は嘗て衰亂し、鄂羅は爲に之を興復し、兵を合はせて度爾格を擊破す。百兒西亞は鄂



（三〇）昔と同じ。

（三一）盛大になる、但し之は惡い方の旺んな意に使用する。

（三二）續きわたる。

（三三）北極附近の草を生じない地方。

ロシア東方政策の二方法

羅と合するときは、則ち度爾は其の左臂を斷つ。鄂羅は素と大地の北に彌亙して之が(三四)領襟となる。今は又、聲勢を南海に震はせ、大地を中斷して其の(三五)咽喉を扼し、度爾をして莫臥兒と合するを得ざらしむ。滿清の威も亦此に限られて西被するを得ず。隣國の權を撓めて、以て四方を嚇す。絕えたるを繼ぎ、滅べるを興すの義を假り、以て其の盛を鳴らす。(三七)熾焔の煽る所、百蠻は震恐す。是れ其の勢、宇內を(三八)席卷し、而して盡く之を臣とするにあらずんば、則ち止まざるなり。且つ古より。漢土を病ましむる者は、西羌北胡にして、前に(三九)五胡の亂あり、後に沙陀。契丹。女眞。蒙古あり。遂に其の地を踐みて、皇帝と稱するに至る。

今、鄂羅は既に兼ねて(四〇)羌胡の勢を挾み、其の勢は清を圖らざるを得ず、然れども清は猶ほ强盛にして、未だ問ひ易からず。故に顧みて、神州に涎す。彼、其の勢ひ志を　神州に得、然る後に、我が民を驅り、(四一)閩浙を擾して、往時の海賊、明人の倭寇と稱する所の者の如くし

（三四）あまねく廣がる。
（三五）支配主。
（三六）最も必要な部分。
（三七）火の燃え上つた烈しい勢。
（三八）席を卷くやうに凡て自己の手にをさめる。
（三九）東漢の末年以來、內地に雜居した塞外諸族が、西晉の末から約百年間に亘つて江北地方で爭つた。これを五胡の亂といふ。その間に興亡した種族が五、國が十六あるので、普通には五胡十六國の亂と稱する。五胡とは匈奴・羯・鮮卑・氐・羌のこと、序に十六國とは漢・北涼・大夏・後趙・前燕・後燕・西秦・南涼・南燕・成・前秦・後涼・後秦・前涼・西涼・北燕等である。
（四〇）共に支那北方の未開族――前出。
（四一）閩は福建省、浙は浙江省のこと、支那本土の東南の沿岸地方を指す。

て、清の東南を罷弊(四一)せしめ、釁に乗じて哈密・滿洲等の地を取り、直ちに北京を衝かんと欲す。是の如くんば、則ち滿清も亦、將に支ふる能はざらんとす。虜にして能く滿清の地を得ば、則ち莫臥兒を覆し、百兒を提げて度爾を礙すこと、枯を拉く(四三)が如し。或は東方に未だ間し易からずして、滿清も亦以て遽に克つべからずとせば、則ち將に先づ西方を事とせんとす。西方に釁あらば、則ち百兒と度爾亡を圖らん。若し能く之に克たば、則ち南の方莫臥兒を襲ひ、滿清と準噶爾の故地を爭ひて、長驅して清に臨み、既に清に克つを得ば、則ち將に艦を連ねて以て神州に逼らんとす。

此の二策は、或は東よりして西し、或は西よりして東す。虜は將に時を相、幾を察して其の一を用ひんとす。一を能く濟るあらば、則ち宇内を臣とするの形成る。是を以て、二策に於いて其の易き者を先にせんと欲す。故に數々神州を窺伺(四四)し、以て難易を審むなり。而して航海の術は固より其の長ずる所にして、狂瀾怒濤を忌むことなし。既



(四一) 苦しめ疲らせる。

(四三) 枯木を折る事の容易さに譬へたもの。

(四四) 隙を窺ふ。

ロシアの危險率

西洋の七雄と支那戰國の七雄

に度爾を陸前に控き、諸島を海外に收め、方に　神州と隣たり。此に由つて之を觀れば、其の深患をなす所以の者は復た女眞・蒙古の比にあらざるや知るべきのみ。疆を保ち、邊を安らかにするもの、豈に古今の形勢の變を審（つまびらか）にして、之に應ずる所以の術を求めざることを得んや。

夫れ、方今、宇內を擧げて列して七雄となす。而して周末の所謂七雄なる者と小大は異ると雖も、其の勢は亦、絕（はなは）だ相似たる者あり。鄂（オロ）羅（シア）・度爾（トルコ）の土廣く兵强く、壤を接し雄を爭ふは秦と楚の勢なり。滿淸富强にして東方にあるは齊なり。莫臥兒（モゴール）及び百兒亞（ペルシャ）の其の中間に在るは韓と魏となり。熱馬は則ち名位を以て諸蕃の尊奉する所となると雖も、其の實は則ち佛郞察（フランス）・伊斯把（イスパニア）・諳厄利（アンゲリヤ）諸國と相伯仲（にくちゅう）（四五）す。大なるは韓魏、小なるは宋・衞・中山のみ。

熱馬（ゼルマン）は西洋の諸蕃より之を視れば、則ち東周の勢に似たる者あり。然れども、宇內より之を大觀すれば、則ち宗周の尊あるにあら

（四五）同等の意。

西洋各國の宗教は同一

ず。故に爾言ふ。

而して、神州は滿淸の東にあること、猶ほ燕の齊と趙とに蔽はるゝが如し。然れども今、四邊皆、賊衝なれば、則ち亦、燕の獨り兵を受けざるが如くなること能はずして、周の韓と魏との郊にある如き者あり。且つ佛郞察・伊斯把尼・諳厄利諸國の如き、其の奉ずる所の法は皆、鄂羅と同じ。

或は云ふ。諳厄利の奉ずる所は、伊斯把等と異ると。然れども皆、同宗の別派にして大異あるにあらず。而して、其の法教を假り、以て呑併を逞しうするに至つては則ち一なり。

則ち其の動くや、與に相合するは必然の勢なり。而して各國の皆、既に南海の諸島を併せ、海東の地を呑み、大地の勢、日に侵削(四六)に就かば、則ち神州の其の間に介在(四七)する、譬へば獨り孤城(四八)を保ち、隣敵の境に築き、日に將に逼らんとするの勢の如きなり。故に其の殊に擯けざるを得ざるは、鄂羅に若くはなし。而も度爾の若きは、能く勢聲を

（四六）侵入して領土をとること。

（四七）はさまれてゐること。

（四八）後援のない城。

以て東方と犄角（四九）を相なすときは、則ち其の力は以て鄂羅の東侵を禁ずるに足らん。莫臥兒も亦、度爾と力を勠せ、同じく百兒西の地を爭ふを得ば、則ち亦以て羅鄂を制するに足る者あらん。若し夫れ、未だ嘗て回回還馬の法に沾染（五〇）せざる者は、則ち　神州の外、獨り滿淸あるのみ。

キリスト教を奉じない國々

　朝鮮・安南等の諸國の如きも亦、頗る能く特立す、未だ妖法に變せず。然れども、其の國は弱少にして、もと數ふるに足らず。故に論ぜざるなり。

日本と支那との關係

　是を以て、　神州と脣齒（五一）を相爲す者は淸なり。夫れ、方今、天下形勢の大略は此の如し。善く其の勢に處し、其の變に應じ、內は以て守禦の帶を設け、外は以て謀を代へ、交を代ふるの計を施す者の如きに至つては、則ち曰く、擇んで將相に任ぜんのみと。

## 虜情

（四九）前後相應じて敵に當ること。

（五〇）うるほひ染まる。

（五一）親密な關係。

キリスト教の本質

西夷の海上に跋扈(一)すること、幾ど三百年にして、土疆(二)は日に廣く、意欲の日に滿つるは、是れ其の智勇の大いに人に過絕する者あるか。仁恩の甚だ民に洽きか。禮樂(三)、刑政の修備せざるなきか。抑も神造(四)鬼設にして、人力の能くなす所にあらざる者あるか。而も皆、然るにあらざるなり。彼の其の恃みて以て技倆(五)を逞うする所の者は、獨り耶蘇教あるのみ。

夫れ、彼の所謂教法は邪僻(六)、淺陋にして、固より論ずるに足るなし。然れども、其の歸は易簡(七)にして、其の言は猥瑣(八)、以て愚民を誑誘(九)し易し。言を巧みにし(一〇)辭を繁しくし、天を誣ひて以て天を敎ふとなし、人道(一一)を滅裂して以て倫理を曉るとなす。時(一二)小惠を行ひて以て仁聞を市ひ、因りて其の說を誇張し、舌を鼓し世を眩し、誕妄(一三)迂怪にして以て耳を濫すに足る。故に世の異を好む者は道聽塗說(一四)し、而も士大夫と雖も亦、往往沾染に免れざる者あり。心蠱(一五)し志溺れ、頑乎として、それ、解くべからざるに至る。是れ狡夷の用ゐて以て其の術を售る所



(一) はびこり擴がる。
(二) 領土。
(三) 治國平天下の要點。四書の各所に[illegible]
(四) 西洋人は鬼神か

キリスト教を利用した西洋人の侵略手段

以なり。故に、人の國家を傾けんと欲せば、則ち先づ通市に因りて其の虚實を窺ひ、乘ずべきを見ば則ち兵を擧げて之を襲ふ。不可なれば則ち夷教を唱へ、以て民心を煽惑[16]す。民心一たび移らば、簞壺[17]相迎へ、之を得て禁ずるなし。而して民は胡神の爲めに死を致し、相欣羨[18]して以て榮となす、其の勇は以て鬪ふに足れり。資産を傾けて、以て胡神に奉ず。其の財は以て兵を行ふに足るなり。人の民を誘ひ、人の國を傾くるを以て胡神の心に副ふとなし、兼愛[19]の言を假りて以て其の呑噬を逞しうす。其の兵は貧なりと云ふと雖も、而も以て義兵の名を衒ふに足る。其の國を合せ、地を略すること、皆、此の術に由らざるはなし。

我が國に於けるキリスト教傳來の經過

各國益々强梁するに及び、乃ち始めて中國を覬覦す。其の首として內地に入るものは波爾杜瓦なり。波爾杜瓦は伊斯把の屬國にして、天文・弘治の間に張ること甚だしく、南海の諸島を略し、新に海東の地を闚くこと最も多し。次を以て豐[20]・薩の諸國に來り、夷教を唱へ、蠢[21]

と思はれる巧みをやる

（五）腕前。

（六）誤謬だらけであり、條理も淺い。

（七）簡單に歸依が出來る。

（八）卑近で日常生活と觸れた細かい點にわたる。

（九）間違つた方面に熱心になるやう誘惑する。

（一〇）巧みな言葉と數多い說話。

（一一）人として守らなければならない五倫を無視しつゝも、これが正しい人道だといふ。

（一二）時々少しばかりの惠みを施して、人々を利で誘ふ。

（一三）ありもしない事に何とか理窟をつけ、廻りくどい、不思議な方々で論を進める。

（一四）無批判的に受け入れること。この語は「論語」の陽貨第十七に「子曰く、道に聽きて塗に說くは、德の棄つるなり」とある。

（一五）心を亂し、剛勇の志を失ふこと。

氓を煽動す。而して土に在る者も亦、往々歎聞するところとなる。〔二二〕大友・小西の徒は、首として之に歸向す。

織田氏も亦、嘗て寺を京師に創め、以て胡僧を延く。其の法は漸く中州に浸淫〔二三〕し、夷輩は因つて困窮〔二四〕を賑恤し、務めて民心を收む。織田氏は其の異圖〔二五〕あるを曉り、胡寺を毀ち、胡僧を逐はんと欲すれども、未だ果さずして、世に卽く。

織田氏の胡寺を創むるや、其の臣、刑部正則は諫めて聽かず。蓋し、用ゐて以て隣國を傾けんと欲するなり。邪徒を遣して、豊木付臣を離間するが如き是なり。旣に自ら悔いて曰く、凡そ佛を信ずる者は、檀家は財物を奉じて以て僧侶に布施す。未だ僧の檀家に奉ずるを聞かず。且つ其の初めて來るは、貿易を以て名となす。今、利を收むることをなさずして賑恤これ務め、必ず將に人の國家を傾けんとす。正則の言、果して驗ありと。

豊臣氏に至りては、胡僧及び愚民の夷教に汚るる者を驅り、盡く諸

〔一六〕悪い方面に誘ひ込み煽動すること。
〔一七〕[illegible]
〔一八〕各自が自己を幸福だと思ひ合ふ、[illegible]
〔一九〕下等の愛、[illegible]是れ君なきなり、[illegible]父なきなり、[illegible]を批判したものである。キリスト教は凡て天帝を父と說くので、[illegible]の者はそれに相當する[illegible]子の[illegible]を引用したのだつた。
〔二〇〕豊前・豊後・[illegible]摩の諸地方。
〔二一〕誤りをむさぼつてゐる愚頑な民。
〔二二〕甘言で迷はす。
〔二三〕悪いものが浸み込む。
〔二四〕貧民のこと。

を海外に出す。東照宮の興るや、禁を設くること殊に嚴なり。故に伊斯巴(イスパニヤ)・諳厄利(アンゲリヤ)の諸蕃、相踵いで至るありと雖も、而も卒に夷教を以て入ること能はず。

東照宮は嘗て西宗眞なる者を西洋に遣はし、三年にして還る。臺德公も亦、揖斐某をして西洋に至らしめ、七年にして還る。皆、虜情を探偵する所以なり。蓋し此に由つて審に異言を識るを得たりと云ふ。痛く之を禁絶する所以なり、(二六)大猷公も亦、嘗て譯官を遣し、天竺に往いて、(二七)精舍(しやうじや)を視せしむ。疑ふらくは亦、深意あらん。



(二八)寬永の初に令を下し、胡神の像を鑄せしめ、愚民の過を悔い、正に歸する者をして之を踏ましむ。外夷も亦自ら脱することを得ず。長崎を望みて(二九)股栗(こりつ)す。清人、或は胡神堂を毀たんと欲す。亦之を引いて以て言となす。

西湖志、臺灣志等に載する所の大約は、此の如し。



國家の興隆するや、天も亦之を(三〇)保佑(ほいう)す。故に時に(三一)島原の賊起つて、

(二五) 謀叛。

(二六) 三代將軍家光のこと。

(二七) 寺院。

(二八) 寬永六年の踏繪の令のこと。

(二九) 身體が震ひおのゝく。

(三〇) 援助。

(三一) 島原半島及び

日本人に三眼あり

天下の邪徒を一城に聚むることあるも、一掃して之を殲くし、餘燼の再燃するを得ざるもの、實に之に由るなり。

是の時に當り、西夷の妖敎を唱ふる、甚だ力む。那勿蠟（ナブアロー）は則ち其の王を以て自ら入り、波羅泥（パレデス）は則ち王の姪を以て入る。入れば輙ち皆、戮に就く。是に於いてか夷華の膽落ち、相告げて曰く、日本人に三眼ありと。國威の海外に震ふ亦、快と稱するに足れり。

明人は戊寅の歲を以て、是の事を書に筆す。實に寬永十五年なり。本注に云ふ。再び日本に至りて敎を開く、共の兩ながら殺さる。故に云ふと。今、按ずるに、これ那勿蠟、波羅泥を指すに似たり。而して那勿蠟王は寬永丙子(三二)を以て戮に就く者にして、其の年曆は、正に戊寅の前二年に當る。波羅泥王姪の戮に就くが如きは、則ち己卯(三三)の年の事にして、戊寅に後るゝこと一年なり。疑ふらくは一の誤りあらん。又、按ずるに島原の賊の誅に伏するも亦戊寅の年にあり。是れ亦虜膽を寒うするに足る。而して明人書する所、島原の



天草諸島に充々居た天主教徒は、松倉[illegible]家の聚斂甚の暴なるに反抗し、寬永十四年に、天草四郎時貞を擁して、先づ天草に蜂起し、轉いで島原半島の原の城址に據つた。幕府は先づ板倉重昌、後に松平信綱を遣して、征伐せしめたが、後者の至らない間に、翌年二月下旬城は陷つた。

（三二）寬永十三年。皇紀二二九六年で、明正天皇の御代。

（三三）寬永十六年。皇紀二二九九年。

イギリス船來航に關する長崎夜話の記事

事に及ばざるは、蓋し西夷の既に知つて之を畏れ、適々明人の未だ聞かざるなり。

昇平の已に久しきに及び、海内は無事にして、夷は復た中國を窺ひ、諳厄利(アンゲリア)は重ねて通商を乞ふ。

（三四）長崎夜話に是の事を載す。大略に云ふ。諳厄利は往年に市船を通じ、元和中に至り、自ら其の通船を罷むるは、蓋し、深く時勢を知る者あるなり。世の移り、時の改まるに及びて、又徼幸する所あらんと欲し、延寶癸丑を以て復た通商を乞ふ。許さずと。今、其の語意を詳にするに、（三五）亦泛言(はんげん)する者にあらざるに似たり。

而して邏馬(ローマ)も亦、僧を遣して潜に入り、竊に其教を唱ふ。亦皆、未だ其の志を得るあたはず。近時に至りては則ち鄂羅(オロシヤ)、殊に張り、蝦夷を誘ふに邪教を以てす。諸島を蠶食(さんしょく)し、遂に内地を伺ふ。而して諳厄利も亦頻に來り、潜に邊氓(へんぼう)（三六）を誘ふ。然らば則ち、其の胡神を奉じ、以て中國を覬覦するものは、豈に獨り波爾杜瓦(ポルトガル)のみに止まらんや。

（三四）長崎夜話草は西川正林の著で、享保四年の自序がある五卷本。當時の異國關係を知るのに重要なものである。著者の利用したのは其の卷二の「エゲレス船日本へ來る始め」の事で、それには次のやうに記してある。「諳厄利亞國は、紅毛國に近き島國にて、豐饒の水土およそ日本の國なるよし。此の國の船、商賣として、天正八年慶長の夏、初めて平戸へ來りて[illegible]貢し、是より毎年渡海する事二十年ばかり。[illegible]長五六年に至りて、[illegible]物利德すぐれし、先々當年をかぎりて歸るべし、國[illegible]へ聞談し、其の旨にきかせて、又々來朝すべしと平戸の領主へ云へけるに、その意に任すべしとありければ、さらば重ねて來らん時つ露めなれば、御朱印を給はるべしと願ひしかば、則ち、關東へ此の旨おほせつかはされしに、望みに委せ給ひて、御朱印をぞ給はりける。エゲレス、

ロシア我が國の僻遠に手を延す

**するなり。**

而して其の中國を窺ふこと、是に於いてか益々甚だし。

（三八）元文中に鄂羅の船は陸奥、安房に抵る。然れども是の後は亦、未だ屢々來らず。明和七年を以て控噶爾と和す。明年、鄂羅の畔辨なる者、中國の東南を經て海の深さを測り、東洋圖を造る。書を荷蘭の夷商に遺し、其の將に蝦夷諸島を收めんとするの意を言ふ。又、明年に蝦夷と獵虎島を爭ふ。啗はすに物を以てし、遂に之を役屬し、失母失利島を取る。尋いで潛に訥加麻に入り、夷敎を月多賴に唱ふ。蝦夷を誘ふこと、日一日よりも甚だし。是に於いてか、幕府蝦夷を開くの議興る。

其の初め、洋中に出沒し、以て吾が地形を測り、吾が動靜を窺ひ、而して又、吾が人民を誘ひ、尋いで禮を厚うして以て通商を乞ふ。黠計の行はれざるに及びては、乃ち蝦夷を劫し、（三九）吾が官府を焚き、吾が（四〇）戎器を掠め、而して又、更に通市を要む。是れ其の（四一）窺伺に漸あり

は元年で、皇紀は二三三三年、靈元天皇の御代であり、將軍は四代家綱であつた。

（三五）浮言者は無根據なことを言ふ者。

（三六）中央から離れてゐる遠方の人民。

（三七）秦の司馬錯の事は「史記」張儀傳の中にある、秦の惠王が韓蜀二國の中、何れを先きに攻め取るべきかを司馬錯に問ふた。彼れ曰く、願くば先づ事の容易な方に着手なさい。韓を攻めて天子を劫かすのは名分上損です。それよりは、西僻の地で文明が開けぬ蜀を先づ攻めなさい。之を陥れる事は容易です。其の上、地を廣め國を富ます事が出來ると。斯くて惠王は司馬錯をして蜀を攻め取らせた。

（三八）元文四年のこと。畔辨はベニヨオブスキイの事、彼の名とオランダ語でフアンベンゴウスキイと云ふ、これを邦人がハンベンゴロと訛傳した。

（三九）役所。

（四〇）武器。

事なかれ主義者の愚論

て、其の請求、或は自ら飾るに禮を以てし、或は人に隙(四一)はすに兵を以てす。百方兼ね施し、其の需至らざるなし。而して其の食も亦知るべきなり。而も偸安(四二)の徒は動もすれば謂へらく、彼は特に米穀を欲するのみ。深く慮るに足らずと。何ぞ其の思はざるの甚だしきや、虜の肉(四三)して粒せざるは、猶ほ我が民の粒して肉せざるがごとし。其の稲米なきは、彼に於いて何ぞ歉とせんや。

虜にして稲米を用ゐる所なきにあらず、然れども、其の之を用ゐるは、以て餌餅(四四)となすに過ぎざるのみ。且つ彼をして稲を欲せしめんか、則ち其の國中、及び他の屬國と其の與國とに、稲を産するの地も亦、尠からずとなす。而して何ぞ必ずしも、懇請(四五)の此の如きの甚だしきに至れるや。

印度の諸國、及び南海諸島の如き、其の地に皆、稲を産す。他の諸國、南方にある者も亦推知すべし。而も近時に、大抵西夷の併有(四六)する所となる。その稲米に乏しからざるや明らかなり。

(四一) 隙をうかゞふ。

(四二) 國家の現在の危険性を少しも悟らない人々。

(四三) 肉食して穀食しない。

(四四) 餅や團子の類。

(四五) 幾度も重ねて願ひ求める。

(四六) 領有。

ロシアに代つてイギリス來る

且つ彼は(四七)互市に因り、以て間を窺ひ、以て妖教を售らんと欲すること、固より論なきのみ。而も交易一たび開かば、則ち其の東邊、東薩噶・鳥抱等の地の如きは、此よりして富庶を致すを得ん。是れ其の兵衆を増し、以て東方を圖るに於いて、勢甚だ便なりとなす。則ち一擧にして兩利の存するなり。故を以て、浸淫漸漬、日一日より甚だし。是れ其の勢の宜しく必ず求むる所を得て後に止むべきなり。而も一旦、聲息を絶ち、(四八)闃として形迹なし。是に於いて諳厄利の突然として來り、長崎を擾り浦賀に(四九)闌入し、常に洋中に往來(五〇)渟泊す。夫れ、鄂羅の禍心を懷くや、(五一)百方に窺伺し、殆ど將に百年ならんとして、(五二)飈去電滅、影響を見ず

諳厄利は是より先き、其の來るや甚だ疎なり。而して忽ち鄂羅と相代り、人の側に偪りて人の懷を搜る。亦、甚だ怪しむべからずや。(五三)鷙鳥の擊つや、必ず其の形を匿す。則ち將に安んぞ鄂羅は内に自ら潜伏し、諳厄利を先驅となし、其の機を深くし、役迹を見はさざるにあら

(四七)通商。
(四八)ひつそりとする形容。
(四九)續々と入つて來る。
(五〇)船を止める。
(五一)あらゆる手段で諸方面から我が國を窺ふ。
(五二)一擧にして立ち去る。暴風があるやうに、雷の滅するやうに。
(五三)鷹などの猛鳥が他の飛鳥を捕へる時には、必ずその前に自分の姿を隠して目立たないやうにする。何か大目的を有する時は、その瞬間まで相手に自分の目的を分からない

ざるを知らんや。

尾張の漂民、嘗て諳厄利に拯はれ、薩摩の漂民、鄂羅に拯はる。洋中に相遇ふや、諳厄利は鄂羅に託し、同じく之を護送す。唐の太り多額の戍卒、曾て鄂羅の捕ふる所となり、押送せられて東薩加に至りて訊鞫せらる。(五四)時に諳厄利も亦座にあり。其の好を通じ、謀を合することと見つべし。(五五)丁卯の虜變に、適々猫斯勒の商船あり。長崎に至りて薪水を乞ふ。猫斯勒は海東の新諳厄利(五六)の地にして其の府のある所なり。鄂羅の東北邊を擾だし、新諳厄利の西邊を窺ふこと、其の機深し。

昔、諸葛亮の將に魏を伐たんとするや、先づ南蠻を征して以て兵甲(五七)を足らす。而して魏の君臣に寂然(五八)として聞くことなし。兵出で朝野震動(五九)す。今、虜も亦、將に亮の故智を襲がんとするか。何ぞ虜の甚だ知にして、我の未だ之を察せざるや。嚮には幕府、嘗て鄂羅を毀すに圖法を以てして曰く、番船の邊に近づけば、當に之を海上に摧くべし

やうに深く注意する。

(五四) 訊問、取り調べられる。

(五五) 文化四年四月にロシア人が蝦夷地方を侵略したこと。この年は皇紀二四六七年で、光格天皇の御代に當り、十一代將軍、家齊の治下であった。

(五六) ニュー、イングランド。現在の北アメリカの地。

(五七) 武器と兵士。諸葛亮の南蠻征伐は建興三年に行はれた。

(五八) ひつそりとして人影のない形容。

(五九) 驚いて騒ぎ立てる。

と。今、諸厄利は、常常停泊すれども未だ之を駆らず。其の陸に登る者と雖も亦、慰撫して之を遣る。外夷をして之を聞かしめば、將に國法を何とか謂はんとする。而して諸厄利は亦、(六〇)徜徉自ら肆にし、吾が山川を圖畫し、吾が運輸を妨害し、而も吾が人民を誘ひ、啗はすに貨利を以てし、眩ますに妖教を以てす。異日、脱し(六一)姦闌愈々多くして、(六二)接濟禁ぜざらしめば、則ち變の(六三)不測に寓する者、勝げて言ふべけんや。而も偸安の徒は動もすれば謂へらく、彼は漁をなし、商をなす。固より其の常事にして深く慮るに足らずと。何ぞ其の思はざるの甚だしきや。

虜は萬里を航海して人の國家を伺ふ。糧を敵に因らざるを得ず。故に至る所に、或は商し、或は漁して、以て(六四)屯田の用をなすにあらざるはなし。然らずんば、彼をして徒に鯨を獲るを欲せしめんか。則ち其の近旁の海中に鯨を捕ふるの處も亦多し。何ぞ必ずしも遙々として絕險を度つて、之を東洋に捕へんや。

(六〇)勝手に方々を歩きまはる。
(六一)益々激しくなつて行く奸計。
(六二)一々應接が出來ない程事件が多くなつて行く。
(六三)如何なる方面から變が突如として生ずるか、豫見出來るものではない。
(六四)屯田は兵士が要害の地を守りつゝ農業に從事すること。

今日の漁船は、異日の戰艦

臥兒狼德(グリーンランド)等の地は、諳厄利と水を隔つるのみ。而も海上には鯨甚だ多し。諸國人は皆、往いて之を捕ふと云ふ。

而して其の船舶たるや、以て漁すべく、以て商すべく、亦以て戰ふべし。則ち悪んぞ今日の漁船・商舶の果して異日の戰艦とならざるを知らんや。且つ、彼は我が海上に停住往來し、其の針路の難易、港澳(六五)の曲折、風土・人情に暗熟せざるなし。彼をして、由つて東西の諸島に據るを得せしめ、

東南の諸島、小笠原島に接近する者、極めて多し。次を以て、八丈・掖玖(やく)・種子等の島に及び、蟠踞(六六)(はんきょ)して以て巣窟(六七)(さうくつ)となさしめば、則ち其の中國を圖(はか)るに於いて、勢、甚だ便なりとなす。是も亦一擧にして兩利存せり。故に氐の鄂羅と謀を合せて我が邊徼(六八)(へんけう)を伺ひ、與に氐の欲を濟し、氐の利を分たんと欲するも亦、勢の見つべき者なり。然らば則ち、氐の海上に漁商して去るを肯んぜざるも亦、趙充國が氐羌を制するの故智を襲がんと欲するなり。何ぞ虜の甚だ智に

(六五) 港灣。
(六六) 據り守る。
(六七) 根據地。
(六八) 國境方面。徼は境の意。

して、我の未だ之を察せざるや。

夫れ、天は未だ神州を弃てず。廟堂の議は、幸に黠虜の狡謀を洞察し、嚴に接濟を禁じ、(六九)禍源を未だ流れざるに塞ぐ。而して(七〇)蹈像の意繼ぐべし。諸侯をして虜を海上に拉かしめ、響に國法を以て鄂羅に喩す者をして、終に飾辭たらず、威信立つて、(七一)三眼の威宣ぶべし。英略雄斷、士氣を奪ひ、虜膽を破る所以の者、豈に偉ならずや。然れども(七二)庸俗の論は猶ほ未だ廟堂に深遠の慮あるを曉らず。乃ち謂へらく、黠虜は、之を撫するに恩を以てすれば則ち(七三)恭順馴服し、之を畏すに威を以てすれば則ち(七四)忿怨して變を生ずと。甚だしいかな。頑を執り、迷を守る者の、曉すに幕府の令を以てすと雖も、それ卒に得て喩すべからざることや。

夫れ、虜の妖敎を假りて以て諸國を(七五)顚滅する、其の(七六)宇内を呑みて之を盡さんと欲する、日をなすこと久し。則ち其の喜怒は旣に已に數百年の前に定まる。而して豈に、一恩一威の故を以て、俄に其の(七七)素謀を

（六九）災害の原因を未然に防ぐ。
（七〇）踏繪のこと。
（七一）西洋人が、「日本人は三眼を所有してゐる」と驚いたことは、前にも書いてあるが、「迪彝篇」にも繰り返して説かれてある。
（七二）平凡人の主張する平凡な議論。
（七三）少しも反抗せずに我が命令に從ふ。
（七四）大いに怒ること。
（七五）衰亡させる。
（七六）全世界。
（七七）本來の目的に對する手段。

易へんや。而も其の或は忿恚に出づるものは、人をして恇怯して、敢て拒がざらしむるに足れり。昏瞶なるものは、人をして怠惰ならしめ、守を失はしむるに足るのみ。二者並びに出でゝ変々發するときは則ち所謂之を角して而も有餘不足の處を知る者も亦、以て彼の情を知るべし。人を窺ふ者の情は、人に窺はるゝ者の元より知らざる所なり。故に謀は善く人を形して而して我が喜懼隨つて變じ、心悸れ眼眩み、屢々誤るところとなりて自ら知らざる所あり。亦、何を以て廟堂に深遠の慮あるを知るを得ん。而も庸俗は又謂へらく、昔より神州の兵は精鋭なること萬國に冠たり。夷狄は小醜のみ、憂ふる足らずと。

夫れ、神州は士勇に、兵鋭なり。風土の之を然らしむと雖も、然れども世には汚隆あり、時には變革あり。戰國の世には士卒戰に習ひ、進退疾徐、自ら機宜に合ふ。故に旗を搴り、將を斬ることは、其の勇、得て施すべきなり。今、士卒は兵革を見ざること二百年なり。



(七八) 恐れをののく。

(七九) 比較む。

(八〇) 喜びとおそれ。

(八一) すぐれて鋭い。

(八二) 取るに足らぬ蠻人。

(八三) 盛衰。

(八四) 變化。改革。

(八五) 戰争。

兵の勝敗は主將の方略にあり

事なかれ主義者の愚論の五

一旦事に臨めば、虚實(八六)の變、奇正の用は、誰か能く素より練りて之を熟習せん。而して怯者は先づ走りて陣を亂し、勇者は徒に死して勇を傷ぶらん。所謂精鋭なる者、未だ恃むべからざるなり。昔、蒙古の邊に寇するや、世は未だ戰を忘れず、然れども、軍戰の法は皆、我が未だ見ざる所にして、猛將、勇士の素練(八七)の技も施す所なし。(八八)豕突して元を喪ひ、以て敗衄を致す。故に其の勝敗は主將の方略にあるのみ。今、兵法を席上に講ず。講ずる所の者も亦、槩ね甲(八九)・越の陳迹のみ。而るに海外の兵は目未だ之を睹ず、耳未だ之を聞かず。一旦核戰せば、(九〇)扞格する所あるなきを得んや。而も徒に往昔の精鋭を恃みて、今日の計をなさず。未だ其の可なるを見ざるなり。

庸俗は又謂へらく、虜は海を絶りて遠く來る。其の兵甚だ樂き事を得ず。自ら蟷臂(九一)を試みるのみにして憂ふるに足らずと。夫れ、衆寡は勢にあり。善く勢を用ゐるものは、能く敵の衆に因つて以て吾が勢をなす。法に曰く、國を全うするを上となし、國を破る、之に次ぐと。善

(八六) 共に兵法用語。虚實の虚はあると見せかけて兵の居ないこと。實はないと見せかけて兵を伏せてあること。奇正の奇は所謂奇兵で、敵の思ひがけない方面から突撃すること。

(八七) 平生から練習しおいた技術。

(八八) 無我夢中に突撃する。豕はゐのこ。

(八九) 武田・上杉の戰略の跡。甲は甲斐の武田、越は越後の上杉。兩者は共に名將、特に武田は軍神と稱されてゐた。

(九〇) 食ひちがひ。

(九一) かまきりが如何に怒つて車を止めやうと臂を上げても無駄だといふ莊子の天地篇にもある言から、かまきり強くても弱者（かまきり（外國人）は強者（車轍・日本人）に立向へるものではないとの意。

く兵を用ゐざるものは、吾が衆を以て敵の勢を助く。其の衆は恃むに足らざるなり。昔、西邊の齊民にして、闌出(九二)して盗をなす者あり。適々國貧亂し、群盗の相聚(九三)するは、引いて以て援をなし、號して倭寇と稱す。州郡を陥没(九四)し、略ぼ無歳(九五)なし。其の戰に就くに及び、我が邊民の黨中にあるは僅かに二十五人、用ゐて以て聲勢を助くるもの、以て朱明の命脈(九六)を蹙むるに足る。故に兵は固より精を先にするありて、衆寡に定形なし。夫れ、善く兵を用ゐる者は、豈に獨り糧を敵に因るのみならんや。亦以て衆に敵に因るべきなり。虜は妖教、詭術(九七)を用ゐ、以て人の民を誘ふ。萬一彼をして我が民を引いて、以て其の勢を援けしめば、則ち彼の寡きと我の衆きと、亦、惡んぞ恃むべけんや。

明人は言ふ、西蕃は機深く、謀巧みにして、一國に到れば必ず國を壞る。昔、其の國に卽き、以て其の國を攻む。歴呑すること、已に三十餘ありと。

庸俗は又謂へらく、夷教は淺陋、蠢愚を欺くべくして、君子を罔く

(九二) 相續いて國外に出る。
(九三) 勝手に集る。
(九四) 陥れる。
(九五) 無事な年がなかつた。毎年必ずその事件があつた。
(九六) 壽命。
(九七) 巧みな術數。

べからず。憂ふるに足らずと。夫れ、天下の民は、蠢愚甚だ衆くして、君子は甚だ鮮し。蠢愚の心一たび傾かば、則ち天下固より治むべからず。故に聖人の造言、亂民の刑を設くること甚だ嚴なるは、其の愚民を惑すを惡んでなり。昔、夷教の西邊に入るや、愚民を誑惑して所在に蔓延す(九八)。未だ百年ならずして、詿誤(九九)、戮に陷るもの二十八萬人。其の民に入るの速なること、此の如し。萬一、愚夫愚婦をして、詿誤するところ往日の如くならしめ、或は巨奸大憝(一〇〇)、大友・小西の徒の如きあらしめば、邪徒を引き、以て自ら利を謀るをなすも亦、往日の如くならん。則ち逆焰の熾なること、誰か得て遽かに之を撲滅せん。而して一二の君子は横流中に端拱(一〇一)して、未だ其の世に益あるを見ず。則ち其の君子を罔くあたはざることも亦、惡んぞ恃むべけんや。

庸俗は又謂へらく、今日は耶蘇の禁嚴甚だし。民は得て詿誤すべからず。其の自ら小智を衒ふ、憂ふるに足らずと。夫れ、夷虜の伎倆を

(九八) 根を廣げて、はびこる。

(九九) 人をあざむき、誤った方向に赴かせる。

(一〇〇) 大惡人。

(一〇一) 行儀よく手を組み合はせてゐる。人君が萬民を治める形容。だがこの場合にはその無爲を惡い方面に使用した事で、腕を組み合はせて、傍觀すること。

勢するを得ず、以て今日に至るは、實に（一〇二）厲禁の致す所にして、（一〇三）億兆生靈の大幸なり。然れども、耶蘇の潜行は、其の名を滅すべく、其の狀止むべし。而も其の民心を蠱する所以の者は自若たり。則ち彼れ其の術たるや、豈に必ず柱に（一〇四）膠し、舷に刻み、以て往日の轍を蹈まんや。民の利を好み、鬼を畏るゝは、其の情の免るゝあたはざる所にして、苟も潜に其の心を移す所以の者あるときは。則ち嚴刑（一〇五）峻法と雖も亦、得て禁むべからざるものあらん。今、（一〇六）博奕及び（一〇七）徒黨の如きは國に明禁あり。然れども、無賴の奸民の村里に橫行し、夜に聚り曉に散じ、飮と博と相煽誘し、是を能く息むることなきは、其の利を好むに因るなり。叢祠（一〇八）呪咀、神佛に假りて以て衆を喚び、黨を聚め、隨つて除き、隨つて生ずるは、其の鬼を畏るゝに依るなり。

（一〇九）不受不施、蓮華往生の徒の如きは、前に既に戮に就きたり。而も近時、或は淫祠に因り、或は佛說を假り、以て相朋比する者、擧げて計ふべからず。所謂富士講なるものも亦、其の黨を聚ること、

（一〇二）[illegible]命となつて禁止す。
（一〇三）[illegible]
（一〇四）[illegible]利かない方法で、[illegible]の失敗を再び繰り[illegible]す。柱に膠すは史記、藺相如傳にあるもので、琴瑟の調子を變へる柱を動かさないやうにして、同じ音を出さうとすること。舷に刻みは齊書の顧歡傳其の他にあり、船の進行するのも知らないで、舷に目じるしをつけて、落した劍を探さうとした古例、何れも融通を知らない譬である。轍は車の通つた跡、前の失敗を繰り返す意。
（一〇五）[illegible]刑。
（一〇六）[illegible]博、[illegible]負事。
（一〇七）私黨を組んで、目的を貫通させようとすること。
（一〇八）人を呪ふ。
（一〇九）蓮華[illegible]上で往生を遂げること。これが如何に下らなく、當然禁止されるものであつたかは、次の文獻が證明してゐる。[illegible]文[illegible]の初めに、又かの不受

蓋し既に七萬人に至ると云ふ。亦皆、其の鬼を畏るゝによりて、相聚結する者なり。

萬一、虜をして、利と鬼とに因りて、名を變じ、狀を更め、以て民心を蠱し、其の術每に刑禁の未だ及ばざる所に出でしめて、民心(一〇)時移、默隕せば、則ち亦、惡んぞ獨り成法を恃みて之を慮らざるべけんや。夫れ、小智の曲慮、齷齪(一一)として大計を知らざる者は、心放れ、眼眩み、相率ゐて黠虜の術中に入り、而も自ら知らず。古より庸俗の徒の長舌巧辭にして、終に窮極なきこと此の如し。孔子曰く、(一二)利口の邦家を覆す者を惡むと。正に此を謂ふなり。

夫れ、西夷の中國を窺ふ者は、前後して武を接し、各國は遞ひに至る。其の國は殊なりと雖も、而も其の敬事し尊奉する所以の者は、則ち同一の胡神なり。故に耶蘇の中原を鬪ふこと三百年にして變せず。而も中國の之を待つ所以の者は、則ち時論の(一三)趨舍に係る。或は雄斷に出で、或は姑息に出づ。是れ其の間を闘ふ者は始終一意にして、之に

不施の輩、上總の國で黨を集め、蓮華往生と云ふことをして、愚人を歸依させたことがある。其の爲方は、一つの大きなる蓮華臺を造り、出るべき便もないやうな愚人を語合ひ、其の蓮臺の上にのせ、僧ども大勢取卷きて、彼のだだぶだをやかましく讀み立てると、その蓮の花びらが窄むやうに拵へて、其の上で彼の中に這入つてゐる人の尻の當つた處に穴があけてある、其の穴から、槍のやうな物で突通して之を殺し、能く死に終つてから花びらを招いて見ると、往生してゐる態に仕掛けたものでござる。(平田篤胤・出定笑語附錄二)又、不受不施とは日蓮宗の一派で、絶對に未信者の寄付を受けず、又、施さない。御定書百箇條で禁じられてゐる。

(一〇)内々心を移して、その方面の[illegible]に注意する。

(一一)せはしい形容。

断乎として世論を一定しそれを實行に移せ

應ずる者は前後に論を異にするなり。一意を以てする者、論を異にする者を闘ふ。安んぞ其の能く久しくして、間の乘ずべきなきを保せんや。然らば則ち、時論を一定し、乘ずべきの間なからしめんと欲せば、虜情を審かにするにあるかな。虜情を審かにするにあるかな。

新論　上　終

（一一二）佞諂者が漫に君に媚びて、終に國家を傾け敗るに至るのを惡む意。子曰はく、紫の朱を奪ふを惡む。鄭聲の雅樂を亂るを惡む、利口の邦家を覆すを惡む。」（論語。陽貨第十七）

（一一三）時論の一進一退する事

上卷　終り

# 新論　下

会澤安 著

## 守禦

平時と非常時とに對する明白な認識

凡そ國家を守り、兵備を修むるには、先づ和戰の策を定めざるべからず。二者未だ決せずんば、則ち天下は汎汎(一)然として、向ふ所を知るなし。紀綱廢弛し、上下偸安して、而も智者は謀をなす能はず、勇者は怒をなす能はず、日又一日、坐ながら、虜謀をして稔熟(二)し、手を拱いて敗を待たしむるものは、是れ皆、內に陰かに懼るゝ所ありて、敢て斷せざるに坐するが故なり。昔、蒙古の嘗て無禮を我に加ふるや、北條時宗は斷然として、立どころに其の使を戮し、天下に令して將に兵を發して之を征せんとす。龜山帝は萬乘(三)の尊を以てして、身、

新論　下

（一）風波のまに／＼たゞよふ形容。

（二）十分に成熟する。

（三）孟子にある語で、兵車萬乘を出す國の君。天子の尊稱。

闘戦に代らんと祈り給ふ。是の時に當り、蹶(ふるこ)んで以て難を冒し、民は其の死を忘る。天下、誰か敢て必死を以て自ら期せざらん。故に絶死心を一にして、精誠(せいせい)の感ずる所、能く奥渙を起し、國を唐上に靈とす。是れ所謂、之を死地に就きて、而して後に生かす者なり。古人言へるあり、朝野をして常に勝兵の境にあるが如くならしめば、乃ち國家は寧なりと。臣は故に曰く、和戦の策、先づ内に決し、断然として天下を必死(四)の地に置き、然る後に防禦の策得て施すべきなりと。

今、虜は但だ通市を請ふ。未だ戦ふに至らず。和戦の策は論ずる所にあらざるに似たり。然れども、世、通市の害を知らざるものは、其の心、戦を畏れ、其の意は必ず和に出づるなり。能く痛く、通市を拒絶する者は、其の勢、戦ふに至ると雖も、畏れざるなり。凡そ事は豫め決すれば則ち立つ。二つの者、豫め決せざることを得んや。今、攘夷の令は天下に布き、和戦は既に決し、天下は向ふ所を知る。臣、請ふ、守禦の策を陳べん。



(四) 天下の人々をして、後死の覚悟を定めしむる。

士風は如何にして興すべきか

夫れ、天下、宜しく釐革(五)すべき者四つあり。其の一に曰く、内政を修む。其の目は四。士風を起す。奢靡を禁ず。萬民を安んず。賢才を擧ぐ。

夫れ、士風の敗るゝは、廉恥なきに由る。而して廉恥を勵す所以の者は、則ち賞罰の用にあり。故に其の刑賞(六)與奪を制するは、必ず父子の親を厚うし、君臣の義を立て、以て之を權る。苟も賞すべくんば、卿相の位、國郡の封と雖も吝まず。罰すべくんば、貴戚、權勢と雖も避けず。道の存する所、義のある所は則ち無法の賞(七)、無政の令と雖も行うて可ならざるなし。而して其の平居に士人を激勵する所以の者は、(八)一顰一笑と雖も、未だ嘗て惰頑を興起するに足らずとせず。故に其の之を勸勉懲戒すること、必ず東照宮及び當時の名賢の士衆を磨勵する者の如くんば、則ち士風の興らざることあらんや。

奢靡の國に於ける、士民は貧しからざるを得ず。風俗は壞れざるを得ず。(九)請謁以て行はれ、(一〇)怨讟以て興る。故に財を理め、辭を正し、入

(五) 改新する。

(六) 功のある者には與へ、罪ある者から奪ふ。

(七) 成律にない程の大きな賞。今まで例のない政令。

(八) 一寸眉をひそめたり。少し笑つただけでも、それが家臣に影響して、平常の失はれた心の緊張を取り返す程でなければならない。

(九) 權力ある人に内謁して媚びる。

(一〇) うらみそしる。

奢侈の風を改める方法

るを量りて出づるをなす。邦用に常あり、尊卑に分あり。身ら自ら群下に率先し、(一一)宮壼を治め、内務を清め、(一二)冗官を損し、(一三)煩苛を除き、土木玩好の費を省く。これ古今の通論なり。今、如し、必ず奢侈を息めんと欲せば、則ち當に人をして虚飾を去り、至誠を尚ばしむべし。人、虚飾を去らんと欲せば、則ち當に人をして(一四)相憂恤し、患を同じうして風に遇ふ如くならしむべし。人、相恤へんことを欲せば、則ち當に示すに天下の大患を以てし、勵すに(一五)膽を嘗め、薪に坐するの誠を以てすべし。(一六)兵旅を簡練し、軍實を修備し、上下(一七)黽勉し、常に戰陣に臨む日の如く、天下警戒する所を知らん。然る後に制度を奉じ、勤儉を尚べば、則ち奢靡の習の革まらざることあらんや。

建治の初め、既に元使を斬り、將に其の國を伐たんとし、令を下し、公事を省し儉約を行ひ、(一八)民庶を休め、以て軍費に備ふ。其の民に令すること、是の如くんば、則ち上下意を決して備豫せん。而して後に勤儉の政、得て行ふべきなり。

(一一) 後宮。
(一二) 人員の整理をすること。
(一三) 過度の租税をゆるめる。繁文を簡約にする。
(一四) 憂ひ合ひ助け合ふ。
(一五) 所謂臥薪嘗膽で、越王勾踐の故事。非常な苦心をして自ら勵ますこと。
(一六) 兵士を十分に選び練つて、時に應ずるやうにさせる。
(一七) 勤勉。
(一八) 庶民と同じ。

農は民命の係る所なり。故に末を抑へ、本を貴び、産を制し、職を頒ち、時に使ひ、斂（一九）を薄うし、田里を均しうし、兼併（二〇）を除き、姦民を去り、罷好（二一）を懲らし、情好を通じ、患難（二二）を恤へ、其の什伍（二三）を明らかにして之に保任（二四）を教ふ。富庶（二五）にして孝弟、老幼孤寡（二六）をして、收養する所あらしむ。皆、民を安んずる所以にして、古人の論ずる所具はる。今、必ず之を施行せんと欲し、則ち當に上下をして恤ふる事を知らしむべし。上下に恤ふる事を知らしめんと欲せば則ち當に民を動すに實事を以てすべし。而して之に喩すに空言を以てすべからず。故に戰備を修め軍事を峙ふ。其の儲糧（二七）を重んずるは、常に凶荒（二八）後の如く、相勸勉勤苦し、保聚（二九）して寇を避くる日の如く、心を同じうし、力を一にし懈怠あるなく、然る後政を發し仁を施す。萬民の安からざる事あらんや。

萬民を安心させる方法

賢才の國にあること、古人に之を虎の山にあるに譬ふ。其のある所は隱然（三〇）として人、之を畏る。故に擧げて之を廊廟（三一）に措けば、則ち內重くして外は輕し。逸して艸野（三二）に在れば、則ち艸野重く、邦國にあれば

賢才の國家に必要な理由

（一九）租稅を少くす。
（二〇）兼ね合せて一にする。
（二一）勤勉でない者。
（二二）家計を立てるのに困難な人々。
（二三）十人組、五人組、詳しくは林子平の「海國兵談」參照。
（二四）自己の責任。
（二五）富んだ商人。
（二六）頼りのない人々。老は老いて子のない人。幼は幼くして父母を失つた人。孤寡は男女共に配偶者を失ひ、何等かの關係で働き得なくなつた人々。
（二七）糧食のたくはへ。
（二八）饑饉その他の天災。
（二九）皆が集まつて助け合ふこと。
（三〇）何とはなしに、暗々裡といふ意。
（三一）朝廷の內部。
（三二）野に下る。無位無冠。

則ち邦國重し。外に重き者あれば、則ち天下は將に廊廟を輕視する者あらんとす。是を以て、聖賢は天下の(三三)俊豪を拔き、天下の重望を收めて之を廊廟に措き、天下の謀議を盡し、天下をして廊廟を仰ぐこと、孩子(三四)の父母を慕ふが如くならしむ。然る後に大業は得て成るべし。

古は賢才を舉げ、限るに門流(三五)を以てせず。大寶令を制するに至りても亦、國學生をして大學に入り、試用を得せしむ。且つ虞夏・商周の如きは、學制も亦備はる。而して諸侯も亦、貢士(三六)の法あり。皆、天下の俊賢を旁羅(三七)して遺さゞる所以なり。天下の事は固より一端ならず。而して士を取ること一國・一郡に止まれば、則ち其の國郡の間は俗の慣習する所、風尚も素より同じ。而して其の謀議(三八)布陳する所も亦甚だしく違からず。言に雷同(三九)多し。其の天下の事に於いて、一端を偏擧して天下の善を兼ぬることあたはず。故に聖賢は、天下の賢俊を致す所以の者に於いて、尤も心を盡せり。故に禹の曰く、萬邦黎獻(四〇)、惟れ帝、これ擧げよ、帝、時ならざれば、敷同

（三三）萬人にすぐれた俊傑。
（三四）二三歲の幼兒。
（三五）門閥。
（三六）才學があつて政府に推薦された人。
（三七）全部聚める。
（三八）意見を述べる。
（三九）無批判的に一時に全部が贊成する。
（四〇）一般人民中の賢者。この一節は書經の益稷にある。

して奏するとも功罔けんと。苟も能く恩を此に致さば、則ち舜(四一)の人に取つて、以て善をなす所以の者と、其の無爲(四二)にして治むる所以の者とを亦見つべきなり。

今、必ず天下の賢才を致さんと欲せば、士を取るの法、其の要を得ざるべからず。士を取るの法に曰く、敷納(四三)するに言を以てし、庶を明らかにするに功を以てし、車服庸を以てすと、是のみ。天下の士は皆、敷納する所あり。以て其の所蘊(しよううん)を盡すを得。平生の鬱勃(四四)(うつぼつ)の氣を泄すことを得ば、誰か敢て感激し、爭うて其の言を陳べざらん。庶を明らかにするに功を以てせば、則ち言は行を底とすべし。而して智愚・賢不肖・能否は以て判れ、空疎(四五)(くうそ)の士は冒進することを得ずして、謙讓・廉退(れんたい)の風興る。車服に庸を以てすれば、則ち實才ある者は實功を立てゝ其の榮を受く。天下誰か敬んで其の大に爲すあるの志に應ぜざらんや。此の如くんば、則ち天下の賢才は盡く廟堂に集り、天下の善を兼ね、以て天下に布かん。天下、誰か敢て廟堂の重きを知りて之を敬戴(けいたい)

（四一）舜は天下を決して、私有視しなかつたから、人に善があれば、直ちにその人に國を讓つたのである。「孟子曰はく、子路は人之に告ぐるに過有るを以てすれば則ち喜ぶ。禹は善言を聞けば則ち拜す。大舜は焉より大なること有り。善、人と同じくし、已を捨てゝ人に從ひ、人に取りて以て善を爲すことを樂む。耕稼陶漁より、以て帝たるに至るまで、人に取るに非ざる者なし。諸れを人に取りて以て善を爲すは、是れ人と善を爲す者なり。故に君子は人と善を爲すより大なるは莫し」。（孟子。巻二、公孫丑章句上）

（四二）自分は何も爲さないでゐて、而も天下は十分に平治する。「子曰はく、無爲にして治まる者は其れ舜か。夫れ何をか爲すや、己を恭しくし、正しく南面するのみ」（論語。衞靈公第十五。

（四三）先づ詩文を作らせて、役に立つたと

せざらんや。

軍人に賞罰を守らせること

其の二に曰く、軍令を飭ふ。其の目に三つあり。驕兵を汰し、兵衆を增し、訓練を精うするなり。

夫れ、兵の精を貴ぶや固より論なし。而して驕兵の國に於けるや、居れば則ち民を蠹して俗を傷り、戰へば則ち恇怯喧噪し、動けば軍律を犯す。これ敗を取るの道なり。故に、謹んで其の驕奢淫佚の用ゆべからざるを察し、盡く之を淘汰して、兵をして皆、精鋭ならしめ、然る後に以て守るべく、以て戰ふべし。

兵數增加の必要と方法

兵は皆、都城に聚り、坐ながらにして穀祿を銷す。多く養ふを得ざる所以なり。故に善く、古今兵制の沿革を察し、兼ねて土着の制を用ひ兵數をして衆多ならしめ、之を用ゐて竭きずんば、則ち以て無窮の變に應ずべし。且つ夫れ、外寇と內患とが必ず相因るは古今の常勢なり。今、(四六)無行の民にして、長刀を帶び、銃槍を提げ、(四七)鳥聚星散し、(四八)飲博劫盜し、以て良民を(四九)賊害する者は、村野に充斥して、(五〇)流賊の形成

見れば功があつたとして車及び服を賜うて庸とする。禹曰く、兪なるかな、帝、天の下に光き、海隅の蒼生に至るまで、萬邦の黎獻、共に惟れ帝の臣なり。惟れ帝、時れを擧げよ。敷き納るるに言を以てし、明かにするに功を以てし、車服庸を以てせば、誰か敢て讓らざらん、敢て敬み應ぜざらんや。帝、時ならずんば、敷同して日に功なきを奏めん」（書經、益稷第五）

（四四）國に充ち滿ちて、未だ發せない考へ。
（四五）內容のないこと。
（四六）一定の職業なき者。
（四七）夕方になると集り、曉の星と共に散じる。
（四八）盜みをしたり賭博したり食ひ逃げする輩。
（四九）賊害は物を奪つて害を與へる事。
（五〇）所々方々を流れ渡る盜人の群。

る。或は(五一)水旱疾疫あれば、其の變未だ測るべからず。若し外虜をして、機に乘じ間に投じ、引いて以て聲援をなさしめば、則ち(五二)變の叉變、寒心すべし。今、善く其の變に通じ、士に兵あり、地に守あらば、則ち流賊は漸く息むべく、外虜は應に絶つべし。然る後に以て不測に變を防ぐべきなり。

兵士訓練の方法

兵旅を訓練するとは、(五三)花法兒戲の謂にあらずして、其の實用に施すべきことを、これ宜しく講ずべし。故に、敎ふるに陣營の法を以てし、習はすに(五四)旗鼓の節を以てし、悉く無用の虛文を除去し、至易に至簡に、知り易く、從ひやすからしむ。而して、之を田獵に試み、之を(五五)追捕に用ひ、之を工役に勞し、之を險阨、艱難、風雨寒暑、重きを負ひて遠きに走る事に狃れしめ、士卒をして進退に習ひ、險阻を輕んじ、軍旅を以て難事となさゞらしむ。これ其の膽を練る所以なり。膽を練りて、然る後に事に遇うて懾れず、機に臨み、變に應ずるを得、此の如くして然る後に、緩急用ゆべきなり。

（五一）水害・旱魃・流行病。

（五二）意外の出來事が次から次へと續出し、人々は常に驚きを重ねなければならなくなろう。

（五三）形式本位になる。外面だけ立派にする。

（五四）戰旗や陣太鼓の使用方法。

（五五）追ひかけ捕へる事。

其の三に曰く、邦國を富ます。天下の人牧（五六）率ね皆、怠惰驕奢（五七）にして、誅求（五八）常なく、財を用ゐること、制なくして、以て自ら貧困を致す。是れ皆、其の宮掖（五九）婦人の手に長じ、生れて則ち逸し、目は唯々令色（六〇）、耳は唯々巧言（六一）、未だ以て艱難を知らざるによるなり。今、列國は各々封疆（六二）を守り、大小相維ぎ、以て宗國に藩屏す。勢は百足の蟲の如し、以て土崩（六三）の態を免るゝに足る。如し能く、因つて勸勉激勵し、分つに天下の憂を以てし、責むるに方面の任を以てし、之をし戒飭（六四）し繕修し、常に勝兵と壘（六五）を對する如くならしめ、時に其の勤惰を觀察して以て黜陟（六六）を行ふ。輕重權あり。拘るに常格（六七）を以てせず。要は邦國をして、盡く憂恤する所を知らしむ。乃ち之をして、亦、士風を興し、奢靡を禁じ、百姓を安んじ、賢才を擧げしめ、節するに制度を以てし、財を傷らず、民を害せず。其の國は豈に富み、且つ强からざるあらんや。

且つ邦國の困む所は、糴糶の權の商賈にありて、給を仰がざるを得



（五六）人君。
（五七）仕事は怠けたがり、贅澤はしたがる。
（五八）きびしく責めて財貨をむさぼり取る。[illegible]
（五九）[illegible]宮の左右にある小門。
（六〇）令色は顔色を和げ、人の氣に入られようとすること。
（六一）人の意を迎へて巧みに飾つて言ふ。
（六二）命令を守り、守護する。
（六三）國家の滅亡。

國が貧困する理由は奈邊にあるか

大名役

ざればなり。百需は皆、市に資りて、毎に物價の貴を患ふ。歳時、幕府に獻ずる所、其の國土に産する所を除くの外は、魚蝦餌餅(六八)の屬、多く市人の手に出づ。其の物たるや、銅・鐵・鉛・錫・箭・幹・膠・漆にして、實事に益ある者の比の如きにあらず。而して必ず賈豎の印封を待ち、以て其の信を驗し、騶徒は必ず市井に雇ひて之を前行に置く。宴飲には、市人の刀匕(六九)を待つて、然して後に其の歡を盡す。及び他の宮室の衣服・婦女の玩好など、凡そ奢侈の財を糜する所以の者は、概ね皆市人に命じて其の愚弄する所となるを知らず。庸君俗吏視て以て故常となし、之を大名役と謂ふ。其の君相と雖も、謹んで舊習を守り、敢て之を易ふにあらず。而も邦君は皆、其の國を空しうし、以て江戸に家し、天下の膏血を都下に鍾むれば、則ち其の民も亦、爭うて鄕土を離れ、從つて之に家す。野は荒れ、民は散ず。國貧しからざることを得んや。今、貧を轉じて富となさんと欲せば、固より習俗に拘ることを得ず。俗以て廢すべからずとなして、廢せざるべからざる者あり、以

（六四）氣をつけさせる。
（六五）壘は敵に備へる爲めに、土を累ねて作つた小城。
（六六）功勞者を登用し、失策者を退ける。
（六七）平常如何なる地位にある者でも遠慮なしに登用する。
（六八）魚と海老類即ち魚類。
（六九）小刀と短刀。

て必ずしも與さずとなして、與さゞるべからざる者あり。(七〇)斟酌損益、虛文を去りて實功に就く。亦、英雄の時を相弛張する所以の權衡なり。

其の四に曰く、守備を頒つ。天下の大名が聚會して共に江戶を守るは、其 內を重んじ、外を輕んずるの意は則ち在ることあり。然れども、兵は常に事なくして食ひ、驕奢淫佚、以て天下の力を弱むるに足る。而も天下の要害にして守らざる所あれば、則ち亦以て、夷狄を待つ所以の備にあらざるなり。

夫れ、京師は天下の(七一)首領にして、江戶は其の(七二)胸膈なり。大阪は其の咽喉にして、相模及び房總は(七三)江戶の(七四)牙唇なり。伊勢・熱田は 神器のある所にして、天下神氣の寓する所なり。皆、宜しく嚴に守備を設くべし。而も守備の規は未だ盡く立たず、(七五)救應の約は未だ甚だ明らかならず。城壘あるものあり。城壘なき者ありて、皆、天下を(七六)聳動し、警むる所を知らしむる所以にあらず。守備の方、以て講定せざるべから

(七〇) 過ぎと不及とを調節する

(七一) 頭部。

(七二) 胸腹部。

(七三) 安房・上總・下總。

(七四) 歯や脣。

(七五) 急場を救ふ。

(七六) 人々の耳目を聳えしめる。

蝦夷は捨つべきか

ず。長崎は蕃舶の輻湊する所(七七)にして、守備素より設く。今日の如きは、則ち虜の至るべからざる所なし。海内を擧げて皆、長崎たり。其の之を守る所以の者も亦、長崎と何ぞ異ならん。且つ、海外の諸島及び蝦夷地方の如きも亦、時に官員を遣はし、兵を率ゐて往來、巡視するにあらざるよりは、則ち以て(七八)聲息を察するなく、以て威信を宣ぶるなく、以て人心を固むることなし。

蝦夷の地は世俗より之を視れば、之を得るも益なく、之を弃つるも損なき者の如し。然れども、我れ棄つれば、則ち彼は取ること必然の勢なり。異日、虜をして盤據して以て巣窟となし、以て松前に逼らしめば、則ち奥羽は必ず騷動せん。往來して沿岸に寇せば、則ち天下も亦騷動せん。故に我が棄てゝ彼れ取らず、特に以て棄地となさば、則ち猶ほ未だ大害となさず。虜をして之を有せしめば、則ち彼れ大利ありて我に大害あり。力を盡して之を守らざるを得ざる所以なり。

(七七)異國船の出入の激しい場所。

(七八)異國人の様子。

國家非常時に際しての新設備

若し能く、之が經制(七九)を立て丶、沿岸の諸國及び諸島をして守らざる所なからしめば、則ち兵の江戸に坐食(八〇)する者は分つ所あり、而して粉(八一)華奢淫の習は革むべし。邦國の君臣、往來して海上寥落(八二)の地を守り、宴安に都下に耽るを得ず。兵卒も亦、日に勞苦して役に習ふ。庶幾くば緩患に用ゆべく、而して要害の地の守備は始めて全からん。

夫れ、内政は修り、軍令は飭ひ、邦國は富み、守備は斑からば、則ち天下の宜しく釐革すべき所の者、大綱擧れり。大綱擧れば、則ち其の瑣々(八三)たる者も亦、將に隨つて振起せんとす。夫れ、英雄は時を相て變に處す、昔時の未だ設けざる所にして、今日の宜しく創立すべき所の者は、亦、安んぞ熟思して之を講明せざるを得んや。臣を以て之を策るに、曰く、屯兵(八四)を設く。曰く、斥候を明らかにす。曰く、水兵を繕ふ。曰く、火器を練る。曰く、資糧を峙ふ。是の五つの者は、以て創立せざるべからざるなり。

守備隊を設けること

所謂屯兵を設くるとは何ぞや。方今、濱海の地は一區として虜衝(八五)に

(七九) 國を治め、國民を安堵させる方法。
(八〇) 徒食。
(八一) 輕薄浮華の風習。
(八二) 人氣のない淋しい廣々したところ。
(八三) 些細な事柄。
(八四) 屯は一場所に大勢集つてゐること、守備隊。
(八五) 異國船の通行する道。

外夷の襲來に對し舉國防衞に當れ

あらざるなし。一旦、事あれば、兵を發して奔走し、徒に自ら罷弊して、固より已に及ぶ靡し。故に保障の設、屯戍(八六)の兵、豫め其の制を講ぜざるべからず。慶元(八七)以來、天下の大名に令して、國ごとに一城を過ぐるを得る勿らしむ。是れ、強梗(八八)を抑へ、禍源を塞ぐ所以にして、號令の劃一は、得て變ずべからざるものなり。然も今、夷虜の變に備へんと欲し、緣邊の民、障塞(八九)、以て自ら保聚するなくば、則ち恃んで以て、其の心を固むることなし、保用、以て管轄(九〇)するなくんば、則ち恃んで以て其の力を用ゐることなし。兵の道たるや、進退に節あり、鼓舞に術あり。苟も善く之を用ふれば、婦女と雖も、以て防守の用を助くべく、以て水火に赴くべし。否らざれば、則ち壯夫(九一)と雖も、崩潰(九二)離散し、得て之を用ふるなし。寇の至れば、則ち民は山谷に逃散し、狗羯(九三)に蹂躪せらるゝも、誰か能く之を救はん。故に古は邊郡に城堡(九四)の設あり。

軍防令には、凡そ三邊諸郡の人居は皆、城堡內に於いて安置し、

（八六）守備兵、戍は守備兵を屯せしむる兵舍。
（八七）慶長・元和。慶元以來は、德川氏の世となつて以來の意。
（八八）手強く反抗するもの。
（八九）敵に對する備へ。
（九〇）統轄。
（九一）血氣盛んな人々。
（九二）勇氣がなくなり、四方に散り〲になる。
（九三）ふみにぢる。
（九四）國境に近い小城。

其の田を營むの所には唯々莊舍（九五）を置く。農時に至り、營作に堪ふる者、出ては莊田に就き、收斂（九六）し訖りて、勤し還る。其の城堡崩頽すれば、當處の居戶を役し、闕に隨ひて修理せしむ。義解に云ふ。堡は高土、以て保障をなし、賊を防ぐものなりと。

今、其の制を盡くは用ゐるべからずと雖も、斟酌（九七）商議せば、必ず將に時宜に適ふ者あらんとす。兵の地着せざるは、天下を弱くして、釁端（九八）を杜ぐ所以なり。然も緣邊に屯戍なきは、外寇を待つ所以の備にあらず。今、城邑の兵を分ち、往きて之を守らば、則ち士卒は罷勞し、沿途は騷擾せん。民を募り之を充さば、則ち民は奢惰に習ひ、唯々厚俸を貪ることを知る。且つ、特に寇に備へ、陣に臨むにあらず。進んで以て奇功を博するなく、退いて以て重誅（九九）を畏るゝなし。故に得る所の者は、老羸跛蹇（一〇〇）の卒にあらざれば、則ち惰遊無行の民にして、固より用ゆべからず。以て屯田せんと欲せば、則ち田は皆永業にして、彼を奪ひ此を授くべからず。且つ、要衝の地の如きは、其の利、



（九五）田舍家。

（九六）穀物・果實などをとりいれる。

（九七）よく相談する。

（九八）釁は血祭りの意。爭ひの發端。

（九九）重罰。誅は重罪に依つて死刑となること。

（一〇〇）老年で役に立たない者か、又は片輪者。

閒田の利益

亦隨つてこれあり。民も亦未だ甚だしくは貧ならず。而して(一〇一)閒田も亦甚だしくは多からず。地は給するに足らざるなり。卒を養ふに俸米を以てすれば、則ち先づ民に稅し、而して又之を須つ。取與の間、其の費は田に授くるに數倍す。以て多く之を養ふべからず。

田を授けて之を佃るや、一夫に五六石の地稅を除くときは、亦以て兵役に給するに足る。今、諸國、其の制、或は此の如き者あり。如し、給するに俸米を以てすれば、則ち五六石の稅の能く給する所にあらず。五石の入にして、公四民六を以て之を率するや得る所は二石に過ぎず。田なくして二石の米を食む。其の一家の終歲の衣糧を給するあたはざること、固より論なきのみ。故に二石の米は以て兵給するに足らず。五石の田は以て卒を養ふべし。田と米との差はかくの如し。

此の如きは皆、議者の困しむ所なり。今、民の利する所によつて之が制を設けなば、則ち其の費省くべく、民は收むべし。田の廢する

（一〇一）所有主のない土地。

田地が耕作されずに荒れる理由

海に於ける利は無盡藏

海防の備

は、必ず税重くして地薄きものなり。地の空閑なるものは、必ず土瘠せ、利少き者なり。二者は要衝の區には多くあらざる所と雖も、而も濱海の地は亦、未だ往々これあらずんばあらず。兵卒をして就いて之を佃らしめ、税の重きは或は其の税を除き、利の少き者は或は之に田器(一〇二)及び他の什器(一〇三)を授く、如し、其の土民の募に應じ、伍に入る者あらば、其の田に就き、畝を量りて其の税を除く。是の如くんば、則ち屯田の意は用ゆべし。利をこれ取りて竭きざるは海なり。之が舟楫(一〇四)を爲り、其の網罟(一〇五)の費を給せば、則ち水戰の用を得て寓すべし。是れ、利を海に資りて以て吾が兵に敎へ、權を地に因りて以て吾が兵を食ふ。苟も其の人を得て其の制度を講ぜば、壯强の夫と素練の卒とを、未だ必ずしも得べからずとせず。

然れども、防海の備は獨り之を防海の卒に責むるべからず。其の用ゆべきを欲せば、則ち當に其の勞佚(一〇六)を均しうすべし。屯戍の卒は田を耕し海を漁し、暇日には則ち武を講ず。寇至らば先づ鬪ふ。豈に勞せ



(一〇二) 耕作に必要な器具。

(一〇三) 各種の器具。

(一〇四) 舟を操る

(一〇五) 大小の網。

(一〇六) 苦勞と樂

斥候を明らかにすること

ざらんや、而して其の城邑にあるは、飽食、煖衣、驕樂して武を終ふるときは、則ち誰か獨り防海を樂しまんや。故に士衆を磨勵し、兵旅を訓練し、之に習はすに、(一〇七)田獵。追胥。行役。土功の勞を以てし、獨り奢淫の樂を受くるを得ざらしめ、農工商賈をして、又皆、四方に事あるを知らしめ、勤儉して令に趨くこと、新に兵禍を免るゝの日の如く、海防の卒をして、天下に勞せざるなきを知らしめ、臂を攘げ、身を奮ふこと、陣に臨み、功を爭ふの秋の如けん。然る後に、兵は得て用ゆべきなり。故に(一〇八)堡障の制、(一〇九)保甲の令、屯戍の兵、勞佚の用は皆、防海の要務にして、閒暇に及んで審に之を議せざるべからず。

所謂斥候を明らかにすとは何ぞや。今、濱海の地は(一一〇)候望なきにあらず。然れども、其の(一一一)布置は甚だ稀疎にして、(一一二)列墩の以て相應ずるなく、(一一三)烽燧。(一一四)旗旌。號砲の以て相望み、相聽くなし。器械備らず、號令明らかならず、(一一五)僚卒ありと雖も、用ゐて以て、(一一六)風帆遠洋を望むに過ぎず。其の地方に近づくに及べば、則ち報告するに脚力を以てす。虜

(一〇七)田獵は狩、追胥は小役人の仕事などに使ふ。

(一〇八)とりでの事。

(一〇九)保甲は義勇兵。

(一一〇)邊境を守る官吏及び其の人の居る役所。

(一一一)配置。

(一一二)邊境偵察人の居る官舍の各自が聯絡を取るところ、意は土を盛つた小高い場所。

(一一三)のろし。

(一一四)信號旗。

(一一五)物見臺の兵。瞭は明らかの意であるが、この場合は瞭望臺の意。

(一一六)沖に居る舟の姿。

舶に瞬息に數十百里す。而るに徒步して報告す、それ事に及ばざるや固よりなり。古は邊郡に烽を置いて、號令は明かに備り、丁を分ちて守瞭し、長を置いて檢校す。當せて令條にあり。

軍防令には、凡そ烽は便宜に從ひて安置す。但し相照見することを得せしむ。長を二人置いて檢校す。晝夜、時を分かちて候望し、(一一七)晝は狼烟、夜は放火す。前烽應ぜざれば、則ち脚力を差し、往いて前烽に告げ、候を失ふ所由を問知し、所在の官司に申す。其の賊衆の多寡、烽燧の節級は具に式あり。烽を放つて(一一八)參差たるもの、所在の國司に告げ、(一一九)勘當して實を知り、驛を發して奏聞す。明の戚繼光は、哨を守る法を言ふ。(一二〇)墩毎に軍五名を以て守瞭せしめ、鳥口銃。小手銃。火箭。大白旗。草架等の器械を備へ、毎日三人を分ち、墩外の海邊を(一二一)巡邏し、警あるに遇へば、晝は則ち旗を搖がし、銃を放ち、夜は則ち火を放起し、銃を墩上に放ち、卽ち應接に便す。如し、天晴るれば則ち車に大白旗を起て、隣墩も亦、此の如くす。一

(一一七) のろし。狼の糞で製すると傳へられてゐる。

(一一八) 種々の[illegible]入り込むこと。

(一一九) 十分に調査する。

(一二〇) 見張りに關する一定の區劃。

(一二一) 見廻る。

路は只、給督所在の處に至りて止り、一路は本衛所の城池(一二二)に至りて止る。如し、天陰らば則ち艸架(一二三)を將て火を擧ぐ。寇到るや、墩は一面一人を差して、徑ちに本衛所、並に陸路の官處に到り、敵の多寡、登犯(一二四)の時日、情由(一二五)を報ず。而して墩軍の候を失ふものは、治するに軍法を以てす。備に條約の事件を錄し、每墩に一本を、軍に付して讀誦し、背記誦熟、一月外を限りて、昔を考へ、生なること一句なれば打すること一棍。官司査點し、或は墩來して查考し、或は沿途、暗に往き、親しく驗す。治罪連坐には、具さに法あり。什物軍器には、補修の式ありて、極めて詳密となす。

宋の應昌の意見

宋の應昌も亦、議すらく、緊要の海口、三里每に一墩を築き、兵十名を以て、輪班(一二六)瞭守せしめ、又一里每に、轟雷砲二座を設け、防口の民兵を撥して、之を守らしむと。按ずるに、明の一里は今の五町許に當る。三里は則ち十五町許りなり、其の墩を置くこと、畧と謂ふべし。此等は皆、異邦の備豫の大略にして、今、類に觸れて之

(一二二) 城の周圍の堀。
(一二三) 草木を燃して火を擧げる。
(一二四) 異國人の上陸。
(一二五) 事情理由。
(一二六) 各自交代して守る。

を長せば、則ち以て參考に備ふべし。

今、如し、仍て修飾を加へ、講肄以て相應ずるに足り、目相望むことあり、耳相聽くことあり。烽火・走報必ず法あり、黜陟必ず誅み、賞罰必ず施さば、則ち庶くば以て疎虞なきを得ん。若し夫れ、事情の宜く彼此に相通告すべきものは、則ち驛遞(一二七)の法を精しうせざるべからず。凡そ、舗(一二八)を置くこと甚だ疎なれば、則ち民を役すること少しと雖も、遞路(一二九)を往反し、人馬多く疲倦す。甚だ密なれば、則ち民を役すること稠くして、百姓は疾苦す。遞替(一三〇)頻數にして、事も亦、遲緩し易し。今、驛を置くこと多く密にして、無用の人と不急の事とは、動もすれば百姓を役使す。甚だしきは厮徒(一三一)、養卒も器仗(一三二)を釋てゝ驛馬に騎り、而も之を謗るなし。平居無事なるも、其の農事を奪ひ、民力を竭すこと、勝げて言ふべからず。而して飛驛、急遽の事に至つても、亦只、耕馬に跨り、肩輿(一三三)に乗る、曾て健夫、快馬の以て迅速の用に供するなし。緩急、恐らくは事機を失はん。

(一二七) 交通の法。
(一二八) 宿場。
(一二九) 遠隔。
(一三〇) 宿場や人足の交代が余り多すぎる。
(一三一) 下役人。
(一三二) 兵具。
(一三三) 駕籠。

清人は自ら謂ふ。我が朝は驛遞の設、最も善し。西邊の四千餘里は九日にて到るべし。荊州と西安とは五日にて到るべし。呉三桂の反するとき、驛報の神速と機謀の深遠とを聞くに及び、乃ち天を仰ぎ歎じて曰く、休ぬるかな、未だ與に爭ふべからずと。

又謂ふ。宋の時には急遞脚を設け、金には急脚舗を置く、並に日行三百里。古より郵傳五百里以上に至るものなし。固より俗の便安に狃れ、(一三四)馳驟を習はざるによるも亦、上にある者の法を立つること、未だ善からざればなり。國家の制度、古に超越し、(一三五)羽檄飛馳、驛遞六百里以上に至る。絶域の至る所、機宜を指授して、(一三六)晷刻を爽へずと。此に據れば、則ち驛遞の遲速も亦、制を立つるの善否にあること、以て見るべきなり。

慶・元以來は、海禁極めて嚴なり。而も近時に至り、虜復漸く潛かに邊氓を誘ふ。故に(一三七)蠢蚩隱欺の蔽、(一三八)狡黠接濟の奸、之を發すること甚だ難し。(一三九)保任連及、備に其の制を得、廉問司察、悉く其の人を得るに

(一三四)大至急に走ること。呉三桂は清朝に反抗して帝と稱す。

(一三五)至急の標として鳥羽をつけた廻文。

(一三六)定められた時。

(一三七)無智であり、愚である民が異國人との交渉を祕密にして報告しない。

(一三八)惡がしこい異國人は非常に巧みに我が國人の心を奪ひ去る。

(一三九)保任連及は責任をよくつくす意、廉問司察は敏活に事情を問ひ形勢を能く視察する事。

水兵の實と事との問題

水兵を水に習はしむべし

あらざるよりは、恐らくは以て邊海の事情を審にし難し。故に墩臺の設、擺運の法、蒙衝を破り、險阻を塞するの備など、皆、事の斥候に關するは、閒暇に及びて審かに之を講せざるべからざるなり。

所謂水兵を繕ふとは何ぞや。水戰の防禦に於けるは、猶ほ陸戰の守壘に於けるがごとし。其の以て已むべからざるや固よりなり。今、虜は海濤を以て家となし、(一四〇)水技に於いては最も熟す。而して其の之を拒ぐ者は、船艦の制、精しくせずんばあるべからず。水操の法、講せずんばあるべからざるは、固より論なきのみ。今、水兵を繕めんと欲すれば、必ずしも一處に團聚して、日に戰法を敎へず。要は天下の將士をして、平居、水に習はしむるにあり。其の巨艦を操ること、短航を行る如く、狂瀾怒濤を視ること、(一四一)衽席の上に坐するが如く、然る後に乃ち用ゐるべきなり。故に或は漕運し、或は捕魚して、宜しく常に水上に事とすることあらしむべし。而して其の針路の迂直・湊口の曲折・潮候の逆順・日月・星辰・風雨・晦明(一四二)など、凡そ占度の用(一四三)に諳熟せざるな

(一四〇)海戰の術。

(一四一)座敷の上。

(一四二)月の盈虛。

し。是れ皆、將士をして水に習はしむる所以なり。

今、宜しく邦國に賦して巨艦を興造すべし。其の工役は軍令を以て事に從ふ。

邦國に賦し、工役に供す。今世の所謂、手傳者の如きもの是なり。

其の制は堅緻(一四四)。精密にして必ず虜艦に當るべからしめ、配するに幕府の吏を以てし、事に臨み、以て戰ふべし。

營繕令には、凡そ官船あるの處は、兵士を差遣して看守すと。

監するに幕府の吏を以てし、兵の選を重んじ、其の責を厚うし、爵位は以て衆を御するに足り、祿秩は以て廉を養ふに足り、事なければ則ち以て天下の米穀、及び諸物を運び、糶糴(一四五)の權をして上にあらしむ。邦國をして給を商賈に仰がさしめず、然る後に歲時を以て訓練(一四六)敎閱し、以て之を海上に截つに足らしめば、庶幾くば事に臨みて懾れず、虜も亦驕傲を自ら肆まゝにするを得ず。我の戰はんと欲するや、

(一四三) 科學的な調査考察。

(一四四) 非常に嚴密精緻。

(一四五) 米の賣買に關すること、糶は買ひ入れる米、糴は賣り出す米。

(一四六) 敎練し、時々その結果を見屆る。

虜は敢て避けず。戰を欲せざるや、則ち敢て逼らず。是の如くにして、然る後に操縦の權は、我によりて制すべきなり。

今、論者は則ち止曰ふ。巨礮を海岸に列し、寇至らば撃つて之を挫けんと。夫れ、巨礮（一四七）、大銃は利器ならざるにあらず。然れども、長兵の利は短用にあり。而して火を用ゐるの術は、則ち敵を擾し、勢に乘ずるにあり。苟も戰艦の以て水上に相迫るなくば、銃兵の以て速に應ずるなし。徒に遠勢を以て相持せば、則ち一發の銃、以て堅陣を陷れ勁敵（一四八）を拉ぐに足らんや。且つ船の洋中にあるや、銃發して必ずしも中らず。而も虜艦は堅實、能く之に中つと雖も、一二の彈丸の能く摧（一四九）破する所にあらず。今、水戰の講せざる、乃ち逡巡として陸地に居り、安坐して之を擺かんと欲す、聞く所にあらざるなり。故に銃を海岸に列して以て固めとなさば、則ち港澳停泊の處、賊船必由徑には、正に神器を設け、以て彼をして（一五〇）艦睢を肆にするを得ざらしむべきのみ。若し夫れ、沿海萬里、豈に悉く列銃を恃んで虜て防海の至計と

（一四七）大砲。
（一四八）強い敵。
（一四九）撃破。
（一五〇）落ちついて、氣儘勝手にさせない。

支那人の水戰

樂天家の認識不足（その二）

なすべけんや。

慶長中に有馬氏は、虜船を燒くに、火船を用ゐて之に逼る。享保中に黒田氏の虜船を燒く、蓋し亦、之の如しと云ふ。戚繼光の水塞操法は、狼機、火箭を發し、五十步を以て準とす。猶ほ謂へらく。これ遠勢、逼近の勢にあらず。如し敵に臨まゞ、則ち自ら一船逼近し、（一五一）標石火藥を用ゐて、擲傾近攻するにありと。凡そ明人水兵の戰法は、大率是の類なり。而して西夷の水戰も亦、大抵船舶相觸れ、而して火砲を發し、或は脚船を用ゐて相逼攻す。鄭成功の紅夷船を摧くが如きに至つては、則ち銃窓より船腹に突入して之を焚毀（一五二）す。其の逼近急攻は是の如し。則ち遠勢の以て勝を決するに足らざることも亦、見るべし。

或は曰く、水戰は虜の長技にして、我の恃んで以て虜を制する所にあらず。必ず之を陸地に致し、然る後に戰ふべきなりと。其の言は固に是なり。然れども、虜も亦、戰に習ひ、敢へて妄りに自ら長技を捨

（一五一）手投彈。

（一五二）燒き拂ふ

戰勝は氣にあり

我が國に於ける船舶の用の沿革

て、而して人と其の短なる所を角(一五三)せず。則ち彼は特に洋中に停泊し、運輸を妨害し、以て乘ずべきの間を伺ひ、虚實の處を熟視し、風至電去、之を邀ふるに方なく、之を逐うて躡なからんとす。是れ、虜は外に忌む所なく、内に恃む所あり、安坐して人を制す。而して我が兵(一五四)は寸椗も、海を下ること能はず。徒手、陸地に奔走して自ら罷勞を取る。虜の眼前に縱つて一矢を發するあたはず、倉皇狼狽(一五五)、人に致さるゝに遑あらず。何を以てか能く坐して敵を陸地に致さんや。且つ戰勝(一五六)は氣にあり、内に恃むところありて外に忌むことなければ、則ち士卒の驕氣は自ら倍す。若し我が技をして、彼と抗せざる者あらしめば、則ち未だ戰はずして氣は先づ阻む。猶は何ぞ能く從容として、虜の氣(一五七)を撃刺馳突の表に挫かんや。

夫れ、船舶の用は神代に肇まり、以て海外に弘化す。而して海運は則ち、崇神天皇の新に創めて、以て百姓の爲に費を省き、利を興す所、百余世を歴て、未だ以て外虜の妨害を患へず。今、洋夷の故を以

(一五三) 短所で爭ふやうな愚は行はない。

(一五四) 言ふに足らない程の小舟。

(一五五) 大いにあはてゝ、爲す所を知らない形容。

(一五六) 勝負には兵卒の元氣が重大な要素となつてゐる。

(一五七) 夢中になつて攻撃し來る敵。

て、一朝逡巡(一五八)(しゆんじゆん)す。列國漕ぐ所の者と雖も、容易に海に下るを得ず。而して時論も亦、或は渠(きよ)を東國に開き、以て海運を廢せんと欲するに至る。人情も亦皆、これに安んず。其の畏懦恇怯(ゐだわうきよ)は、既に已に此の如し。古人の言へるあり。我れ一歩を退かば、則ち彼は一歩を進むと。而して、孤島の海中に在る、壹岐・對馬及び種子・掖玖・八丈等の如き、或は虜をして進んで之に據り、以て巢窟となさしめ、而して手を拱して救はず、安然として環視(一五九)(くわんし)し、吾が長技は水戰にあらずと曰ふ、可ならんや。

或は曰く、運用の妙は一心に存す。小船と雖も亦、用ゐて以て勝を制すべからざるなしと。其の言は固に是なり。然れども、これ天下の將校をして、悉く妙處を曉(さと)り、而も其の長技も亦、皆一途に出でしめば則ち可なり。然らずんば、則ち脆小(ぜいせう)の船を以てして堅實(けんじつ)高大の舶に當る。天下の將校をして悉く勝を制するを得しむる所以にあらず。而して人の才能も亦、各々長ずる所を殊にす。將に安んぞ能く世に斤體

(一五八) ぐず〳〵して進み得ない形容。

(一五九) 傍觀するばかり。

を用ゐるに長ずる者なきを保せんや。且つ、古より小船を以て巨艦を制するは、多く港灣狹隘の處にあり。若しそれ大洋にあれば、則ち螻(一六〇)蟻の鯨鯢に付する如し。(一六一)纔[illegible]展轉、一顚して則ち沈沒せん。其の翼を張りて相闘ふも、(一六二)羊兎の巨蟒に遇ふが如く、頭尾纏繞し、一噬にして立どろに盡きん。是れ皆・勇怯巧拙の然く殊なるにあらずして、船制の之をして然らしむるなり。則ち、巨艦の利、それ廢すべけんや。弘安の蒙古に於ける、(一六三)文祿の朝鮮に於ける、その或は利を失ふ者、陸戰にあらずして、多くは水軍にあり。是れ、其の將士の勇ならざるにあらずして、困しむ所の者は、船制低小、以て巨艦、大舶に抗する能はざりしのみ。

明の屠仲律は云ふ。倭は陸戰に長じ、水鬪に短なり。船敵せず、火器備はらざるを以てなりと。兪大猷は、水戰を以て倭を禦ぐの急務となし、請うて巨船を修備すること尤も力む。戚繼光も亦云ふ。福船は高大なること城の如く、倭船は短小なり。故に福船、風に乘



(一六〇) 螻はけらのこと。蟻はあり、共に小虫の意。

(一六一) 一寸身體の一部分を動かせば、忽ち身は轉倒し、一廻り身體を廻轉させれば、海中に落ちて行方不明となり、溺死してしまふ。

(一六二) 羊の兎が大蛇に逢つた時に似て、とぐろの内に卷き込まれ、大蛇が上下の齒を合はした瞬間には、もうその姿は見えなく、全身が大蛇の腹中に這入つてゐる、噛は一呑み。

(一六三) 秀吉の朝鮮征伐。

船力を鬪はして、人力を鬪はさず

日本人の工業的手腕

ペートル大帝の挿話

じて下壓するときは、車の蟷螂(一六四)を礙るが如し、船力を鬪はして人力を鬪はさず。是を以て毎々に勝を取る。設し倭船をして亦、福船の如くならしめば、則ち未だ其の必濟(一六五)の策を見ざるなりと。此れ、以て水戰の利害は、船制の得失にあるを證すべし。

故に小船を用ゐ、以て巨艦を摧くは一時の戰略にして、主將の方寸にあり。之を其の人に付すべくして、海防の規制を畫する所以にあらざるなり。且つ、鳥銃の如きは、原、西夷の製するところ、中國の採りて之を用ゐるに及び、其の制の精しきこと更に倍す。明人は之を提れ、號して倭銃となす。其の蕃銃と稱せずして倭銃と稱するもの、以て我が民の巧を見るべし。則ち船制の如きも亦、善く彼に取りて已の用となす。製造の精、何ぞ獨り他人の後にあらんや。

鄂羅(一六六)の汗、伯得勤は、嘗て微服(一六七)して船匠となり、間行(一六八)して荷蘭に到り、大船を造ることを習ふ。鄂羅の善く大船を用ゐ、航海の術に精しきこと、蓋し、是を始めとなす。實に元祿年間の事と云ふ。夷

(一六四) 何の力も用ひないで相手を倒し得ること。この例は莊子の天地篇にあるのを逆に行つたもの。前出。蟷螂はかまきりの事、

(一六五) 必勝の方法。

(一六六) ロシアのピイタア大帝。これは西洋史上で有名な挿話である。汗は王の意、支配者のこと。

(一六七) 微賤な人の様子をして船大工となる。

(一六八) 微行。

虜の心を用ふること、猶は此の如し。況や、中國にして反て自棄してなさゞらんや。

故に曰ふ。巨艦を用ゐ、以て軍容（一六九）を壯にすれば、士卒をして恃むところありて、懼れざらしむ。虜をして忌むところありて、敢て肆にせざらしむることは、これ、水兵の宜しく急にすべきものなり。故に水操の法と巨艦の制とは、皆海國の先務にして、閒暇に及びて審に之を講せざるべからざるなり。

所謂火器を練るとは何ぞや。火器も亦虜の長技にして、我の恃んで以て虜を制する所にあらず。然れども、大礮の用は堅を摧く所以にして、攻城、守城にありて、必ず闕くべからず。而も水戰に巨艦を以て相當ること、猶は兩壘の相抵するごとし。大礮の制は、精しからざるを得ず。精しきは、遠くして達せざるなく、微にして中らざるなし。固より長兵の利なり。然れども、長兵短用、機を決するは其の人にあり。夫れ、大礮一發すれば、殺す所は幾人ぞ。而も其の聲は、猛烈に

（一六九）一軍の容儀。

我が國に於ける大砲の沿革

して、天を震はし、地を裂く。若し彼をして獨り善く之を用ゐ、我の以て之に應ずるなからしめば、則ち兵刃(一七〇)の未だ接せざるに三軍先づ讋る。何ぞ能く闘はんや。

中國は始めて火器のありしより、其の之を用ゐること、鳥銃に止まる。大礮に至つては、則ち其の法始めて傳はる。未だ幾くならずして、世は昇平(一七一)に屬す。故に之を鑄造する事極めて尠し。而して銃家者流も亦、皆、其の法を祕し、發散の術は、將卒も知るを得ず。銃家、限りあるの人を以てして、東西百戰の地に奔走す。其の給せざるや明らけし。今、邦國をして大いに巨礮を鑄造し、士卒をして、能く用法に通曉せしむるにあらざるよりは、則ち以て天下の氣を壯にするなし。而も所謂利器なるものも亦、以て國を守るの用となすに足らざるなり。其の制作と架法(一七二)、放法との如きは、宜しく簡易便捷(一七三)にして、宜しく繁巧遲重(一七四)なるべからず。其の奧祕妙訣、煩雜(一七五)曉りやすからざる者の如き、恃むに足らざるなり。且つ虜の大艦に駕し、以て人に逼る者

(一七〇)接戰に至らぬ前に味方は膽を奪はれてしまふ。三軍は全軍のこと。

(一七一)太平。

(一七二)備へる手段と發する手段。

(一七三)備へに複雜な手數を要せず、發するに少ない時間で出來るやうにする。

(一七四)種々な手間をして手のろいこと。

(一七五)複雜な手數。

は、城壁を水上に遷べばなり。守を以て攻をなせばなり。之を拒ぐの勢、一を缺いて可なかるべきか。故に攻銃は以て城壁を推き、守銃は以て雲梯を拖し、戦銃は以て衝突に備ふ。及び他の火箭(一七六)・噴筒・火礮・火磚の類、凡そ、銃と相兼用する所以の者は、宜しく衆人をして習熟せしむべし。而して、其の時に臨みて活用し、以て長兵の利を盡すに至つては、則ち其の人にあるなり。若し夫れ、干櫓(一七七)、以て甲冑を補け、弓箭、以て銃砲に副へ、礌石、以て鉛銅を佐くるは、抑々亦説あり。戦国の世には、士卒の死を輕んじ、干櫓を待たざる者あり。然れども亦、往々にして之を用ゐて相扞蔽(一七八)す。

城を攻むる者は、必ず竹を束ねて之を城外に立て、以て銃丸を遮る。號して竹束と曰ふ。朝鮮の役に、加藤清正等は龜甲なる者を用ふ。其の制は轒轀(一七九)車の如し。其の他、攻戰に自ら遮蔽する所以の者固より枚擧すべからざるなり。銃丸の迅きこと、洞徹(一八〇)せざるなしと雖も、既に一盾を洞し、其の末力の未だ必ずしも鐵甲を貫かざる



(一七六) 火矢・ポンプ・[illegible]・焼け瓦の類。

(一七七) 矢を防ぐ大小の楯。

(一七八) 防ぎおほふ。

(一七九) 匈奴の使用した戦車。

(一八〇) 突き通る。

干鹵の用

砲丸の材料

なり。則ち士卒恃んで以て其の膽を壯にすべし。清正、嘗て兵を遣はして宇土を攻む。將士は民舍の戸扉を徹し、以て自ら遮蔽す。猶ほ以て飛丸の下に立ちて懾れざるを得たり。況や干鹵の堅實は戸扉の比にあらざるをや。且つ虜銃は、一發に數丸を裝ふ。之を單に一丸を裝ふものに比せば、其の力は稍々微にして、未だ必ずしも、一たび堅盾を洞して、又更に鐵甲を貫かず。亦、之を其の物に試むるも可なり。然れども、干鹵の用は、其の洞すると洞せざるとにあらずして、兵卒をして敵銃を見ざらしむるにあり。兵機を曉る者は、必ず能く之を知る。

今、(一八一)習安脆弱の卒を以て、一旦、事に臨み、身を飛丸迸箭の間に挺んで、自ら遮蔽するなく、而して能く懾るゝなきか。則ち其の既に、蔽ふに甲冑を以てし、又、之を遮るに干鹵を以てするは、以て士卒の心を固むるなり。其の制は、以て講ぜざるべからざるなり。虜は海外の諸國を周流し、鉛。錫。銅。鑞。(一八二)硝。黃の屬、之を諸國の產に資る。其

(一八一) 偸安に馴れて脆い兵。

(一八二) 硝石と硫黃。

の用に固より窮せず。而して我は自ら守り、必ず山嶽の秘を發し、以て之を用ゆ。則ち、彼此の衆寡の敵、其の較せざるや、亦審かなり。

明人が寇を防ぎし、招集、屯駐するや。當時、汪汝淳が云く、昔しむ所の人が口に樂くして、衣甲、器械は鮮かず。火藥は更に敷かすと。則ちこれ、火藥の生じ易き者も亦、猶ほ敷かざる事を患ふ。況や、今、銅・鐵・鉛・錫、其の生ずること、限りある者をや。

故に或は弓弩を參用して、必ずしも專ら水器を恃まず。其の火器を用ゐるも亦、專ら銅と鉛とを恃まず。其の銃身は或は鐵、或は木、其の彈は或は鐵、或は石、或は餅（一八三）、或は和するに銅鐵の滓、海上砂鐵の類を以てして、以て餅となす、（一八四）朽繩・敗布・爛網・破器と雖も亦、採つて以て鍊造に供す。其の之を需ふべからざるものなし。（一八五）棄物を收藏して以て有用を待つ。之を平素に試み、士卒をして之を習知せしめ、事に臨みて百方を參用し、庶くば急遽、以て（一八六）匱乏を致さゞらん。其の（一八七）希生するところの者を畜用し、將に以て大に用ゐる所あらんとす、其の用

（一八三）數種の材料を混じて製したもの。
（一八四）朽腐した繩類、役に立たない布類、目茶々々に破れた大小の網類。
（一八五）廢物。
（一八六）欠乏、不足。
（一八七）軍資糧食。

ゐて以て機に應じ、勝を制するに至つては、則ち自ら將略あつて存す。これ特に、兵機を曉る者のために論ずべし。而も、豫め紙上に論ずべき所にあらざるなり。

戚繼光の水戰法の如きは、弓弩、標石と火器とを相參し、而して火器の如きも亦、其の一船に應に備ふべき火藥は五百斤にして、鉛彈は三百斤に過ぎず。火藥の用、鉛彈を發するに止まらざること、見つべし。而して參るに火箭・噴筒藥桶の諸器を以て、專ら鉛彈を用ゐず。則ち火器の必ずしも鉛彈を恃まざることも亦、見つべし。故に、大礮の制、干鹵の用、弓弩の技、夫の鐵石、雜品の採つて以て用に供すべき者と、皆、火を用ふるの術とは、以て閒暇に及んで審かに之を議せざるべからず。

軍需品の問題

(一八七)所謂資糧を峙ふる者とは何ぞや。凡そ軍の需むるところ、之を府庫に貯ふるは、以て守城の用に備ふべし。而して、戰陣窮りなきの需を待つに足らず。之を市廛(一八八)に資するは、以て平居演習の用に供すべし。

(一八八)町店。

凡て軍用を第一に考へる

而して、一旦、不虞の變に應ずるに足らず。故に、硝黄・膠漆・皮革・枲麻[189]、凡そ水土の産する所は、宜しく譜圖をして多く之を生せしむべくして、之を遠境に仰ぐべからざるなり。甲冑・干戚・刀劍・槍鉾・弓矢・銃礮、凡そ人工の作る所は、宜しく閒暇に及びて多く之を繕ふべし。要は愈々用ゐ、愈々竭きざるにあり。金・銀・銅・鐵・鉛・錫・玉・石、凡そ山嶽の藏するところは、宜しく其の用を惜しみて其の糜[190]を禁ずべし。今、梵宮[191]、瑤闕、及び他の玩好の諸物、以て閭閻の用器、婦女の帶に至るまで、金を塗り、銀を抹せざるなし。則ち銷金の禁は、嚴にせざるべからざるなり。

西土の史書に載する所、其の府中の黄金・銀物を出して以て軍用に供する者あり。金銀の箔を禁ずる者あり。織成金を禁ずる者あり。古人の金銀を用ひし所以の者は此にありて彼にあらざるを見るべし。唐の六典には十四種の金あり。曰く、銷金[192]・拍金・鍍金・織金・砑金・披金・泥金・鏤金・撚金・圈金・貼金・嵌金・裹金なり。

(一八九) からむし。麻の一種。

(一九〇) 徒費。

(一九一) 寺院や廣大な屋敷。

(一九二) 溶かした金を銷金といふ。拍金はうち合はせた金。鍍金はめつき金。砑石は光石、嵌は巖。

金銀の輸出を禁ず

宋の時には金を糜して以て服器を飾るを禁ず。又、金銀箔・線貼金・銷金・蹙金線を、汁器・土木・玩用の物に裝貼するを禁ず。(一九三)命婦にあらざれば、以て首飾となすを得ず。宋主の用ゐる所を治して、悉く官に送る。諸州の寺觀、金箔を以て像を飾る者は、自ら金銀の工價を齎し、思文院に就きて換給す。又、僧の金銀珠玉を求丐し、錯末和泥して、以て塔像となすを禁ず。又、內庭、中宮より以下を禁じ、並に銷金・貼金・間金・戧金・解剔金・陷金・明金・泥金・楞金・背影金・盤金・織金・金線・撚糸にて衣服を裝着するを得ず。並に金を以て飾となすを得ず。其の外、庭臣庶家は悉く皆、斷禁す。是の他、歷代申禁(一九四)して至らざる所なし。其の天地の藏を發するを重んずるの意も亦、見るべきなり。

屢々貨幣を改め、(一九五)爐炭の燬損するところも愛せざるべからざるなり。蕃船の交易は多く無用に屬し、而も金銅を海外に棄つることは停めざるべからざるなり。其の他、俗の奢麗により、(一九六)金石を銷鑠す

(一九三) 大夫の妃の稱。又は五位叙爵の女官。

(一九四) 禁令を明かにする。

(一九五) 貨幣改造の爲めに使用された爐の損害、燃料などは實に惜しいと言はなければならない。

(一九六) 黃金を埴金にして他の方面に使用する。

論實用に益なきものは斥けよ

るを致すは、指、届するに勝へず。之が限制をなさざるべからざるなり。

上下は奢を尚び、工商は便を競ひ、室屋器財、銅鐵を以て竹木の用に代ふる者、尠からずとなす。礪砥燧石は軍國に必用物たるも、而も細作、纖巧は、朝に成し夕に毀つ。鐵鑿、刀錐は徒に磨礪を致すのみ。眞銅の精き者と礪砥の良なる者とは、積攘して將に盡きんとす。俗磁器を貴んで漆器を好ます。硝子も亦に世に行はる。而して燧石の佳なる者は、之が爲に銷鑠するものも亦、尠からず。是の如きの類、其の金石を銷鑠する所以の者、勝げて計ふべからず。宜しく、其の未だ盡きざるに及んで、審かに、其の棄する所の者を求めて悉く之を去るべし。

能く其の實用に益なき者を擇びて、盡く之を去る。山嶽の秘、庶くば速に竭きずして、海内の神氣も亦、甚だ耗せざらん。米穀に至りては、則ち民命の係る所、軍旅にありて、糧食、これより重きはなし。

（一九七）民間に無用な實器を使用する風が大いに流行した爲に、必要な金石を濫費する

兵糧問題の根本的解決案

常平倉の設備

今、其の都會に狼戾する者、[198]以て浮冗佚樂の奉に充つべくして。而も兵行不貲の糧を給すべからざるなり。

故に糧食を峙へんと欲せば、其の本業を務め、米穀を貴び、之を民に藏し、之を國に儲ふこと、固より論なし。

説は、國體篇に見ゆ。

而して浮冗の民は以て漸く農に歸せしめざるべからず。酒餅・食麪の穀を銷する者と、茶蔦。茜紅の農を妨ぐる者とは、以て稍々其の節を制せざるべからず。[199]常平の倉・[200]平準の署の如きは、其れを斟酌して以て今に行ふべき者あり。以て、其の制を講ぜざるべからざるなり。輕重して其の權を得、米價、其の平を得ば、[201]姦商猾賈をして、專ら利柄を操るなく、[202]販夫販婦をして獨り其の業を失ふことなからしめ、善く利を導きて之を上下に布けば、則ち邦君より以て士民に及ぶ迄、其穀多く蓄すべくして經費も亦、以て給すべし。士民倶に富めば、則ち商人も亦、随つて其の利を受く。糴糶に制ありて、上下倶に便じ、利を

（一九八）無用な快樂の爲めの費用。

（一九九）平年に穀を收めておく倉。これを饑饉その他の時に使用する。

（二〇〇）米價を平均させる目的から考へられた種々の方法。

（二〇一）利の爲めに何物をも犧牲にする商人が、相場の變動を利用して、買ひ置き、又は一時に賣り拂ふ手段を弄する。

（二〇二）男女の行商人。

導く所以の者は周し。官府及び民間の取與貿易するところ、多くは米穀を用ひて、(二〇三)金帛と相參る。則ち米穀は人間に流通して、一方に(二〇四)腐陳せざるなり。(二〇五)義社の倉に本づき、因つて以て陳を取り、農を食しむるの制をなさば、則ち細民乏しからずして、其の穀の新舊は相換ふべし。凡そ是の如きの類、古今の經制に各々宜しき所あり、能く其の凶荒軍旅に益ある者を撰びて、盡く之を行へば、嘉穀は海内に(二〇六)盈溢し、海内の元氣は、以て餒うるなかるべきなり。

凡そ財穀を理むる、其の術一端ならず。今、之を行はんと欲す。一利を興せば則ち一害は隨つて生じ、時に臨み、宜しきを制し、一を執りて之を論ずべからず。故に其の詳なるが如きは、則ち將に別に論述する所あらんとす。今は特に其の一端を擧げ、詳に其の說を載せず。

故に水土の產・人工の作・山嶽の秘・米穀の儲は、其の糜を息め、其の生を廣くし、害は之を除き、利は之を興す。深謀遠慮、時を相て弛

(二〇三) 貨幣の意。
(二〇四) 腐敗して役に立たなくなる。
(二〇五) 常平の倉と同じ。
(二〇六) 充ち滿ちる。

大綱に着目せよ

以上五綱の新策に對して豫想される弊害

張し、之が權衡を設け、之が制度を立て、將に其の人を待つて、而して後に行はんとす、夫れ戍屯は設けられ、斥候は明らかに、水兵は繕はり、火器は練られ、資糧は峙はれば、則ち其の宜しく創立すべき所の大綱は擧る。大綱擧らば、則ち其の瑣々たる者も亦、將に隨うて作興(二〇七)せんとす。經制の昔に存して今に廢し、紀綱の昔に張りて今に弛む者、盡く釐革して之を振起す。規模の宜しく立つべくして未だ立たざる、禁令の宜しく設くべくして未だ設けざる者、盡く創立して之を作興す。臣が畫する所の守禦の策は、大略此の如し、然り而して、智者の事を擧げ、其の之を慮るや、必ず利害を雜ふ。故に謀議(二〇八)畫策は、既に其の利を知り、亦以て其の害のある所を知らざるべからず。請ふ、竟に之を論ぜん。

夫れ、天下の事は、是の利あれば必ず是の害ありて、二者の相倚らざるなし。易に曰く、利は義の和なり。苟も、義を以て利となすにあらざるよりは、則ち所謂利なる者は、未だ其の利たるを見ず。今、士

（二〇七）盛大となる。

（二〇八）考へ計り、案を立てる事。

風を興さんと欲して、義利を辨せざれば、則ち忠邪は混淆す。其の賞罰撓奪する所以の者は皆、其の當を失ふ。以て權を擅るべくして、以て俗を勵すべからず。以て奢侈を禁せんと欲せば、則ち上下は怠慢し、(二〇九)貨賂は滋行す。而して物儉の風致し難し。以て萬民を安んせんと欲せば、則ち物(二一〇)情壅蔽し、上下相睽き、而して(二一一)威儀勤苦する所以は、其の賞にあらず。賢才を擧げんと欲せば、則ち(二一二)請託以て行はる。驕兵を汰するときは、則ち怨讟以て作り、兵衆を增せば、則ち冒進以て開く。兵旅を訓練するは、用ゐて以て之が具となすに過ぎず。邦國を富ますは、適々以て驕心を生ずるに足る。守備を班てば、則ち隨うて尾大の患を成す。屯戍を設くれば、則ち兵卒は横暴し、民を蠹し、俗を傷ふ。墩臺を立て、驛遞を謹めば、則ち(二一三)徭役の繁多は以て百姓を擾す。巨艦を製し、諸物を運べば、則ち姦闌は詰り難し。大銃を鑄、干鹵を製し、弓弩を教ふれば、則ち空疎、技を衒ふの徒の進む。材を生じ、物を備ふれば、則ち欺罔、利を釣るの毒來る。金石を保嗇すれ



(二〇九)賄賂。
(二一〇)君主の耳を蔽ひ妨げる。
(二一一)眞面目になつて働く。
(二一二)自薦運動。
(二一三)土木工事。

ば、則ち民は或は其の業を失ふ。輕重を權り、物貨を平にすれば、則ち貿易・姦詐を生ず。夫れ、此の如くなるときは則ち、事の一もなすべき者なし。

語に曰く、(二一四)君子は義に喩り、小人は利に喩ると、苟も義と利とをして辨へざらしめば、小人にして君子の器に乘ず。則ち、天下の利は未だ其の變じて害とならざるを見ざるなり。臣は故に守禦の策を論じ、必ず士風を興すを首とす。其の義を以て天下を率ゐんと欲するときは、則ち宜しく天下の公義に仗り、以て其の好惡を示すべし。今、攘夷の令を天下に布き、天下羞惡の心に因り、以て大義を天下に明らかにすれば、天下向ふ所を知る、固より宜しく感憤激勵、日夜相勸勉し、智者は謀を獻じ、勇者は死を致し、大いに振起作興するところありて、速かに驕虜を驅除し、以て大義を天下に立つべきなり。而して(二一五)偸惰の俗は未だ改まらず、其の能く、必死を以て自ら期する者、蓋し幾くもなきなり。

(二一四)君子は常に義のみを考へてゐるので、事物を實行するに當つて、如何にすれば義に合するかを第一とする。小人はこの反對で、君子の義を利として考へる。この語は論語の里仁篇にある。

(二一五)心の緊張が欠けてゐる人々。

先づ死地に入つた上大に自覺せよ

指導者の模範的行動が中心

夫れ、佚樂を去りて憂苦に就くは、本、人情の欲する所にあらず。安きに習ひ、居を懷ふ、(二一六)滔々として皆、是なり。攘夷の令は布くと雖も、世は未だ實に夷を攘ふものにあらず。守禦の策も亦、未だ大いに釐革、創立する所あるを聞かず。則ち民は未だ號令の必ず信ずべきを知らず。其の衆の心は未だ戰に決せずして、天下の兵士未だ甚だ陷らざるも亦、宜ならずや。兵法に曰く、兵士甚だ陷るときは、則ち懼れず。故に北條氏の元使を刎ねるや、天下の兵士は一朝にして甚だ陷る。其の之をして已むを得ざらしむる所以の者は、卒然に出づればなり。今、實に、一たび夷を攘へば、則ち天下(二一七)泄泄たる者は、(二一八)聳然として警むる所を知る。然る後、歳月を(二一九)玩愒する者をして、高きに登り、其の(二二〇)梯を去るが如くならしむ。之を往く所なきに投ずる所以、而も其の兵士をして懼れざらしめんと欲せば、これより要なるはなし。且つ、古の人君、大いになすあらんと欲せば、必ず赫然として(二二一)震怒し、身を以て天下に先んじ、(二二二)蚤夜、外朝に坐し、日に天下の大計を謀

(二一六) 水の盛に流れる形容。

(二一七) 多數の人々。

(二一八) 悚然と同じ。つゝしみおそれる形容。

(二一九) 徒費。玩は弄ぶ。愒は休む。

(二二〇) 梯子。

(二二一) 大いに怒る。

(二二二) 朝早くから夜おそくまで。

議し、或は屯營を巡視し、躬親から撫修し、或は布衣(二二三)を引き、庭に謀(二二四)猷を陳べ、(二二五)慨然として肝膽を漓瀝し、天下に示すに大いになすあるの志を以てし、天下と其の(二二六)憂戚を共にす。夫れ、是の如くんば、則ち天下智勇の士も亦、皆、奮然として赤誠を輸し、忠力を宣べ、誓つて虜と生きず。東西に馳騁し、爭うて自ら報効せん。天下の智勇を(二二七)廟堂に萃めば、廟堂一揮して、令の行はるること、響の如く、義氣は天下に溢れん。然る後に以て大いに振起作興する所あるべきなり。

## 長計

英雄の大策は一定不變

英雄の事を擧ぐるや、必ず先づ天下を大觀し、萬世を通視し、而して一定不易の長策を立つ。規模は先づ内に定まり、然る後に外の無窮の變に應ず。是を以て變生ずれども愕かず、事乖けども困しまず、(一)百折千挫すと雖も、終に成功に歸する者は、其の由るところは(二)萬塗と雖も、其の趣く所は始終一歸して、未だ嘗て間斷あらず。昔、神聖の爽

(二二三) 身分のない人。
(二二四) 國策。
(二二五) 大いに感じ、自己の心底も披瀝する。
(二二六) 喜憂。
(二二七) 朝廷。
(一) 幾度も豫想が失敗すること。
(二) 各方面、塗は途の意。

先づ大勢を觀るべし

狄を攘斥し、土宇を開拓する所以の者は、此の道に由らざるなし。蓋に中國常に一定の略にありて、以て夷狄を制御す。不拔の業ありて以て皇化を宣布(三)す。而して夷狄は、時に大、時に小にして、一張一弛、遂に以て版圖(四)に歸す。彼は大計遠圖なれども、以て自ら基業を立つるなし。而して固より、以て中國の長策に據る者に抗するあたはざるなり。

夫れ善く天下を經略するものは、志氣恢廓必ず先づ大勢に觀る。而して、地形人情、兵謀戰略、了然(五)として掌を指すが如し。然る後、措置計畫、次第して之を施す。天下の形勢は固より我が掌中(六)の物なり。太祖の中州を定むるや、兵、未だ發せず。先づ其の地形の以て天業(七)を恢弘するに足るを知り、而して、天下を經略する所以の者は、固より胸に了然たり。規畫先づ定まり、然る後に動く。是を以て旌旗(八)の向ふ所は、手を束ねて命を聽く。崇神天皇は、國威を宣揚し、海外を光被(九)せんと欲するに志あり。

(三) 天下に宣言、布告する。

(四) 領土。

(五) 明らかな半審。

(六) 手の内のもの。

(七) これに關しては、書紀卷三に「又塩土老翁に聞きしに曰く、東に美き地有り、青山四周れり、其の中に亦天磐船に乘りて飛び降る者有りと。余謂ふに、彼の地は必ず以て天業を恢弘べて天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。その飛び降るといふ者は、是れ饒速日と謂ふか。何ぞ就きて都つくらざらむや」と神武天皇は未だ日向に居られた時に宣はれてある。

(八) 皇軍の向ふ方面。

(九) 文化的支配。

中興の業成る

天皇の夢に、（一〇）神告げて曰く、海外の國もまた、當に歸化すべしと。天皇のこの夢、蓋し亦、偶然ならざる者あり。

時に近畿は猶ほ、未だ平定せざるものあり。未だ之を勦絶するに及ばず、既に天下を制して四道となし、以て四方を經營す。蓋し其の大勢に見るあるなり。是を以て、近き者に先づ平ぎ、遠き者これに踵いで來る。遂に中興の業を成すなり。これよりして後、列聖相承けて基業に據り、以て（一一）荒俗を服せしめ、土疆は日に廣く、海外叢たることあり。降つて元正の朝に及び、亦、嘗て使を靺鞨に遣し、風土を觀省するもの、猶ほ未だ遠略を忘れず。

養老中に、度島、津輕の司、諸君の鞍男を遣す。

神聖は大勢に視て、以て天下を略す。規模宏遠、奕世遵奉し、餘烈の猶ほ存する者、此の如し。則ち　神聖の志氣の蓋ふべき者を見るべし。

唐堯の基業を開くや、先づ（一二）羲和に命じて、四方極遠の地に居り

（一〇）「天皇乃ち沐浴齋戒して、殿内を潔浄めて祈みて曰く、朕神を禮ふこと尚未だ盡さざるか。何ぞ不享の甚き。冀はくは亦夢裏に教へて、以て神恩を畢したまへ。是の夜夢に一貴人あり。殿戸に對ひ立ち、大物主神と自稱りて曰く、天皇復たな國の治まらざることを爲愁ましそ。是れ吾が意ぞ。若し吾が兒大田田根子を以て吾を祭らしめたまはゞ、則ち立ちどころに平ぎなむ。亦海外の國ありて、自ら歸伏ひなむ」（書紀、卷五）

（一一）不服の未開人。

（一二）「乃ち羲和に命じ、欽みて昊天に若ひ、日月星辰を曆象し、敬て人時を授く」云々（詩經、堯典第一）

て、日月星辰を歴象し、以て人時を授く。既に天地を經緯し、其の遠大を極む。然る後に、舜・禹諸臣の功は、次第して之を施す。先づ其の大勢を審かにするにあらざれば、則ちあたはざるなり。周禮、天官の首に、（一三）六典を以て、邦國・官府・萬民を總制し、之を天覆す。（一四）地官の首に、天下・土地の圖・人民の數を掌らしむるは、之を地載すればなり。周公の洛邑を營むや、初め其の地に至り、牲を郊に用ゐる者は、最も百事を先にす。天は萬姓を覆ふ所以の者、最も宜しく先んずべし。漢祖の秦に入るや、先づ圖籍を收め、遂に以て地形を審にし、而して項籍の勢を蹙むることを得たり。大勢に觀て、進取の策を決する所以の者、宜しく急にすべきなり。

後、中國は多故に屬して、遠人至らず、廟堂遠大の略なく、土疆は日に蹙まり、神聖の天下を經營する所以の意は熄みぬ。近世の若きに至つては、則ち夷狄の强梁も亦、大勢に見ることあり。素定の略を挾み、以て其の呑噬を逞うすること三百年、傲然として敢へて糅を　神

（一三）周代に國家を治むる六種の國法、治典・教典・禮典・政典・刑典・事典、一邦の六典を建て以て、王を佐け、邦國を治む云々」（周禮、天官）

（一四）天の廣くおほふやうに、天下に布く。

夷狄に輕蔑される理由

日本全國を城とし大洋を壕として戰へ

州に舐む。神聖の夷狄を御する所以の略を倒用し、反つて以て中國を謀らんと欲す。未だ一定の策を畫せず。朝野の論は、一是一非、因循苟且にして、以て姑息の慮をなすを免れず。赫々たる　神明の邦を以て、坐ながら腥羶異類をして、我が邊陲に陸梁せしむ。亦羞づべからずや。夫れ、億兆に君師として、其の氣、世を蓋ふに足り、(一六)胸臆、四海を容るゝに足り、從容として天下の事を處して余りある者は、人を制する者なり。見る所、目前の利害に過ぎざる者は、事、多くは思慮の外に出て、天下を胸下に運ぶあたはず、人に制せらるゝ者なり。海外のこと、目の未だ嘗て見ざるところなり。故に黠虜の、吾が思慮の未だ及ばざるところの者を以て、之を侮弄するを得るもの、怪しむに足らざるなり。

今、夫れ、一定の策を決せんと欲せば、宜しく、天下の大勢を觀、以て、彼此の虛實を審察すべし。四海萬國の形勢は、臣既に粗ぼ、之を言へり。今、既に其の大勢に觀る。則ち、宜しく(一七)八州を以て城とな

(一五)上陸して勝手に亂暴する。

(一六)胸の內。四海は天下中。

(一七)日本の內地全部。

し、(一八)滄海を池となし。天下の全形に因り、以て戰守の勝をなすべし、彼是の虛實をを兼せんと欲せば、則ち空しく主客を客にし、以て、操縱の權を制すべきなり。

夫れ、虜は萬里に人を窺ふ者にして、客なり。我は内に自ら守る者にして主なり。然れども、虜は毎に長策に出で、從容として人を制するは、客を變じて主となすなり。彼は客にして、饋糧の勞なければ、或に漁し、或は商し、糧に因るの術を活用す。車を毀り、馬を罷らすの費なければ、巨艦に乘じ、長風に駕す。其の能く、坐して我が民をして奔走に罷れしむるは、則ち戰はずして人の兵を屈するの謀にして、夷敎を以て我が民を誘ふは、則ち國を全うするを上となすの策なり。

且つ、法に曰く、十なれば則ち之を圍むと。今、虜は海を絕りて來る。縱ひ、彼をして大集して(一九)奄至せしむるも、其の勢は未だ我を圍むに至らず。而も我の八面に敵を受け、闔中にある如きを免れざる

(一八)大洋。

(一九)急に來襲する。

虛を去り實に就け

攻守を一として考へよ

は、彼れ專にして、我が分るればなり。我が治海備へざる所なし。故に分れて十たり。虜は獨り往き、獨り來り、其のなさんと欲する所を恣にす。戰地を知り、戰日を知ること、毎に彼の掌握[二〇]にあり。故に彼は專らにして一となり、時に一兩船を分ちて海上に往返す。亦、能く我が民を騷擾せしむるを得。是の如きは、それ孰れが實にして、孰れが虛なるか、智者を待つて後に之を知るにあらざるなり。今、誠に虛を去りて實に就かんと欲せば、則ち其の之く所に乘くに若くはなし。其の之くところに乘かんと欲せば、虜をして我に備へしむるに若くはなし。

夫れ、攻守は一のみ。古人の言ふあり。攻は守の機なりと。我に攻むるの勢あらば、則ち虜は必ず我に備ふ。而も權は我にあり。今、若し守備已に修め、機に乘じて虜を外洋に截たば、則ち虜の邊境を驚動せんと欲すと雖も、豈に敢へて少船、寡卒を分ちて、分然として海上に睥睨[二一]せんや。徒、若し、群處來行、敢へて分れずんば、則ち亦、束

（二〇）手の内にある。

（二一）輕蔑して視る。

散地と輕地

西に出沒し、以て人を擾すあたはず。而して我が備ふる所の者は約なり。彼れ久しうして一處に聚らば、則ち漁商は以て其の利を收むるあたはず。其の勢も亦、常に停泊すること、今日の如くなるあたはず。後、恃んで以て備をなすことなくして、(二二)恣睢、忌むなきの心は沮まん。且つ、我は內地に居り、以て敵を待つは(二三)散地にして、虜の入ること、未だ深からざるは輕地なり。法に曰く、散地は吾、將に其の志を一にせんとすと。今、能く一定の策を決して、民をして向ふ所を知らしめ、以て吾が衆心を一にして、其の散地に居る者を撃たば、之を破ること、甚だ難からず。何を憚つてか、之を摧折する所以の術を講ぜざるや。

且つ、夫れ、所謂攻むるの勢は、亦、豈に、必ずしも兵を頓し、軍を覆へして、以て其の城邑を爭ひ、而して後、乃ち之を攻むると謂はんや。要するに、我は自ら勝つべからざるをなし、却て敵の勝つべきを求むるのみ。誠に、能く志氣を恢廓して大勢に觀、外は以て、謀を

(二二)恣り睢る形容。
(二三)散地は無用の地。

夷狄を操縱するの權

伐ち、交を伐ち、(二四)形格勢禁の略を設け、內は以て大いに守禦の備を修め、兵力は以て虜を制するに足り、政教は以て夷を變ずるに足る。彼れ邊を伺はんか、奮擊殲滅し、(二五)以て威を萬里に揚げん。若しそれ、歸順せんか、東漸、西被以て化を(二六)四裔に弘め、而して蝦夷の諸島、山丹の諸胡をして、相踵ぎて內屬せしめ、日に夷狄を斥け、土宇を拓かん。勝つべからざることをなす所以なり、未だ戰はずと雖も、隱然として、必ず其の心を攻むるに足れる者あり。而して後に(二七)吭を批ち、(二八)虛を擣き、機を相て之に乘じ、天よりして下るが如くするは、其の勝つべきに應ずる所以なり。則ち虜、我に備へざる事を得ずして客を變じて主となすの術、窮まらん。是れ所謂、其の之く所に乖く者にして、實を變じて虛となし、虛を轉じて實となす。此の如きは、則ち 神聖の夷狄を御する所以の略、彼倒用することを得ず。而して彼の我を擾す所以の術を、我は將に之を倒用せんとす。然る後に操縱の權、我より之を制せん。

〔二四〕孫子が用ひし兵法。要處を擊ち、空隙を衝くと、形勢行詰るの意、卽ち敵を制し之を屈服させる事柄は差支へ、禁は行詰ること。

〔二五〕鏖殺。

〔二六〕東を中心として西方に向ひ、遠方四方の地を全部我が勢力範圍に入れる。四裔は四方の極地。

〔二七〕敵の要害地を擊破する。吭は亢で咽喉の意。

〔二八〕敵の不用意な部分を攻擊する。「亢を批ち、虛を擣き形格勢禁す」(史記・孫子傳)

廟議既に定まつて、上下心を同じうし、(二九)千塗萬轍、必ず是の道に由りて變せず。是に於てか、我が夷狄を御する所以の者に、即ち、神州の夷狄を御する所以にして、内に一定の略ありて、外に乘ずべきの虚なし。醜虜千群をして我を窺はしむと雖も、將に何を以て、我が邊陲に陸梁することを得ん。

大獻公、嘗て譯官、野島兼了なる者を天竺に遣はす。兼了は荷蘭の賈舶に乘じ、諸國を周流して、遂に東海に往くこと三千里にして一大國を得たり。以爲らく、是の國、宜しく神州に屬すべしと。因つて碑を立て、題して日本國中と曰ふ。當時、規摸の宏遠も亦、見るべきなり。海東三千里は、疑ふらくは即ち、西夷の稱する所の亞墨利加なる者ならん。

夫れ、我は一定の略ありて夷狄を御す。既に以て民志を一にするに足れり。今、若し往々振起して、固く之を結ばんと欲せば、[illegible]、漸磨積累成を久遠に期すべき者あり。功を一時に效すべきものあり。



(二九) その方法にはいろいろある。

天祖以來一貫した日本哲學

功を一時に効す者は機に投じて變に應ず。主將の能否にあり。成を久遠に期するものは千萬世を達觀、長視して、不拔の業を立て、皇化を宣布するにあらずんば、則ち爲す能はざるなり。是の故に、慶賞威罰は一時を鼓動する所以にして、典禮教化は永世を綱紀する所以なり。故に曰く、善政は民、之を畏れ、善教（三〇）は民、之を愛すと。之を畏るゝは一時の威にして、之を愛するは永世の固なり。故に又曰く、善教は民心を得るなりと。夫れ、善く萬世を維持するものは、念慮永遠、必ず先づ其の大經を立つ、而して天命人心（三一）、物則民彜は、瞭然として火を觀る如し。然る後、教訓化導し、序に循うて之を施す、萬世の典章は、固より我が胸中の事なり。

昔、天祖、神道をもつて教を設け、忠孝を明らかにし、以て人紀を立つ。其の萬世を維持する所以の者は、固より既に瞭然たり。太古に始りて無窮に垂る。天孫奉承し、以て皇化を弘む。天祖の教を設くるの遺意にあらざるなし。太祖の征戰する毎に、神威に仗り、以

（三〇）善政には威[illegible]を伴ひ、善教にはそれを伴はない。善政は民が畏れつゝ從ふが、善教は從ひながら樂しむ。善政が善教に如かないと言ふ事について孟子の言つたことがある「孟子曰く、仁言は仁聲の人に入るの深きに如かざるなり。善政は善教の民を得るに如かざるなり。善政は民之を畏れ、善教は民之を愛す、善政は民の財を得、善教は民の心を得（卷七盡心章句上）

（三一）凡て事物があれば必ずそれを統一する法則が存在する。人間が多く居れば、必ず守らなければならない倫理が存在する。詩經の大雅蒸民篇にあるが、孟子にはこれを引用して、詩に曰く、天蒸民を生ず。物有れば則あり。民の彝を秉る、是の懿徳を好むと。孔子曰はく、此の詩を爲りし者は、其れ道を知れるかと。故に物あれば必ず則有り。民の彝を秉るや、故に是の懿を好む」（卷六）。

天神の教を奉ずるもの

て武功を成し給ふ。

　太祖の中土を平げ給ふや、先づ神祇を禮祭し、背に[三二]日神の威を負ひて進戰す。其の神靈の劍を提げ、及び、頭に[三三]八咫烏を以て嚮導となす等の事の如きは皆、天神の教を奉ずる者、而して天神地祇を丹生川上に祭り、[三四]道臣に敕して、高皇産靈尊を祭るの類、皆、神威に依らざるなし。中州を定むるに及び、靈畤を鳥見に立てゝ、皇祖天神に報祭し、以て大孝を申べ給ふ。

　初め、長髓彦を撃ちたまふとき、鵄瑞を得て遂に之に克ち給ふ。故に、其の地を號して鵄邑となす。卽ち鳥見なり。則ち其の時を此に立つること、蓋し以あるなり。

崇神天皇、卽位の初め、人の或は背叛するあり。時、方に上古の風を襲ぎ、天祖を殿內に祭る。天皇は敬畏、自ら安んぜず、乃ち移して神器を笠縫に奉安し、顯然として外に祭り、天下をして瞻仰する

---

告子章句上）とある。

（三二）「五瀬命、流矢に中りて、傷むことと能はず。天皇、之を憂ふ。乃ち謀りて曰く、我は是日神の子孫なり。而るに日に向ひて虜を征す。是天に逆ふなり。若かず、退き還りて弱きを示し、神祇を禮祭し、背に日神の威を負ひ、影に隨ひて壓躡せんには。則ち刃に血ぬらずして虜必ず自ら敗れんと云々」（大日本史・本紀第一）

（三三）「會頭八咫烏至る。天皇、大に喜び、道臣命をして大來目を帥ゐ、頭八咫烏に從ひて啓行せしめ、遂に菟田の下縣に達することを得たり。」（同前）

（三四）「二年春二月甲辰朔乙巳、天皇功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂邑に居らしめ、以て寵みたまふ。亦大來目をして畝傍山以西の川邊の地に居らしめたまふ。」（書紀・卷三）

神器を殿外に遷した理由

ところあらしむ。其の敬事尊奉する所以の意は、天下と之を共にす。而して天下は皆、　天祖を尊び、以て朝廷を敬することを知る。

殿內に祭るものは、以て誠敬を內に盡すべくして、而も未だ以て、尊敬する所の義を、天下に明らかにすべからず。天皇乃ち之を外に祭り、公然として天下と共に之を敬事す。誠敬の意、天下に著れ、天下、言はずして喩る。夫れ、一身を以て誠敬を盡すも、猶は以て、神明を感ずべし。況んや、天下の誠敬を萃め、以て一神を奉ずるをや。古人云ふ（三五）、天下を以て養ふは、養ふの至りなりと。亦、以て是の義に譬ふべし。故に、周人親を嚴にするの至り、亦、四海の內、各、其の職を以て來祭するを大なりとなす。是を以て、文王を明堂に宗祀して、其の九州と共に之に敬事し、獨り之を廟中に享して止むのみならざること、蓋し亦、是の意なり。大物主、倭國魂を祭り、土人の敬尊する所に因りて、其の祀を秩し、而して畿甸（三六）の民心、繫屬するところあり。以て同じく　朝廷を奉

（三五）天子が行へば、その事が誰の行よりも以上に大きく、意義を持つて來る。古人とは孟子で、「孝子の至は、親を尊ぶより大なるは莫し。親を尊ぶの至は、天下を以て養ふより大なるは莫し。天子の父たるは、尊ぶの至なり。天下を以て養ふは、養ふの至りなり。」（卷五・萬章章句上）

（三六）畿內。皇居を中心として周圍五百里以內の場所。但しこの一里は六町である。

ず。

大物主神は、始めて國土を平げて功あり。故に、其の孫を擧げて祭を主る。而して朝廷の民心を以て心と爲すを知り、朝廷に望を歸す。而して其の之を祭るの義は、則ち周の人の所謂大社なる者と相似たるあり。禮記に云ふ。王、群姓をなして社を立つ。大社と曰ふと、是なり。社は土地の神を祭りて、功ある者を配す。即ち共工氏に子ありて勾龍と曰ふ。后土となる。后土を社となす。是なり。倭國魂は、蓋し、大和の地を鎭せし者、當時、大和に都す。故に特に其の神を祭る。其の義も、周人の所謂王社なる者と、亦、頗る相似たり。禮記に云ふ。王、自ら社を立て、王社と曰ふと。是なり、土地は民の依る所、土地の神は、民の敬する所にして、天皇、首として之を祭る。則ち、民心係屬する所あり。是れ、其の一に歸する所以なり。

是の義を擧げて、之を四方に達し、天社・國社を定む。天下の神祠

（三七）大社は國土を守護する神社、王社は天子が建てた地神の社

を統べざることなし。而して天下の民心、繫屬する所あり。以て同じく朝廷を奉ず。

天神と國神

古は、諸神の稱、其の天祖の胤、及び其の朝政を輔佐する者は、總て之を天神と謂ふ。舊族大姓、國土を平ぐる者は、之を國神と稱す。卽ち天社・國社なり。令義解に云ふ。天神は、伊勢・山城。鴨・住吉・出雲の國造、祭神の類、是なり。地祇は、大神・大倭。葛木・鴨・出雲大汝神、是なり。卽ち亦、天社・國社の謂なり。

神地と神戶

神地（三八）。神戶を定めて、百神の供奉に各常あり。民は朝廷の神祇を敬するを知る。兵器を用ゐて祭り、因つて以て軍令を寓す。而して、險要守あり。民は朝廷の犯すべからざるを知り、而して益々之を畏敬す。

按ずるに、垂仁紀（三九）に、弓矢及び橫刀を諸神社に納む。兵器もて神祇を祭ること、此に始まる。然れども、崇神の朝（四〇）、既に、盾及び矛を以て、黑坂大坂神を祀る。蓋し、二坂は皆、險要の地にして、祭に

（三八）神地は神社の所有地。神戶は神社に附屬して租稅を神社に納めさせる民戶。結局神社の所有地とその人民となる。

（三九）「廿七年秋八月癸酉朔己卯、祠官に令して兵器を神幣とせむとトはしむるに吉し。故れ弓矢及び橫刀を諸神の社に納む。仍りて更に神地・神戶を定めて時を以て祠る。蓋し兵器をもて神祇を祭ること始めて是の時に興る。」（書紀・卷六）

（四〇）「九年春三月甲子朔戊寅、天皇夢に神人有して誨へて曰く、赤盾八枚・赤矛八竿を以て墨坂神を祠り、亦黑盾八枚・黑矛八竿を以て大坂神を祠りたまへ。夏四月甲午朔己酉、夢の敎のままに墨坂神・大坂神を祭りたまふ。」（書紀・卷五）

より、戎器を修め、以て暗に險を閉むるの意を寓す。垂仁の朝に至り、亦、是の意を襲ぐなり。

民は朝廷を尊奉畏敬して、叛く者は自ら平ぎ、(四一)埴安・振根の徒の如き、(四二)踵を旋さずして戮に就く。神道は既に明らかにして、列聖繼紹し、祀典を四方に班ち、咸、文なきを秩る。

延喜式に載する所の神名は、宮中及び京師畿內七道にして、總て三千一百余座なり。大は四百九十二座。其の三百四座は、並に、祈年。月次。新嘗等の祭案上官幣に預る。中に就き、七十一座は相嘗祭に預る。其の一百八十九座は、並びに新年國幣に預る。小は二千六百四十座、其の四百三十三座は、並に祈年案下官幣に預る。二千二百七座は、並に新年の國幣に預る。其の祀を秩すること、概ね是の如し。天下の群祀は該らざることなきなり。

征討には則ち功案を記して以て其の地を鎮む。

古は、攻戰するところあれば、則ち、其の地方に功烈ある者を祭

(四一)埴安は武埴安彦の事、帝位を奪はんと計り、誅せられた。振根は出雲神の遠祖とあり、弟の飯入根が神寶を朝廷に奉つたのを怒つて殺したので、結局朝廷から派遣された、武渟河別らのために誅せられた。

(四二)事の速かな形容。

守護の起源

民心を純にす

り、其の子孫をして、祭を主らしめ、以て民物を鎭す。鹿島神の武功を以て東方を鎭するが如し。而して常奥の地は、其の神を分祀すること最も多し。式に載するところ、陸奥國中に、鹿島及び鹿島の御子を以て號となすもの八社あり。格には、鹿島の苗裔の神を載せ、陸奥にある者三十八社あり。蓋し、建雷命及び其の子孫、其の地を平げて功あり。故に世々之を祭る。大己貴命は出雲を平げ、豊城命は毛野を平げ、子孫皆、其の地を鎭す。而して世々其の祭を主る。諸神にして是の如きの類、其の諸國に在る者は甚だ多し。民の瞻仰する所に因り、以て土俗を鎭す。萬民をして恭敬の心を生ぜしむる所以なり。周人の洛邑を營める、咸く文なきを秩し、功宗を記して功を以て元祀と作す。其の意も亦、頗る祖宗の法と相類するものあり。

以て民心を純にして、夷狄を斥け、(四三)獷俗を變す。是を以て、徳化は日に洽く、(四四)黎民は時に雍ぐ。其の群臣百祀の京畿及び諸國に在り、

(四三) 荒々しい風俗。

(四四) 一般の人々にまで上の徳が達し、世は平和になること。詩經の虞書、堯典第一に、「百姓昭明にして、萬邦に協和す。黎民於變り、時雍ぐ」とある。

憂ふべき我が國の現狀

以て地方を鎭護する者は、民、今に至るまで瞻仰敬畏し、因つて以て復た本に報い、始めに反るの義を寓するに足る者あり。神聖、大經を立て、以て萬世を維持す。典禮既に明らかに、奕世遵奉す。舊物の猶ほ存する者、此の如し。則ち神聖、念慮の暨ぶ所も亦、見るべきなり。

後、異端並び起るに及びて、大道明らかならず。廟堂に永久の慮なく、朝廷陵夷し(四五)、民心、日に漓くして、神聖の萬世を維持する所以の意に乖く。近世の若きに至りては、則ち戎虜狡黠、頗る大經を立つるに似たる者あり。左道(四六)を挾り、以て民心を蠱す。善教にあらずと雖も亦、教を號となし、以て民心を得るに至る。至る所の祠宇を焚燬し、胡神を崇禮し(四七)、以て民志を傾く。故に逆焰の煽る所は殆ど六合に遍く、悍然として敢て毒を神州に試み、神聖、夷俗を變ずる所以の方を倒用し。反つて以て、中國を變せんと欲す。而して中國は未だ不易の基を立てず。衆庶の心、離合聚散し、架漏牽補し(四八)、以て一日の財を

(四五) 勢力がなくたる。

(四六) 邪道の意。

(四七) 異國神を崇拜する。

(四八) 樽の漏りをふさぐやうに、その日その日の間に合はせるのみを爲す。

天を畏れよ

なすに赫々たる　神聖の邦を以てして、坐ながら腥羶異類をして、我が人民を欺罔せしむ。亦、羞づべからずや。

夫れ、物は天より威あるは莫し。故に聖人は嚴敬欽奉(四九)し、天をして死物となさしめずして、民をして畏敬懍服(五〇)する所あらしむ。物は人より靈なるはなし。其の魂魄精强、艸木禽獸と澌滅(五一)するあたはず。其の死生の際に於いても亦、漠然として念ふなきあたはず。故に聖人は祀禮を明らかにして以て幽明(五二)を治む。死者をして憑る所あつて、以て其の神を安んぜしめ、生者をして、死の依る所あるを知りて、其の志を貳にせざらしむ。民、既に、天威に畏敬懍服せば、則ち、天を誣ふるの邪說に誑らかされず。幽明に歉然(五三)たることなければ、則ち身後の禍福に眩せられず、報祭祈禱、上み其の事に任じて、民の上に聽けば、則ち君を敬ふこと、天を奉ずるが如し。遠きを追ひ、孝を申ぶ。人、其の族を輯めて情を内に盡せば、則ち祖を念ふこと、父を慕ふが如く、民心下に純にして、怪妄不經の說、由つて入るなし。祀禮廢すれ

（四九）この上もない眞面目な氣持で、崇拜する。
（五〇）森嚴な氣に打たれて服する。
（五一）消え失せる。
（五二）冥土と現世。
（五三）あきたらぬ姿又恨み、不滿の意。

游魂安きを得ず

ば、則ち天と人とは隔絶して、民易慢を生じ、(五四)游魂安きを得ずして、生者は身後を懼れ、民に固き志なく、猥福淫禍の說は、此れ由りして入る。幸を死後に徼め、義を生前に忘れ、政令を避くること、寇を避くるが如く、異言を慕ふこと、慈母を慕ふが如し。心を外に放ちて內に主なければなり。身後の禍福は目の未だ嘗て覩ざるところ、故に邪徒の民心の懼るゝ所に乘じて、之を恐嚇するを得るも亦、怪しむに足らざるなり。

精氣は物を爲し、游魂變をなす。故に其の(五五)昭明、焄蒿悽愴たるもの、祭祀するところあつて、以て之を安んずるにあらざるよりは、則ち死者は遷ることあるあたはず。死者をして遷るなからしめば、則ち生者の心に於いても亦、歉然たることなきあたはず。衆人の如きは、自ら其の然る所以を知らずと雖も、而れども(五六)冥冥に慽むることあるは、人情の免るゝ能はざるところなり。且つ生者も亦、其の死の安んずる所なきを以て、內に恃んで以て自ら强うするなし。則

（五四）死後人間の肉を離脫した魂。

（五五）昭明は明らかに輝く。焄蒿は氣の蒸し出る形容、悽愴は精神のすみ切つた形容。皆、禮記の祭義にある語で、鬼神の氣の形容。

（五六）何となく心の底でといふ意。

社會に於ける祭祀の必要

人は天地の間にあり

祭祀に對する古と後世との觀念の相違

ち身後の説に惑ふなきあたはず。故に祭祀なるものあつて、以て之安んず。

父祖と子孫とは、固より同一氣なり。父祖は卽ち其の前身、子孫は卽ち其の後身なれば、則ち其の游魂は、子孫を去つて奚にか往かんや。故に子孫を以て父祖を祭れば、(五七)感應せざるなくして、昭明、羣蒿悽愴たるものは、賴りて以て安んず。天は昭昭たることこれ多し。而して人は天地の間にあり。天地の氣、常に全身に潛行して以て生活するなり。故に人と天地とは亦同氣にして、其の元氣は固より天地と通ず。人を以てして天地を祭れば、又感應せざることなく、昭昭としてこれ多き者、賴つて以て著はる。是を以て聖人は天に事へ、先を祀り、幽明に憾みなく、而して天下服す。後世は慮り深遠ならず、天に事へ、先を祀ること、視て以て、文具となす。民は生きて畏敬する所なく、亦、死の憑依する所あるを知らずして、疑懼の心生ず。疑懼生じて、民心に主なし。是に於いて、西夷は陰

(五七)神が感じ、應ずること。

禍福を以て之を懼れしむることを得、是れ所謂自ら侮つて後に人の之を侮るものなり。

夏・夷の邪正を明かにすること

今夫れ、不抜の業を開かんと欲すれば、宜しく其の大經を立てて、夏・夷の邪正を明らかにすべし。 神聖、建國の大體は、臣旣に粗ぼ之を言へり。今、旣に大經を立つるときは則ち當に四海を以て一家とし、萬世を一日とし、列聖の遺緒に因り、以て時措の宜しきを圖るべし。夏・夷の邪正を明かにせんと欲せば、則ち當に天人の大道を闡き以て趨舍(五八)の準となすべきなり。夫れ 神州は大地の首に位す。朝氣なり、正氣なり。

東國と西國との教の相違

神州はもと 日神の開くところにして、漢人、東方を稱して日域となす。西夷も亦、 神州及び清・天竺・韃靼諸國を稱して亞細亞と曰ひ、又、朝國と曰ふ。皆、自然の形體によりて之を稱するなり。朝氣正氣、之を陽となす。故に其の道は正大光明にして、人倫を明らかにし、以て天心を奉じ、天神を尊び、以て人事を盡し、萬物を發

（五八）趨舍は進むことと退くこと

西人が唱ふる荒唐幽冥の說を斥けよ

育し、以て天地生養の德に體す。戎狄は四肢に屏居(五九)す。暮氣なり、邪氣なり。暮氣と邪氣と、是を陰となす。故に、隱れたるを索め、怪しきを行ふ。人道を滅裂して、幽冥の說をこれ講ず。天に褻れ、鬼に媚び而して荒唐の語をこれ悅ぶ。萬物を寂滅して、專ら陰晦不祥(六〇)の塗による。今、誠に能く其の道を反して寂滅を變ずるに生養を以てし、陰晦を化するに光明を以てし、荒唐幽冥の說に易ふるに、天命人心、昭々乎として、易ふべからざるの大道を以てし、而して太陽の威明を揭げ、以て四海萬國に照臨せば、則ち爝火(六一)の耿々たる、安んぞ熄まざることを得んや。此の如くんば、則ち其の恃んで以て諸國を吞併するところの本謀乖かん。彼に變ずる所以の者を轉じ、彼を變ずるの道による。豈に大經を立つる所以の先務にあらずや。

彼れ戎狄にして、自ら其の道を道とす、常情より之を視れば、之を席外に措くと雖も可なり。而も彼は今、大いに非望を逞しうし、必ず、夷を以て夏を變じ、正道を澌滅し、神明を汚辱し、天を欺き、人

(五九) 日本を首とすれば、戎狄は手足に當る。屏居は並び立つ。

(六〇) 陰晦は暗い方面。暗い方面は惡になる。そこで不祥と言つた。

(六一) 小さい炬火のこと、耿耿は明かな光の形容。

を悶ひ、人の民を傾け、人の國を奪ひ、而して後に已まんと欲す。詭術と正道と、相反することと氷炭の如し。茫茫たる宇宙に、夷狄の道息まざれば、則ち神聖の道は明らかならず。神聖の道明らかならざれば、則ち夷狄の道に息まず。彼を變せずれば則ち彼に變ぜらる。勢は相容るゝことあたはず。深謀遠慮ある者、將に安んぞ正を掲げ、詭を息めて、以て害を永世に除かざるを得んや。

夫れ、太陽の餘光の被る所は、則ち仁人博愛の曁ぶ所にして、四海萬國と雖も亦、人類にあらざるはなし。而も妖教滋蔓（六二）して、天倫を棼（六三）亂し、人紀を泯滅し、元元をして蠱惑沈溺、相率ゐて禽獸となり、鬼蜮（六四）とならしむ、豈に仁人の視るに忍ぶ所ならんや。故に覆幬（六五）外なく、夏を以て夷を變ず。天人をして、胡羯の誣罔より免れしむるは、固より仁人の志にして、文を撲り、武を奮ひ、四表に光被し、以て耿光を覲し、大烈を揭ぐるは、仁人の業なり。

古、聲教の四海に訖ぶものは神禹の功にして、匹夫匹婦、堯・舜

（六二）限りなく擴がる。

（六三）亂す。棼は亂と同じ。

（六四）鬼といさごむしと。いさごむしは水中に在る怪虫の一で、沙を含んで岸上を行く人の影を射て殺すと言はれてゐる。共に人を害するもの。

（六五）天地一ぱいになつてゐる。

賢哲の政治

の澤に與被せざるものあれば、己れ推して之を溝の中に內るゝ若きは、伊尹の志なり。故に、(六六)洚水は堯のために至らず。而して堯は以て、余を警むるとなすものは堯の仁なり。平城の患、漢武のために之を遺さずして、漢武は以て、高帝の我に遺すとなすは、漢武の義なり。此の類を擧ぐるときは、古人の自ら任ずる所を見るべきなり。

天人の合一

其の志を持して其の業を廣むるは。務めて國體を明らかにするにあり。大卞に循ひ、今古を一にし、博廣悠久、以て夏・夷に照臨するにあり。細戈の名に循うて之を實にするは、兵を足す所以なり。瑞穗の名に循うて之を實にするは。食を足す所以なり。忠孝を明らかにし、以て天下を淬礪するは、民をして之を信ぜしむる所以なり。三者並び擧り、食足り、兵足り、民之を信ず。忠は以て明らかに、天と人と合一す。幽明は憾なく、正を以て詭に易へ、夏を以て夷を變ず。萬世にして已まざるは不拔の業なり。

(六六) 洚水は洪水と同じ。堯が舜に命じて、大洪水を治めさせた事は有名である。「書經」大禹謨に「洚水予をいましむ」とある。平城の患とは漢の武帝の言葉、武帝が大宛(今のフエルガナ地方)を征討した威力により、當時最も强暴な匈奴を伐たうとした時「高帝、平城の憂を遺す、齊の桓公、九世の讐を復するが如くならんことを思ふ」と云つたのである。

今、之を施行せんと欲せば、宜しく民をして之によらしむべくして、之を知らしむべからず。若し夫れ民をして之によらしむる所以の者を論ずれば、則ち曰く、禮のみと。禮の目は五にして民に敬を敎ふるは、祀より大なるはなし。

周官に、祀禮を以て敬を敎ふれば、則ち民は苟もせずとあり。祀禮には、數あり、義あり。其の數を陳せんと欲せば、當に先づ其の義を明らかにすべし。

夫れ、天子の天神地祇を祭りたまひ、其の天祖を敬祭するは、天に報じ、祖を尊びたまふ所以なり。地主、保食の神を祀りたまふは、國土を鎭め、民生を厚うするなり。

唐・虞・三代の祀典を稽するに、重んずる所は、則ち嘗・禘・郊・社なり。嘗は新穀を嘗め、禘は其の祖の自りて出づる所を禘し、其の祖を以て之に配す。郊は天を祀り、其の祖を以て之に配す。社は后土の功ある者を祀る。又、田正の功ある者を祀るを稷と曰ふ。中庸に



〔六七〕愚民にはその條目を示して從はせても、それを一々說明することは出來ない。この言は「論語」の泰伯第八にある。

曰く、郊社の禮は、上帝に事ふる所以なり。宗廟の禮は、其の先を祀る所以なり。郊社の禮、禘嘗を明かにせば、國を治むる、それ之を掌に示すが如きかと。論語に稱す。(六八)禘の說を知る者の天下に於けるや、これを掌に視るがごとしと。孝經にも亦、周公、(六九)后稷を郊祀し、文王を宗祀するを以て、父を嚴にするの至りとなす。其の意は皆、相同じ。則ち亦、其の最も重んずる所、此にあるを見るべし。

而して天朝大嘗の禮は、天祖を祀りて天に事へ、先を祀るの意並び存するも亦、猶は郊禘の義の如し。新穀を嘗めて之を薦るは卽ち嘗の義なり。故に 太神宮の祀はこれ宗廟なり、明堂なり。郊や一祀にして數義存す。而して地主神を祭ること、猶ほ社のごとし。保食神は猶ほ稷のごとし。大神・大倭等は卽ち社なり。渡會・稻荷等は卽ち稷なり。郊廟社稷は天地の祭にして、其の大なるは、符節を合するが如し。蓋し亦、神州と漢土と、風氣相同じきを以て、其の事の暗合する者、此の如し。

(六八)「或る人、禘の說を問ふ。子曰はく、知らざるなり。其の說を知る者の天下に於けるや、其れ諸を斯に示るが如きかとて、其の掌を指したまふ。」(八佾第三)

(六九)周の先祖。周の武王の后稷の十六世のである。

山嶽・河海・風雨・艸木・百物の神と、

山祇・罔象・少童・級長・植山・艸野・句句廼馳等は皆、其の神なり。而して天下の名山は多く伊弉諾・大汝・大山祇等の神を祭る。昔、國土を鎭する者なり。濱海に住吉等の神を祭るは海神なり。及び、風神・山口・水分等の神、皆、祀典に列するは、皆、民の爲めに災を除き、年穀を祈る所以なり。唐虞三代の如きも亦、四海・山川・百神の祭あり。其の義も亦、大抵相類す。

神の種類

皇子・皇孫・名賢・功烈、世に益ある者と、

大鳥・二荒・鹿島・香取・春日・北野等の如き是なり。漢土の俗にも亦、民に功烈ある者を祭る。柱・勾・龍・舜・禹・稷・契の如きは是なり。

神を祭る方法

其の祭法は、具に令典あり。德として報せざるなく、功として擧げざるなく、天地鬼神、該ねざるなく、遐陬僻壤、鎭せざるなし。宮中の御巫、

天孫を保護する所以

神代には、百事を供奉するの神を祭る。

座摩、

大宮地の靈を祭る。井神も亦、之に與る。

生島、

諸國、諸島の靈を祭る。

等の祭は、天孫を保護し、以て國家を治むる所以なり。

宮中祭神の外に、又、宮内あり。園韓神を祭る。大膳は食神・火神を祭り、造酒は酒神を祭るも亦、皆、天孫を保護する所以なり。

漢土にも亦、五祀あり、其の義も、亦相類す。

祀典の日は、踐祚大嘗を大祀とす。天皇位に卽き、大いに天祖に報じ給ふ。最も宜しく敬を致すべきなり。(七〇)祈年は以て、時令、序に順ひ、天下の諸社に禱り、月次、以て幣帛を天社に奉ず。庶人の宅神の祭の如し。

蓋し天子は四海を以て家となす。故に、宅神の如しと雖も、幣を

(七〇)祈年とは祈年祭(トシゴヒノマツリ)である。毎年二月四日、神祇官及び國司の廳で穀物の豐熟を天神地祇に祈請する祭、月次、新嘗、神嘗と共に中祀に擧げられてゐる。支那でも、古くから行はれ、「詩經」「禮記」などに祈年のことが記されてゐる。

す。本に報い、始めに反るの義と、其の民のために祈穰する所以の意と、擧げて皆、天下と之を同じうす。上は其の事に任じて、民上に聽き、(七五)顒々然として、唯、其意をこれ仰ぐ。而して神祭行はるゝことを得ず、民志の純一なる所以なり。

古は、大嘗の祭、時に臨み、悠紀・主基の國郡を卜定し、宮主・卜部を遣はし、國司以下、及び庶民を率ゐ、田に臨み、其の穗を拔き、以て(七六)粢盛に供す。四國、天神に供奉するを得ざる者なく、民は皆、卜食を得、力を出して、以て大祭の用に供せんことを冀ふ。而して 天皇天に事へ、先を祀り、大孝を申べ、民命を重んずるの意、四方に達す、國司其の下を率ゐて之を護送するや、諸道、其の事に役するを得べからざるものなし。而して其の意、又、道路に達す。國別に正税一萬束を以て雜用に充つ。諸國は皆、其の物を輸するを得て、天下其の意を知らざるはなし。大祓の使を諸道に遣はして、天下は潔清にして以て神に事ふることを知る。幣帛を天下の諸道に頒つて、天下國土の

(七四) 風の神。

(七五) 温和な形容。

(七六) きびを器に盛つて神に供へるもの。大祓は百官男女を始め天下萬民が不知々々の間に犯した種々の罪穢を解除するための公事、毎年六月、十二月の晦日に行つた。それは一年を二期に分ち、過去半歳に積れる罪穢を祓ふためである。何れの大祓の儀式は大寶令に記されてゐる。

神も亦、皆、天祖に統べらるゝを知る。是に　天皇、既に天に事へ、先を祀り、孝を申べ、民を愛する所以の意を擧げ、而して天下と之を同じうす。斯の意あれば、必ず斯の禮あり。是れを以て、民は日に之れにより、告げずして曉り、語らずして喩る。各々、忠を其の事ふるの君に輸し、以て共に　天朝を奉戴す。民の志は是に於いてか一なり。

後世は事、簡易に從ひ、悠紀・主基は定國ありて、限るに近畿を以てし、其の儀は獨り京師に行はる。而して四方の民は、　天皇の意と、斯の禮の義とを知るを得ざるなり。護送するところ、數千里に止まりて、道路、知らざるなり。灘川、之を各國に取らずして、國郡は知らざるなり。大祓、供幣の使は廢れ、而して潔を致すの意と、　天祖の群神を統ぶるの義と、世、之を知るなし。則ち、其の之を敬重する所以の意は、家々に響し、戸々に說くと雖も、而も天下、孰か得て之を知らん。其の禮は存すと雖も、其の用は既に廢す。嘆ずるに勝ふべけん

祭祀の重要性

や。

古へは、京畿及び諸國の名祠、大社に祭る所の神は、皆、嘗て天祖・天孫を佐け、能く大功をなす者にして、山川の百神は、民物を鎮め、風雨を起し、天神の功を助くる所以にあらざる者なし。故に其の土民は固より其の功徳に報いざるを得ずして、天朝も亦、報答するところあらざるを得ず。是を以て官幣(七七)あり、國幣あり。祈年・月次・新嘗毎に必ず之を班つ。

官幣、國幣を班つの諸社は、上に見ゆ。其の祭は、之を朝廷に統べ、而して四方の百神は、係屬するところあり。

今は諸國、仲冬(七八)を以て稲魂等の神を祀る。蓋し、古は、新嘗、幣を班つに及びて、諸國も亦、各其のあるところの神を祭ること、猶ほ周人の蜡(七九)を祭るの意のごとし。蜡は、老物を息むる所以にして、豳頌(八〇)を歌ひ、土鼓(八一)を撃ち、古を存するなり。是の日を以て、老を養ひ、歯位(八二)を正す。民に孝弟を教ふるや、八蜡、以て四方を記

（七七）一定の時期に官から幣をさゝげることになつてゐる神社。國幣は各國主から幣をさゝげる神社。

（七八）冬期三ケ月の眞中の月。

（七九）蜡は陰暦十二月の異稱で、蜡祭とは年末に萬神を饗すること。

（八〇）所謂豳風七月篇のことで、詩經にあり、農業勤勞のことを内容としてゐる。周公の作として傳へられる。

（八一）周官中の春官籥章參照。後世に及び、蜡廢せられ、僅か行はれたので之を混同するものがある。

（八二）年齢。

す。四方は年に順成せざれば、八蜡通せず。以て民財を謹むなり。老を養ひ、酒を飲みて、民に酣飽相慶し、一國は狂するが如し、孔子曰く、百日の蜡、一日の澤、一張一弛、文武の道なりと。蓋し、古人の民をして歡欣和樂せしむる者は之の如し。而して此等の義も亦、祭によりて之を寓すべし。

神庫の用

神庫は、神寶及び兵器・文書・資糧・百物を藏し、以て祭祀を待つ所以にして、神威により、以て民事を制す。(八四)利用厚生の意、以て施すべく、軍國不虞の備、以て寓すべし。

大なる神威

古は政教を祭祀に寓し、兵器を神社に藏す。前に言ふところの如し。而して國造、縣主等は、其の國土の神を祭る、稲置よりて以て稲を儲ふ。今、此に倣ひて倉を設くれば、兇荒には以て饑を賑すべく、軍旅には以て糧を助くべし。其の神威に因りて、以て民事を便ずべきもの甚だ多し。臣は別に論著するところあり。今、其に論せず。若し夫れ周人も亦、祭祀に因りて、民に屬して法を讀む。或は

（八三）衣食が充分で、人々が少しも不平のないこと。

（八四）各物を出来得る限り廣く利用して、人々の生活を充實させる。

之を(八五)糾戒し、或は以て齒位を正し、或は以て賢能を書す。皆、祭時に於いて之を爲す。而して其の鄕器・吉服・祭器・吉器の目あり、民をして力を同じうし、共に神に事へしむる所以なり。

其の他、民をして祭祀に從事せしむる所以の者は、枚擧に勝へず。後世に至りては、義社の倉あり。亦以て、民に便ずるに足る。凡そ、是の如き類、苟も、能く古今の制度を斟み、神威に依り、以て民事を便ず。卽ち固より民心の嚮ふところ、その之に從ふ事將に猶ほ水の下きに就くが如くならんとす。今世、或は佛事により、以て民を聚めて事を作す。其の應ずるや響の如し。亦以て其の速きを見るべし。況や神威の以て民を動すべき事、佛の比に非ざるをや。是を以て、祭政は一致し、治教は同歸して、民、望を屬するところあり。天下の神祇は皆、　天皇の誠意の及ぶところなり。斯の意あれば、必ず斯の禮あり。民は此により、亦、上意の嚮ふ所を知る。感欣奉戴し、忠孝の心、係るところありて、一に純なり。後世は其の數を

(八五) 正し、いましむ。

神道の意に反する佛法

陳ね、而も其の義を失ふ。群臣百司、統屬（とうぞく）するところなし。而して民の瞻仰するところのもの、專らならず。禮の用は既に廢す。亦、惜しむべきなり。列聖の山陵。奉祀素より愼む。其の親盡きて則ち廟なきは固にそれ宜なり。而して　神武天皇の天下を平定し、崇神天皇の四方を經營し、　天智天皇の區宇（八六）を再造するが如き、盛德大業にして、功を無窮（ひきう）に垂る。民は今に至るまで仁澤に涵泳（かんえい）（八七）して、而も廟祀の、以て功德を報ずるなし。豈に大闕典（八八）ならずや。

世は、賀茂社　神武天皇を祭ると稱す。然れども、古書に明文なし。人、或は之を疑ふ。今、宜しく典禮を一新し、以て大いに功あるを祖とし、德あるを宗とするの義を明かにすべし。

佛法の行はるゝや、葬祭皆、これに據る。故に歷朝の祀禮、親屬、未だ盡きざれども、亦、且つ廟なし。而も山陵は、今、多く荒廢に屬す。之を闕典（けってん）と謂はざるべけんや。古より皇子・皇孫・名賢・大德、其の功烈の後に垂れ、忠孝の世に顯るゝ者、或は未だ盡　祀典に列せ

（八六）天下。

（八七）十分に浸る。

（八八）國家の大典の大不備。

群神百祀は天祖に統一さる

す。而も其の子孫も亦、或は（八九）漂零沈淪し、（九〇）血食するを得ず。亦、闕典なり。若し、能く古今を斟酌し、廢せるは之を擧げ、闕けたるは、之を補ひ、彝訓を祀典に寓し、天下をして、忠孝の心と、祖を念ひ遠を追ふの誠とを、（九一）油然として倶に生じ、（九二）感戴の念と、鬼を畏れ神を敬するの意とを、悚然として倶に萌さしめば、所謂、民をして、之によらしむるものにあらずや。

夫れ、然る後に天下は靡然として、咸、相告げて曰はん、天祖、天孫を上に治め、群神、勵翼して國土を平定す。今、各々、國土の神を禮するは、其の神の功徳に答へて、天祖の仁澤に報ゆる所以なりと。則ち群神百祀は皆統一する所あり。相告げて曰く、天祖は洋洋として上にあり。皇孫は紹述して、（九三）黎庶を愛育す。六將軍は帝室を（九四）翼戴し、以て國家を鎭護し、邦君は各々疆内を統治し、民をして皆、其の生を安んじ、而して、寇盗を免れしむ。

今、邦君の令を共み、幕府の法を奉ずるは、天朝を戴いて、天

（八九）世の表面に出ず、何處に居るか不明である。
（九〇）血食は犠牲をさゝげて神を祭ること。それが出來ないで亡びる。
（九一）盛に湧き起る形容。
（九二）感謝の念。
（九三）庶民、一般の人民。
（九四）崇拜し奉戴する。

能く虜壘を破るもの

の如くならしめん。

天平(一〇七)年中詔すらく、百姓の異端を學習し、幻術を蓄積(ちくせき)(一〇八)し、厭魅(えんみ)呪咀し、百物を害傷する者あれば、首を斬り、從たるものは流さん。如し、山林に停住し、佯つて佛法を道ひ、自ら教化を作り、傳習授業し、書符(一〇九)を封印し、藥を合せ毒を造り、萬方怪を作し、勅禁に違犯する者あらば、罪も亦、此の如くせんと。古昔は、異左を禁絶する事、是の如し。民をして之を知らしむるは、固より宜しく然るべきなり。今、若し武を揭げて釁を遏め、摩教匪に匿ひ、在靈臣と稱して奉貢し、然る後に其の物を取り之を用ゐるも亦、未だ不可となさず。接濟の姦を告ぐる者と、敵首を得るものと賞を同じうし、匿して發せざる者と、盜を合匿(一一〇)する者と、罪を同じうし、邦國の能く虜壘を破る者は、功、敵壘を陷るゝと均しく、虜を見て擊たざる者は、論ずるに逗撓(とうたう)(一一一)を以てす。これ皆、一時の權衡にして、亦、臣民をして激發興起し、敬んで光訓(くわうくん)(一一二)を奉ぜしむるに足らん。而して大いに守禦の備を修

(一〇七) 聖武天皇の御代で、皇紀一三八四年から一四〇八年まで、

(一〇八) 强制的に人々を異端に導つたり、他人に災を下すやうに祈る。

(一〇九) 祕密な文書と稱して、密封すること。

(一一〇) 隱す。

(一一一) 敵を見て畏れて進まないこと。漢書には斬に當るとしてある。

(一一二) 朝廷から發せられた命令。

世論を興し、國民を奮起させる方法

め、慨然として天下に示すに大憂を以てし、赤心を推し、至誠を開き、一憂一樂も必ず天下と之を同じうせしめば、庶くば以て天下を鼓動するに足らん。政令刑禁と典禮敎化とを並陳兼施[一一三]し、而して民を軌物[一一四]に納れ、正氣に乘じて正道を行ふ。皇極は既に立ち、民心主あり。民の欲するところは、則ち天の從ふところにして、民は從ひ、天は從ふ。神聖の夷俗を變ずる所以の方、彼れ倒用するを得ずして、彼の我れを圖る所以の術、我れは將に之を倒用せんとす。敎令の權は我より之を制す。朝謨は既に定まり、上下心を同じうす。千塗萬轍、必ず是の道によりて變せず。是に於いてか、我が皇化を布く所以は、即ち神聖の皇化を布く所以にして、內に不拔の業ありて、外に乘ずべきの間なし。腥羶異類をして、百方、我を誤らしむと雖も、將た何を以て我が人民を欺罔するを得んや。

天下の大業は萬世の長策

夫れ、天下の大業は萬世の長策にして、固より朝夕の就すべきものにあらず。天祖の業は、武神[一一五]を待ちて開け、崇神にして大なり。聖

（一一三）兩方を偏らないやうに實施す。
（一一四）法度。
（一一五）武勇に長じた神。

子神孫、繼述怠らざるに及んで、皇化海内に洽し。今、一定の策を畫して、不拔の基を立てなば、必ず當に、内は中國より、外は百蠻に曁して、神聖の彝訓に遵ひ、東照の大烈を紹ぎて謀を孫子に貽し、縉紳秉承、千萬世一日の如く、必ず四海萬國を(一一六)塗炭より拯ひ、天地間に復、西夷の妖孽あるなく、中原の赤子は永く(一一七)胡羯の欺罔を免れしめ、然る後に已むべし。其の規模、内に立つ者、此の如くなれば、乃ち以て、外は無窮の變に應ずべし。

夫れ仁、四表に被り、(一一八)荒要と雖も猶子愛して之を見視するは、荒要をして天朝を父瞻せしむる所以なり。事古昔を法とし、今をして古に近からしむるは將來をして今を懸ざらしむる所以なり。荒要賓服し永遠に變せず。而して天下の志士、仁人も亦皆、憤激自ら効たして爭うて死力を出し、以て事に此に從ひ、事故萬變と雖も、肯て其の志を易へず。累代、歴世と雖も、肯て少しも間斷せず、然る後、大いて敵愾の(一一九)師を興し、天神の糧を食み、天神の兵を揮ひ、天神の仁に仗り、而



（一一六）非常な苦を救ふ。

（一一七）米國的西洋人。

（一一八）國を動かす存在、異國人を主として指してゐる。

（一一九）君の敵を滅する爲に全力をそゝぐ心及び軍隊。

国の大事は祀と戎とに在り

天地人は活物

して其の威を奮ひ、以て天下を方行し、狭き者は之を廣うし、險しき者は之を平げ、神武不殺の威、殊方絶域に震ふときは、則ち正に海外の諸蕃をして、來りて德輝を覩せしめんと欲す。亦、何ぞ、屑屑乎[一二〇]として、其の邊を伺ひ、民を誘ふをこれ患へんや。古人言へるあり。國の大事は祀と戎とにありと。戎は一定の略あり、祀は不拔の業たり。實に國家の大事にして、天下を大観し、萬世を通視し、一定不易の長策を立つる所以のものは此の如し。夫れ國體を明らかにし、形勢を審かにし、虜情を察し、守禦を修め、而して長計を立つ。實に聖子、神孫の皇祖、天神に報ずる所以の大孝にして、幕府の邦君、萬世を濟ひ、無窮に施す所以の大忠なり。臣、謹みて五論を著す。臣の私言にあらず。天地鬼神、將に之を與り聽かんとす。

右の五論併に七篇は、臣が久しく之を胸臆[一二一]に藏し、未だ敢へて人に語らず。敢へて之を惜しむにあらず。謂ふに、天地は活物にして、人も亦、活物なり。活物を以て活物の間に行ふ。其の變は

（一二〇）とせつく形容。

（一二一）胸中。

非常時に際し國の大事を坐視する能はず

擧げて窮むべからず。事は時を逐うて轉じ、機は瞬息にあり。而して、世の人は(一二二)細故を擧げて大體を遺す。今、大體を擧ぐるときは、則ち之を難ずるに細故を以てし、其の難を解き、變に處する所以の考を言はんと欲るときは、則ち今日の言ふところ、明日、未だ必ずしも行ふべからず。故に一たび之を口に發すれば、則ち空言となる。一たび之を書に筆すれば、則ち死論となる。臣は是を以て、言ふなくして止まんと欲す。

然れども、竊に謂へらく、人は貴賤となく、太初よりして、父子生を傳へ、一氣相承ぐ。臣は微賤と雖も亦世々神聖の澤に浴し、以て今日に至る。幕府の法を奉じ、邦君の仁を仰ぐ。幸にして生を養ひ、死を喪する憾なきを得ば、則ち亦、何ぞ天下の變故を(一二三)睨視し、而して默默として言ふなきに忍びんや。故に特に其の遠大なる者を擧げ、粗ぼ之を言ふ。語に曰く、苟も其の人にあらざれば、道、虚行だもせずと。其の時に臨み、難を解き、變に處する

(一二二)些細なこと。

(一二三)正面から見ないで、斜めに見る。

所以の者に至つては、則ち當に之を其の人に付すべきのみ。

文政乙酉季春

會澤安識す

新論下（終）

# 下學邇言

# 下學邇言（卷之一）

會澤安述

本書の主題

先師(一)藤先生、後進て誘掖(いふえき)せらる。安幼にして(三)陪侍(ばいじ)するを得、幸に餘論を與り聞く。而も(四)譾劣(せんれつ)の質は、萬分の一をも窺ふ事あたはず。既にして先生(五)世に即く。(六)終天の恨、何を以てか之を償はん。語に曰く、(七)下學にして上達すと。安の先生の門に游ぶや、下學のみ。何ぞ大道を論ずるに足らん。然れども、(八)長じて述ぶるなく、老いて死せずんば、恐らくは罪を夫子に得ん。故に竊に所見を錄し、著して五論となす。曰く論道、論學、論禮、論政、論時。謹んで先師に聞く所の者を述べ、以て正を大方の君子に仰ぐ。下學を以てして(九)僭逾(せんゆ)を敢てす。(一〇)淺陋の邇言(じげん)、識者(しきしゃ)幸ひに之を察せよ。

## 下學邇言（註解）

卷之一

（一）先師は物故された先生の意、藤先生は藤田一正のことで、東湖の父に當る。一正は子定と字し、號は幽谷といひ、安永三年に江戸に生れた。寛政三年十八にして彰考館に入り、同九年には封事で直言して職を奪はれ、十一年に復職した。以後江戸と水戸とを往復し、在行を編して史館總裁となり、文政九年、五十三歳で歿した。著書としては勸農或問二卷、幽谷先生遺稿五卷の外數部がある。

（二）指導。

（三）傍に居て講義を親しく聞く。

# 論道第一

天の建つる所、人の由る所、之を道と謂ふ。道なる者は天下の大道なり。故に一人なすべくして、之を天下に行ふべからざるは、道にあらざるなり。一時に施すべくして、之を後世に達すべからざるは、道にあらざるなり。(一)其の言、聽くべきが如くにして其の實、用ふるに疎なるは道にあらざるなり。

天、(二)蒸民を生ず。凡そ(三)心知には百體あり、以て(四)作息擧動する者、其の(五)秉彝好德は、他に求むるを待たず。人の禽獸に異る所以の者は、天に出づるなり。故に天の叙する所、其の品五あり。曰く、(六)父子。君臣。夫婦。長幼。朋友なり。既に五品あれば、則ち必ず親。義。別。序。信の五者あつて存す。是れ天、之を叙し、而して人は之に由つて以て秉彝の性を遂ぐ。之を性に率ふと謂ふ。(七)性に率ふ、之を道と謂ふ、則ち人の由る所は則ち天の建つる所にして、一も(八)矯揉造設する所あるにあら

(四)鈍才、勿論一種の修飾語である。
(五)世を去る。
(六)非常に殘念なこと。
(七)「子曰く、我を知ること莫きかなと。子貢曰く、何すれぞ其れ子を知ること莫からん。子曰く、天を怨みず、人を尤めず、下學して上達す。我を知る者は其れ天かと。」（論語。憲問第十四）語とあるは論語。卑近な人事を學びつゝも高尚な天理に達し得たこと。
(八)「原壤夷して俟つ。子曰く、幼にして孫弟ならず、長じて述ぶることなく、老いて死せず。是れを賊と爲すと。杖を以て其の脛を叩く。」（論語。憲問第十四）
(九)身分に越えた事を行ふ。
(一〇)内容が頗る淺く、偏して居る主張、一體この下學邇言と新論とは著者が心血をそゝいで書いたものであるから、勿論、これも、序言に通例な謙辭として見るのが正しい。

道は知り易く從ひ易し

す、至易至簡、知り易く從ひ易し。而して其の端を造す所は、愚夫。愚婦と雖も、以て與り知りて能く行ふべし。其の至れるに及んでは、則ち天地に彌し、之を天下に行ひ、之を後世に達し、(九)言に發し用に施して、皆、可ならざるはなし。故に(一〇)達道と曰ふなり。

聖賢の定義

然れども人に賢愚あり。道に(一一)純駁(じゆんばく)あり、能く其の純を得る者にして、天の建つる所を全うし、人の由る所を盡す。是を聖賢となす。故に能く高大を極めて(一二)精微(せいび)を盡くし、用ひて以て己を成し物を成す、施して不可なることなし。(一三)四海に準じ、萬世に傳へて、而も易ふべからざるなり。

異端・邪説の定義

其の一駁を偏執する者は、天の建つる所と人の由る所とに於いて、一を擧げて百を廢す。是を異端(いたん)とし邪説(じやせつ)とす。故に其の言、(一四)側詖(そくは)怪僻(くわいへき)、以て人の耳目を駭かすべきも、而も以て教となすべからざるなり。

嗚呼大道の明らかならざるや、(一五)横議(わうぎ)百出して、人々、説を殊にし、家々、其の言を異にす。而して俗の奇を好むや、新を喜び、舊を厭

天の建つる所
人の由る所

(一)理論は如何程立派でも、實生活に何の役にも立たないのは、決して道とは言はれない。
(二)人民。
(三)人々の心性、偏倚は千差萬別である。
(四)考へたり活動したりすること。
(五)天から定められた一定の條理を踐み行ふ。
(六)父子・君臣・夫婦・長幼・朋友の、親・義・別・序・信との關係は「孟子滕文公篇」に詳論してある。
(七)「天の命ずる之を性と謂ひ、性に率ふ之を道と謂ひ、道を修むる之を教と謂ふ。」(中庸・第一章)
(八)矯揉は枉つてるものを直す。造設は人爲的なる一切を指す。
(九)言葉に表しても正しく、實行に用ひても無論、可である。
(一〇)五倫が達道で

ひ、坦路康衢（一六）（一七）を捨てゝ、曲途傍徑（一八）（一九）に馳騁し、迷うて復らず、其の害をなす事、言ふに勝ふべけんや。夫れ道なる者は、天、之を建てゝ人の之に由るものなり。其の直き事、矢の如く、其の平かなる事砥（二〇）の如く、明らかなる事、火を觀るが如し。豈に知り難からんや。人あれば則ち道あり。人々自から思はざるのみ。

昔、天祖統を垂れ天孫位を嗣ぐ。授くるに三神器を以てし、誓つて曰はく、寶祚の隆なること、當に天壤と與に窮りなかるべしと。而して之を千萬世に傳ふ。臣民、未だ嘗て一人の天位を覬覦（二一）せし者あらずして、君臣の義、以て立つ。寶鏡を持して祝して曰く、以て吾が神となし、これを視ること、猶ほ吾の如くせよと。而して日胤（二二）は遺體（二三）を鏡中に仰瞻（二四）し、本に報い孝を申べ、千萬世に至つて、享祀（二五）して懈らず。皇統一定して、未だ嘗て他派異流の敢て天潢（二六）を瀆したるものあらず。而して父子の親、以て大なり。男唱女和（二七）の義は、太初に見ゆ。而して夫婦の別、以て明らかなり。

あることは、中庸第二十章にある。達道とは時と場所とを超越して誰にでも達し得る道。（一一）純一不純。（一二）最も細い點。（一三）天下中。（一四）公平でなく偏り頗く。（一五）種々雜多な前が次々にと出る。（一六）平な道。（一七）往來の繁しい通。（一八）曲途は坦路の反對で曲りくねつた東道。傍徑は表通の反對で人通りない淋しい小徑。これは人倫の道を孟子の言のやうに往來として考へたもの。（一九）驅け步く。（二〇）といし。（二一）隙を見て自己の物にしようとする。（二二）歴代の天皇。（二三）大神の御姿を仰ぐ。（二四）崇拜する。（二五）うや〳〵しく祀る。（二六）朝廷。（二七）書紀卷一參照。イザナギ先唱し、イザナミこれに和す。

伊弉諾尊・伊弉冊尊、相會するや。(二八)陰神、先づ歌を唱ふ。陽神、悅ばずして曰はく、吾は是れ男子なり。理、當に先唱すべし。婦人の先に言ふは祥なしと。遂に之を改めて唱ふ。

三貴子の職を分つ事、長幼、以て序す。

陰陽二神、(二九)日神を生み、授くるに天上の事を以てす。次に(三〇)月神を生み、日に配して治めしむ。後に素戔嗚尊を生み、根の國に適かしむ。一に曰く、(三一)滄海を御すと。

群賢、天功を亮け、(三二)同寅協恭、朋友以て信ず。

思兼・手力雄・健雷・事代主・猿田彦・天押日、及び其の他の諸神は、善德を同じうし、心を同じうして、以て天業を輔く。

五品の遜、天地と終始して、易ふべからず。之を大道と謂ふ。

上古は(三三)風淳人樸にして、大道は、不言に行はれ、(三四)百姓日に用ひて知らず。後世は漸く(三五)文なれば、則ち教を設けて以て道を修めざるべからず。乃ち堯・舜・孔子の教となせし所の者を取つて、之を民に用ふ。堯



(二八) 陰神は女神、冊尊(イザナミ)のこと。陽神は男神、諾尊(イザナギ)のこと。

(二九) 天照大神。

(三〇) 月讀尊。この部分も記の上卷・紀の一卷にある。

(三一) 海洋。

(三二) 同僚として助け合ふ。この語は「書經」の皐陶謨にある。

(三三) 風俗が厚く、人々は質朴だつた。

(三四) 一般の國民。

(三五) 質朴な内容であつた古昔が、装飾が加はり、奢侈に傾いた。文は修飾の意。

頼山陽の道に對する意見

舜の道は五典を徽するに在り。而して之を(三六)祖述するも亦、惟天の叙する所の者を惇うするのみ。道なる者は人の共に由る所、海の内外を論ずることなく、固より人に存す。故に地、相去ること千萬里なるも、而も其の大同する所以は、符節を合するが如し。是を大道となすなり。

(三七)山陽、頼襄曰く、(三八)道は一のみ。道の天下に在るや、猶ほ日月の如し。日月は天下の日月なり。道も亦然り。父子・君臣・夫婦、固に之なきはなく、慈孝忠義、別あつて離はらざる者、自然に存す。人作に待つあるにあらざるなり。我が邦は、列聖の民を保つこと、子の如く、堯・舜・禹・湯に譲らず。其の風俗は、君を尊び上と親み、相愛し、相養ふ。又、唐虞三代の君に過ぐるものあり、則ち經籍なしと雖も、其の道は固より具さに在り。特に未だ名づけて之を教へ、仁と曰ひ義と曰ふ者あらざるのみ。譬へば人家の若し。同じく是れ一里なり。而も之に居る者、舊あり新あり、巷・阡・陌・溝・井、皆、名目ありて、記するに帳簿を以てすると同じ。

（三六）先人の學說を忠實に紹介する。

（三七）頼山陽は安藝の人、名は襄。十三歳で文才を柴野栗山に認[illegible]られ、十八歳で[illegible]二[illegible]門に入る、[illegible]行を[illegible]是[illegible]は備後、に[illegible]九州一周にわた[illegible]天保三年に五十三歳で歿した。著作としては「日本外史」二十五巻「日本政記」十五巻が有名である。

（三八）この一文は「日本政記」巻一の應神天皇の十六年の條の後にある。著者が引用した後の部分は「新著は必ず舊者に問ひて之を知る。舊者、是れ吾が巷、阡井溝なりと曰はど、可ならんや。今、天下の仁義なり。儒者指して[illegible]

大道の罪人

東方は神明の舍

夫れ天は大和(一)を保合して、神聖之に則る。凡そ天下の善、(二)翕受敷施せざるなし。是を以て諸れを人に取つて、以て善をなす、智方を勞せずして、以て雍熙(三)の化を致すべし。後世は人心狹隘(四)にして、同に合し異を容るる能はず。務めて彼此を立て、藩籬(五)を設け、大同中に就て、小異を摘み、或は天祖の遺訓を褻慢(六)し、或は堯・舜・孔子を譏議(七)し、或は堯舜・孔子の學に就いて、各門戸を分ち、交々相觝排(八)して、動もすれば聚訟(九)を致す。此れ皆、偏心を務めて自ら小にする者にして、亦大道の罪人なり。天下、有志の士ありて、苟も斯の道を天下に明らかにせんと欲せば、必ず當に小異を兼ねて大同に合し、而して天祖の彝訓を舉げ、堯舜・孔子の名教を遵ふべし、二者並びて行はれて相悖らず、然る後、能く天の建つる所、人の由る所の者を全うせん。迺ち之を道の純を得たる者と謂ふも可なり。

一君二民は天地の大道なり。四海の大、萬國の多きも、而も其の至尊は、宜しく二あるべからず。東方は神明の舍(一〇)なり。太陽の生ずる



經議、[illegible]なり。而して仁義は、[illegible]なり、柔なり。[illegible]米は、[illegible]なり、[illegible]米[illegible]。鐵[illegible]以て、[illegible]より來ると[illegible]す[illegible]、[illegible]の見なり。[illegible]を陵せんと欲するは、國學者の説なり。故に曰く、皆非なり。夫れ道は一なり、學も亦一なりと。則ち所謂學と云ふ者、寧ぞ有らんや。陋なる哉。且つ夫れ先王、已に取りて之を用ひ、著して令典となす。而して敢て之を非議するは、是れ先王の典を議する者なり。而して幸に誅を免るゝ人なり。[illegible]巷は一里の中の道、井は井戸と溝渠のこと。

夫れ天は大和を保合して

(一)保つ。
(二)天下の善を合せ受けて人々に施す。
(三)民を撫育する。
(四)せまく淺い。
(五)彼此を妨げる垣。

所、

太陽は地を繞り、圓轉して端なし。然れども瀛海(一一)の浩瀚(一二)は、最も東洋を大となす。而して 神州は之に正面し、首に出日の光を受く。其の東荒諸國（夷はこれを米利幹と呼ぶ。）の東海に瀕する者の如きは、則ち大勢、西荒（夷はこれを歐羅巴と呼ぶ）の西と相接續する者にして、日出の方と稱するに足らざるなり。

日本は大地の首

元氣の發する所、時に於ては春となす。萬物の始まる所なり。而して神州は大地の首に居れり。宜しく其れ萬國に首出し、四方に君臨すべきなり。故に皇統綿々として、君臣の分は一定して變ぜず。太初より以て、今日に至る。天位の尊きこと自若(一三)たり。此れ萬國の未だ嘗てあらざる所なり。何となれば則ち天下の至尊は、宜しく二あるべからざればなり。而して所謂一君二民の義は、其れ誰か得て間せん。

支那の地位

夫れ天下の物、各貳ありて存せざるなし。故に漢土も亦東方に在りて神州と相比隣し、神州に亞いで東海に臨む。其の教は人倫を明ら

(六) 輕んじ汚す。
(七) 非難。
(八) 排斥。
(九) 爭ひ。
(一〇) 宿所。
(一一) 大海。
(一二) 廣大。
(一三) 確乎不動の姿。

かにするにあり。この彝やこの訓、帝においての訓あり。天朝 神明の訓を垂れ給ふ所以の者と期せずして相同じ。(一四)彝は輔車相依る勢の如し。其の道は生々にありて、西方(一五)寂滅の說と相反す。而して地勢も亦唇歯(一六)を相爲す。天の 神州と交々(一七)捍蔽を相爲さしむる所以なり。是れ其の貳ありて以て相副配するは形勢の天造に出づる者なり。

夫れ陰は陽に凝りて必ず戰ふ。故に(一八)蠻夷の夏を猾るは、聖賢の戒むる所以なり。今、蠻夷寂滅の言、民心を蠱惑(一九)して、其れ人倫を靡棄す。(二〇)身毒の法の如きは、君なく父なし。洋夷の說の如きは、其の言、四海に偏滿し、積陰の氣、天地に塞がる。天下有志の士、將た安んぞ興起奮厲して心力を盡し、身體を(二一)虀粉して以て之を攘はざるを得んや。然らば則ち、其の陽を助け陰を抑へ、正を揭げ邪を排せんと欲する者は、宜しく 天祖の垂訓を奉じ、天朝の萬國に首出する所以の大義を明かにし、以て天地汚穢(二二)の氣を一洗すべきなり。而も亦、堯舜・孔子の教を崇んで以て腹心となし、漢・唐、義禮の邦に善して、以て



（一四）輔車とははぐきと顎は合ふて二者が共になつて始めて事をする。彝とは德の天に合するもの、この場合は堯舜の事。
（一五）死後を問題とし、未來の冥福を主眼とする說。
（一六）深い關係のある譬。
（一七）守り合ふ。
（一八）書經の舜典にある句で、夏は中華、猾は亂と同じ。
（一九）たぶらかす。
（二〇）印度。
（二一）身を粉にする。
（二二）汚れきたない。

大道を傷害する者

皇統に二はあり得ない事實は我が國が最もよく證明す

侮を禦ぐことをなさざるを得ざるなり。而して曲學の徒、且（二三）眉を揚げ舌を鼓し、空論閑議するに方つて、徒に異邦を尙慕（二四）して、萬國中、固より至尊あるを知らず、或は自ら皇國學（二五）と稱して、力めて商・周・漢・唐を牴排し、至尊以て腹心禦侮すべからざるを知らず。之を要するに、皆、身を沒するまで力を竭すも、其の終は同じく大道を傷害し、邪說を助長するに歸す。亦悲しむべきなり。

余謂へらく、神州は萬國の元首にして、皇統二あるを得ず。萬民を以て一君を奉ず、其の義は君臣の分を盡すにあり。而して漢土は則ち神州の貳にして、其の君臣一定不變なるあたはざること、猶ほ武將の下士を鎭撫し、代り興りて遞ひに替るが如きなり。故に三皇五帝（二六）の上古よりして易姓革命（二七）あり。一君を以て萬民を養ふことは、其の成功に取るのみ。故に其の禪讓（二八）あるは、猶ほ二藤氏（二九）、四親王の鎌倉に承くるが如し。

堯舜の讓は、其の志、大功を成すにあり。鎌倉は則ち陪臣（二九）の擁立

（二三）議論を盛にする形容。

（二四）崇拜。

（二五）所謂國學派で、本居一派のもの。著者がそれを如何に視たかは「讀直毘靈」に參照。

（二六）三皇とは燧人氏・伏羲氏・神農氏、五帝とは黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜のこと。何れも支那古代の傳說的帝王。

（二七）帝王の血統が變り、王朝が代ること。

（二八）例へば帝堯が帝舜に天下を禪つたやうに、王道では德が中心となるので、大德さへあれば人臣にでも位を讓ることになつてゐる。その德ある人に天位を平和裡に禪ることを言ふので、我が國體と一致しないから、佛敎を奉じる人々の間にもやかましい問題となつてゐる。

（二九）二藤氏、四親王共に源氏の末葉に北條が奉じた將軍で、實權のなかつたのは言ふまでもない。源氏の征

道は天に由來す

に出づ。其の事は則ち異にして、而も易姓の義は則ち相似たるものあるなり。

其の放伐(三〇)あるは、猶ほ織田の室町に代り、豊臣の織田に代るが如し。湯武の志は民を濟ふにあり。然れども取つて之に代るは、則ち相似たるものあり。

而して其の他の夷蠻戎狄は、國として其の姓を易へざるはなし。亦何ぞ獨り漢土に於いてのみ之を異しまん。

清人、西域聞見錄を著して云ふ。鄂羅斯(オロシヤ)は一姓相傳ふること、其の幾千年なるを知らずと。是れ蓋し、其の誇張の語を誤聞せるなり。其の實は慶長(三一)年間に既に其の姓を易へしを知らざるなり。

夫れ道は天に出づ。既に天地の大道を見れば、則ち必ず一君二民の義あるを知る。苟も一君二民の義を知らば、則ち萬國の元首、宜しく二あるべからずして、萬民の一君を奉ずるの國、二あるを得ざるを知り、亦、天胤の必ず移すべからざることを知らん。而して萬國の易

---

[illegible]

(三〇) 放伐は討ち亡ぼす事。

(三一) ロシヤは我が慶長三年、西紀一五九八年に、ルーリク家で絶えてゐるが、慶長十八年、西紀一六一三年に、ミハエル・ロマノフが所謂ロマノフ朝を建てたのを意味する。

夫れ道は天に出づ。既に天地の大道を……

日本は眞の君子國

姓なきあたはざるは、卽ち是れ天地の道にして、勢の然らざるを得ざるものなり。

明の朱舜水(一)、來つて水戸に在り。其の士の主從に禮あり、僅かに一奴を驅使する者と雖も、尙ほ能く其の主を敬すること甚だ恭しきを見て、歎じて曰く、日本人は君臣の禮を執ること、至つて嚴正なり。若し我が邦俗にして、忠を抱き義を守ること、亦、斯くの如くならしめば、安んぞ夷狄の爲めに侵奪さるゝ所あらんやと。淸の梁玉繩、長崎に至り、亦君臣の義最も嚴なることを稱す。安積氏も亦此の二事を著す所の艮齋間話に載す。

海外諸國は、大小强弱、交々相呑滅し、其の大にして一統を稱する者、西荒四大君の說の如き、雄を一時に稱すと雖も、而も其の久しきに及んでは、世を殄し、祀を絕たざるなし。其の他、萬國の興滅は常なし。蠻夷の陋習ある、復た何ぞ怪しむに足らん。漢土は則ち禮義の邦にして、而も且つ易姓革命を免れず。其の萬國に首出する者、二あるを

(一)明の亡命者。水戸侯の客分となり、その博學を傳へた人。本大系第六卷參照。

得ざるは、其の勢固より然るなり。然れども、古の其の帝王皆、黄帝の後にして、同じく少典に出づ。堯は舜に讓り、舜は禹に讓るも亦、皆、黄帝の孫なり。而して稷契も亦、堯と宗を同じうし、舜は禹と肩を比べ、同じく堯の朝に事ふ。其の孫の代り興つて四海を有つものも亦、後世の匹夫(一)崛起(二)して王位を踐む者と同じからざるあり。但湯武の如きは、其の先、諸侯となること既に久しく、君臣の分定まる。而も放伐を以て其の命を革むれば、則ち王者の位隨つて輕く、以て後世王位を視ること、(三)驛舍の如くなるの漸を啓くに足れり。故に孔子は亂世に生れながら、猶は尙ほ東周に眷々たり(四)。其の意、蓋し亦見つべし。

戰國の時に至り、諸侯雄を爭ひ、皆、(五)桓文のなす所に倣はんと欲す。而も五十步百步、能く相尙ぶなし。孟子は獨り王政を行ひ、以て四方の人心を收めんと欲す。故に其の王道を論ずること、(六)文王を以て法となす。若し能く仁政を行ひ、文王の殷に服事せし如くならしめば、則ち亦以て至德とすべきなり。而して其の湯武の放伐を說くに、



（一）無位無官の者が

（二）[illegible]如として起る。

（三）王位を[illegible]て[illegible]旅館に譬ふ。

（四）論語[illegible]に「公山弗擾、費を以て畔き、召す。子往かんと欲す。子路說ばずして曰く、之く末きのみ、何ぞ必ずしも公山氏に之かんや。子曰く、夫れ我を召す者は、豈徒ならんや。如し我を用ふる者あらば、吾れ其れ東周を爲さんか。」（陽貨第十七）とある。東周は周道を東方に興すの意であらう。[illegible]たと見るべきであらう。

（五）桓文は齊の桓公と晉の文公とで、共に五覇の盟主たり。孔子は「晉の文公は譎りて正しからず、齊の桓公は正しくして譎らず。」と云つた。[illegible]孟子は桓文の事を非常に[illegible]。

（六）孟子は多く文王を讚する[illegible]。「文王を師とせば、大國は五

甚だしき者は則ち曰く、（七）獨り夫の紂を誅すと。其の言は過激に出づ、以て訓となすべからず。亦、孔子の東周の爲めに陳恆（八）を討つの意と異なる。而して（九）其の君を視ること寇讐の如しと言ふの類に至つては、則ち人君の爲めに發すと雖も亦、仁人・義士の聞くに忍びざる所なり。故に孟子が仁義の旨を論じ、仁政の要を說けるは、則ち以て聖人の大道を發明するに足ると雖も、而も其の放伐等の事を言へば、則ち人臣をして之を聞かしむべからざる者あり。然れども海外の俗、易姓革命は、皆、習ひ以て常となせば、則ち孟子の言ふ所も亦、未だ必ずしも深く咎むるに足らず。

放伐は我が國の禁ずる所

天朝は則ち君臣の義、天地と並び立ちて易ふべからず。放伐は決して言ふべからざるなり。故に孟子の書は、久しうして（一〇）施行する事を許さず。西土の人と雖も亦、神州の孟子を惡むを知る。近世に至つて其の書大いに行はる。而して能く人をして、仁義の旨と仁政の要とを知らしむ。其の大道に益あること、實に尠なからずとなす。然れども

---

年、小國は七年、必ず政を天下になさん」（卷五。離婁章句上）「詩に云ふ、王赫として斯に怒り、爰に其の旅を整へて、以て莒に徂くを遏め、以て周の祜を篤くし、以て天下に對ふ」と。此れ文王の勇なり。文王一たび怒りて天下の民を安んず」（卷一。梁惠王章句下）など、その他にもある。

（七）「周公・武王を相けて、紂を誅し奄を伐つ」云々（孟子、卷六。滕文公章句下）夫は罪ある男といふほどの意味。

（八）陳恆は齊の大夫。この男が君を殺したので、孔子は君臣の義を正すために弑逆の罪を討つことを請うた部分が、「論語」の憲問にある。

（九）「孟子、齊の宣王に告げて曰く、君の臣を視ること手足の如くなれば、則ち臣の君を視ること腹心の如くす。君の臣を視ること犬馬の如くなれば、則ち臣の君を視ること國人の如し」

陽は尊く陰は卑し

今、海内の民、幸ひに　日域に生れ、　神聖の化を蒙り、君臣の大義の天地と易らざるを知らば、則ち宜しく放伐の決して言ふべからざるを知るべし。然る後に孟子の言を取つて、以て堯舜・孔子の教の[11]羽翼となさば、庶幾くば以て　神聖の彝訓を奉じて、天地の大道に悖かざらん。

天の道は、陽尊くして陰卑し。地の天中に在るや、東方は首にして陽に居り、西方は尾にして陰に位す。神州は漢土とは朝陽に向つて尊位に當る。

天朝の使を隋に通せし時、隋主に貽るの書に曰く、日出づる處の天子、書を日沒する處の天子に致すと。宋の[12]政和及び[13]元豐の時、[13]于闐國の宋に上表する時も亦、宋を稱して日出づる處となす。見るべし、共に東方に向ひ、形勢の相同じきことを。故に其の稱する所も亦、自然に相同じきなり。

西荒の蠻夷は、夕景を逐ひて卑地に處る。是れ天地の形體、然りと

人の如くす。君の臣を視ること土芥の如くなれば、則ち臣の君を視ること寇讎の如くす」（孟子・離婁章句下）

（一〇）實際に行はれる。

（一一）理解力の助け。

（一二）宋の徽宗の年號。皇紀一七七一年から、一七四五年まで、鳥羽天皇の御宇に當る。

（一三）宋の神宗の年號、皇紀一七三八年から、一七四五年まで、白河天皇の御宇に當る。于闐國は西域地方にあつた。

東西の教説に於ける主眼點

なすなり。故に東方の教は、生々を以て道となす。生は人の喜ぶ所、其の喜ぶ所に順ふ。故に其の俗は和樂(一四)愷悌なり。西方は則ち寂滅を以て道となす。滅は人の惡む所にして、嚇すに其の惡む所を以てす。故に其の俗の陰險・深刻なるは、自然の符なり。

釋迦の存在時代に對する諸說

佛は身毒國の道なり。其の教主を釋迦牟尼と曰ふ。身毒迦維衛國王の子にして、所謂釋種(一五)なり。其の生は何世なるや詳かならず。

藤先生嘗て謂ふ、神皇正統記・水鏡に曰く、如來の滅後、神武帝に至るまで(一六)二百九十年と。而して宋僧普潤の記す所の、通慧就嶺聖賢錄に曰く、佛の生時を說くもの、凡そ八別あり、一は夏桀の時、二は商の武乙の時、三は周の昭王の時、四は穆王の時、五は平王の時、六は桓王の時、七は莊王の時、八は前周二十九主貞定王亮の時なり。唐の貞觀中、僧法淋に問ふ。法淋謂ふ。周の昭王の時に生れ、穆王の時に滅すと。西域記に云ふ。佛の(一七)涅槃より、諸部異議す。或は云ふ。已に九百を過ぎ、未だ千年に滿たずと。或は云ふ。

(一四) よく睦み合ふこと。

(一五) アリアン民族の一派、釋迦族。如來は釋迦の事。

(一六) 「神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年に當る。これより上へ數ふべきなり」(神皇正統記。卷一) 佛滅は西曆紀元前四百三十年だと云はれる。

(一七) 佛滅のこと。

一千二百餘年なりと。或は云ふ。一千三百餘年。或は云ふ。一千五百餘年と。然れども古今綿遠(一八)、東西杳邈(一九)にして、宜しく確執して一を是とし、諸を非とすべからず。是の數說に據れば、佛の生時は、其の徒と雖も其の眞僞を知るあたはず、固より信據するに足らざるなり。

漢書西域傳には、塞王は月氏の擊つ所となつて南走すとあり。又云ふ。塞種は分散し、往々にして數國となると、故に休循・捐毒の屬は塞種なり。顏師の古注には、塞は西域の國名とあり。卽ち佛敎に所謂釋種なる者は、塞と釋と音相近く、本一世のみ。又云ふ。塞種は卽ち所謂釋種なる者なり。亦語に輕重あるのみ。之に據りて之を考ふれば、捐毒の釋種あるは、漢の時に起る。捐毒は卽ち身毒にして、又天竺とも云ふ。則ち佛の生れたるは、漢時に在りと知るべし。先生の說く所は此の如し。

一說に、梁の武王の時、趙伯林、天竺に往き、衆生の點記(二〇)する者

(一八)時は非常に古くから絕えずつながつてゐる。
(一九)東西の土地遙かに離れ頗る廣い。
(二〇)點を書く。

口傳による

を見る。其の說に云ふ、佛の死する時に一點を作り、爾後每年一點を加ふと。其の數を計れば、則ち其の死せしは周の敬王の時にあり。然れども佛の死せし時には未だ諸經あらず。口に相傳へしのみ。其の簡牘知るべし。而も歷歲の久しき、每年點を加へて遺失する所なしとは、誰が之に點し、誰が之を傳へたるか、其の點記あること、旣に疑ふべしとなす。且つ唐。宋の僧、天竺に往く者も亦多く、皆、其の事を知らず。而して(二一)紛々として定說なければ、則ち點記者なる者も未だ信ずべからず。

清人魏源は云ふ。捐毒は今回境の布魯特にして、身毒は別に南海に近し。南北相去ること數千里なりと。然れども今、(二二)輿圖を按ずるに、布魯特と印度の北海とは、相去ること甚だしく遠からず。印度は卽ち天竺にして、卽ち漢の時其の疆域或は布魯特の地に及びしも亦、夫れ知るべし。且つ南史に云ふ。中天竺は月氏の東南にあり。月氏の高附するに從つて、西南に西海に至り、東は盤越に至り、列

(二一) 事物の亂れる形容。

(二二) 世界地圖。月氏は匈奴の一種、甘肅地方の西藏族。

國數十、皆、身毒なり。卽ち其の漢の時、月氏に(二三)羈屬す、是れ本以て身毒の月氏と相接するを見るべし。月氏は大夏の地に居り、休循・捐毒の西に在れば、卽ち捐毒の身毒たること、亦見るべし。魏源の說く所、蓋し未だ深く考へざるなり。

漢書は又云ふ。孝武の時、休都王、天を祭りて金人を得たりと。注して以て今の佛像となす、則ち當時或は旣に佛法あり。或は金人天を祭るは西域の舊俗にして、釋迦は俗に依つて法を立てしや、亦、未だ知るべからず。其の他遠西諸國の敎法には、羅瑪・厄勒西・瑪哈默等の種類あり。皆、大同小異にして、天堂・地獄を說き、禍福を以て旨となす。蓋し西方は陰に居り、其の俗は皆、相類す。而して皆、俗に因りて敎を立つるなり。

道は生民の由るところ

道は生民の由る所にして、固より宜しく生道を以て道となし、死道を以て道となすべからず。故に(二四)蠻貊と雖も亦、生者の道に由らざるを得ざるなり。旣に父子・君臣・夫婦・長幼・朋友あれば、則ち其の親・義・

(二三) 罽賓。

(二四) 貊は北方の未開人。蠻は夷と同じ。

別・序・信なる者も亦、以て盡く行ひ廢弃滅絶(二五)するを得ず。然るに民は唯、日に之を用ひて而も自ら知らず、生前の倫理の、至近至功、親驗(二六)實踐して、離れ得べからざる者を捨て、而して臆度意想して、身後の禍福荒唐、曖昧にして、未だ嘗て躬到り、目視ざるところのものを說くなり。

天堂と地獄とは、人の目視面接(二七)せざる所にして、彼は強ひて之が說をなして云ふ。蝮蝻(二八)の化して蟬と成るが如く、復た故らに面接答報せずと。

夫れ釋迦も亦人なり。亦、安んぞ見て之を知るを得んや。乃ち又之が說をなす者は云ふ。佛眼は凡夫と異り、能く人の知らざる所を知ると。然らば則ち人は佛身にあらず。設へ人の知らざる所を知らしむるも、孰か實見するを得ん。佛果して能く獨りこれを知らば、則ちこれを信ずると雖も、而も徒に其の言を信じ、未だ嘗て其の實を見ざれば亦、(二九)狗の虛聲に傳へ、實形を見ざる者と何を以てか異

(二五)捨てゝ使用せず、消え去る。
(二六)親しくその存在を試み得る。
(二七)眼でその存在を證し得る。
(二八)龍の如き大蛇がガマに化するといふ傳說。
(二九)何も居ないのに犬が大いに吠える。實在しないものに大騷ぎする例。

佛敎に對する後儒の言とその誤謬

と外疹(三四)と、交々に發して並び至らば、其の害をなすや大なり。故に曰く、異端(三五)を攻むるは、斯れ害なるのみと。又曰く、道同(三六)じからざれば、相爲めに謀らずと。則ち其の大に異なる者の得て合ふべからざると、小異にして大同なる者の合はざるべからざると、豈に年を同じうして語るべけんや。

後儒或は謂へらく、浮屠(三七)の言は、理に近くして眞を亂ると。是れ其の理に遠き者を指して、理に近しとし、眞と相反して皦々(三八)として亂るべからざるものを認めて、眞を亂すとなす。蓋し其の善く高妙の説をなすを見て、而も適ま、此の言をなすのみ。其の實は則ち死と生と空と實と、無と有と相反すること白黑。氷炭の如くにして、而も其の相背馳(三九)するものを謂ひて、理に近しとなす。可ならんや。然れども、身毒は西荒の諸國中に於て、其の地は稍々東に近し。故に猶ほ輪廻(四〇)の説あり。則ち死道中に少しく生意を存す。身毒より以外、地愈々西すれば則ち道は愈々乖く。輪廻の説を并せて盡く之を廢し、全く死道に歸

(三四) 皮膚病。

(三五)「子曰く、異端を攻むるは、斯れ害あるのみ。」論語・爲政第二。

(三六) 前出。「論語」衞靈公第十五にある。

(三七) 佛敎。

(三八) 明かな形容。

(三九) 全然異る。

(四〇) 又はリンヱとも云ふ、因果應報の廻り合はせで、罪障ある人々が所謂六道（地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上）を永久に、車輪の廻るやうに次々にと生死すること。

佛教は死・空・無を道とす

す。見るべし、所謂道なるもの、見るところ、各々異るを、亦、必ず地勢の自然に因つて然るを致すなり。

夫れ天地の大徳を生と曰ふ。故に天地の道は、一言にして盡すべきなり。其の物たる、貳ならずんば、則ち其の物を生ずること測られず。生民の道は、生のみ、實のみ、有のみ。決して死と空と無とを以て道となすの理なし。吁嗟、西方の道熄まずんば、天地も亦、將に之れが誣罔を受けんとす。而も之を理に近しと謂ふ。豈に可ならんや。

程伯淳曰く、釋氏の學は、敬して以て內を直うするに於いては則ち之れありと。今按ずるに、古の所謂敬とは、則ち其の事を敬するなり。敬には五事を用ふ。(四一)事を敬して信す。(四二)事を執ること敬等の如きは、見るべし。坤の六二、地徳を以て乾天に奉承す。當に其の承る所の事を敬し、直ちに以て乾に順ふべきなり。

乾を馬となし、坤を牝馬となす。乾は其の動くや直にして、坤は之を承く。直とは乾に順ふ所以にして、方なれば則ち地徳たり。故

(四一)言語・動作を愼んで、言行を一致させる。この句は「論語」に、「子曰く、千乘の國を治むるに、事を敬して信ず。用を節して人を愛し、民を使ふに時を以てす」(學而第一)とある。

(四二)「樊遲仁を問ふ。子曰く、居處恭しく、事を執りて敬し、人と忠なるは、夷狄に之くと雖も、棄つべからざるなり」(論語・子路第十三)。

に曰く、直方、承に有る者、當に之を承くる所以の道を敬愼すべしと。故に敬して之を直うするなり。

敬とは其の(四三)貌言・聽思を敬愼して、敢て輕發妄動せざるの謂にして、睹聞(四四)せざる所に戒愼恐懼するなり。直とは是を是として非を非とし、敢て自から欺かざるの謂にして、(四五)屋漏に愧ぢざるなり。其の事を敬して其の心を直うすること、釋氏の中に主とする所なくして、(四六)而も澄心惺々なるを以て旨となすの說と、毫も相混淆すべき者なし。而して其の學何ぞ嘗て之と相涉らんや。朱仲晦は、其の識心なる者は、別に一心を立て、以て此の心を識る。見性なる者は、未だ民の衷、物の則を睹ざるを辨ず。其の說は確かなり。

佛說に對する著者の意見

余は謂へらく、孟子言ふ、(四七)心を盡して性を知り、心を存して生を養ふと。蓋し、心とは仁義の良心にして、性とは、其の天に命ぜらるゝ者を指すなり。其の(四八)惻隱・羞惡・辭讓・是非の心を存し、以て天より命ぜらるゝ所の者を長養す。(四九)擴充して以て仁義・禮智の德を成就せば、

(四三) 容貌・言語。
(四四) 見たり聞いたり。
(四五) 雨もりに愧ぢる。獨りを愼む意。
(四六) 心を澄ませて、自己の一心のみを汚れないやうに注意すれば十分だと云ふ說。
(四七) 「孟子曰く、其の心を盡くす者は、其の性を知るなり。其の性を知れば、則ち天を知る。其の心を存し、其の性を養ふは、天に事ふる所以なり。妖壽貳はずして、身を修めて以て之を俟つは、命を立つる所以なり」（孟子・巻七・盡心章句上）
(四八) 惻隱は相手を非常に憐むこと。羞惡の羞は自己の不善を恥ぢる心、惡は人の不善を憎む心。辭讓は凡てに相手を先きにする心。是非は善惡の區別を明白にすること。「孟子」[illegible]には有名な「惻隱の心は仁の端なり、羞惡の心は義の端なり、辭讓の心は禮の端なり、是非の心は智の端なり」といふのがある。

則ち心を盡して性を知り、其の良心を盡して以て其の天に命せらるゝ者此の如きを知る。而して忠恕は則ち仁の方、恥を知るは則ち義を行ふ所以なり。皆之を實行に求め、以て擴充長養し、進歩して益を求む。是れ其の心性を論ずること、皆實事に就いて之を言へるなり。佛說の徒が之を空理に求むる者と亦、未だ嘗て相渉らざるなり。故に其の(五〇)塵垢を拂拭して以て心を明かにし、性を見る者を言ひて、其の中に存する者を長養して、乾々として進歩し、外に施すことを知らず、務めて外より至る者を去り、(五一)歉然として退歩し、以て自ら銷磨す。陰道の陽道における、固より相反するなり。　聖人の道は、則ち生者の道なり。生者は其の生を樂み、亦、其の生の久しからんことを欲す。親に事へては則ち其の親の長生して、之を養ふの日長からんことを願ひ、其の生の終に及んでや、(五二)罔極の恩、報ゆる所なく以て其の哀を致すは、天下の至情なり。故に聖人の喪禮を制するは、天下の至情に因つて、(五三)之が節文をなし、之をして其の哀を盡すを得せしむ。既に之を



(四九) 本質を[illegible]じないで、[illegible]る[illegible]を實行させること。

(五〇) 心の汚れ。

(五一) あき足らない形容。

(五二) 限りない大恩。

(五三) 規定。

人生を火宅と觀ずるの非

葬りても、思慕の念、懐に忘るゝあたはず。故に君子は終身の喪あり。而して聖人の祭禮を制するも亦、天下の至情に因て、之が節文をなし、之をして其の本に報じ、其の始めに反るを得せしむ。厚の至りなり。故に曰く(五四)終を愼み遠きを追うて、民の德厚きに歸すと。

夫れ生者の相交るや、其の情、厚からざるを得ずして、聖人の敎を設くるもまた、務めて之を厚からしむるなり。寂滅の說の東方に入るに及んで、生者の道を棄てて、身後の禍福を說く。君臣相敬し、父子相愛し、夫婦相親み、長幼相順ひ、朋友相信ずることの悅ぶべく樂むべきを知らず。君父を指して(五五)假合となし、人世を謂つて(五六)火宅となし、人をして生を惡み死を悅ばしむ。父死して哀まず、子死して悼まず、朝に死して夕に之を忘る。復た何ぞ終を愼み遠きを追ふ事これあらん。天下の至情に悖り、生民を蠱惑して、務めて之を薄きに引く。寂々の生々と、相反すること白黑・氷炭の如し。其の說をして息まざら

(五四)「曾子曰く、終を愼み遠きを追へば、民の德厚きに歸す」(論語、學而第一)これは上に居る方が父母・祖先に對して充分な道を盡せば、下の人々は必ずそれに感化されることを言つたもの。

(五五)この世だけの結合。

(五六)はかない譬へとして、人世を火中の家だと考へた。

上古、天神は國基を肇開し、明々として、

しめば、則ち其の世道人心を害すること、勝げて言ふべけんや。

上古 天神は國基(一)を肇開(二)し、明々として上にあり。以て宇内に照臨す。天孫奉祀して、永世懈らず、而して 神明の統は、天地と與に易らず。固より 天神の遺體にして、一氣相屬す。天胤の綿々として易らざること、誰か敢て之を干さん。神明の尊にして且つ嚴なること、誰か敢て之を瀆さん。此れ四海萬國に未だ嘗てあらざる所にして、天下の蒼生、幸に 神明の邦に生れ、宇宙の至尊を奉戴す。將た安んぞ異物を見て遷るを得んや。然れども狡猾なる僧徒、本地垂跡(三)の説を唱へしより、 神明を冒すに佛名を以てし、元々をして千萬年、神明を奉ずるの心を移して、以て蕃神・胡鬼に(四)僂指せしむ。其の 神明を瀆すことも亦、甚だし。今、此に人あり、己が翁を指して隣人の翁となし、呼ぶに隣翁の名を以てせば、其れ誰か之に應へん。

神明は上にあり

神明は上に在り。而も祭るに蕃神・胡鬼を以てす。將た安んぞ之を饗けんや。堂々たる 神州、一世を擧げて西蕃の隷屬となり、赫々た

(一) 國の大本。
(二) 初めて開く。
(三) 佛を本地、神をその化身と考へる説。佛教徒が其の神明と佛とは本來同一だと宣傳して、自己の地位を保たうとしたもの。
(四) 人間が居り、物があれば、必ず人の守る倫理、物を支配する方則がある。

る神州、久しく汚穢を受けて、胡鬼の末流末裔となる。民を欺き神を誣ひ、邪氣をして天地に塞がらしむ。所謂人衆ければ則ち天に勝つもの、慨するに勝ふべけんや。嗚呼、天を視れば夢々たり。(五)既に克く定まるあれば人勝たざるなし。

小雅の正月、

則ち余が區々の誠は、神明の爲めに汚穢を一洗せんと欲す。夫れ豈に已むを得んや。

聖人の道は天地の大道なり。故に天地と共に之に由る。天叙天秩、物則民彜、天然の自然に因り、以て天工に代る。忠孝仁義、己を修め人を治む。内外を含みて之を一とす。匹夫匹婦も、之が澤を輿り被らずんば、己れ推して之を溝中に內るゝが如し。人を愛するの誠は、自ら已むあたはずして、而も其の道たるや、身を本として民に徵す。三王に考へ、天地に建て、鬼神に質し、聖人を俟つ。事々皆實にして、歷々として徵すべし。正大光明にして、至易正簡、一も知り難く從ひ

(五)夢々はボウボウ明かならぬ義、即ち西婦は昏かしい凡男凡女。

難きものなし。

佛の道は一己の小道なり。故に一身あるを知りて、天下あるを知らず。

伊藤仁齋曰く、聖人は天下の上より道を見る。佛老は一身の上より道を求むと。（六）世界を解脫し、人倫を弃絕し、物外に放浪して以て自ら恣まにす。而して其の意の本づく所は、（七）惕々として生老病死を厭ひ、父を捐て家を出で、以て身前身後を意想し、不生不滅の說を造爲して、以て自ら其の死を畏るゝの心を寛にするなり。

歐陽修の批評

歐陽永叔曰く、佛徒の生を無にすと曰ふは、是れ死を畏るゝの論なり。而も羅氏の大經は則ち曰く、佛家は生滅滅已。寂滅爲樂を謂ふ、何ぞ嘗て死を畏れんやと。余謂へらく、解脫生死の說は、本と生老病死を厭ふに由つて、遂に此の見あり。解脫を云ふと雖も、其の實は死を畏るゝことを免がれずと。歐陽氏の論は、見る所なし

（六）世間的な束縛。
（七）神經過敏になる形容。

詭辯怪論を以て人を迷はす

となさず。

而して其の說をなすこと、諸れを身に本づく。則ち所謂天堂、地獄は、之を臆度意想に得、佛と雖も亦、未だ嘗て躬至り目睹せざる所のもの、諸れを民に徵すれば、則ち聲に吠え影を捕へ、未だ嘗て一人として眞境に到るものあらず。諸れを三王に考ふれば、則ち己を修め人を治むることに於いて、一も關涉するなし。民を誣ひ世を惑はし、王政を補くるなく、諸れを天地に建つれば、則ち天叙天秩、視て以て外物となし、物則民彝、紲けて世累となす。諸れを鬼神に質せば、則ち陰陽不測の變を知らずして、徒に不滅、永劫を說く。百世、聖人を俟てば、則ち其の道相反すること、白黑、氷炭の如し。之を要するに皆、荒唐不經にして、空言を鼓張(八)す。實事の徵すべきなし。詭辯怪論し、百端遁辭し、迂回遷就(九)す。其の滑かなること油の如く、煩碎鄙猥(一〇)にして之を衒ふに眩(一一)を以てし、徒らに人を恐嚇し、一も親履(一二)し實踐すべきものなし。其の實は知り易く、從ひ易きの語にあらざるなり。

(八) 旺んに主張する
(九) 議論の立て方が廻りくねつて、動搖してゐる。
(一〇) 煩雜と下品。
(一一) 博學振る。
(一二) 實行。

且つ聖人は(一三)恭儉を德となし、(一四)聲色を大にせず。人に取つて以て善をなすを樂む。信じて古を好み、志は(一五)祖述・憲章に在り。儒は則ち勝を好みて自ら高うし、喧[illegible]闘爭と稱し、新說を出して以て前人を(一六)凌駕す。徒に徒弟の衆多を貪り、人の低頭して己に從ふを悅ぶ。嘗て(一七)恭遜して衆を容るゝの心なし。(一八)作つて述べず。聖人の允恭なる者と相背馳す。聖人は仁義を躬行す。仁は以て人を愛し民を安んず。義は以て身を處し事を制す。佛は則ち仁義を知らず。所謂慈悲とは、(一九)姑息の愛にして、以て衆を濟ふに足らず。(二〇)濟度とは死後の禍福を說いて、生民の(二一)塗炭を顧みず。而も義なるものは則ち一切之を不問に措き、(二二)呼爾嗟來、甘んじて之を受く。末流に至つては、則ち(二三)巨擘と稱せらるゝ所の者、道安羅什の徒よりして、(二四)淫昏の主に媚付し、唯だ其の法を是れ張大にす。嘗て羞惡、廉恥の何事たるを知らず。人苟も心を虛うして以て之を視れば、幾何ぞ其れ(二五)指を彈き面に唾して之を賤惡せざらんや。

龍樹は佛中の傑出者なり。嘗て隱身術を學ぶ。其の友と潛に國王



（一三）謙遜で儉約で、人のさきに出ない。
（一四）聲と顏色。
（一五）先人の嘉言善行を述べる。即ち堯舜を祖述し文武を憲章する。
（一六）打ち負かす。
（一七）人にゆづる。
（一八）新說を吐いて先人を無視する。
（一九）盲目的の愛。
（二〇）佛語、現世の苦を[illegible]て[illegible]に[illegible]て幸福にさせること。
（二一）生活難。
（二二）與へてやるぞといつた無禮な態度、「呼爾」は孟子にあり、嗟來は「禮記」にある。
（二三）一方の頭。
（二四）理性の判斷に從ひ得ない。
（二五）非常に輕蔑する形容。

宮に入つて、婦女を姦す。未だ佛に歸せざる時の事と雖も、而も其の穢行。賤しむべきも亦、甚だし。聖人の徒の未だ嘗てあらざる所なり。

身あるを知つて天下あるを知らず。其の見は既に偏す。一身と雖も亦、得て修むべからず。以て樹下石上の人となるは、尙ほ之れ可なり。生れて五品の中に在る者、豈に一日として人道を捨て、人を捨つる者の道に從ふべけんや。隱を求め怪を行ふ。其の言は聽くべきが如しと雖も、之を實行に施すべからず。小道は未だ必ずしも觀るべき者なしとせず。遠きに致せば必ず泥む。君子の爲さゞる所なり。

論者或は謂ふ。佛氏の因果應報の言は、詭說と云ふと雖も、而も愚夫愚婦の曉り易き所、之をして以て勸戒することあらしめば、亦國家に益なしとなさず。故に　朝廷は二教を以て治となし、儒者は以て君子を教へ、倫理を明らかにし政令を正す。佛教は以て野人に教へ、民心をして和柔ならしめ、以て政教の及ばざる所を助くと。是れ道聽塗

（二六）人倫に外れた、汚らはしい行爲。

（二七）實生活は當人が意識すると否とに關せず、社會と連帶してゐる。社會「天下」との關係を考へないで、一身だけを修めようと如何に努力しても、出來るものではない。

（二八）佛僧は社會から獨立して、自分だけの生活をし、樹の下に寢、石の上に坐して日を送る。佛は曾て樹下石上の生活を說いた。それを玆には皮肉な意に使用したのである。

（二九）君子に對した語で、道德に志のない人。

（三〇）「論語」にある語で、他人の說を無批判的に受け入れること。

說にして、未だ利害得失の實を窮めざるなり。

夫れ聖人は人に敎ふるに事を以てして、之に諄々するに言を以てせず。禮樂・刑政、民をして其の中に涵泳(三一)せしむ。民は日に善に遷り義に由りて、而も自ら其の然る所以を知らず。故に曰く、(三二)民は之に由らしむべし。之を知らしむべからずと。而も豈に說法僧の黃婆饒婦(三三)の耳を提けて、呫々(三四)として細語するが如くならんや。佛者は專ら口舌を以て敎となして、天下を掌に運らす所以のもの有りて存するを知らず。如し諸れを戎狄の國に施さば、則ち尙ほ可なり。豈に諸れを神州の邦に行ふべけんや。故に聖人の異言を禁ずるは、民の惑を恐るればなり。而も佛氏の言は、大道と相背馳す。聖人は倫理を明かにし、民をして其の生を樂しんで父祖を念はしむ。佛氏は人倫を廢し、民をして其の生を厭みて父祖を遺れしむ。佛氏の言をして行ふを得せしめば、則ち聖人の道は行はれず。勢ひ兩立せざればなり。

且つ朝廷の佛敎を敷くは、本と其の法を興隆(三五)するを以て功德とな



（三一）充足して居る。
（三二）「子曰く、民は之に由らしむべし。之を知らしむべからず」（論語、泰伯篇）。これは上の標を示して民をして服從するのみよく、一々の人々に理解させるやうに政を說けるものではないとの意。
（三三）愚婦の意。
（三四）夢中になつて物語る形容。
（三五）盛大。

我が僧侶の濫行

し、而して冥福を求めんと欲するのみ。以て政教を助けんと欲するにあらざるなり。然れども邪說の行はるゝや、心に生じ事を害す。其の弊は君父を外にして、身後の冥福を求め。君父を損つるを視ること、敝屣(三六)を棄つるが如し。故に佛の　神州に入るや、未だ幾ならざるに蘇我氏の亂あり。甚だしき者は則ち馬子の弑虐(三七)にして、實に臣子の言ふに忍びざる所なり。厩戸は皇子を以て賊に黨し、强辯飾辭(三八)、諉するに因果を以てす。而して玄昉・道鏡の濫は、其の醜も亦甚だし。

空海は則ち佛名を以て神明を瀆亂し、以て日域を汚穢す。最澄は則ち稍々循良なりと雖も、而も高足の弟子一再傳して、乃ち延暦・園城二寺の爭訟起る。興福・東大等の諸寺も亦、相習ひて風を成す。兵を弄し命に拒す。小しく意の如くならざることあれば、則ち　闕を犯して强訴す。親鸞の專念說(三九)を唱ふるや、君父を謂つて一時の假合となす。其の政令の己の意に合せざれば、則ち之を佛敵と謂ひ、動もすれば輙ち兵を起し、國家を擾亂す。下津間某の　天位を覬覦するに至り

(三六) 破れ笠。
(三七)「十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐群臣を詐りて曰く、今日東國の調を進むと。乃ち東漢直駒を使して、天皇を弑したてまつる。」(書紀卷二十一。崇峻天皇五年紀) 弑すとは臣下が君を殺し奉る大罪。
(三八) 辯護する爲に理窟をこぢつける。
(三九) 惡命に日夜念佛のみ唱へてゐれば、極樂に生じるとの說。

ては、則ち兇悖(四〇)も極まれり。

下津間筑前守の不道

加越闘諍記に、本願寺家司の下津間筑前守は、驕奢殊に甚だし。其の弟と謀つて、悉く武士を破滅(四一)し、本願寺をして○○を○ましめ、己は大將軍とならんと欲す。以て加賀三山の僧徒を誘ふ。三山の僧曰く、天照大神は神器を無窮に傳へたまふ。人臣の覬覦し得る所にあらず。吾が宗は一向と號し、唯だ當に念佛三昧、他志なかるべし。何ぞ武士の分國を侵略して、自から死亡を取らんやと。其の募に應ぜず。下津間怒りて以て法敵となし、兵を引いて之を襲ひ、大いに殺戮を肆にせりと。

日蓮宗の惡影響

日蓮は法華を唱ふ。世法即ち佛法と稱すると雖も、然も其の神明を輕蔑し、以て自ら尊大にし、上の命の意に滿たざる者を視て、以て仇讐となすは、則ち惠念の徒と異ることなし。而も婦女に媚寵(四二)し、後宮に因緣し、以て自ら衒ふの術となす。此に由つて公侯の家、間々醜聲を流す者あり。而して其の流派、(四三)不受不施・蓮華往生等の如きに至り

(四〇)人倫から脫した行爲、

(四一)絶滅。

(四二)この場合は德川家の大奧を指す、

(四三)共に「讀直毘靈」參照。

ては、則ち實に國家の嚴禁たり。此の數者の如きは、驕傲暴戾にして、柔和忍辱の道にあらず。所謂民心を柔らげ、政教を助くる者、果して何れに在りや。

身毒の俗は、驕慢にして勝つことを好む。一波羅門の欲界・色界・空寂を說く等の如き、皆、後人の前人に上らんことを求むるなり。其の俗、勝つことを好むを見るべし。

而して釋氏は之に倣ひ、(四四)恭遜退讓の意なし。謂へらく、其の初めて生るゝや、唯我獨尊と稱す。徒に幻を用ひて以て人を嚇し、之をして屈伏して弟子とならしむ。其の父をして己が足に禮せしめ、以て自ら尊大にするに至る。驕慢にして勝つことを好むことも亦甚だし。而して(四五)緇徒は其の氣息を傳へ、勝を好み、人を凌ぎ、以て自ら高うす。其の物と競ふこと、(四六)悍然として俗人のなさゞる所をなすなり。

今は(四七)四海乂安にして、僧徒の兵を備へて鬪戰するあたはず。然れども(四八)奔競の風は未だ息まず、動もすれば輒ち爭訟請謁(四九)して其の我執を逞

(四四) 自己を知つて、他を先きにする謙みある意味。
(四五) 僧徒。
(四六) 勇氣ある形容。
(四七) 太平。
(四八) 自己の優越を相手に認めさせようと苦心する。
(四九) 公式及び非公式の裁判手段。

法華僧の悪行

一向僧の悪行

しうし、以て柔和忍辱の教に違ふ。唯だ其の勝を好むこと、心に生じ、俗を害するなり。

慶長中、法華僧、日奥なるもの、不受不施説を唱へ、其の徒と争訟したるを以て、流に処せらる。赦に遇ひて京に帰るや、東照宮、其の非を悔い、召還すと詐称す。寛永中、又、弟子日樹をして之を訟へしめしとき、二人皆、流に処せられ、其の徒五人を逐ふ。曹洞僧の玉室・沢庵等の四人は、(五〇)開堂・紫衣を聴されん事を請ひ、其の公裁に背きしを以て、皆、流に処せられたりき。大中・永平の二寺は、幕府の令を詐称し、言ひて綸を進め、例じて永平寺に止る。総持寺の如きは預るを得ず。偽書を作りて諸国に播告す。幕府之を禁ずれども、聴かずして強ひて之を訟へ、遂に流に処せらる。

一向宗の専修・法性の二寺、其の本末を争ひて相訟す。専修寺は言ふ。昔年、本願寺蓮如、兵威に拠りて加越を(五一)脅服す。専修寺の法性寺を立て以て之と相抗するや、戦敗して伊勢に遷る。後に越前の

（五〇）一寺を開くを許し、紫の衣を服する位を請ふ。

（五一）武力で強制的に服従させる。

僭越、復た法性寺を興す。其の末たるや明らかなりと。遂に法性寺の眞義を逐放す。慶安中、增上寺の僧相爭ひて鬪打(五二)するや、松平信綱・伊丹康勝、往いて之を曉解(五三)せんとす。僧徒罵つて曰く、伊豆は殺すべし。禿頭の播磨毆るべしと。遂に僧四十人を逐ふ。承應中、佐渡の蓮華房、山林に嘯聚(五四)し、悉く之を殺す。其の詐僞訟鬪、濫行猥雜、此の如きの類は指を屈するに勝へず。是れ豈に釋氏の柔和忍辱・枯木死灰(五五)の意なるか。雨森芳洲曰く、一寺の僧伽あり、略ぼ自ら修飾す。人の信仰を受け、務めて塔廟を建て、門宗を誇耀するを以て念となす。一旦、達磨に遇着すれば、必ず一筆之に句して曰く、無功德なりと。余は謂へらく、門宗を誇耀するも亦、勝つことを好むより生ずるなりと。

而して天下佛寺の多き、遊手浮食(五六)、坐ながら土木金石の美を窮め、生民の膏血(五七)を糞土にす。破戒濫行にして政敎を蠧害するや、國家は虛耗(五八)し、百姓は空乏す。彝倫は斁壞(五九)し、風俗は澆漓(六〇)せり。天祖、國を開く

(五二) 亂鬪。

(五三) 說諭して和解せしめようとする。

(五四) 集合。

(五五) 恬淡、無欲な僧。

(五六) 何等生產的な仕事を行はない。

(五七) 勞力の結果を徒食する。

(五八) 財へが盡きる。

(五九) 倫常を破りそむく。

(六〇) 地に落ちる。

國家に益なき論をし

の深意、君父生養の大德、之れが為めに蕩然(六一)たり。

論時篇を見よ。

民は胡鬼有るを知りて、而も天神・地祇、人鬼と吾が父有ることを知らず、人心渙散(六二)して、復た收むべからず。而して孰れか其の國家に益ありと謂はんや。俗儒は大體に達せずして、其の誕妄不經(六三)の言をなし、地獄の苦惱を讒譏し、以て黃婆獄婦を恐嚇するを見て、區々其の一二の稍々馴良なる者を認めて、以て奉佛の致す所となし、其の民心を柔らげ、政教を助くるを稱す。殊に知らず、天下蚩々(六四)として制し易き所以のものは則ち天神の遺化、民に在ると、東照宮の余烈、尚は存すると、固より之をして然らしむる事なるを。然らずんば則ち老姦・巨猾の、刀鋸を畏れず、珠を捻り經を誦し、鐘を鳴らし鐃を擊ち、吻を張り舌を鼓するの能く化する所ならんや。所謂高僧智識なる者は、其の徒の破戒濫行、法令を犯し、民庶を病ましむるも、且つ猶ほ禁ずる事能はず。何ぞ能く百萬の生靈を化するに遑あらんや。之を要する

(六一) 形蹟を失ふ。
(六二) 離れ／＼になる。
(六三) 無根據の言。
(六四) 敦厚の意。

に、後世は道を言論の上に求めて、聖人の教化の事業に在ることを知らず、分毫の細利を口に悦び、仞丈の鉅害を實事に忘れて、以て空論に眩するなり。

聖人の人を言ふや、人道のみ、其の天を言ふや、天道のみ。未だ嘗て專ら其の形體について、徒に其の理を說かず。夫れ古人の辭は寡し。其の言にして人事に繇なければ、君子は言はざるなり。尙書の篇々、天を言はざるはなし。而も其の天を言ふや、人に及ばざる者なきなり。

今文の尙書に就いて之を言ふ。

故に堯の曆象は、人事を授くる所以にして、其の四時を定むるは、百工を釐め、庶績を熙むる所以、未だ必ずしも日食歲差を秒忽に論ぜざるなり。舜の璣衡(六五)に在るは、堯に承くる所以にして、重んずる所は帝の載を熙め、天功を亮くるに在り、未だ嘗て拘々として天地日月の形狀を說かざるなり。皐陶の所謂天功に代はる(六六)者は、叙秩命討(六七)するの

(六五)璣衡は　璣玉衡の略、璿璣は天文機械、玉衡は其の中にある管、天文を明かにする意味。

(六六)天工に代るといふのは天の仕事の意、天子は天に代つて人を治める。百官はそれぞれ一事を分擔するので矢張天の代りである。

(六七)『書經皐陶謨』の中にある「天、有典を敍す……天有[illegible]を秩す……天、有德に命ず……天有罪を討つ」云々

人は活物

み。聰明明威なるのみ。舜の天命を敕くるや、惟れ時、惟れ幾なるの[(六九)]み。亦、未だ嘗て其の形狀に就いて、其の理を言はざるなり。爾後い君臣相告ぐるも亦、皆、天命を言ふ。天に奉じて人に施す所以にあらざるはなし。而して亦、未だ嘗て人事を外にして、專ら空理を說かざるなり。若し其れ專ら天地の理を言ふ時は、則ち聖人は大易に於いて之を發す。太極の兩儀を生ずるや、天に在りては則ち陰陽たり。地に在りては則ち剛柔たり、人に在りては則ち仁義たり。而して其の變動して息まざる者は、則ち之を神道と謂ふ。是れ聖人の教を設くる所以にして、其の天を言ふや、亦未だ嘗て人道を離れざるなり。

夫れ人は活物なり。仁義の性情の活動する者なり。故に人道を言はば之を仁義に求めて可なり。而して目の橫なる所以、鼻の竪なる所以、手の執る所以、足の踏む所以は、則ち未だ必ずしも論せざるなり。天地も亦活物なり。陰陽剛柔に天地の精神にして、其の活動せる者なり。天地の道は當に之を陰陽剛柔に求むべくして、天の蒼なる所

（六八）尚書皐陶謨の文中にある。「天の聰明は我が民の聰明にしたがひ、天の明畏は我が民の明威にしたがふ」云々。

（六九）時間。

夫れ人は活物なり、仁義は性情の……

精神文化を無視する蘭學者の缺點

以、日月の照す所以、山の高き所以、川の深き所以は則ち未だ必ずしも論ぜざるなり。近世に蘭學なる者あり。其の萬國の形勢を言ひ、火器・戰艦・利を談ずれば、則ち亦、國家に益なしとなさず。然れども、多くは宋儒窮理の名を假りて、以て世俗を欺く。一艸一木も、皆就いて其の理を窮む。遂に言ふ、天に幾層あり、日日の形狀云々、列星の形狀云々と。而して一も人事に關する者なし、專ら天地を視て死物となし、徒に其の形狀あるを知りて、精神あるを知らず、天地の理は此の如きのみと謂ひ、而も未だ嘗て陰陽・鬼神の活動・變化、測られざる者あるを知らざるなり。是を以て天命の畏れざるべからず、鬼神の敬せざるべからざるを知らず。聖人・神道、教を設くるの理と相氷炭す。

伊藤仁齋曰く、理學を講ずる者、或は論じて六合の外に至ると。暨そ近世天學を講ずる者、好んで無限の道理を說く。微を窮め、妙を極むと雖も、皆、生民を補することなく、人の敢てせざる所な

其の說の淺陋怪僻、固より齒牙に掛くるに足らず。

然れども西荒蠻夷は、其の性に巧思多く、烏の善く集ひ、蜂の善く鶩するが如し。奇技淫工にして、俗目を眩ますに足る。乃ち天地を視ても亦、一器玩となし、（一）管窺蠡測して、巧言（二）簧の如く、以て其の說を倚る。而も人情の新奇を喜ぶや、淺薄の徒に衒うて之を信ず。則ち其の所謂窮理なる者は、適ま以て人をして神を褻がし、天を慢らしむるに足る。是れ其の天を言ふや、啻に人に益なきのみにあらず、而も其の害をなすこと、實に言ふに勝ふべからざるものあり。若し其の人事を言ふに至りては、既に陽一陰二の義を知らず、又、祖胤を重んじ、繼嗣を廣むることを知らずして、夫婦の倫を亂るなり。兼愛の說を主とし、天下の人を謂つて皆、友となし、兄弟を路人となして、長幼・朋友の倫を亂るなり。其の五典に於けるや、五つのもの皆、相悖る。則ち天の叙する所の者、一も敦はざるなし。而も謂ふ。國家の洋



（一）識見のせまい意味。くだで天の廣さを考へ、ほらがひで海の廣さを測る。

（二）巧みに笛を吹くやうに人をだますことの意。

甘んじて桀の犬となる

教を嚴禁するは、特に其の國家に利ならざるを以てのみ。其の實は卽ち亦、教の善なる者なりと。是に於いて經世學士も亦、或は從ひて其の說に附和し、甘んじて(三)桀の犬となり、其の心に生じ、事を害するを知らず。是れ其の人を言ふも亦、啻に人に益なきのみにあらずして、其の害をなすこと、實に言ふに勝ふべからざるものあり。夫れ、蠻夷の天人を誣罔すること、(四)鄙瑣俚言にして、固より論ずるに足るものなし。然れども、其を(五)浸淫煽惑せしむれば、則ち亦、以て(六)夏を猾すの漸をなすに足る。其の害實に淺々ならず。則ち(七)履霜堅氷も亦、早く辨じ、痛く之を絕たざるを得ざるなり。

聖人は天を敬ふ。豈に特り其の尊くして上に在るを以て、徒に其の禮を重くするものならんや。蓋し其の實に敬せざるべからざる者有るを以ての故に、謹んで之に事ふるなり。性と天道とは、門人も聞くを得ず。況んや末學、余輩の如き、談ずること何ぞ容易ならん。然れども、既に蠻夷の天を慢るの害を言ふ時は、則ち亦、略之を敬する所以

(三) 雷同者の意。
(四) 中心を外れた無根據な言。
(五) 人々の心に浸み入って悪指導する。
(六) 當語にある、未開人の無責任な言行は文明國を大に亂す意。
(七) 悪事は成長しない間に刈り去る必要のあること。霜を見れば、もう、堅い氷の張る日を豫想して注意しなければならない。

聖人の天を敬する意

の義を言はざるを得ざるなり。

夫れ聖人の天を敬するの義は、大別三あり。曰く、天命を畏る、曰く、本に報ず、曰く、天功を亮く。蓋し彼の蒼々たる者は固より天なり。日月・星辰も亦天なり。寒暑・風雨・雷霆・霜露も亦、皆天なり。其の大にして指名すべからざる者は、之を太極と謂ひ、一陰一陽之を道と謂ふ。陰陽の變の測るべからざる者は之を鬼神と謂ふ。其の感じて物に賦する所の者は之を命と謂ふ。人は天地の間に生れて、命あらざるはなし。而して天の命する所に違ひ、鬼神の惑を致して、(八)禍殃を降すこと、固より知るべからざる者あり。則ち天命の人に命ずる所以の者は、豈に畏れざるを得んや。而も後世或に(九)夷齊の餓死・(一〇)顏淵の短命を疑ふ。何ぞ其れ天を視ることの而も小なるや。

天は至大

夫れ天は至大なり。天下は至廣なり。至大なる者を以てして、至廣の者を覆ふ、固より象至りて日々之を見るを得ず。故に乾天は大和を保合し、萬物を覆育し、萬物をして資始せしむ。而も其の之を篤うす

(八) 災禍。

(九) 首陽山で伯夷・叔齊の餓死したのは有名な話で、孔子も、「齊の景公馬千駟あり。死するの日、民德として稱するなし。伯夷・叔齊は、首陽の下に餓す。民今に到るまで之を稱す。其れ斯れの謂ひか」(論語。季氏第十六)と賞讃してゐる。但しこの餓死は文字通りの餓死ではなく、自然死だつたと林羅山は「儒門思辨錄」中で論じてゐる。

(一〇) 顏淵は孔門十哲の第一人者。壽年は三十二歲說と四十二歲說とがある。如何に孔子はそれに接して悲しんだかは論語の先進第十一に詳しく見られる。

天命を畏る

る所以の者も亦、其の資とする所の材に因るのみ。故に天の物を生ずるや、大同なりと雖も、而も其の中に亦、小差なきあたはず。大なる者の小差あるは、猶ほ小なる者の大同に合するあたはざるが如きなり。是を以て積善の慶、積不善の殃は、天道の大同する所と雖も、而も其の吉凶禍福は、人々にして之を論ずれば、則ち一々齊整して小差なきあたはず。而して夷齊・顔淵の壽を得ざりしが如きは天と雖も亦之を如何ともすべからざる者あり。猶ほ陰陽の愆寒・愆暑・暴風・淫雨・亢旱・洪水なきあたはざるがごときのみ。

而して其の天下を有つ者に至りては、善なれば必ず之に福を降し、不善なれば必ず之に殃を降す。則ち千萬世と雖も、其の同じきこと符節を合するが如し。是れ其の天命の畏るべくして、大觀すべく細議すべからざること、亦猶君子の大受すべくして、小知なるべからざるがごとし。而して其の大同中に或る小差あるも亦、何ぞ疑はん。是を以て君子は天命を圖らず。能く自ら抑畏修省して、敢て自ら天に絕た

（一一）善行を日々續ければ福が來、不善を續ければ禍が來る。

（一二）愆寒は時候外れの寒さ。愆暑は時候外れの暑さ。淫雨は長雨。亢旱は天氣が過度に續くこと。

（一三）畏れつゝしみ、自己を修め顧みて決して天に責任を負はせない。

ず。故に曰く、(二四)命を知る者は、巖牆の下に立たずと。正命にあらずして自ら禍殃を遺すを娶る。其の責償する所以の者は、固より其の責あるなり。

天は萬物の根本

萬物は天に本づく。人は天を得て生る。天にあらざれば則ち其の生を得ず。天の生ずる所の物を食ひ、天の氣を呼吸して以て生く。天にあらざれば則其の生を遂げず。而して祖先、子孫も亦、皆天の生ずる所にあらざるはなし。故に天は人を生ずるの本にして、其の徳は大なり。豈に之に報いざるを得んや。天下を有つ者は萬姓を子とす。故に萬姓の爲めに祀りて之に報ず。是に於いて萬物の本に報ずるの志は伸ぶる所あり、而も其の統御する所は同じく一に歸す。億兆の誠を萃めて、以て同じく大徳に報ず。天に事ふること親に事ふるが如くし、親に事ふること天に事ふるがごとくするなり。王者が天を父とするの誠は、天下と之を共にす。是れ天下の帝王に屬望する所以にして、帝王の天下を一統する所以なり。其の本に報ずる所以の者、固より實ある

天と親との倫理的關係

(二四)「孟子曰く、命に非ざること莫きなり、順ひて其の正を受く。是の故に命を知る者は、巖牆の下に立たず」(孟子、盡心章句上)巖牆は[illegible]へらうとしてゐる牆。

天工に代る

仁と孝は一本

なり。

天を畏れ天に報ずるには、天德を體せざるべからず。天地の大德を主と曰ひ、聖人の大寶を位と曰ふ。旣に其の位を踐めば、庸を奮ひ、載を熙め、以て生物の德を輔相せざるべからず。故に人を知り民を安んじ、以て天工に代る。其の功を亮くする所以の者は、固より其の實あるなり。是を以て聖人は命を畏れ、以て其の德を脩め、本に報じ、以て其の敎を致し、功を亮けて以て其の天職を奉ず。皆、其の實を盡すのみ。後世は天を謂ひて理となす。末流の弊に至りては、則ち專ら其の理を言ひて其の實を遺る。徒に之を紙上に論じて、聖人の天を敬するの實を知らず。是に於いて一蠻夷は天理の說を假り、天地を以て玩物となすも亦、乘ずる所ありて入るを得るなり。自ら侮りて人の之を侮るなり。故に天を敬するの實を知らんと欲せば、古今、天に事ふるの同じからざるものあるを知らざるべからず。

藤先生は仁孝一本の義を說けり。曰く、道は仁義のみ、仁義の本は

（一五）庸は功勳、載を熙むは事功を輝かす

則ち孝に出づ。孝とは其の愛敬を盡すのみ。故に孝經の一篇、皆、敬愛を主として、而して言ふ。即ち曾子曰く、父母に事ふるの道は、愛敬なりと、是なり。

　曾子は父母に事ふ。

　如し能く其の愛を推して物に及ぼし、其の敬を推して度を裁し、以て宜しきを制すれば、是を仁義となす。故に孟子曰く、(一六)孩提の童も、其の親を愛するを知らざるなし。其の長ずるに及んでは、其の長を敬するを知らざるはなし。親を愛するは仁なり。長を敬するは義なり。他なし、之を天下に達するなりと。

　又曰く、(一七)仁の實は親に事ふること是れなり。義の實は兄に從ふこと是れなりと。夫れ孩提の親を愛するは、即ち孝經に所謂、親しみて之を膝下に生ず。以て養へば、父母日に嚴とき者は、即ち長を敬するの心由つて生ずるなり。見るべし、仁義の愛敬に出づることを。而して愛敬も亦、以て仁義の實を見るべきなり。故に孝經に曰く、君子は親

(一六) 孩提の童は二三歳の幼兒。この語は「孟子」、卷七の盡心章句上にある。

(一七) 「孟子」の卷四。離婁章句上にある。

愛と敬は治の大本

に事へて孝なりと。故に忠は君に移すべし。兄に事へて悌なりと。故に順は長に移すべし。家に居て理むと。故に治は官に移すべし。論語に書を引いて曰く、(一八)孝乎惟れ孝、有政に施す。子曰く、古の政をなすは、人を愛するを大と爲す。人を愛するを治むる所以は、禮を大となす。禮を治むる所以は、敬を大となすと。又曰く、愛せざれば親まず、敬せざれば正しからず。愛と敬とは、其れ政の本か。（並に哀公(一九)問）又曰く、愛を立つるに親より始むるは、民に睦を敎ふるなり。敬を立つるに長より始むるは、民に順を敎ふるなり。敎ふるに慈睦を以てして、民親あるを貴び、敎ふるに長を敬ふを以てして、民は命を用ふることを貴ぶ。孝以て親に事へ、順以て命を聽き、諸れを天下に錯くときは、行はれざる所なしと。（祭義）孟子も亦曰く、我が老を老とし以て人の老に及び、我が幼を幼とし以て人の幼に及ぶ。天下は掌に運すべし。其の愛敬を推して、之を天下に達する所以の者。其の旨も亦相合せり。

（一八）「或ひと孔子に謂ひて曰く、子奚ぞ政をなさざると。子曰く、書に云ふ。孝なるかな惟れ孝、兄弟に友に、有政に施すと。是も亦政をなすなり。奚ぞ其れ政を爲すを爲さん」（論語・爲政第二）

（一九）哀公問は「禮記」第二十七にある。祭義は同第二十四にある

夫れ仁義は天地の大道なり。故に易に曰く、天の道を立つ、曰く陰と陽と。地の道を立つ、曰く剛と柔と。人の道を立つ、曰く仁と義と。亦孝經に孝を以て、天經、地義、民行となすものと相合す。則ち人の仁義あるは、猶ほ天地の陰陽剛柔あるがごとし。萬世に亙つて而も易ふべからざるなり。天地は萬變の窮むべからずと雖も、而も陰陽・剛柔の外に出づるあたはず。人道は德行の一端ならずと雖も、而も亦、仁義の外に出でず。故に孟子曰く、(二〇)仁に居り義に由る、大人の事備はると。而して仁義の本は愛敬に出づ。愛敬の發せしものは孝弟となす。故に孟子も亦曰く、(二一)堯舜の道は孝弟なるのみと。論語の開卷、(二二)先づ學び習ひて君子となるを言ひ、以て通篇の綱要となす。而して次章には則ち曰く、(二三)孝弟は其れ仁をなすの本かと。既に仁を言へば則ち以て義を該ぬ。而も其の本は則ち孝弟にあり。孝悌・仁義は、本と二致なきなり。而して此を以て首章に繼ぐ、見るべし、聖門の道となす所以の者は、孝悌・仁義にあるを。



(二〇)「王子墊問ひて曰く、士は何をか事とする。孟子曰く、志を尚くす。曰く、何をか志を尚くすと謂ふ。曰く、仁義のみ。一の罪なきを殺すは仁にあらざるなり。其の有に非ずして之を取るは義にあらざるなり。居は惡くにか在る、仁是なり。路は惡くにか在る、義是なり。仁に居り義に由れば、大人の事備はれり」と。（卷七・盡心章句上）大人とは公卿・大夫のことにて、身上商を意味する小人に對したもの。

(二一)「徐行して長者に後るる、之を弟と謂ひ、疾行して長者に先だつ、之を不弟と謂ふ。夫れ徐行するは、豈人の能はざる所ならんや、爲さざるなり。堯舜の道は、孝弟のみ」（卷六・告子章句下）

(二二)「子曰く、學びて時に之を習ふ、亦說ばしからずや。朋遠方より來るあり、亦樂しからずや。人知らずして慍みず、

孔孟の言は一致す

人の由る所は千塗萬轍、(二四)同異曲折にして、得て窮むべからず。聖人は其の要を提げて仁義と曰ふ。而して其の單に仁と言ふ者は。則ち亦以て義を該ぬべきこと、猶ほ天の地を統ぶるが如きなり。故に孔子が專ら仁を言ひ、而して孟子が則ち仁義を說くは、猶ほ禮の奢儉を言ひて、又、喪の易戚に及ぶが如し。喪も亦、禮中の一事なり。義も亦、固より仁中にあり。孟子は夫子の言はざる所を發するにあらざるなり、故に夫子は既に言へり。人の道を立つ。曰く仁と義と。而して孟子も亦言ふ。道は二、(二五)仁と不仁とのみと。また言ふ、一とは何ぞや、(二六)曰く仁なりと。(告子の下)夫子何ぞ仁義を言はざる、孟子も亦何ぞ單に仁を言はざる。而して其の分は專ら之を言ふ。未だ必ずしも一端ならずと雖も、其の歸趣に至りては、則ち何ぞ嘗て二致あらんや。

子思の如きは則ち知勇を以て仁と並べ稱し、三達德(二七)となす。而して夫子も亦曰く、知者は惑はず、(二八)仁者は憂へず、勇者は懼れずと。(子罕。憲問)是れ亦三者を以て並べ稱す。然れども知は仁を知る所以に

亦君子ならずや」(論語・學而第一)
(二三)「有子曰く、其の人となりや孝弟にして、而して上を犯すことを好む者は鮮し。上を犯すことを好まずして亂を作すことを好む者は、未だ之有らざるなり。君子は本を務む。本立ちて道生ず。孝弟は其れ仁の本となすか。(同前)
(二四)千差萬別。
(二五)卷四、離婁章句上に「孔子曰く」として此の語がある。
(二六)「一とは何ぞや。曰く仁なり。君子は亦仁のみ。何ぞ必ずしも同じからん」(卷六、告子章句下)
(二七)子思は中庸の著者とされてゐる。「天下の達道は五、之を行ふ所以の者は三、曰く、君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり、朋友の交なり。五の者は天下の達道なり。知仁勇の三の者は天下の達德なり。之を行ふ所以の者は一なり」(中庸第二十章)
(二八)「論語」の子罕

して、勇は仁を行ふ所以なり。仁にあらざれば則ち知勇も亦、未だ必ずしも達德とならざるなり。故に論語に仁知並べ稱する者あり。

**論語に仁と知と並べて說いた例**

　里仁に、(二九)擇んで仁に處せざれば、焉ぞ知を得ん。又、(三〇)仁者は仁に安んじ、知者は仁に利す。雍也に、(三一)樊遲、知仁を問ふ。知者は水を樂しみ、仁者は山を樂しむ云々。陽貨に、仁と謂ふべけんや。仁と謂ふべけんや。

**仁と聖**

仁聖並べ稱する者あり。

　雍也に、(三二)何ぞ仁に事ふる、必ずや聖か。述而に、(三三)聖と仁とのごときは、則ち吾れ豈に敢てせんや。

**仁と勇**

仁勇並べ(三四)稱する者あり。

　憲問に、仁者は必ず勇あり。勇者は必ずしも仁あらず。

仁知信直勇剛並べ稱する者あり。

　陽貨の(三五)六言六蔽、仁を好みて學を好まざれば、其の蔽や愚。知を好みて學を好まざれば、其の蔽や蕩、信を好みて學を好まざれば、

第九には、「子曰く、知者は惑はず、仁者は憂へず、勇者は懼れず」とあり、憲問第十四には「子曰く、君子の道なる者三、我能くすること無し。仁者は憂へず、知者は惑はず、勇者は懼れずと、子貢曰く、夫子自ら道ふなり」とある。

（二九）「子曰く、仁に里るを美となす。擇びて仁に處らずんば、焉ぞ知なるを得んと」論語・里仁第四）

（三〇）「子曰く、不仁者は以て久しく約に處るべからず、以て長く樂に處るべからず。仁者は仁に安んじ、智者は仁を利す」（同前）知者は仁者のやうに安んじて仁を行ふことは不可能だが、勉むれば仁者の域に達し得ることを言つたもの。

（三一）「樊遲仁を問ふ。子曰く、人を愛す」とあり、雍也には、「子曰く、知者は水を樂み、仁者は山を樂む。知者は動き、仁者は靜かなり。知者は樂み、仁者は壽し」と

其の弊や賊。直を好みて學を好まざれば、其の弊や絞。勇を好みて學を好まざれば、其の弊や亂。剛を好みて學を好まざれば、其の弊や狂。

禮知と仁義

而して中庸にも亦、既に知仁勇を以て達德となす。又、己を成すの仁と物を成すの知とを以て、性の德となす。一書の中、亦必ずしも三德を並稱せず。孟子に至つても亦、禮知を以て仁義と並稱す。凡そ經傳の中、此の如きの類、枚擧すべからず。夫れ、言は豈に一端ならんや。然れども其の歸を要すれば、則ち曰く仁のみ、而るに後儒或は仲(三六)尼は只だ仁を說き、孟子は便ち仁義を說くとなす。恐くは未だ深く考へざるなり。

後儒の淺識

夫子も罕に仁を言ふ。仁豈に言ひ易からんや。然れども今、古人の論せし所に就て其の大義を求むるに、蓋し仁とは人なり。

仁とは人也

中庸。孟子。表記並に言ふ、仁は人なり。

人道は己を修め人を治むるなり。親愛の心は人に對して見るべし。

知者と仁者との區別を說明してゐる。

（三二）「子貢曰く、如し博く民に施して、能く衆を濟ふあらば、何如、仁と謂ふべきかと。子曰く、何ぞ仁を事とせん。必ずや聖か、堯舜も其れ猶ほ諸を病めり」云々（雍也第六）

（三三）「子曰く、聖と仁との若きは、則ち吾豈敢てせんや。抑も之を學びて厭はず、人に誨へて倦まず、則ち爾云ふと謂ふ可きのみと。公西華曰く、正に唯弟子學ぶこと能はざるなりと。」（述而第七）

（三四）「子曰く、德ある者は、必ず言あり。言ある者は必ずしも德あらず。仁者は必ず勇あり。勇者は必ずしも仁あらず」（憲問第十四）

（三五）「子曰く、由や、女六言六蔽を聞けるかと、對へて曰く、未しと、曰く、居れ、吾女に語らん」云々（陽貨第十七）この六言は本文にある仁。知。信。直。勇。剛で六蔽は愚

故に其の字たる、二人を仁となす。

春秋元命苞に、二人を仁となす。說文に、仁は親なり。人に從ひ二に從ふ。徐鉉曰く、仁は愛を兼ぬ、故に二に從ふ。通論に云ふ、仁は愛を兼ぬ、故に人二にして仁となる。太田公幹曰く、仁人の人と相對するや、仁道行はる。仁の人たる、古人訓詁の妙にして、人に从ひ二に从ふ。則ち字を制するの巧は、以て仁人の義を知るに足る。

論語に、(三七)樊遲、仁を問ふ。子曰く、人を愛せよと。孟子に、(三八)仁者は愛せざるなきなりと。親を愛するは仁なり、即孝經の所謂親しみて之を膝下に生ず。聖人は親に因りて以て愛を致す、是れなり。周語に仁を言へば必ず人に及ぼす。仁人の愛なり。此の類を推せば、其の義見るべし。

仁は親愛の德にして、人の人たる所以なり。蓋し人の言たるや仁なり。故に其の音、二人の切を人となす。人の性は能く相群り相親み相



[illegible]のこと、[illegible]徒に思ひを高遠に向けて現實を顧みない）、賊（自[illegible]つて他人の利害を顧みない）。絞（情理[illegible]ず、[illegible]へを深く省しないで行動する）。亂（理に逆ひ、分を犯す）。狂（理由なく人に反對すること）。

（三六）孔子のこと。

（三七）「樊遲仁を問ふ。子曰く、人を愛すと。知を問ふ。子曰く、人を知ると。樊遲未だ達せず。子曰く、直きを擧げて諸を枉れるに錯くときは、能く枉れる者をして直からしむと。樊遲退き、子夏に見えて曰く、[illegible]に見えて知を問ふ、云々」（顏淵第十二）

（三八）「孟子曰く、知者は知らざることなきも、當に務むべきをこれ急となす、仁者は愛せざることなきも、賢を親むことを急にするを之れ務となす」（卷七、盡心章句上）

愛す。禽獸の獷獰不情なるが如きにあらず。故に曰く、[39]仁は人の心なりと。(告子の上)人の性を以て人の道を行ふ、親愛の意は中心より發して物に及ぶ。故に曰く、[40]夫子の道は忠恕のみと。(里仁)而して一言にして以て身を終るまで之を行ふべき者は、[41]則ち其れ恕か(衞靈公)故に又曰く、[42]仁者は己れ立たんと欲して人を立て、己れ達せんと欲して人を達す、能く近く取り譬ふるを仁の方と謂ふべきのみと。(雍也)[43]仲弓仁を問ふや、則ち對ふるに己れの欲せざる所を人に施すことなかれを以てす。(顏淵)忠と恕とは二なり。而して一以て之を貫くと謂ふ。

忠と恕とを合して仁となる

蓋し忠と恕とを合すれば則ち仁となる。夫子の道は仁のみ。忠恕は仁の分、仁は忠恕の合にして、其の致は即ち一なり。之を貫くもの所謂仁なり。己れは之れ人と二人たり。内に己れを修め外に人を治む。内外を合して之を一にする者は仁なり。忠は則ち己の心に發し、至誠惻怛、[44]自ら已む能はざるものなり。恕は即ち外、人に推し、博く施し

(三九)「孟子曰く、仁は人の心なり。義は人の路なり」云々(卷六・告子章句上)

(四〇)「子曰く、參や、吾が道は一以て之を貫くと。曾子曰く、唯と。子出づ。門人問ひて曰く、何の謂ぞや。曾子曰く、夫子の道は忠恕のみと」(論語・里仁第四)

(四一)「子貢問ひて曰く、一言にして以て身を終るまで之を行ふべき者ありや。子曰く、其れ恕か。己の欲せざる所は、人に施すことなかれと」(論語・衞靈公第十五)

(四二)「子貢曰く、如し博く民に施して、能く衆を濟ふあらば、何如。仁と謂ふべきか。子曰く、何ぞ仁を事とせん。必ずや聖か。堯舜も其れ猶ほ諸を病めり。夫れ仁者は己れ立たんと欲して人を立て、己れ達せんと欲して人を達す。能く近く取り譬ふるを、仁の方と謂ふべきのみと」(論語・雍也第六)

(四三)「仲弓仁を問

與するところは一

て愛を講ず。近きより遠きに及ぼすなり。而も其の親愛の心、内に發して外に見はるゝ者、内の親を愛するより厚きはなし。故に曰く、孝は德の本なりと。親を愛するの心を以て、父母の遺體を奉じ、身體髮膚は敢て毀傷せず。是の心を以て身を立て道を行ふは、内に己れを成すなり。此を以て天下を順にし、民用ひて和睦し、上下怨なきは、外に物を成すなり。見るべし。忠・恕・仁・孝、其の本は一にして、指す所、各異なるのみなるを。

之を要するに其の親愛の眞、心に發し、遺さとして及ばざるなきもの、是を仁となす。

殷の三仁（四五）は、君を愛し國を憂ふるの心を以て、天下の亂を坐視（四六）するに忍びず。自ら先王に靖獻せり。而して天下後世の人臣たる者、君に事ふる所以の義を知る。夷齊の志は身を立て道を行ふに在り。旣にして己の身を辱むるを欲せず。故に周の粟を食はずして大義を天下に著はす。管仲（四七）も亦天下の亂を憂ひ、九合一匡し、天下をして

ふ。子曰く、門を出でては大賓を見るが如く、民を使ふには大祭を承くるが如くす。己の欲せざる所は、人に施すこと勿かれ。邦に在りても怨なく、家に在りても怨なし。仲弓曰く、雍不敏なりと雖も、請ふ斯の語を事とせんと」（論語・顔淵第十二）

（四四）眞心から、いたみかなしむ。

（四五）紂王を諫めて去つた微子、諫めたため爲めに奴となつた箕子、更にそのために殺された比干の三人を言ふ。「微子は之を去り、箕子は之が奴となり、比干は諫めて死す。孔子曰く、殷に三仁あり」と」（微子第十八）

（四六）傍觀。

（四七）管仲、名は夷吾といひ齊の人で、春秋時代の大政治家。一國の方策に於いて富國強兵の策を書し、他方では國民の道德心を向上させて、齊の桓公に覇を爲さしめた。

被髪左衽を免れしむ。(四八)皆、人を愛するの誠、中心に發して、其の物に及ぶや大なり。蓋し稱して仁となす所以なり、子産(四九)・子西の徒の如きは、則ち其の志業限らるゝものあり。所謂社稷(五〇)の臣にして、天民の大人にあらず。未だ仁と稱するに足らざるなり。

孔子は仁の字義を說かず

夫れ孔子の仁を言ふや、皆示すに仁を爲すの方を以てして、仁の字義を說かず。余は末學を以て叨りに之を議す。恐くは後儒の顰に倣ひ、罪を聖門に得ん。然れども後儒の仁を言ふや、其の說紛紜(五一)として適從する所なし。故に姑く所見を錄して、將に以て之を識者に質さんとするのみ。

道は實行を貴ぶ

道は天下の達德にして、一家の私言にあらず。固より宜しく空言を後にして實行を先にすべきなり。仁者は己れ立たんと欲して人を先つ。既に人を愛すれば、則ち施すに己れの欲する所の者を以てす。而して天下をして皆其の所を得せしめんと欲するなり。窮(五二)すれば則ち獨り其の身を善くし、達すれば則ち天下を兼ね善くす。天下を兼ね善く



（四八）九合一匡も被髪左衽も「論語」にある。九合とは諸侯を會合せしむること、一匡は一たび天下を正しくすること。周室を尊ばしめること。被髪左衽は夷狄の風俗なり。左衽は左前に着物をきること。「子路曰く、桓公公子糾を殺す。召忽は之に死し、管仲は死せず。曰く、未だ仁ならざるか。子曰く、桓公諸侯を九合するに兵車を以てせざりしは、管仲の力なり。其の仁に如かんや、其の仁に如かんや。」（憲問）子貢曰く、管仲は仁者に非ざるか、桓公公子糾を殺す、死する能はず、又之を相く。子曰く、管仲桓公を相けて諸侯に覇たり、天下を一匡す、民今に到るまで其の賜を受く。管仲微りせば、吾其れ髪を被り衽を左にせん。豈に匹夫匹婦の諒を為すや、自ら溝瀆に經れて之を知ること莫きが若くならんや。」（憲問第十四）

（四九）子産は鄭國の

するは、固より願ふ所なり。獨り其の身のみ善くするは、豈に欲する所ならんや。已むを得ざればなり。

孔子は衰周の世に生れ、人を愛するの誠、天下の亂を見るに忍びず。平居志を言へば、則ち曰く、(五三)老者は之を安んじ、朋友は之を信じ少者は之を懐けんと。(公冶長)此を以てして、往々推して以て天下に及ぼさんと欲す。乃ち曰く、(五四)吾其れ東周をなさんかと。(陽貨)故に門人を教育するに、(五五)德行。言語。政事。文學と、實德を養ひ、實材を成す。皆、世の用をなす所以なり。(五六)顏子は陋巷に自ら樂しむ。(五七)之を舍つれば則ち藏ると雖も、之を用ふれば則ち行ふ。(五八)夏の時、殷の輅、周の冕、韶の舞、以て四代を(五九)損益し、之を當時に行ふに足る。而して其の他の諸弟子も亦、皆、實德實材にして、(六〇)權を下し經を說き、以て己が私業となす者の比にあらず。苟も孔子を用ふる者ありて能く東周をなさば、則ち(六一)濟々たる多士、以て天下を易ふるに足る。豈に天下は無道なりと謂ひて、(六二)高拱坐視し、起つて之を濟はざらんや。故に曰く、(六三)天下



[illegible]

孔子の志は實行に在り

道あれば、丘は與に易へずと。(微子)此れ以て夫子の志を見るべし。

故に其の定公に相たるや、斉人。驕傲の氣を堂上に折き、三都を隳とし、藏甲を收む。田賦を論ずれば、則ち斷ずるに、周公の典を以てす。少正卯の政を亂すや、則ち立ちどころに之を誅す、陳恒の君を弑するや、則ち沐浴して之を討たん事を請へり。是れ其の志、魯をして周公の典を修め因つて以て周室を輔け、天下を易めしめんと欲するにあり。聖人仁心の物に及ぼす所以は、皆實事なり。故に其の道の行はれざるに及びては、(六四)夢寐にも思ふ所、猶は周公にあり。是に於いてか退いて(六五)狂簡の士を教育し、他日の用に供すべからしむ。然るに其の天下を易むる所以の者は、既に之を事業に施すを得ず。已むを得ずして之を言に託す。

孔子が聖經を著した理由

春秋を作れば、則ち以て亂臣・賊子を懼れしめ、詩書。禮樂を修むれば、則ち天下を治むる者をして法を取るを得せしむ。易を序すれば則ち以て天人の大道を言ひ、人をして斯の道の(六六)淵源す所と、行事の當に然るべき所とを知らしむ。其の天下後世に賜ふ

---

を修めて世に見る。窮すれば則ち獨り其の身を善くし、達すれば則ち兼ねて天下を善くす」(孟子。卷七。盡心章句上)得時=志を得ないで[illegible]する意。

(五三)「顏淵、季路侍す。子曰く、盍ぞ各爾の志を言はざる。子路曰く、願はくは車馬衣輕裘、朋友と共にし、之を敝りて憾み無からん。顏淵曰く、願はくは善に伐ること無く、勞を施すこと無からん。子路曰く、願はくは子の志を聞かん。子曰く、老者は之を安んじ、朋友は之を信じ、少者は之を懷けん」(論語。公冶長第五)

(五四)前[illegible]

(五五)「德行には顏淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓、言語には宰我・子貢、政事には冉有・季路、文學には子游・子夏」(論語。先進第十一)

(五六)「子曰く、賢なるかな回や。一簞の食、一瓢の飲、陋巷に在り。人は其の憂に堪へず。回や其の樂を改めず。

所の者は大なり。

乃ち知る。己れ立たんと欲して人を立つ。其の廣く民に施して、能く衆を濟ふ。斯の如く其れ遠き者は、孔子の聖たる所以なり。故に子貢は稱す。(六七)夫子にして邦家を得ば、所謂之を立つれば斯に立ち、之を道けば之に行き、之を綏ぜんとすれば、斯に來り、之を動かせば斯に和ぐ。此れ必ず邦家を得るを言ふ。然る後以て德の盛なるを見るべし。而して下篇(六八)は之を承け、帝王の天下を治むるの大綱を歷敍し、夫子の政を論ずるの詳且つ悉なる者に及び、以て其の邦家を得るの爲す所を見る。繼ぐに命(六九)を知り禮を知り言を知るを以てし、夫子の身を立て道を行ふの實を見て以て篇を終ふ。以て學者の準則となすべし。則ち夫子の志業は實行に在りて、而して口舌に在らざるや亦明らけし。故に易の大傳に盛業。大業並べ稱する者、一にして足らず。又曰く、君子の德を進め業を修むるは、時に及ばんと欲するなり。夫れ德なき者は、固より以て其い業を成すべからず。而して業なき者も亦、安ん



あらず。賢なるかな回也。—論語雍也第六。顔回

(五七)「子、顔淵に謂ひて曰く、之を用ふれば則ち行ひ、之を舍つれば則ち藏る。唯我と爾と是れあるかな」—(論語述而第七)聖人には少しも無理が無い。世に用ひられゝば道を行ひ、用ひられなければ、自分の信じた道に進む。

(五八)「顔淵、邦を爲むることを問ふ。子曰く、夏の時を行ひ、殷の輅に乘り、周の冕を服し、樂は則ち韶舞し、鄭聲を放ち、佞人を遠ざけよ。鄭聲は淫に佞人は危し」—(論語衛靈公第十五)夏の時とは夏の曆のこと、殷の輅とは殷の大輅の名、周の冕とは周の祭禮用の冠、韶舞は舜の樂を用ひ舞ふ。皆、理想的である意。

(五九)得失を考へて取捨する。

(六〇)私塾を設けて聖人の教を講義する。

(六一)有能な人々。

醉生夢死の徒となるな

ぞ其の德を爲すを見ん。後世、聖人を論ずる者、徒に之を氣象言語に求めて、其の事業を後にす。是れ其の一を知りて、其の二を知らざるなり。其の弊は人をして道を以て口舌に資するの具と爲し、而して爲すあるの實を略さしむるに至る。嗟、夫れ大丈夫生るゝなくんば則ち已む。苟も既に生れて、而も德を進め業を修め、之を實事に施す所以の者を思はざれば、進んで世に益なく、退いて後に垂るゝなし。則ち聖人の言を口誦すと雖も、而も聖人の心を知るあたはず。其れ實に醉生夢死の徒となるを免れず。是れ其の所謂道なる者も、亦一家の私言のみ、將た安んぞ天下の達道たるを得んや。

（六二）傍觀すること。

（六三）「長沮・桀溺、耦して耕す。孔子之を過ぎ、子路をして津を問はしむ。長沮曰く、夫の輿を執れる者は、誰となすと。子路曰く、孔丘となすと。曰く、是れ魯の孔丘かと。對へて曰く、是れなりと。曰く、是れならば津を知らんと。桀溺に問ふ。桀溺曰く、子は誰となすと。曰く、仲由となすと。曰く、是れ魯の孔丘の徒かと。對へて曰く、然りと。曰く、滔滔たる者、天下皆是れなり。而して誰と以にか之を易へん。且つ而其の人を辟くるの士に從はんよりは、豈に世を辟くるの士に從ふに若かんやと。耰して輟まず。子路行きて以て告ぐ。夫子憮然として曰く、鳥獸は與に羣を同じくすべからず、吾斯の人の徒と與にするにあらずして、誰と與にせん。天下道あらば、丘與に易へざるなりと」（論語微子第十八）易は變易を意味する。

（六四）「子曰く、甚だしいかな、吾が衰へたるや。久しいかな吾復た夢に周公を見ず」（論語述而第七）周公は所謂周公で旦、周の文王の子、武王の弟である、周室の基を定めた偉人。

（六五）志が大で、寧ろ實行方面に未だ完成しない人。

（六六）生徒となる所。

（六七）「夫子にして邦家を得ば、所謂之を立つれば斯に立ち、之を道けば斯に行き、之を綏んずれば斯に來り、之を動かせば斯に和ぐ。其の生くるや榮え、其の死するや哀む、之を如何ぞ及ぶべけんやと」（論語子張第十九）

（六八）論語の堯曰第二十を指す。

（六九）「子曰く、命を知らざれば、以て君子たることなきなり。禮を知らざれば、以て立つことなきなり。言を知らざれば、以て人を知ることなきなり」（論語最後の節）

# 下學邇言（卷二）

## 論學第二

> 敎の目的は人倫を明かにするにあり

敎は人倫を明かにする所以なり。天、有典[1]を敍して、聖人之に悖らず。天、有禮を秩して、聖人、之を庸ふ。父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信は、皆、之を禮樂に寓す。少うして之を習ひ、長じて之を行ふ。民を軌物[3]に納れ、而して英才を敎育し、國家の用に供する所以なり。大學は以て俊秀を擧げ、大義。大禮を辯はす。小

> 古代敎育の目的

學校は以て平居講習し、大學に入るの資となす。大學の設けは、小學の敎を綱紀して其の成功を收むる所以なり。小學に門闈の學あり、鄕黨の學あり。鄕黨は以て士民を敎ふ。要は賢能を養ひ、風俗を勵ますにあり。門闈は則ち以て國士を敎ふ。要は、國の中央を知り、事情の





（註解）

敎は人倫を明かにする所以なり

（一）有典とは「書經」の皐陶謨にある「天有典」を取りしもの。即ち五[illegible]天より出でしことをいふ。

（二）[illegible]

（三）[illegible]

めて、苟も精微の說をなさゞるなり。

孔子の時に及び、學校の教は行はれず。然れども其の人を教ふる所以は、則ち堯舜を祖述し、文武を憲章するにあり。故に曰く、(一四)述べて作らず。信じて古を好む。（述而）又曰く、(一五)文武の道にあらざるなし。夫子焉ぞ學ばざらん。（子張）又曰く、(一六)文王既に沒して、文茲にあらずや。（子罕）見るべし、亦、堯舜・文武・周公の法に因つて以て教となし、未だ嘗て專ら論說するを務めざるなり。故に曰く、(一七)子言ふことなからんを欲す。而して其の四教は(一八)則ち文行忠信、（述而）(一九)雅言する所は則ち詩書執禮、（述而）(二〇)詩に興り禮に立ち、樂に成る。（泰伯）(二一)德に據り、仁に依り、藝に遊び、(二二)博く文を學び、之を約するに禮を以てす。（雍也）皆、教ふるに行事を以てして、牽くに言說を以てせず。

故に(二三)詩を學べば則ち興觀群怨、父に事へ君に事ふ。（陽貨）(二四)詩三百を論じ、之に授くるに政を以てすれば則ち達す。四方に使すれば、則ち專對す。(二五)子路、若し民人・社稷ありて、必ずしも書を讀まずと謂はゞ、則



辟雍など。

（一一）古の大學の名。

（一二）神に仕へる。

（一三）官生活に關係のない、理[illegible]の爲めの[illegible]。

（一四）「子曰く、述べて作らず。信じて古を好む。竊に我が老彭に比す」（述而第七）[illegible]堯舜の[illegible]を祖述するを言ふ[illegible]ことを意味するはなし。

（一五）「衛の公孫朝、子貢に問ひて曰く、仲尼は焉にか學べると。子貢曰く、文武の道、未だ地に墜ちずして人に在り。賢者は其の大なる者を識し、不賢者は其の小なる者を識す。文武の道あらざることなし。夫子焉にか學ばざらん。而して亦何の常師か之れあらん」（子張第十九）

（一六）「子匡に畏す。曰く、文王既に沒して、文茲に在らずや。天の將に斯の文を喪さんとするや、後死者斯の文に與るを得ざるなり。天の未だ斯の文を喪さゞるや、匡人其れ

聖人は善の實行を教へて空言を教へず

ち妄にして人の子を賊すとなす。（先進）（二六）學んで優なれば則ち仕ふ。（子張）見るべし。教は有用の器を成す所以にして、學は實事に施す所以なるを。一も堯舜・文武・周公の教をなす所以の者にあらざるなし。而して其の行ふ所は、則ち（二七）二三子と與にせざる者なし。（述而）乃ち曰く、天何をか言はんや。（陽貨）又曰く、（二九）先づ其の言を行うて而して後に之に從ふ。（爲政）（三〇）天命の如きは則ち罕に之を言ふ。（子罕）（三一）性と天道とは、則ち門入得て聞くべからず。（公冶長）乃ち晩年を待つて、易に於いて之を發す。觀るべし、聖人は平常人を教ふるに、行を以てして言を以てせず、事を以てして物を以てせざるを。

後世は大道行はれずして、所謂教は儒者の私業となり、終身業とする所は、（三二）訓詁を治め、心性を論ずるにすぎず。徒に道を談論の上に講じて、事業を度外に置く。近世の如きは、則ち乳臭兒と雖も、猶ほ且つ傳注を辯析し、性命を讀說す。是を以て議論愈々多くして、愈々實用に疎し。古の人を教へし所以の者と大いに異なれり。

予を如何せん」（子罕第九）

（一七）「子曰く、予言ふこと無からんと欲す。子貢曰く、子如し言ひたまはずんば、則ち小子何をか述べん。子曰く、天何をか言はんや。四時行はれ、百物生ず。天何をか言はんやと。」（陽貨第十七）

（一八）「子四を以て教ふ。文行忠信」（述而第七）。文は義理を明かにする。行は其れの實行、忠は心を盡す、信は僞りを言はないこと。

（一九）「子の雅言する所は、詩書・執禮、皆雅言なり。」（述而第七）雅言は正言。

（二〇）論語の泰伯第八にある。興は氣持が高潮して來て人を善へ導くこと、立は不動の態度、成は材を達し德を成す意。

（二一）「子曰く、道に志し、仁に據り、仁に依り、藝に游ぶ」（述而第七）

（二二）「子曰く、君子は博く文を學び、之

周家の教法

事に任せず。故に遂大夫以下、其の掌る所の事は、人民を稽へ、田里[三七]を制し、稼穡[三八]を教へ、兵器を簡ぶ等の事に過ぎず。其の貤を興すが如きも亦、特に功ある者を明かにし、地治者に屬して、一も德行道藝等に及ぶ者なし。之を六鄕に比して、其の詳細を見るべし。

夫れ、聖人の野人に於けるも亦、豈に其の能く德行、藝道をなすを欲せざらんや。然れども田畝に從事する者は、終歲力を勞すれば足り、[三九]詳密繁縟の教の如きは、固より之を責むる所にあらず。故に之に臨むに易簡を以てし、心を勞して以て官府に從事する者と同じからざること、亦、其の勢、然らざるを得ざる所なり。

周家の教法は、[四〇]大司徒を教官の長となす。教を邦國、都鄙に布き、十有二教を施す。曰く、祀禮を以て敬を教ふれば、則ち民は苟くもせずと。

祀は國の大事にして、王者は民心を一にし、其の誠敬を盡し、苟且の心なからしむる所以なり。故に其の首に居る。而して其の大な

て、然る後に學となさんと。子曰く、是の故に夫の佞者を惡むと」

（二六）「子夏曰く、仕へて優なれば則ち學ぶ。學びて優なれば則ち仕ふ。」（子張第十九）

（二七）「子曰く、二三子我を以て隱すとすか。吾は隱すことなきのみ。吾は行ふとして二三子と與にせざる者なし。是れ丘なりと。」（述而第七）二三子とは門弟のこと。

（二八）「子曰く、予言ふことなからんと欲す。子貢曰く、子如し言はずんば、即ち小子何をか述べんと。子曰く、天何をか言はんや。四時行はれ、百物生ず。天何をか言はんやと」（陽貨第十七）

（二九）「子貢君子を問ふ。子曰く、先づ其の言を行ひて、而る後に之に從ふ」（爲政第二）

（三〇）「子罕に利を言ひたまふ。命と與にし仁と與にす」（子罕第九）

（三一）「子貢曰く、夫

る者は天神・地祇（ちぎ）・人鬼なり。其の之を民に施すや、小司徒は祭祀（さいし）の禁令を辨じ、郷・師・比は吉服を共にし、閭は祭器を共にし、郷は吉器を共にす。州長は州社を祭祀し、法を讀む。

凡そ州の大祭祀について其の事に涖（のぞ）むや、黨正は禜を祭りて法を讀む。鬼神を索むるの祭祀には飲酒す。凡そ黨の祭祀に禮事を教ふ。族師は酺（ほ）（四一）を祭り法を讀む。閭胥は祭祀の數を辨じ、鄙師は鄙の祭祀を掌り、酇長は祭祀の事を治む。此れ其の郷遂（きやうすゐ）に施す者なり。其の都鄙に施す者は、太宰（たいさい）の八則あり。一に曰く、祭祀は以て其の神を馭（ぎよ）す。春官に都宗人・家宗人あり。都家の祭祀の禮を掌る。古は祀禮を重ぬること此の如し。詳しくは論禮篇を見よ。下、之に倣ふ。

（四二）陽禮を以て讓ることを教ふれば、則ち民は爭はず。

郷射、飲酒、及冠、相見等、以て曲禮（らい）、少義の類に至る。父兄・君上に事（つか）へ、朋友・隣里に交はる。凡そ嘉禮・賓禮に屬する者は、多

子の文章は得て聞くべきなり。夫子の性と天道とを言ふは、得て聞くべからざるなりと」（公冶長第五）

（三二）表面の意義をのみ問題とする。

（三三）氓は農民又は無智の民。

（三四）六郷は周の制度、王畿郊内にありて大司徒の掌れる所である。五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を黨とし、五黨を州とし、五州を郷とした。閭は二十五家、この長を閭胥といひ、族は百家にして其の長を族師といひ、黨は五百家にしてこの長を黨正といひ、州は二千五百家にしてこの長たるものを州長といひ、郷は一萬二千五百家で長を郷大夫と云つた。以下茲に說明せる所と本文とを對照するやうにされたい。

（三五）六遂は周の制、王國百里の外にあつて、遂人の掌れる所。五縣（一萬二千五百家）を遂と爲した。

（三六）人夫。

民に曠怨なし

く陽禮となす。民は禮讓を以て相交はる。爭競の俗なき所以なり。其の之を民に施すや、小司徒は飲食の禁令を辨じ、郷・師・黨は射器を共にし、州は賓器を共にし、郷は禮樂の器を共にす。郷大夫は賢能を與し、禮を以て之を禮賓す。郷射の禮は五物を以て衆庶を詢す。州長は禮を以て民と會す。州序に射るや、黨正は禮を以て民に屬す。序に飲酒するや、冠飲酒は其の禮事を教ふるの類なり。陰禮(四三)を以て親みを教ふれば、則ち民は怨まず。

昏姻、以て異性を合すれば、民に曠怨なし。喪紀、以て終りを愼み、性を合同すれば、民の德厚きに歸す。小司徒　夫の家に稽して喪紀の禁令を辨じ、郷師は夫の家に稽して比して凶服を共にす。族は喪紀を共にし、郷は兇器を共にす。州長の大喪は其の事を涖し、黨正は喪紀・昏姻に其の禮事を敎へ、族師は夫の家に校登して、其の聯相葬埋をなさしむ。閭胥　喪紀の數を辨じ、遂人は樂音を以て民を擾じ、遂師・遂大夫は夫の家の衆寡に登る。鄙長は夫の家に校

(三七)田制を監督す、

(三八)農作その他の生産的事業。

(三九)非常に詳しく、複雜な教。

(四〇)大司徒は文部大臣乃至大學總長の如きもの。

(四一)族師は大司徒の屬官、其の職務は四閭即ち百家の自治を掌る。四閭を族と稱した。輔は官名、後世宰相を輔と云つたが、以前は府、吏、胥、徒を輔と云ひ、師、保、疑、丞を四輔と云つた。

(四二)郷射、飲酒の禮。周代で德行道藝が一通り出來上つた祝の儀式、郷射、飲酒その他のも皆同じ。「禮記」に郷飲酒の義、賓を立てゝ以て天に象り、主を立てゝ以て地に象り、介僎を設けて以て日月に象り、三賓を立てゝ以て三光に象るとある。

(四三)男女婚嫁の禮。

發して其紀を治め、又、媒氏ありて萬民の判を掌り、男女を會して陰訟を聽く。

樂禮を以て和を敎ふれば、則ち民は乖かず。

前の三者は禮の敎にして、禮勝てば則ち離る。而も樂は民心を和する所以、和すれば乖離せず。鄕師黨は樂器を共にし、鄕射・飮酒等に皆、樂あり。及び舞人の野舞を敎ふるの類。

君は南面 臣は北面

儀を以て等を辨すれば、則ち民は越えず。

樂勝てば則ち流る。故に上下に儀あり。君は南面し臣は北面し、父は坐り、子は伏すの屬、各々其等あり。民をして敢て踰越せざらしむ。以上の五者は禮樂の敎なり。

俗を以て安きを敎ふれば、則ち民は偸まず。

俗息、本俗(四四)等は、民をして自ら安んぜしむ。敦厚にして偸薄ならず。異物を見て遷らず。而して後、其の敎、得て施すべきなり。

刑を以て中を敎ふれば、則ち民は虣かず。

(四四) 昔からの習慣。偸薄は澆薄に同じ、

鄕の八刑(四五)は、六行を修めざる者と、敎化を害する者とを懲し、之をして中道に適かしむ。即ち大司寇、鄕刑は德を上として孝に糺す。呂刑に曰く、百姓を刑の中に制し、以て德に祗るを敎ふれば、民は敢て欺かずと。

誓を以て恤を敎ふれば、則ち民は怠らず。

民をして相誓約し、以て相憂恤せしむれば、則ち情意聯接して倦怠せず。大司徒は、比の相保、閭の相愛、族の相葬、黨の相救、州の相賙、鄕の相賓を爲さしむ。八行には則ち任恤あり。八刑には則ち不任。不恤の刑あり。保息の六には、窮を振ひ、貧を恤ふの目あり。鄕師は鄕器を稽へ、族師十家を聯となし、八閭を聯となし、相保ち相受けしむ。刑罰慶賞は相及び相共にし、以て邦識を受け、以て國事に役し、以て相葬埋す。閭胥は、敬敏、任恤なる者を書し、比長五家は相受け相和親す。皐ありて奇衺なれば則ち及ぶ。秋官の士師は五戒を以て刑罰に先後し、罪を民に麗せしむるなし、曰く、

(四五) 八刑は(一)不孝の刑(二)不睦の刑(三)不姻の刑(四)不弟の刑(五)不任の刑(六)不恤の刑(七)造言の刑(八)亂民の刑。六行は鄕の三物中の第二位にあるもの。即ち孝、友、睦、姻、任、恤。鄕の三物は六德、六行、六藝。保息の六とは「周禮」に「大司徒の職、保息六を以て萬民を養ふ。一に曰く、慈幼。二に曰く、養老。三に曰く、振窮。四に曰く、恤貧。五に曰く、寬疾。六に曰く、安富」とある。皐は臬と同じ、頑固にして道を知らず、事を治むる能はざる貌。奇衺は中正を失へる意。

足ることを知らしむ

誓つて禁を詰め、憲を糾すと。掌郡は黨族比閭の聯と其の民人の什伍とを合せ、相安んじ相受け、以て追胥の事を比し、以て刑罰慶賞を施さしむ。

度を以て節を教ふれば、則ち民は足ることを知る。

田疇・宅里、服食・器用に皆法度あり。節を踰ゆるを得ず。富者は甚だ侈るを得ず。貧者は企望を生ぜず。足ることを知る所以なり。大司徒本俗の目は、衣服を同じうすることあり。且つ曰く、五禮を以て、萬民の僞を防ぎ、之に中を教ふ。小司徒は土地・井牧・田野を均しうし、黨正は祭祀・喪紀・昏冠・飲酒など、其の戒禁を掌る。比長奇衺は相及ぼす。閭師にして畜せざる者は祭に牲なく、耕さざる者は祭に盛なく、樹ゑざる者は槨なし。蠶せざるものは帛せず、績せざる者は衰せずの類も亦、以て其の槩略を見るべし。

大司徒の職

世事を以て能を教ふれば、則ち民は職を失はず。

大司徒は須らく職事を十有二とすべし。稼穡、樹藝、作材、阜蕃、



里胥は黨民を書へる事。

實例によつて人を導く

飾材、通材、化材、歛材、生材、學藝、世事、服事。太宰(四六)は九職にして閭氏は民に任ず。其の名は各々異なると雖も、而も其の實は此と同じ。但し學藝、世事、服事はなし。蓋し士の子は士となり、農の子は農となる。及び巫祝・醫卜の類の如き、皆其の業を世にす。分けて之を言へば則ち九職・十二職等にして、其の世業を以て言はば、則ち之を世事と謂ふなり。

賢を以て爵を制すれば、則ち民は徳を愼む。

　徳行は下を見よ。

庸を以て祿を制すれば、則ち民は行を興す。

　道藝は、賢と庸との二者の教の目にして、徳行道藝を敎ふるとは曰はず。而も賢庸を曰へば、賢者は徳行の戒者にして、賢庸は道藝を事に試むる者なり。故に之を敎ふると曰はずして、爵祿を制すると曰ふ。見るべし、古は人を敎ふるに言論を以てせずして、實事を以てせしこと。

(四六)太宰は「周禮」では、天官の長、始めて此の官に任ぜられたのは周公旦で周の武王の時だ。邦治を掌る事を主とし、六卿の首位を占めた。今日の内務大臣に近い。九職は民の職業に九種ある事、「周禮」に「太宰は九職を以て、萬民をたもつ」とある。

而して保息の六を以て萬民を養ふ。幼を慈み、老を養ひ、窮を振ひ、貧を恤み、疾を寛うし、富を安んず。本俗の六を以て萬民を安んず。宮室を媺(うつくしく)し、墳墓を族にし、兄弟を聯(つら)ね、師儒を聯ね、朋友を聯ね、衣服を同じうす。二者は則ち俗を以て安きを敎ふるの謂にして、皆其の敎の邦國都鄙に通ずるものなり。

戰國の時、禮樂崩壞す。聖人の敎を施ししもその方明かならずして、敎は士庶の私業となれり。故に孟子は敎を論じて、(四七)五畝百畝を言ひ、以て庠序(しやうじよ)を謹むことに及ぶ。庠序を以て野人の弁敎となす者の如きものあり。然れども其の言は敎の方にして、之を申ぶるに孝悌の義を以てすと曰ふに過ぎず。而して其の之を敎ふる所以の者は、則ち產を制するを以て本となす。老者は帛を衣て肉を食ひ、黎民は飢ゑず寒からず、頒白(はんぱく)にして負戴せず。皆、之を導くに實事を以てするも亦、本俗保息の遺意にして、後世の專ら言論を以て敎となす者と同じからざるなり。

（四七）「五畝の宅、之に樹うるに桑を以てせば、五十の者、以て帛を衣るべし。[illegible]數口の家、[illegible]庠序の敎を謹み、之に申ぬるに孝悌の義を以てせば、頒白の者、道路に負戴せざらん。[illegible]黎民飢ゑず寒えず、然り而して王たらざる者は、未だ之れ有らざるなり。」[illegible]庠序は周時代に[illegible]頒白は[illegible]重荷を負ひ、物を頭に載いたりすることはない。

六德と六行

六鄕の如きは、則ち比をして相保し、閭をして相受け、族をして相葬り、

鄕・師・族は喪器を共にす。

黨をして相救ひ、州をして相賙し、鄕をして相賓せしむ。

鄕大夫は賢能を擧げ、禮を以て之を禮賓す。

類は、則ち恤を教ふるの所以にして、鄕の三物を以て萬民を敎へて之を賓興す。六德とは知・仁・聖・義・忠・和なり。六行とは孝・友・睦・婣(四八)・任・恤なり。

孝・友・睦・婣は屬を厚親する所以にして、任・恤を以て四者と並べ十二敎と稱すれば、則ち恤は其の一に居る。閭胥は則ち先づ任恤なる者を書す。任とは人の事を保任すること、己の事を視るが如くするものにして、恤とは人の患を憂恤すること、己の患を視るが如くを以て相交はる。故に人心敦厚にして偸薄の徒なし。孔子は忠信するなり。此を以て敎となす。蓋し亦此の意なり。後世徒に躬行を言

（四八）姻と同じ。よめとり、むことり等。

六藝と八刑

刑を以て中を教ふ

ひ、他人の事を視ること、(四九)胡越の如きものと異る。

六藝とは禮・樂・射・書・御・數なり。三物とは則ち德行・道。藝にして、賢と庸とを衡鑑するの地となす所以なり。鄉の八刑を以て萬民を糾す。不孝・不睦・不婣・不弟・不任・不恤・造言・亂民。

教ふる所の六行、之に加ふるに造言・亂民を以てす。訛言は衆を惑はし、名を亂し作を改む。左道を執り以て政を亂す者は、化を傷(そこな)ひ民を害すること尤も甚だし。聖人は此を以て六行の刑と並び施す。其の旨深し。

則ち所謂刑を以て中を教ふる者なり。五禮を以て萬民の僞を防ぎ、而して之に中を教ふ。六樂を以て萬民の情を防ぎ、而して之れに和を教ふ。則ち祀及び陽陰の禮なり。樂は和を教へ、儀は等を辨じ、度は節を教ふる者、此れ皆、司徒の教を布くの大綱なり。而して鄉大夫は教法を司徒に受け、鄉吏に頒ち、其の治むる所を教ふ。

鄉大夫より以下、其の職とする所、(五〇)征役(せいえき)・施舍(ししや)・師田(しでん)・行役(かうえき)を辨ず

(四九)疏遠の意。胡は北狄、越は南蠻、相距る事極めて遠い。故に疏遠の意に喩ふ。

(五〇)軍事、教育を施舍と云ふ。舍は租稅

賢者と能者

るを除くの外、大要は教を布き、法を讀み、徳行道藝を攷め、賢能を擧ぐる等の事に過ぎず。聖人の治教を六郷に施す所以の者は此の如し。

以て徳行を攷へ、道藝を察し、賢者、
　徳行ある者
能者
　道藝ある者
を興す。賢なれば、則ち出でて之に長たらしめ、
　賢者は位に在りて郷吏となる。
能なれば、則ち入りて之を治めしむ。
　能者は位に在りて官府の吏となる。
州長は法を讀み、其の徳行道藝を攷へて之を勸む。
　郷吏は之を擧げ、宮正は之を糾し、司諫は之を勸む。司士は爵祿を詔す。

の滯納、負債を免ずる事。師は兵士の調練、田は田獵、共に武藝を練習する禮法、遵守と役作。

其の過惡を糾して之を戒む。

州長は之を責め、司救は譏罰し、司寇は之に教へ、之を平からにす。

禮を以て民を會し、州序に射す。黨正は民に屬して法を讀み、以て之を糾戒し、其の德行道藝を書す。

皐陶謨の書用て識さん哉の意、黨正之を書す。州長致めて之を觀る。鄕大夫に至りて之を賓興す。職任の輕重見るべし。

禮を以て民を屬し、酒を序に飲む。族師は民に屬して法を讀み、孝・弟・睦・婣・學ある者を書す。

族は僅かに百家なり。未だ必ずしも德行・道藝の士あらず。而して孝・弟・睦・婣は則ち六行の四にして、亦、德の行に發する者なり。學あるは道藝を學ぶ者なり。皆未だ其の材德を成さずと雖も、而も亦、德行道藝に至る所以なり。

閭胥は法を讀み、其の敬敏任恤なる者を書す。



（五一）皐陶は堯舜時代の賢臣、法理に長じた、舜典に載せた法典は彼れの立案だと云はれる。

閭は二十五家、未だ必ずしも孝・弟・睦・婣・學ある者あらず。而して敬は、孝・弟・睦・婣の行となる所以、敬は以て之を行事に施すに足る。且つ以て學あるの責となすべし。任恤の如き者は、比長は五家をして相受けしめ、必ず二者なかるべからず。而も此れ亦六行の二、其の實は則ち族師・閭胥の之を互言するなり。聖人は仁政を行ふ。仁とは己を推して人に及ぼし、人を視ること己を視るが如くす。故に其の教も亦、任恤を以て先となす。里に仁厚の俗あらしむ。後世の徒に一身を修めて止む者は、亦、揚朱我をなすの俗のみ。

凡そ事、其の比(五二)、觥撻罰の事を掌る、六郷の吏の民を教ふるの法は、大抵此の如し。

古は仕ふる者世祿にして、士の子は士となり、大夫の子は大夫となれり。而して不肖者は其の位を襲ぐを得ず、俊秀なれば則ち特に之を拔擢す。非常の人ありて、然る後に之を待つに非常を以てするのみ。

(五二) 剛直に與みし惡を糾す。

士・大夫の教育

故に大夫士の子を教育する事、尤も急務となす。而して其の六鄉の士民を教ふるに、其れ六德・六行・六藝なる者ありて、收め用ひて以て之を勸勉す。其の六行なき者と、造言・亂民なる者とは、刑ありて皆、之を懲戒すること粗ゝ前に舉ぐる所の如し。而も士庶の子は次舍に在つて王室を守れば、則ち宮は正しく、其の德を糾す、師氏・保氏の下に司諫ありて、萬民の德を糾して、之を勸むることを掌る。朋友は其の行を正しくし、之に道藝を強ふ。

鄉吏の教育

鄉吏の教は各々其の治むる所に止まる。而して朋友は則ち必ずしも里閭(五三)を同じうせず。其の志愈々大なれば、則ち其の交も愈々廣し。其の相勸勉し誘掖すること、宅里の遠近を問はざるなり。一鄉の善士が一鄉の善士を友とせば、天下の善士は天下の善士を友とす。朋の遠方より來る、學者の樂みて以て其の行を正し、道藝を強うする所、即ち本俗の朋友を聯ぬること久し。兩友、任を以て民を得る者、此れ亦、聖人の民を教ふる活意の在るところなり。

（五三）鄉里。

巡問して之を觀察し、時を以て、其の德行道藝を書し、其の能にして國事に任ずべき者を辨ず。

**古代教育の目的**

古の教育は、要するに國事に任ずべからしむるにあり。

以て鄉里の治を攷へ、廢置を詔して赦宥(五四)を行ふ。

師氏。保氏は、王に左右して國子を教ふ。司諫(五五)は其の下にありて巡問觀察し、且つ鄉里の治を攷へ、之を廢置し赦宥す。師保の權は鄉吏と相並び、以て鄉吏の教と表裏を相爲す。亦、聖人深意のある所にして、司救の過惡を掌るも亦、此の意なり。

**刑法の意義**

政官には則ち司士あり。德を以て爵を詔し、功を以て祿を詔し、能を以て事を詔す。皆、之を勸勉する所以なり。若し其れ過惡なる者あれば、則ち司救と司諫と相並んで、萬民の衺惡過失を掌り、而して之を誅讓(五六)し、禮を以て防禁して之を救ふ。凡そ衺惡過失ある者あらば皆、之を誅罰す、而も過失は則ち大司寇(五七)、圜土(五八)を以て之を教へ、司圜收めて之を教ふ。冠飾せしめずして之に任ずるに事を以てし、能く改

(五四)特赦。

(五五)司諫は政事の得失を諫議する官吏、司は專門の義である。

(五六)誅罰を加へる。

(五七)大法官、司法大臣の意。

(五八)圜土は牢獄のこと。

の内に在り。路門は燕朝治朝の中間に在り。

其の地は猶、今の所謂中奥なるものなるべし。王の(六一)燕處の地にして、王及び王の子弟と、公卿大夫の子弟と焉にあり。之を貴遊の子弟と謂ふ。

師氏の職は(六二)媺を以て王に詔ぐることを掌り、王の擧に必ず從ふ。其の王に於けるや、至つて親密なり。而して國子を教ふるに德行の三德を以てすれば、則ち至德は以て道の本となし、敏德は以て行の本となし、孝德は以て逆惡を知る。蓋し德の至れる者は之を天性に得て、而も道は性に率ふ所以なり。故に以て道の本となす。行は敏を貴ぶ。即ち(六三)行に敏なり。(里仁)(六四)敏以て之を求む。(述而)(六五)敏なれば則ち功あり。(陽貨)の如き、行の本となる所以なり。孝とは順德にして、所謂至德要道は以て天下を順にする者の如き、愛敬を以て本となす。能く愛敬なれば則 逆惡の事なく、以て其の逆惡を知るべきなり。而して知・仁・聖・義・忠・和は、其の天性に出づる者を指す。則ち總じて之を

(六一) 私室。
(六二) 善事。
(六三)「子曰く、君子は言に訥にして、行に敏ならんことを欲す」(論語・里仁第四)
(六四)「子曰く、我は生れながらにして之を知る者にあらず。古を好み、敏にして以て之を求めたる者なり」(論語・述而第七)
(六五)「子張仁を孔子に問ふ。孔子曰く、能く五の者を天下に行ふを仁となすと。之を請ひ問ふ。曰く、恭・寛・信・敏・惠なり。恭なれば則ち侮られず、寛なれば則ち衆を得、信なれば則ち人任じ、敏なれば則ち功あり、惠なれば則ち以て人を使ふに足れりと」(陽貨第十七)

至德と謂ひ、其の行に施して(六六)捷疾（せふしつ）なる者を指して、則ち之を敏と謂ひ、仁義の親に事ふるに施す者を指して、則ち之を孝と謂ふ。三德は以て六德を該ぬべきなり。三行とは、孝行に以て父母に親しみ、友行は以て賢良を尊び、順行を以て師長に事ふるなり。孝は百行の本にして、親を敬愛する者は、敢て人を惡慢せず。(六七)我が老を老として、以て人の老に及び、吾が幼を幼として、以て人の幼に及べば、天下は掌に運らすべし。而も王公の學は最も先とする所なり。

君・大夫の子の宜しく愼むべき所は、(六八)薰陶（くんたう）より先なるはなし。習ふに正人と居れば、正しからざる能はず。故に友行は賢良を尊ぶ。其の德行を生ずる所以なり。三の義に在りては、君の重き事は君父に比す。而して三行は、父母と師長と首尾を相なす。師道を重んずる所以なり。孝・友・睦・婣・任・恤、其の睦婣は則ち孝行以て之を該ぬべく、任恤は則ち友行以て之を該ぬべし。而して富貴の子の最も戒むべきは、驕心より大なるはなし。故に師の教誨と、友の誘掖（いうゑき）とは、嚴且つ厚か

(六〇) すばやい。

(六七)「孟子」の卷一。梁惠王章句上にある。

(六八) 教育。

らざるべからず。賢を尊び、道を樂しむの心は、以て篤く且つ專ならざるべからず。故に師長に事へ、賢良を尊ぶを急となす。而して其の事といひ尊といふ、見るべし、富貴の子は尤も退讓讓下せざるを得ざるを。其の豫め驕心を防ぎ、萌すを得ざらしむること、至れりと謂ふべし。而して又曰く、國の中失の事を掌り、以て國子を敎ふと。國子は他日將に以て、衆に莅み民を治めんとす。徒善を以て政をなすに足らず。故に古を稽へ今を論じ、禮樂・制度の沿革、措置・施設の得失、土地・人民の形勢、財穀・百物の盈縮（六九）、人情・事變の曲折・夷險・治本・亂幾の宜しく鑒戒（七〇）すべき者は皆熟察せざるべからず。

師氏及び保氏の任務

師氏は常に王に從つて治を聽き、國子に敎ふるに中失の事を以てす。後世徒に口舌を以て敎をなす者と異れり。保氏は王の惡を諫むることを掌る。其の王の學に從ふことも亦、師氏と同じ。而して國子を養ふに道を以てす。乃ち之に六藝・六儀を敎ふ。藝は禮・樂・射・御・書・數にして、亦六鄕と同じ。而して之に加ふるに六儀を以てす。祭祀・

（六九）充實と不足。
（七〇）戒めとするもの。

賓客・朝廷・喪紀・軍旅・車馬の容は是れなり。上位に在る者は、容貌莊ならざるべからず。故に曰く、莊を以て之に臨むと。又曰く、容貌を動かして斯に暴慢に遠ざかると。而して衣冠を正し瞻視を尊くし、儼然として人の望んで之を畏るゝ者、與に五儀の一に居るなり。

道は天の建つるところ

師氏は其の中を治めて以て其の外を崇にし、保氏は其の外を治めて以て其の中を養ふ。二者相須つて、其の德器をなす。故に藝と儀とは、外を治むるに止まらず、必ず之を養ふに道を以てす。然る後、乃ち敎ふるに二者を以てするなり。道とは天の建つの所、人の由る所にして、(七一)須臾も離るべからず。凡そ動靜語默、皆道あつて存す。藝と儀とは此に由つて生じ、實に二者を根本となす。苟も根本なければ、則ち枝葉は施す所なし。藝は則ち羿の射をなし、儀は則と令色、仁鮮しの人たらば、所謂藝成りて下れる者なり。故に務めて之を養ふに道を以てせざるべからず。

古の教育の順序

古の敎ふる者は、(一)巨室を以て先となす。舜の胄子を敎ふる、周公の

（七一）少しの間、「道は須臾も離るべからざるなり、離るべきは道に非ず」（中庸、第一章）

古の敎ふるものは

（一）巨室は權力ある大家。

國子を教ふる、其の揆は一なり。春秋の時は禮壞れ樂崩る。孔子は人に教へて、之を王公の子弟に施すことあたはず。然れども詩書・禮樂を修め、將に王公・大人をして此に由つて以て學をなさしめんとす。冑子を教ふるの義、隱然として寓するところあり。而して門人を教育するについては、德行・言語・政事・文學なり。既に德行を以て主となし、而して其の言語、以下は卽ち道藝なり。亦周公の教と、未だ嘗て異ならざるなり。

古は心性を以て教となさず。夫子の性を言ふや、曰く、(二)相近きのみ。(陽貨)孟子に至つて性善を道ふ。故に後儒謂く、性善・養氣(三)の論は、前聖の未だ發せざる所なりと。蓋し性善の字は、始めて孟子に見ゆと雖も、而も其の義は則ち前聖既に之を發せり。夫子曰く、(四)人の生や直、之を罔ひて生くるや、幸にして免るゝなりと。(雍也)是れ其の生の本は眞にして、苟も能く之を罔ひるなくんば、則ち是を是とし非を非とし、親の喪は則ち自ら致す。稻を食ひ錦を衣るは則ち不安な

(二)「子曰く、性は相近きなり。習は相遠きなり」(論語・陽貨第十七)

(三)所謂浩然の氣で、孟子は卷二の公孫丑章句上でから說明してゐる。「敢て問ふ、夫子惡んか長ぜる。」曰く、「吾言を知る。我善く吾が浩然の氣を養ふ。」「敢て問ふ何をか浩然の氣と謂ふ。」曰く、「言ひ難きなり。其の氣たるや、至大至剛、直を以て養ひて害することなければ、則ち天地の間に塞る。其の氣たるや、義と道とに配す。是れなければ餒うるなり」

(四)「子曰く、人の生けるや直し。之を罔ひて生くるや、幸にして免るゝなり」(論語・雍也第六)正直の道を曲げても生きてゐる者は、僥倖と言はなければなるまいとの意。

人の性は善也

り。皆、性の直なる者にして、即ち性は善なり。故に又曰く、（五）斯の民や、三代の直道にして行ふ所以なり。（衛靈公）而して所謂性相近きも亦、其の道なる者を指して之を言ふのみ。又曰く、（六）上知と下愚とは移らず。（陽貨）而も（七）中人以上は、以て上を語ぐべし。（雍也）も亦、其の性の善なるを以てなり。若し其の易に於いては則ち曰く、一陰一陽之を道と謂ふ。之を繼ぐ者は善なり。之を成す者は性なり。（繋辭傳）又曰く、成性存存は、道義の門なりと。（同上）則ち性善の説は、夫子何ぞ嘗て言はざらん。而して夫子より前には、詩に彝を秉り德を好む。即ち昔に所謂（八）彝倫の叙するところ、（洪範）罰殛は厥の彝により、天は惟だ我が民と彝あり。並に（康誥）（九）民彝を棐く。（洛誥）（一〇）彝教を迪びく。（君奭）（一一）民を率ひ乂む。（呂刑）と言ふが如き、是れなり。所謂彝とは即ち直道にして、性善なり。且つ皐陶の（一二）天叙し天秩すと言ふが如き、典、皆、天の叙秩する所に出づ。性善に非ずして何ぞや。

然れども專ら心性を以て教となすに、則ち（一三）無星の秤の如く、指名以

（五）「子曰く、吾の人に於ける、誰をか毀り誰をか譽めん。如し譽むる所の者あらば、其れ試みし所あるなり。斯の民や、三代の直道にして行ふ所以なり」（衛靈公第十五）三代とは夏、殷、周のこと。現在の日でも教育方法一つで理想的になり得る本質を所有してゐる以上、非議は出来ないとの意。

（六）論語の陽貨第十七にある。中人に性は習に依つて善惡出來ることを言つたもの。

（七）「子曰く、中人以上は、以て上を語ぐべし。中人以下は、以て上を語ぐべからず」（論語・雍也第六）

（八）「王乃ち言ひて曰く、嗚呼、箕子、惟れ天、陰かに下民を隲め、厥の居を相協せしむ。我れ其の彝倫の攸叙を知らず（尚書・洪範第六）攸叙は次第の意。

（九）「公曰く、已汝、惟れ沖子、終を惟へ。汝其れ敬みて百辟の享するを識れ、亦其の不享あるを識れ。享

古の教は德を云ふ

て準則をなすなし。故に古は相訓告して、必ず德を以て言をなす。故に召誥既に節性[一四]を言うて、德を敬するを以て作す所の方となす。西伯則ち戡黎に曰く、天性[一五]を虞らず、典に迪率せずと。典は德、準則たる所以なり。故に尙書中、允に厥德を迪く[一六]。（皐陶謨）行は九德[一七]あり。（同上）藁德を祇む[一八]。（禹貢）德を用ふ[一九]。（盤庚）其の德を正す[二〇]。（高宗肜日）好む攸の德[二一]。（洪範）德を明かにす[二二]。（洪誥、梓材、多士多方）德言[二三]を衣ふ。（康誥）德、乃の身に裕ふ[二四]。（同上）丕に敏德に則る[二五]。（同上）中德を稽ふ[二六]。（酒誥）經德[二七]。（同上）德を敬ふ[二八]。（召誥。君奭）古人の德を稽ふ[二九]。（召誥）德元にあり[三〇]。（同上）恭明の德を嗣げ[三一]。（君奭）德を秉る[三二]。（同上）德を稱ふ[三三]。（同上）寧王の德を勸む[三四]。（同上）九德の行を迪知忱恂す[三五]。（立政）德に訓ふ[三六]。（同上）德を嗣ぐ。（顧命）德を祇む[三七]。（呂刑）明德を愼む[三八]。（文侯の命）の類、其の德を以て言をなす者、此の如く其れ多し。

而して周官は德行・道藝を以て敎となす。儀禮冠禮には則ち祝して

---

に儀多し。儀の物に及ばざる、惟れ不享と曰ふ。惟れ志を享に役せざるなり。凡そ民惟不享と曰ふ。惟れ事其れ爽侮せん、乃惟れ孺子朕の聽くに暇あらざるを頒つ。朕汝に民彝を棐くるを敎ふ云々」（尚書、洛誥第十五）

（一〇）「又曰く、能く玆に往來して、彝敎す迪くなくんば文王も德を國人に降ることなけん云々」（尚書。君奭第十八）

（一一）「乃ち三后に命じて、功を民に恤ふ。伯夷は典を下して民を折むること、惟れ刑あり。禹は水土を平にし、名山川を主さどり、稷は播種を降して嘉穀を農殖す。三后功を成して、惟れ民に殷にす。士は百姓を刑の中に制して、以て德を祇むことを敎ふ。穆穆として上にあり、明々として下に在り。四方を灼かに、惟れ德之れ勤ならざるはなし。故に乃ち刑の中を明らかにし、率つて民を乂め

曰く、爾が實德に順ひ、數く爾の德を愼み、以て其の德を成せと。三たび加へて皆、成人を責むとあるも亦、德を曰ふに過ぎず。論語は則ち德を以て教となす。而して謂へらく、(三九)德を懷ふ。（里仁）(四〇)中庸の德。（雍也）(四一)德の脩まらざる。（述而）(四二)德に據る。（同上）(四三)德を予に生ず。（同上）(四四)德を崇ぶ。（顏淵）(四五)德を尚ぶ。（憲問）(四六)德を知る。（衛靈公）(四七)德を好む。（子罕）(四八)恒德（子路）(四九)德を執る。（子張）皆、德を言ひて心性を言はず。而も易も亦、德を進め業を修むるを以て、君子の事となすなり。

德とは諸善の身に得て指名すべき者なり。故に皐陶の九德は、則ち、(五〇)寬栗。柔立。愿恭。亂敬。擾毅。直溫。簡廉。剛塞。彊義、洪範の三德は、則ち、剛。柔。正直、周官の六德は、則ち、知・仁・聖・義・中・和、其の三德は、則ち、至。敏。孝、樂德は則ち、中・和・祇・庸・孝・友、中庸の三德は、則ち、知・仁・勇なり。皆其の目の指名して以て(五一)準的となすべきものにして、之に乘り之を敬ひ、之を知り之を修め、之に據り之を崇び、之を尚び之を好む。實ありて而して見るべし。

て事を營く云々」（尚書・周官第二十九）
（一二）[illegible]は有衆を除して[illegible]を勸しくせ[illegible]、[illegible]天は[illegible]つなり、自ら[illegible]を慎ましうせ[illegible]て[illegible]在り[illegible]に自ひて[illegible]云々」（尚書・[illegible]）
（一三）目論りのない[illegible]
（一四）「王先づ有殷の御事に服して、我が有周の御事に比介せよ。性を節しなせば惟れ日々に其れ邁まん。王敬を所となして、德を敬せずんばあるべからず云々」（尚書・召誥第十四）
（一五）「故に天は我を棄て、康食あらしめず。天性を虞らず、典に迪率せず云々」（尚書・西伯戡黎第十六）
（一六）曰く若に古を稽ふるに、皐陶曰く、允に厥の德を迪めば、謨明にして弼諧ぐと。禹曰く、兪り、如何と。皐陶曰く、都、厥の身を愼み、修めて思ひ永くし、惇く九族を敍すれば、庶明勵み翼け、邇く[illegible]

心の如きは則ち出入時なく、其の鄕を知るなし。思うて學ばざれば則ち殆し。故に古は心を言ふも亦、多く德と併せて之を言ふ。即ち心[五二]を黜けて實德を施す。[五三]（盤庚）民の德を敷き、一心に肩へよ。（同上）[五四]心を宅き訓を知る。[五五]朕が心朕が德惟れ乃ち知る。丕に敏德に則る。[五六]用ひて乃が心を康じ、乃が德を顧みる。（康誥）が如き、是れなり。故に論語も亦言ふ。[五七]其の心三月仁に違はずと。仁とは實德の指名して依るべき者なり。既に心と言へば、則ち亦仁を以て言となす。而して專ら心を言はざるなり。孟子の時に至りては、則ち橫議並び興り、道を害し世を惑はす。心性を說く者、多端にして極りなし。故に其の性善を道ひ放心を求むること、皆、人心の惑を解き、之をして道に鄕はしむる所以にして、其の敎をなす所以の者に至りては、則ち四端[五八]を擴充し、以て仁義禮智の德を成す。專ら心性を以て敎となさゞるなり。

伊藤氏曰く、聖人は德を言ひて心を言はずと。知言なりと謂ふべし。

して遠くすべきこと茲にあり」禹は昌言を拜して曰く、兪りと」（尚書。皐陶謨第四）

（一一七）「皐陶曰く、都、すべて行に九德あり。すべて、其の人の德あるを言はゞ云々」（尚書。皐陶謨第四）

（一一八）「九州の同じき攸、四隩既に宅し、九山刊旅し、九川源を滌ひ、九澤既に陂し、四海會同す。六府孔だ修り、庶土交々正しく、愼んで財賦を底し、咸三壤に則り、中邦に賦を成す。土姓を錫ふ。臺が德を祗しみ先とすれば、朕が行むに距はず」（禹貢第一）

（一一九）「違逆あることなく、罪を用ひて伐てて厥れ死なしめ、德を用ひて厥の善を彰さん云々」（尚書。盤庚上第十九）

（一二〇）「民、德に若はず、罪を聽かざるあれば、天既に命を孚もて、厥の德を正す」（尚書。高宗肜日第十五）

（一二一）「而、而が色を虞じ、予が好む攸の德なりと曰はゞ、汝則

若し夫れ、所謂養氣なる者は、孟子の前に未だ其の說あらずと雖も、而も聖人の浩然の氣も亦、見るべき者あり。故に夫子曰く、(五九)內に省みて疚しからざれば、夫れ何をか憂ひ何をか懼れむ。(顏淵)(六〇)仁者は憂へず。(子罕)(六一)仁者は必ず勇あり。(憲問)(六二)天德を予に生ず。桓魋其れ予を如何せん。(述而)(六三)天未だ斯の文を喪さず。匡人其れ予を如何せん。(子罕)(六四)予れ否とする所の者は、天之を厭ふ。(雍也)(六五)予を知る者は其れ天か。(憲問)(六六)磨すれども磷ず涅すれども緇せず。(陽貨)是れ皆集義の生ずる所、其の浩然なる者にあらずや。然れども聖人の敎は、人をして其の義を集めしむるに在りて、養氣の如きは則ち言ふを待たざる者なり。故に孟子も亦謂く、集義の生ずる所と。亦未だ專ら養氣を以て敎となさゞるなり。而して特に自ら其の心を働かさゞる所以を言ふは、猶ほ夫子の自ら予を如何せんと言ふの意の如し、此を以て人を敎へしにあらず。乃ち知る、夫子の述ぶる所、孟子從つて之を演ぶるを。二致有るにあらざるなり。之を要するに聖賢の學は、則ち述べて

あ之に福を錫へよ、時の人斯れ惟れ其れ皇の極なり」(同・洪範第六)

(二二)「王若く曰く、孟侯、朕が其の弟小子封、惟れ乃の丕に顯かなる考文王、克く德を明かにし罰を愼む云々」(同・康誥第十一)

(二三)「王曰く、嗚呼、封、汝念へや。今民將に祇んで乃の文考を遹べ、聞を紹ぎ、德言を衣るに在らんとす云々」(同・康誥第十一)

(二四)「天を弘め德を若ふときは、乃の身を裕にし、王命にあるを廢せず」(同前)

(二五)「王曰く、嗚呼、封、敬めや。怨を作すこと無かれ。非謀非彝を用ひ時の忱を蔽ぐ勿れ。丕に敏德を則り、乃用て乃の心を康んじ、乃の德を顧み、乃の猷を遠うし、乃の(身)を裕にして民を以て寧んぜば、汝を瑕殄せず」(同前)

(二六)「丕に惟れ曰く、爾ぢ克く永く觀省して、作すこと中德に稽はば云々」(同・酒誥

聖學を學ぶ者の心得

作らず。後人に至れば、則ち古人の未だ發せざるものを發するを以て能事となす。恐らくは人をして古を信ずるの意を害せしめん。

聖人の道を學ばんと欲せば、當に之を聖經に求むべくして、宜しく新奇を好むべからず。故に述べて作らず、信じて古を好む。聖人の(二七)恭謙なる、私意を舍てて古訓に遵ふこと此の如し。漢儒は訓詁を守ること、猶ほ古に近しとなす。然れども其の說淺陋にして、或は附會するに五行を以てし、雜糅するに(二八)纖緯を以てす。聖經に未だ嘗て言はざる者を言ひて、大に聖教の本旨を亂る。宋儒は立ちて之を一掃し、實行を以て先となし、誠正脩齊、之を日用に切にせしは、則ち實に聖人の旨を得たりとなす。其の功は大なり。而も豪傑自ら任じ、其の創立する所は、必ずしも經文に據らざる者あり。

宋儒の道學

宋儒は道學を以て自ら任じ、成說に拘らずして、新たに門戶を立つ。或は聖經の外に於いて別に一種の新說を說く。其の太極無極、及び守靜持敬、主一無適、冲漠無朕、虛靈不昧、體用一源、本然氣

第十二)
(二七)「王曰く、封、我れ聞くに惟れ曰く、存昔殷の先哲王、迪みて天顯小民を畏れ、德を經にし哲を秉る云々」(同前)
(二八)「嗚呼、天も亦四方の民を哀んで、其れ眷命し用て懋めむ。王其れ疾く德を敬め」(同。召誥第十四)「其れ汝、克く德を敬み、我が俊民を明かにして、我後人に丕時に讓るにあり。」(同。君奭第十八)
(二九)「今沖子嗣たり。則ち壽耇を遺ることなく、曰に其れ我が古人の德を稽へよ。」(同。召誥第十四)
(三〇)「其れ王位は德元にあり。小民は則ち刑りて天下に用ふ。王に越えて顯はれん。上下勤恤して其して曰く云々」(同前)
(三一)「惟れ人、我が後嗣子孫に在りて、大に上下を恭しうすること克はずして、前人の光を過佚すとも、家に在らば知らじ。天命は易からず、天は諶とし

質の性、就物窮理、私欲淨盡、一毫不存の類の如きは皆、聖經の言はざる所なり。而して或は易經の文を改め、或は經文を增多す。孝經の刊誤、大學の錯簡・補傳等の如き、自から信じて古を信ぜず。補傳とは則ち詩人の所謂(三)奪胎換骨の如きものなり。

宋以後の大學は古の大學と自ら別にして、人は古本大學なる者あるを知らず。恐らくは信じて古を好むと謂ふべからず。藤先生曰く、宋儒は初めに、道家及び浮屠の書を讀み、高妙の言、先入して主となる。故に其の老佛を排せんと欲する者も、自ら高妙の說をなし、以て之に勝らんことを求むと。高妙は本と老佛の意に出づるなり。

其の末流に至りては、則ち後儒を信ずること聖人よりも過ぐ。徒に之を己れが心に求めて古訓に求めず。己を舍いて以て聖言に從はず。而も經を引いて以て己が意に徇ふ。王陽明の徒に至りては、則ち終に經藝を離れて專ら心性を說く。謂へらく、一己の心を磨き、以て聖人

[illegible]

大鹽平八郎の謬見

近世は傳注が主、經文が客

の域に至ると。人の各々心を師とし、聖經に質さずんば、其の弊は猥りに自ら偉大なるに至らん。以て聖人の心を得たりとなすや。

大阪の賊、大鹽平八郎の如きは、湯武を以て自ら任ず。叛亂して誅に伏するも亦、坐して陽明說を誤會し、專ら己の心を師とす。自信の大に過ぐるのみ。心を生し事を害するの甚だしき者なり。

近世の如きは、則ち專ら後儒の說、傳注學を講じ、習ひ以て風をなす。初學者は未だ經文を看ずして、先づ傳注を讀む。傳注先づ入りて主となり、則ち經文は客となる。後儒の說を恪[四]守するものを謂て、謹愼にして古訓を守るとなし、其の經文に出ると否とを問はず。專ら經文を信ずる者を指して、奇を好んで異を立つるとなし、其の根據あると否とを問はず。動もすれば輙ち曰く、我が儕は不才にして、後儒に據るにあらざれば、則ち聖言を知ることあたはずと。是れ其の言の恭[五]遜に似て、其の實は則ち經文に由らず。何を以てか言を徵せん。而して專ら己が意を以て之を斷ずれば、謂ゆる聖人の意は、全く後人の說

いふ。忱恂は誠實、迪知は踏み知る。

（三六）「國は則ち政を立つるに儉人を用ひるあることなかれ。德に訓はざれば、是れ顯れて厥の世に在ることなし云々」（同立政第二十一）

（三七）「上は百姓を刑の中に制して、以て德を祇むことを敎ふ云々」（同呂刑第二十九）

（三八）「王若く曰く、父義和、丕に顯かなる文武、克く明德を愼み、昭かに上に升りて、敷聞下に在り云々」（同文侯之命第三十）

（三九）「子曰く、君子は德を懷ひ、小人は土を懷ふ。君子は刑を懷ひ、小人は惠を懷ふ。」（論語里仁第四）

（四〇）「子曰く、中庸の德たるや、其れ至れるか。民鮮きこと久し。」（同雍也第六）

（四一）「子曰く、德の修らざる、學の講ぜざる、義を聞いて徙ること能はざる、不善の改むること能はざる、是れ吾が憂なり」と。（同述而第七）

の如し。是れ聖人を信ぜずして自ら信ずるものにして、將た安んぞ得て恭遜となさんや。故に後人の說く所は、經文に於いて徵する者なし。自ら其の言を質さずして、姑く疑を闕きて愼んで其の餘を言ひ、私意を以て臆斷して、經文になき所の者を言はざるは、是れ豈、恭遜の實にあらずや。其た道を傳聞に求むると、聖人に親しく受くると孰れぞや。

後人の說く所は傳聞なり。經文は(六)親授なり。苟も經文を(七)翫味すれば、片言隻辭と雖も、必ず聖人に親受して、亦其の道に進むの資となすべし。疑を後人に闕くと雖も、其の余を言ふ所の者は、固より將に足らざるなからんとす。若し後人に(八)首鼠すれば、苟且姑息にして其の源を窮めず、半上半下、而も(一〇)審問明辨を事とせず、肯て深く造るに道を以てせず、口を後儒に藉りて、以て(一一)勦說雷同し、終に(一二)道聽塗說の流となりて、而も自ら其の非を覺らざるなり。故に我が先師人に教ふるに、之をして先づ經文に就かしめ、反復翫味、參互尋繹し、以て深意

(四二)「子曰く、道に志し、徳に據り、仁に依り、藝に游ぶ」(同前)
(四三)「子曰く、天徳を予に生ぜり。桓魋其れ予を如何せんと」(同篇)
(四四)「子張、徳を崇くし惑を辨ぜんことを問ふ。子曰く、忠信を主とし、義に徙るは徳を崇くするなり云々」「樊遲從ひて舞雩の下に遊ぶ。曰く、敢て徳を崇くし、慝を脩め、惑を辨ぜんことを問ふ。子曰く、善いかな問や。事を先にし、得るを後にするは、徳を崇くするにあらずや云々」(共に顏淵第十二)
(四五)「南宮适孔子に問ひて曰く、羿射を善くし、奡舟を盪かす。倶に其の死を得ず。禹稷躬ら稼して天下を有つと。夫子答へたまはず。南宮适出づ。子曰く、君子なる

のある所を求めしむ。而して後儒の諸說の如きは、則ち(一四)廣蒐旁羅して、用ひて以て講習に資す。其の未だ發せざる所を通じ、亦以て自ら其の謬を正す。要は(一五)潛思熟慮して以て至當に歸するにあり。

服部天游の佛教非難

(一六)服部天游は赤裸々を著し、傳說を辨破す。而して曰く、注せんとして經を解かんと欲するなかれ、經は自ら經にして、注は自ら注なり。當に別に眼を具して看讀すべしと、此の語も亦、讀書の要を得たり。

讀書の要訣

謂ふに、今人は徒に(一七)呫嗶を務めて咀嚼することあたはず。經の旨を得ざる所以なり。咀嚼の二字は、實に讀書の(一八)要訣なり。陶靖節好んで書を讀む。其の解を求めず。意會するある每に、便ち(一九)欣然として食を忘る。其の章句に拘る者は、固より信ずるに足らず。而して實に好みて書を讀む者は、自ら能く咀嚼して以て其の味を得るにあらざれば、則ち將た焉んぞ意會する所あるを得んや。嗚呼、先師の言、今尙ほ耳にあり。學者をして此の意を曉らしめば、庶くば以て耳學の陋習を

かな。若のごとき人、德を尙ぶかな。若のごとき人と」(同・憲問第十四)

(四六)「子曰く、由、德を知る者は鮮し」(同・衞靈公第十五)

(四七)「子曰く、吾未だ德を好むこと、色を好むが如き者を見ざるなり」(同・子罕第九)

(四八)「子曰く、南人言へることあり。曰く、人にして恆なきは、以て巫醫を作すも可からずと。善いかな。其の德を恆にせずんば、或は之に羞を承むと。子曰く、占はざるのみと」(同・子路第十三)

(四九)「子張曰く、德を執ること弘からず。道を信ずること篤からずんば、焉ぞ能く有りとなし、焉ぞ能く亡しとなさんと」(同・子張第十九)

(五〇)寬栗は拘に雅量があり、而も恐れるところは恐れる。柔立は柔和の中に決斷力があり、一度決したら動かないこと。愿恭は撰識、亂敬の亂とは治のこと。恭敬の意、擾毅

は未だ嘗て絶えざるなり。宋儒は道を以て自ら任じ、道を信ずること甚だ篤し。故に亦自ら信じて疑はず、斷然起つて天下に唱ふ。豪傑と謂ふべし。然れども自ら許すこと大に過ぎ、古人を蔑視して、謂へらく、千才不傳の絶學を繼ぐと。

藤先生曰く、所謂道統なる者は、佛氏の(一一五)傳燈の説を襲ふなりと。夫れ斯の道の人に在るや、天地と並び立ちて墜ちず。漢唐の世は、名君・賢相・忠臣・義士、相踵いで輩出す。其の豐功・偉烈。篤行。清節は史乘に歴々たり。而して視て以て千載、人なしとなす。古人を誣ふるなきを得んや。

且つ後世は春秋の義を(一一六)誤會して、專ら(一一七)褒貶の書となし、一字一句と雖も、盡く褒貶となして之を論ず。其の弊は議論甚だ密にして、好んで人の短を(一一八)譏議するにあり。人材を長養する所以にあらざるなり。

安、謂へらく、後人の古人を議すること、(一一九)貢路游夏の徒の如き、其の言行は載せて論語の中に在る者と雖も、亦其の譏議を免かるゝこと

---

未だ其れ汝封の心の若きことあらず。朕が心朕が德、惟れ乃ち知る云々」（同前）

（五六）「王曰く、嗚呼、封、敬めや。怨をなすことなかれ。非謀・非彝を用ひることなかれ。時の忱を蔽ぐ勿れ。丕に敬德に則り、用て乃の心を康んじ、乃の德に顧み、乃の猷を遠らし、乃の（身）を裕にして、民を以て寧んぜば、汝を瑕殄せず」（同前）

（五七）「子曰く、回や其の心三月仁に違はず。其の余は則ち日月に至るのみと」（論語・雍也第六）

（五八）「是に由りて之を観れば、惻隱の心なきは、人にあらざるなり。羞惡の心なきは、人にあらざるなり。辭讓の心なきは、人にあらざるなり。是非の心なきは、人にあらざるなり。惻隱の心は仁の端なり。羞惡の心は義の端なり。辭讓の心は禮の端なり。是非の心は智の端なり」（孟子・卷二、公孫丑章）

毛を吹いて疵を求む

あたはず。胡氏の如きは、則ち孔子の聖と雖も、而も猶ほ其の陳恒を討つの擧を譏り、以て先發後聞の可を謂ふ。其れ一己の見を以て、聖人を輕侮するも亦、自ら信ずること過甚なるに坐するの致せるところなり。而も後人顰に傚ひ、其の輕薄なる者も、自ら視ること尊大にして、肯て信じて古を好まず。(三〇)黄口の少年と雖も、呫々として古今の人物を(三一)臧否して、往々(三二)閧黨の童子となり、復た忠厚の意なし。其の偏固なる者は、師說を牢守して、藩籬を設け彼此を立つ。明說詳論を聽くと雖も、頑として遷らず。明人の所謂周公・孔子を非るを敢てして、宋人を非るを敢てせず。學者(三三)膏肓の病者も亦、未だ必ずしも之なしとせず、而して議論の太だ密なる者は、人の惡を稱するの念、心に生じて事を害し、自ら薄うして人を責むるに厚うす。其の當世の人に於いても亦、(三四)毛を吹いて疵を求め、好んで其の短を擧げ、毎に(三五)苛刻に傷ふも亦、多く見る所の偏に出づ。假に宋儒をして之を視せしむるも亦、將に其の薄惡を傷まんとす。學者能く恭遜にして古を信じ、自ら責む



句上）
（五九）「司馬牛君子を問ふ。子曰く、君子は憂へず懼れず、と。曰く、憂へず懼れざる、斯れ之を君子と謂ふべきか、と。子曰く、內に省みて疚しからざれば、夫れ何をか憂へ何をか懼れん、と。」（論語・顏淵第十二）
（六〇）「子曰く、知者は惑はず、仁者は憂へず、勇者は懼れず」（同・子罕第九）
（六一）「子曰く、德有る者は、必ず言あり。言ある者は、必ずしも德あらず。仁者は必ず勇あり、勇者は必ずしも仁あらず。」（同・憲問第十四）
（六二）「子曰く、天德を予に生ず。桓魋其れ予を如何せんと。」（同・述而第七）桓魋は宋の司馬向魋。孔子を害せんと謀った。
（六三）「子、匡に畏す。曰く、文王既に沒して、文茲に在らずや。天の將に斯の文を喪ぼさんとするや、後死の者斯の文に與るを得ざるなり。天の未だ斯の

**程朱學を學ぶ者の覺悟**

るに厚うして、敢て古今の名賢を輕んじて譏議せず、人の惡を稱するを好まずして、人に取りて以て善をなすを樂しまば、則ち孔門の人を教ふるの意に倍（そむ）かざるのみならず、宋儒の聖の崇ぶの義に於いても亦、將に相悖（もと）らざらんとす。然らば則ち程朱の書を讀む者、當に之が(三六)佞臣（ねいしん）とならずして、其の同志となり、以て與に共に聖人の道を學ぶべきなり。

**聖人は完全を求めず**

先師曰く、聖人は人を教ふるに、其の才の長ずる所に從つて以て其の器を成さしめ、全きを人に責めず。故に德行(三七)あり、言語(三八)あり、政治(三九)あり、文學(四〇)あり、達(四一)なる者あり、果（くわ）(四二)なる者あり、藝(四三)なる者あり、誾々（ぎんぎん）(四四)たる者あり、侃々（かんかん）(四五)たる者あり、行々(四六)たる者あり。或は以て四代(四七)の禮樂を損益すべし。或は言へば則ち中る(四八)あり、或は南面せしむべく、或は(四九)千乘の賦（ふ）を治むべく、百乘(五〇)の宰（さい）たるべく、賓客（ひんかく）(五一)と與に言ふべし、梓にして且つ角なる者あり、瑚璉（これん）(五二)なる者あり。各々其の材に因りて薦むること、猶ほ天の物を生ずるが如きなり。且つ、愚(五三)なるが如く、僻なる

---

文を喪さゞるや、匡人其れ予を如何せん」（同・子罕第九）孔子が匡に行き、惡人と誤解され迫害された時の言。

（六四）「子、南子を見る。子路説ばず。夫子之に矢ひて曰く、予が否なる所の者は、天之を厭たん。天之を厭たん。」（同・雍也第六）

（六五）「子曰く、我を知ること莫きかなと。子貢曰く、何爲れぞ其れ子を知ること莫からん。子曰く、天を怨みず、人を尤めず、下學して上達す。我を知る者は其れ天かと。」（同・憲問第十四）

（六六）「佛肸召す。子往かんと欲す。子路曰く、昔由や諸を夫子に聞けり。曰く、親ら其の身に於いて不善をなす者には、君子入らずと。佛肸中牟を以て畔けり。子の往くや之を如何と。子曰く、然り。是の言あるなり。堅きを曰はずや、磨すれども磷ろがず。白きを曰はずや、涅すれども緇せず。吾豈匏瓜な

が如く、脩なるが如く、(五四)嶮なるが如く、其の齊しからざるあり、夫子と雖も亦、之を如何ともするあたはず。但し其の退く者を進め、人を兼ぬる者を退け、時有りてか之を(五五)矯揉道達するのみ。

其の之に與ふる所の者は、則ち中行を得んと欲すること、固より論なし。然れども必ずしも得べからず。故に曰く、(五六)必ずや狂狷かと。狂者は進んで取り、狷者は爲さゞる所あり。(五七)(子路・陳に在つて歸を思ふ、則ち狂簡の斐然たるを裁せんと欲す、(五八)剛毅木訥は、則ち以て仁に近しとなす。(五九)巧言令色は、則ち以て仁鮮しとなす。(六〇)似て非なる者を惡む。(六一)郷愿は德の賊なり。子夏は門人の惇謹なる者にして、尙ほ言は大にして德は閑を踰えず。小德は出入するも可なりと。見るべし。孔門の人を敎ふること、成德達材、以て有用の器となすにあるを。苟も其の人仁に志せば、小疵・微瑕の如きは、未だ必ずしも論ぜざるものあり。是を以て小德は川流し、大德は敦化し、用ふべきの材多し。

後世は人を責むること甚だ密なり。而して惡を責むること、善を長

聖人の敎へば中正の行を求む



らんや。焉ぞ能く繫りて食はれざらんと」(同・陽貨第十七)磷は[illegible]。涅は水中の黑土、[illegible]い色のこと。[illegible]編ふ。

聖人の道を學ばんと欲せば

(一)常に身を顧みて愼重な態度をとる。
(二)漢代に行はれた迷信的な敎へ。
(三)古人の模倣に一部分の新味を加へて自己のものとする。
(四)嚴守。
(五)謙遜。
(六)聖人の敎を直接文字に傳へたものを讀むのだから、聖人自身に面接して敎を受けるのと少しも變りがない。「註に就て習へば、聖人と自分との間に第三者の意見が入り、それだけ間接となる。
(七)十分に讀み味ふ。
(八)どちらにも着かない、不徹底な態度。
(九)淺く、不十分で、

ずるよりも先きにし、以て一疵の存せざるを求め、人をして惴々然として首を提れ尾を提れしむ。

私欲淨盡、一疵不存なる者は、具足圓滿の見にして、其の說は佛氏に本づく。菩提心論に云ふ。一切の衆生は本と薩埵(六二)あるも、貪瞋癡煩惱に縛せらる。故に諸佛の大悲は、善巧の智を以て、此の甚深秘密瑜伽を說き、修業者をして內心中に日月の輪を觀せしむ。(蠱惑者の闇中に鬼を見ると同じ。)此の觀を作すに由り、本心の湛然淸淨を照見すと。

此に貪瞋癡煩惱と云ふ者は、卽ち人欲の私にして、本心の淸淨なるを見る。私慾淨盡、及び活潑等の說の由つて出づる所なり。而して其の善巧の智とは、聖人は至誠を以て敎となし、巧を用ふる所なし。秘密瑜伽は、聖人の正大光明、秘密にする所なし。宋儒も亦、其の說を取らず。

華嚴經に云ふ。一切の衆生にして眞如(六三)智慧を具足せざるものな

且つ進步がない。
（一〇）底の底まで入り、明かに辨ずる。
（一一）勦說は他人の說を盜んで自己のものにする。雷同は無批判に贊成する。
（一二）無批判的に受け賣りする態度。
（一三）各方面に類例を求める。
（一四）出來る限り集め、並べる。
（一五）思ひを十分にこめて、幾回となく考へ直す態度。
（一六）徂徠學を攻擊した有名な學人。字は伯和、通稱は六藏、明和六年、六十六歲で歿した。赤裸々の四十約十種の著書がある。
（一七）口に入れるだけで、消化させない。
（一八）最も重要な點。
（一九）從ぶ形容。
（二〇）齒の中。
（二一）了然は、はつきりわかること。
（二二）孔子の學。洙も泗も魯國を流れる川の名。
（二三）宋儒のこと。濂溪にゐた周惇頤と、

し。但し妄想（六四）を以て顛倒執着し、澄得せざるなり。若し妄想を離れ、一切智、自然智、無礙智なれば、則ち前に現はれ得と。此に眞如智慧と云ふは、則ち本然の性にして虛靈不昧なること、妄想を離れ、一切智等の前に現はるとは、即ち私欲を淨盡して、本心の明を復するもの、性に復し、初に復するの說なり。

首楞嚴經の注に云ふ。性覺は明なりと雖も、久しく無明の覆ふ所となれば、明は轉じて昏となり、眞は轉じて妄となる。是の故に性覺は二障の蔽ふ所となり、以て明らかならず。必ず智照の明に由り、塵垢を照去し、始めて其の本然の明に復すと。性覺の明らかなる者は、則ち虛靈不昧にして、無明の覆ふ所となれば、則ち氣稟の拘る所、人欲の蔽ふ所となる。本然の明に復すは、則ち本體の明にして、復た初めの說と同じ。昔、天理・人欲・眞妄等の說なり。

其の弊は務めて邊幅（六五）を修飾して、惟だ、人の指摘（六六）する所とならん事を恐る。何ぞ其の才力を馳騁（六七）し、以て、其の能を竭すを得るに遑あら

程明道・程伊川を意味する。
（二四）非常に少ない量。
（二五）祖師の法脈を傳へること。
（二六）誤解と同じ。
（二七）善を褒め、悪を貶す、歴史の書を通常書と誤解した。
（二八）非常。
（二九）孔門の錚々たる人物。子貢・子路・子游・子夏。
（三〇）年少者。黄口は鳥に言へ嘴の黄いろいこと。
（三一）善悪可否を批判する。
（三二）缺點の多い。
（三三）極度に病狀の進んだ者。
（三四）他人を攻撃せんとして、却つて自己の缺點を世に披露する結果となる。
（三五）むごたらしく過度な意。
（三六）御機嫌取りの家來。
（三七）顏淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓のこと、論語の先進第十一にある。
（三八）宰我・子貢の

聖人は寡欲なり

んや。是を以て郷愿の風は日に長じ、狂簡を見て放縦無頼(六八)の徒となし、巧言令色なる者多くして、剛毅木訥なる者、其の間に容れらるゝを得ず。大に夫子の人を誘ふ所以の意にあらず。此れ先師の末學の弊を患ふる所以なり。

欲は人情の一端にして、固より免るゝあたはざる所なり。故に古は寡欲を稱して、無欲を以て教となさず。曰く、仁を欲す。曰く、善を欲す、其の欲する所をして仁と善とに在らしめば、則ち不仁なる者、不善なる者は、由つて入るなし。其の無欲と云ふが如きは、則ち老子の言にして、槁木死灰なる者は、佛氏の意なり。過なる者も亦、免かるるあたはざる所にして、孔門の諸弟子と雖も、其の能く過を貳びせざる者は、獨り顏子あるのみ。故に聖人は過を改むるを貴び、過なきを以て教となさず。過を貳びせざるは則ち學を好むの事にして、學びて善に明らかなるは其の過を寡うする所以なり。其の一疵の存せざるが如く、之をして微過なからしむるは、則ち聖經に言はざる所なり。聖

こと、前と同じ。
（三九）冉有・季路のこと、同前。
（四〇）子游・子夏のこと、同前。
（四一）仲由のこと。果とは果斷の意。論語の雍也第六にある。
（四二）子貢のこと。達とは事理に通達する意。同前。
（四三）冉有のこと。藝とは才能の廣い意、同前。
（四四）閔子騫のこと。誾々は中正で温和なこと。論語の先進第十一にある。
（四五）冉有・子貢をいふ。侃々とは和ぎ樂む意。同前。
（四六）子路のこと。行々とは剛氣一方のこと。同前。
（四七）顏淵のこと。論語の衞靈公にある。四代の禮樂とは、夏の時、殷の輅、周の冕、舜の韶舞。
（四八）閔子騫のこと。先進第十一にある。
（四九）子路のこと。公治長第五にある。賦とは兵事・民事の總稱。

聖人は善導し後人は惡導す

人は則ち敎ふるに忠信を主として義に徙るを以てす。（顔淵）忠信、中に主たらば、過ありと雖も亦寡し。縦ひ其の過あるも、之を見て亦以て其の仁たるを知る。義に徙れば則ち其の善は日に長ず。務めて私欲を去らずと雖も、事も亦私欲に出でず。故に聖人は務めて人の善を長じ、力めて其の惡を攻めず。即ち苟も仁に志せば惡なしとは是れなり。

今、夫れ、剛愎快陵、耳に雷霆を聞かず。聴かざるに意あるにはあらず、神氣發動して、其の中實なるなり。耳を掩うて聞くなからんを欲するも、其の聲耳に徹し、神氣渙縮するは、其の中實ならず。是を以て聞く有るを絶たざるなり。故に聖人は人を導いて善となす。善を樂むの心、其の中に實つれば、其の惡は自ら消えん。後世は人を禁つて其の私を去り、惡を悪んで善を樂むことを深うす。善を樂しむと惡を疾むと、兩つながら胸中に相交はり、其の心分れて一ならず、其の中實ならずして、以て自ら其の惡に克つに足らず。故に其の惡は未だ



千乘の國に兵車千乘を出し得る諸侯。（五〇）求のこと。同前。（五一）赤のこと。同前。（五二）子貢のこと。公冶長第五にある。瑚璉は宗廟に黍稷を盛る器。天下の政を行ふに足る人材のこと。（五三）「子曰く、吾回と言ふ。終日違はざる愚なるが如し。退いて其の私を省すれば、亦以て發するに足る。回や愚ならず」（爲政第二）（五四）「由や喭」云々（先進第十一）喭は粗俗。（五五）狂つたのを直し、鬪を柔かくして、善導して道に達しさせる。（五六）「論語」子路第十三にある。狂狷は狂は志が高く、行がそれに達しないもの、狷は知ないでも意志を強く持つて不足なることといふ。（五七）「子陳に在して曰く、歸らんか、歸らんか、吾が黨の小子、狂簡にして、斐然

必ずしも消えず。之を用ひて他人を觀るも亦、其の善を見ずして、先づ其の惡を見る。其の弊は好んで人の過失を指摘し、目に全き人なきに至るにあるなり。

君子の惡む所

夫れ人の善を道ふを樂しむは、樂の益なる者にして、惡を隱し善を揚ぐるは、舜の大知たる所以なり。(二)人の惡を稱する者と、徼ひて以て知となし、訐いて以て直となす者とは、君子の惡む所(陽貨)聖人は微過を略して以て其の材を遂し、狂簡と剛毅木訥とを愛す。其の忠厚にして善に長ずるの意は、後世、苛刻の風と異る。故に易簡にして從ひ易く、雍々として和樂し、德を進め業を修め、日々に新にして自ら知らず。道並び行はれて而も相害はず。大小の德は、敦化し川流し、乾天の大和を保合するが如し。而して各々性命を其の中に正し、萬物をして資始せしむ。遂に其の材に因つて篤し。其の能くする所を養うて、能くせざる所を牽かず。唯だ其の栽する者は之を培ふ。是れ聖門に人材多き所以なり。

聖門に人材多き理由

として章をなす。之を裁する所以を知らず」(公冶長第五)狂簡は志が大で、日常の行爲を粗略にすること。
(五八)子路第十三にあると。剛は意志の堅固なること。木訥は飾りのないこと。
(五九)學而第一にある。巧言は人の意を迎へて言を飾ること。令色は人の氣に入るやうに顏色を和げること。
(六〇)孟子の盡心章句にある。
(六一)陽貨第十七にある。鄕愿は似而非道學者。
(六二)薩埵は覺心。
(六三)一切の煩惱を超越した境界。
(六四)種々の煩惱。
(六五)表面を飾り立てる。
(六六)非難の意。
(六七)全力を發揮する。
(六八)氣儘勝手な行動をする人。
(六九)論語・顏淵第十二にある。前出。
(七〇)「子曰く、苟も仁に志せば、惡しきこ

儒者の本質

先師又曰ふ。古は人を敎ふるに成人の道を以てす。成德達材、以て時用に適す。敎ふる所は則ち天下の大道にして、未だ嘗て儒者の私業となさゞるなり。儒者は本と成人の名にあらず。古の人に敎ふるに、師あり儒あり。師は之を德行に導き、儒は之に道藝を敎ふ。周官に曰く、師儒を聯ぬと。又云く、師は賢を以て民を得、儒は道を以て民を得と、是れなり。

儀禮に先生あり。蓋し公卿・大夫の致仕して鄕に老ゆる者を稱して先生となすなり。鄕大夫と賢能とは、則ち先づ就いて之を謀る。其の(二)薦擧は、此に斷決す。是れ之を聯ぬる所以にして、而も能く民を得るなり。

學者は君子たるを目的とす

故に孔門の人を敎ふるには、德行・言語・政事・文學、其の德を成し、其の材を達するにあるのみ。學ぶ者は君子たることを學ぶ。故に論語の開卷、先づ學習を言ひ、之を結ぶに亦君子ならずやを以てす。篇末に至り、亦命を知らざれば以て君子たるなきを以て之を終る。聖門人



となし。」(里仁第四)

(七一)衒聲。

夫れ人の善を道
ふことを樂むは

(一)「子貢曰く、君子も亦惡むことあるかと。子曰く、惡むこと有り。人の惡を稱する者を惡む。下流に居て上を訕る者を惡む。勇にして禮なき者を惡む。果敢にして窒がる者を惡むと。曰く、賜も亦惡むことあるかと、徼いて以て知となす者を惡む。不孫にして以て勇となす者を惡む。訐いて以て直となす者を惡むと」(陽貨第十七)

(二)採用。

を教ふるの法は、蓋し此の如きなり。

**學問と事業**

唯だ子夏は長ずる所文學に在り。故に之に告ぐるに君子の儒たるを以てす、君子とは成德の名なり。而して儒たれとは子夏の材を達する所以にして、後終に以て西河に教授す。教授は儒の任にして、學者の事業にあらざるなり。然れども當時は夫子の道行はれず、門弟子は皆、之を事業に施すことあたはず、曾子・子思の徒の如きも亦、教授を以て終る。故に當時聖人の徒を指しても亦、皆儒を曰ひ、夫子の道を謂ひても亦、儒者の道と曰ふ。(三)嬴秦は書を焚き儒を坑にして、法制を以て下を御す。而して後に學問と事業とは益々疎に、儒者は世の棄物(四)となる。學者も亦自ら棄て、甘んじて教授を以て己が任となし、世務を以て意となさず。而して學問・事業は岐れて二となり、經藝は專ら儒者の私業となれり。

**漢儒の特長**

漢儒は則ち訓詁を守り、唐人は則ち專ら詞章に務め、宋儒に至つては陋習を一變し、務めて學者をして之が躬行を實にせしめ、學問・事

(三) 始皇帝のこと。

(四) 不用な者。

明儒の特長

業を擧げて之を一にす。大に學門に功あり。而も末流に及んでは、教授を以て私業となし、別に門戸を立て、一條の科目を守り、人を律するに一法を以てし、復た其の材の長短を問はず。之をして整然として皆一短書中の人物たらしめんと欲す、則ち聖人の成德達材の教と異れり。而も其の老儒を排せんと欲して、亦高妙の說をなし、以て之に勝たんことを求む。末流の徒は、專ら理を文字上に論じ、高妙を悅んで事業に疎し。則ち學問。事業を一にせんと欲すと雖も、而も二者も亦、相離るゝなきあたはず。特に聖門の敎法にあらざるのみならず、亦程朱の意にも偝けり。

明に至りては、則ち(五)王伯安、良知良能の說を唱ふ。其の人聰明絕倫にして、一代の英豪なり。其の事業に於いては、則ち他人の能く及ぶ所にあらず。然れども其の學の如きは、則ち專ら聰明を恃んで(六)稽古に務めず、心性を主として(七)禪機に浸淫す。其の末學の支離を刺るは、則ち見る所なしと言ふべからずと雖も、而も其の(八)頓悟の見も、則ち亦自

(五) 王陽明のこと。
(六) 古を考へる。
(七) 禪の主張。
(八) 悟り。

日本では孝を重んず

一時の巨擘

ら佛説に陷るを知らず。既に一義を生じて更に一蔽を生ず、亦憾むべしとなす。夫れ學は既に儒者の私業となる。之を要するに概ね皆、空論に騁せて事業を略し、人を導いて盡く儒家者流中の人となして止む。則ち亦成德達材の道にあらざるなり。

又曰く、天朝は文學を崇尚す。而も博士の業とする所は、漢儒の訓詁にあり。(九)搢紳の習ふ所は、專ら詞章に務む。然れども孝經・論語は則ち學ぶ者をして必ず之を兼ね習はしむ。　天皇、皇太子の始めて書を讀むとき、則ち先づ必ず孝經を以てし、天下をして家々孝經を藏せしむ。其の教を爲す所以の意は深し。保元以後は、天下擾亂して、人は武力を尚び、文學は地を掃ふ。其の稍文學を識る者は緇徒(一〇)に止りて、其の學ぶ所は則ち記誦詞章のみ。慶長・元和は武を偃せ、文を修む。(一一)藤惺窩・林羅山は、稱して一時の巨擘となす。起つて宋學を唱へ陋習を一洗せり。其の世に益せしところ多し。而して或は朱、或は王、見る所は同じからずと雖も、而も未だ門戸を立てゝ爭はざるな

(九)公卿。

(一〇)僧侶。

(一一)藤原惺窩。

り。

蕃山、益軒、仁齋

熊澤氏は聰明卓識(一二)にして王佐(一三)の才たり。而も其の學は則ち亦、陽明の說を襲ひしのみ。貝原益軒は篤行の君子にして、始め後儒の說に疑あり、然れども大本大經に於いて、未だ明說を見ず。伊藤仁齋は德を尙び行を修め、當代の儒宗たり。首めて古學を發明し、後人の說と聖經とに同異あるを辨ず。而して擴充・長養の旨、日用常行の義を論ずること、極はめて詳明なり。然れども道を見ること平坦に過ぎ、禮樂、政刑運用の妙と、陰陽・鬼神、造化の蘊とに至りては、則ち未だ其の義を得ず。

荻生徂徠

荻生徂徠は豪邁(一四)の資を以て、大に古學を唱へ、後儒を排擊し、禮樂・政刑の義を論じ、(一五)有用の學を講ず。而して時務を論じ用兵を說くが如きは、甚だ痛快となす。然れども道を以て先王の造る所となし、典禮の天叙・天秩に出で、治教の心術躬行に本づくを知らず。而も稱謂名分に於いては、則ち君臣・內外の辨を知らず。惑ひも亦甚だし。

新井白石

新井白石は卓越の才を以て、當世の務を論じ、帷を下して經を說

(一二)見識が人に優れてゐること。
(一三)天下の宰相の器量がある。
(一四)萬事にこせついた所がなく、氣象が大きい。
(一五)政治と儒教とを堅く結びつける。

くの流を非とし、內は則ち風議に出入し、外は則ち蕃客(一六)を接待す。亦其の能とする所を見るべくして、其の著はす所も亦、皆有用の書なり。然れども稱謂の間、時勢に拘泥して、大體を虧損する者之れあり、殆ど關東の　天朝を翼戴するの義を害ふ。則ち亦、其の可なるを見ざるなり。

凡そ此の數人の者は、皆豪傑にして自ら奮ひ、各、發明する所ありて、碌々として前人の餘唾(一七)を拾ひ、以て自ら足れりとする者の比にあらず。然れども其の學には長とする所もあれば、則ち亦短とする所もあり。今、聖人の學を知らんと欲せば、宜しく其の短を去つて其の長を取り、之を斷ずるに古聖人の言を以てするにあるのみ。

朱子の特性

朱元晦(一八)の心性を論ずること、其の說は周程に祖いて、自ら一家の言をなす。聖經の外に於いて、創意立論する者ありと雖も、而も天資英特にして、素より大志あり。夙に天下の憂を懷き、慨然として人心を正し以て風俗を礪磨せんと欲す。故に其の漢儒の陋習を破り、人をし

(一六) 外國の客。こゝでは朝鮮の貢士の意。

(一七) 言ひ古した說。

(一八) 朱子のこと。

て專ら躬行を務めしむるが如き、則ち大に世に益あり。豈に他の經生學士が吝を鼓し詞を鬪はし、自ら以て能事此に畢れりとなす者と、年を同うして語るべけんや。且つ其の學問閎博(一九)にして、聖人經世の務に於いても亦、心を盡して講求(二〇)し、以て實事に施すべからしむ。故に其の著述する所、儀禮・經傳・通解などの如きは、以て經綸の業に資するに足る。名臣言行錄の如きは、以て當世の得失を觀るに足る。其の書疏、戊申封事等の如きは、以て天下の亂を濟ふに足る。故に嘗て曰く、門を杜ぎて自ら守る者は此れ一分の行なり。賢能を延納(二一)し、姦險(二二)を黜退(二三)するは、天下の人を合し以て天下の事を濟ふ者にして、宰相の職なりと。(留正に與ふるの書)既に道を以て自ら任じて、其の言ふところ此の如し。其の志は天下に在つて、未だ嘗て內外を分けて二となさざることも、亦、以て見るべし。故に後輩の黃氏(幹、儀禮・經傳・通解續篇あり)あり陳氏(詳道、禮書)眞氏(德秀、大學衍義)丘氏(濬、大學衍義補)馬氏(端臨、文獻通考)顧氏(炎武、郡國利病書)淸乾隆主

(一九)智の廣いこと。
(二〇)研究。
(二一)引き入れる。
(二二)國家を亂す惡人。
(二三)君前から退け、罰する。

（三禮義疏）秦氏（蕙田、五禮通考）徐氏（乾學、讀禮通考）等の如き、著はす所、皆有用の書にして、經綸事業に補ひあり。則ち紫陽(二四)の學は、己を修め人を治む、內外兼ね備りて、特に心性を論じて止むにあらざることも亦、明けし。是れ其の聖人の意と同じき者にして、固より一端を執りて論ずべからざるなり。

後世其の學を奉ずる者、名づけて濂洛(二五)の學となす。而も其の實は則ち一を擧げて百を廢し、前賢志業の在る所を知らず、其の聖人の意と合する者を捨てて、特に一箇の儒流を以て之を視る。事業を度外に置き、人を禦ぐに空論を以てし、經綸を指して功利となし、天下を視ること胡越の如く、口に孔子を誦して、身は揚朱の行をなす。而して其の擧なく刺なき者は、則ち亦鄉愿なるを免れざる者あり。禮樂・刑政を捨てゝ、專ら性理を說かば、則ち拙を掩ひ陋に安んずるの徒にすぎず。既に元晦の學の實用に施すべきを知らず、亦、其の至誠、天下を憂ふるの心を知らず、甘んじて宋儒の罪人となる。元晦をして之を聞

（二四）朱子は紫陽で學を敎へたから、朱子學をから言ふ。

（二五）宋學のこと。前出。

かしめば、其れ何をか謂はん。若し夫れ王氏の學を奉ずる者も、則ち亦伯安の事業を以て意となさず、專ら心性を恃んで、稽古の務を廢す。所謂思うて學ばざれば則ち殆しとは是れなり。

近代の考證學

近時、考證の學世に行はる。其の古書に據りて以て古書を解するは、則ち大に學に益する者あり。然れども務めて新奇の説をなし以て自ら衒ふ者も亦、往々之れあり。屑々乎として字句を捃摭(二六)し、聖經の大義を講ぜず。此の數者の如きは、名實相友す。要するに皆、聖人、人を教ふる所以の道にあらずして、亦、宋明諸賢の言を立つる所以の意にもあらざるなり。

聖人は陽を貴ぶ

聖人は陽を貴ぶ。其の道は仁を以て旨となす。仁とは親愛の德にして、心に根して事に施す。養生長養して、內より外に達し、己より物に及ぼす。其の中實にして活動し以て進む者は陽の德なり。其の教は天叙に因つて人倫を明かにす。曰く、德行道藝、曰く、文行忠信、曰く、博文約禮、曰く、詩書執禮、皆教ふるに實事を以てして、空言を

(二六) 拾ひ取りあつめる。

以てせず、的然として著明なること、太陽の當に天するが如し。易簡にして知り易く、人をして德を進め業を修め、生々として息まざらしむる者は陽の道なり。

漢儒の五行の說・讖緯の言に至つては、則ち既に隱を索むるの流をなし、聖人の敎をなす所以の者にあらず。老佛の說の熾なるに及びては、儒家の經を解するに多く之れと混ず。

王弼の易を注し、梅賾の古文尙書を僞作せしが如き、老莊の意に出づる者多し。

**西方寂滅の道**

佛とは西方の道にして、老子と相類し。智を以て宗となす。智は仁に對すれば則ち陰なり。西方は陰に屬す、而して寂滅を道となす。淸虛活潑を貴み、徒に智者の惺々(二七)たるを喜びて、仁者の生々たるを知らず。心を以て鏡水となし、持戒靜坐、務めて塵垢(二八)を去り、以て眞心を求む。戒よりして定、定よりして慧、有よりして無に入る者は陰の道なり。

(二七) 心に悟る形容。
(二八) 身世の汚れ。

宋儒の功罪

宋儒は聖道を推明して、異端を排拒す。(二九) 其の功は大なりと雖も、而も其の初めには嘗て禪を學んで、亦謂へらく、虚靈不昧なり。知を致して以て本體を明らかにす。大學補傳には則ち曰く、人心の靈は、知るあらざる莫しと。是れ其の見る所、旣に知を以て本となす、故に持敬守靜、務めて私欲を去り、以て道心を求む。而して本體の明に復するは、卽ち佛氏の戒定慧の義にして、無極を以て道體の本となすなり。且つ曰く、道は陰に具はり、陽に行ふと。亦、道の陰なる者なり。

古は性を善とす

古は性を以て善となす。則ち人心は固より善なり。故に放心を求むるも亦、唯だ善人の放を求む。而して惡をなす者は善心を放つて自ら閔しきのみ。心に善惡あるにあらざるなり。若し心を分つて二となし、人心・道心と曰ふは、特に荀子の引く所の道經の語、後人取りて以て尚書に僞入す。之を古聖人の言に求むるも、豈に半言隻辭も此れと相似たる者あらんや。後世引いて以て證となし、謂へら

(二九) 排斥。

く、性に本然あり氣質ありと言ふは、卽ち佛氏の煩惱心・菩提心の說にして、其の天理は卽ち眞如、本體の明の息ざるは卽ち不生不滅、豁然として貫通する者は卽ち頓悟なりと。

其の仁を言ふが如き、卽ち曰く、私欲淨盡、天理流行と。而して修爲の方を論じては卽ち曰く、理を窮め智を致すと。是れ其の先んずる所、智の惺々に在り、而して仁の生々にあらず。陰を先きにし陽を後にするにあらずや。後儒は仁を以て先となさざるにあらず。然れども、仁を以て心の德となし、心を以て虛靈となし、知を致すを以て明心の法となす。以て本體を復するの明を求むれば、則ち知より仁に入り、明を以て主となし、知を以て先となさんと欲す。

仁とは人を愛するの心

古の所謂仁とは、人を愛するの心にして中を主となす。知を致し善を明らかにして以て諸を行事の當否に施さんことを求む。仁ありて然る後に其の知は用ひらるる所あり。仁を先きにして知を後にす。是れ古今の仁知を說くの不同なり。後儒も亦、仁を謂ひて生々

古今仁知を說くの不同

（三〇）豁然は氣の開ける形容。頓悟は一氣に直覺的に眞理を摑むこと。菩提心は佛道を悟る心、眞如は一切萬有の眞性。

となす。然れども虛靈泛應なる者は知の權々にして、聖人の所謂生々の義とは異る。又繫辭傳に、易は思ひ无きなり、爲す无きなり。寂然として動かず、感じて遂に天下の故に通ずとあり、是れ聖人の易を體ふるの靜にして、卜筮は來を知る者、知の事なり。故に龜は北方玄武の神を知りて陰物なり。而して本文も亦、易の神知を得す。人心を謂ふにあらず。說く者以て人心の妙となすは、文外に意を生じたるものにして、固より本文の義と毫も相涉らざるなり。

仁とは長養の道、親愛の心にして、中に實して外に發す。故に古の性善を言ふもの、務めて其の善を長じて其の惡は自ら消ゆ。即ち易に謂ふ。忠信は德に進む所以なりと。故に曰く、剛健・篤實・輝光、日に其の德を新にす。(大畜象傳) 又曰く、日に新たなる、之を盛德と謂ふ(繫辭傳) 忠も亦、親愛の中に實する者なり。信は其の外に發して僞はらざるなり。此を以て德に進み、乾々として息まず。故に剛健篤實は、其の中に實するを謂ひ、虛靈にあらざるなり。輝光とは發して物

仁は先・知は後

に被らするなり。鏡水光を含むの謂にあらず。日に新たなれば德に進む。(三一)朝益暮習、新にして又新なり。汗を滌ひ垢を去るの謂にあらざるなり。仁の德たるや中に實す。而して知は其の事の當否を知るものにして、仁の用をなす所以なり。仁有りて然る後に知は施す所あり。仁は先きにして知は後、陽は先きにして陰は後なり。

後世の性善を言ふものは、本然の善と氣稟の拘と相鬪ひ相克つ。天理を以て善となし、人欲を惡となす。則ち天は善にして人は惡なり。天人相牴牾(三二)して、天叙天秩の義と異る。後世は本然の善を以て、天叙天秩となす。然るに人は天の生ずる所なり。若し人欲を以て惡となさば、則ち惡ぞ天の賦與(三三)する所ならん。是れ天が心性・形氣を拜生し、善と惡とをして胸中に相鬪はしむるなり。天の人を生ずるや、心性。形氣相合して四端を具ふ。故に典禮は人の人たる所以にして、人あれば則ち典禮あり。是れ天の叙秩する所以なり。其の善を言ひて其の惡に及ばざるも亦、未だ嘗　形氣を外にし

(三一) 一日中勉學を怠らないこと。

(三二) 排斥し合ふこと。

(三三) 與へる。四端は孟子の說く、仁義禮智のこぐち、孟子には「惻隱の心は仁の端也、羞惡の心は義の端也、恭敬の心は禮の端也、是非の心は智の端也。人の是の四端有るや、

て敍秩を言はず。心性。形氣の倶に善にして須らく分別すべからざる，なり。

後世は菩提・煩惱二心の說を稱ひ、天を言ひて善となし、人を記て惡となす。故に謂ふ。先づ其の惡を去り、而して其の善は乃ち見ると。事に臨み物に接して未だ其の善を見ず。先づ其の惡を見る。性善と稱すと雖も、修爲の方、之を實事に施す者に至れば、則ち性惡の說と何ぞ異らん。其の先とする所は養仁の中に實する者を長ずるにあらずして、外誘の私を去り、以て其の心を空しうして其の知を求む。夫れ、人は天を戴き地を履む。須臾（しゆゆ）も物と相接せざるなし。今、物を成すを務めずして、物を拒むことを務め、其の形を外にして其の心を虛にす。其の本然の善を知り、然る後に以て仁をなす。所謂見性成佛（けんしやうじやうぶつ）の說の如き、知を先きにして仁を後にし、陰を先きにして陽を後にするなり。

故に內は己を修めて外は人を治む。己立たんと欲して人を立て、



猶ほ其の四體あるがごときなり」とある。四體は四肢の事。

仁は内外を合す

己達せんと欲して人を達す。忠恕は一貫し、火燃泉達、仁を爲すこと己に由りて天下仁に歸す。己を成し物を成す、本と二致なきなり。

夫れ外を務めて內を遺るゝ者は固より非なり。而して其の內を務めて外を遺るゝ者も亦、安んぞ獨り是となすを得ん。仁とは內外を合し、親愛の心を以て、親愛の道を行ふ。發生し長養し、內よりして外に及ぶ。中實して活動し進往す。(三四)明者の氣を吐くが如し、則ち其の道は陽に屬するなり。後世の行を修むるもの、提敬を以て先となすは、善ならざるにあらず。然れども其の忠信を主とするを言はずして、提敬を之れ主となす。(三五)惴懼し(三六)蹙縮し、外よりして內にす。中虛にして沈靜、(三七)收歛して退步す。幽者の氣を含むが如し。則ち其の道は陰に屬するなり。

曾子の天圓は、明者の氣を吐く者なり。是故に外景は、幽者の氣を含む者なり、故に火日は外景にして、金水は內景なり。氣を吐く者は施し、氣を含む者は化す。是を以て陽は施し、陰は化するな

（三四）狀態が進步する。

（三五）おそれる。

（三六）ちゞむ。

（三七）取りをさめる。

り。

陰先陽後は聖人の意志に反す

陰陽は偏廢[三八]すべからず。内に長養・活動ある者にしても亦、恐懼し修省す。陽を以て陰を統ぶるは聖人の道なり。徒に恐懼し修省して長養・活動の意なく、陰を先きにし陽を後にする者の如きは、恐らくは聖人の陽を貴ぶの義にあらざるなり。

天地の徳を合す

宋人の持敬の説は、敬は以て内を直くし、義は以て外を方にすを引きて以て證となす。殊に知らず、直方なる者は坤六二の爻辭にして、地徳を以て地位に居り、地道の至れるものなるを。地道は則ち妻道たり、臣道たり。而して方は地の象、直は地の徳にて、地位に居り、其の正を得るなり。故に曰く、直は其の正なり、敬は其の正を失はざる所以、義は方隅を守る所以なりと。故に以て内に直し外に方すれば地道は盡く。地道は以て先きなるべからず。後に主を得て天に順承す。而して此の爻は正に乾九五と對す。

九五の飛龍は天に在り。天徳を以て天位に居る。故に曰く、天徳

（三八）一方を否定し一方に偏せしめる。倚ほ易の坤六二とは「直方大、習はずして利ろしからざるなし」とある。方は方正にして守る所ある事。直は柔順で天に從ふ事、大は天を承けて動き、よく天に配し、德大なる事。乾九五とは「飛龍天にあり、大人を見るによろし」とある。即ち中正の德ある人が王位にあつて德を布き、天下これを仰ぐ形。

に位すと。而して聖人の作りて萬物を觀るは、天地と其の德を合する所以なり。坤六二は之を承くるに地道を以てす、敬・義・直・方は以て九五を承けて主を得るなり。故に德は孤ならずと(三九)。見るべし、聖人の道は君を以て臣を統べ、陽を以て陰を統ぶるにあるを。九五と六二との二卦に相應じ、乾坤の二德は相合して離れず。故に乾は體仁を稱し、坤は義方を稱す。仁と義とは偏廢すべからず、九五は上治なり。六二は以て王事に從ひ敢て成さゞるなり。君臣相順の象なれば一を廢するを得ざるなり。

聖人と後儒との相違

今、龍德飛動の物を被ふ者を舍て、持敬守靜、專ら以て自持し、神德を主となす。乾にして德孤に配せず、地道ありて天道なく、臣道を執つて君道を廢し、陰に偏して陽なし。之を陰道と謂ふも、豈に誣ならんや。

伊藤氏云く、聖人は天下の上より道を見る。佛老は一身の上に就いて道を求む。異端たる所以なりと。確言と謂ふべし。聖人は天下を擧

(三九)「德は孤ならず。必ず隣あり」(論語・里仁第四)

げて大觀し、仁を以て天下人心の同じく然る所となし、己を修め人を治む。己を推して天下に及ぼし、省察長養し、收斂發動し、交發兼ね施し、兩端並び行うて以て内外を合し、輕重先後する所なし。然るに後儒は省察收斂を先にし、長養發動を後にして一端を偏執す。其の弊も亦、一身に就いて道を求むるに坐するのみ。然れども朱元晦の如きは、則ち英傑の資を負ひ、一代の儒宗たり。德望(四〇)卲高、人の儀表(四一)たり。其の志は己を成し物を成すに在りて、省察收斂を一にせず、聖學の要を得たり。是を以て世を擧げて崇奉す。其の科條を設くること、或は聖經の文學に據らざるものありと雖も、而も人は敢て違はず。爾後、明清の諸儒、良知良能あり、考證の學あり。各發明持論する所ありと雖も、其の知を以て旨となし、省察收斂を一にする者に至りては、則ち亦、未だ陰を先きにし陽を後にするを免るゝことあたはず。

程正叔は復卦を解して曰く、一陽下に復すと。乃ち天地生物の心を見るなり。先儒は皆、靜を以て天地の心を見るとなす。蓋し動の

(四〇) 人格の崇高なること。
(四一) 模範。

天地の心は動的なり

端、乃ち天地の心たることを知らざるなり。道を知る者にあらざれば、孰か能く之を識らん。是れ宋儒も亦、動を以て天地の心となすを言はざるにあらず。後人は徒に守靜收斂を說いて、活動する所以の者を知らず。特に聖人の道を知らざるにあらざるも亦、併せて宋儒の意に畔くなり。

我が國に於ける宋學

宋學の神州に入るや、後醍醐帝始めて之を經筵[四二]に講ぜしめ給ふ。然るに當時は四方騷擾して、其の學は未だ世に行はれず。五百年を經て民の干戈[四三]を免るゝや、藤林二氏[四四]起つて之を唱ふ。是に於いて、其の學大に行はる。人は實行を務むるを知り、以て國家右文の化を佐くるに足る。貝原氏始めて忠信を主とするの義を發明して、大和の元氣、天地生々の道に見るあり。

貝原氏は始め、太極無極・理氣道器・體用一源・天地氣質の性等の說に疑あり。忠信を主として持敬の說をとらず 詳しくは大疑錄を見よ。

（四二）講義を聞く席。
（四三）戰爭。
（四四）藤原惺窩と林羅山。右文とは文學を尊重する事。

陽先陰後の旨

伊藤氏は古學を唱へ、天地を以て活物となす。其の言は仁を以て旨となし、擴充・培殖(四五)・火燃・泉達の義を發明す。其の親愛の德に歸し、內よりして外に及び、發生長養、活動進往するは、實に陽を先きにし陰を後にするの義を得たりとなす。夫れ、日域(四六)は生氣の發する所にして、太陽の出づる所なり。故に二氏の學を論ずるが如きも亦、聖人の陽を貴ぶの意を得、以て東方發生の氣に應ず。蓋し亦、天地の氣の之をして然らしむる者あるか。

學者の覺悟

聖人の人を敎ふるは、猶ほ天の物を生ずるが如し、大和を保合して、品物は形を流す。形を流すこと萬殊にして、各々其の材に因つて篤うす。小德は川流し、大德は敦化し、小道私言と雖も亦皆、其の中に游泳して範圍を出づることあたはず。今、學ぶ者も亦、宜しく聖人の人を敎ふる所以の意を知りて、而して自ら學を爲すの所以の方を曉るべし。天地は覆幬持載(四七)せざるなし。故に聖人の道を學ぶものも亦、當に善を好みて不能を矜み、誨ふべき者は之を誨へ、容るべき者は之

(四五)育て上げる。

(四六)太陽の國。日本のこと。

(四七)我々の頭上には何處へ行つても天があり、足下には地がある。

を容れ、異端老佛の說の如しと雖も、苟も身に八虐を犯すに至らずんば、則ち置いて問はず、徐ろに其の人を人とするの地をなすべきを可とするなり。蠢愚(四八)蓮鸞(四九)の法を奉じ、其の迷を執つて回らざる者、徒に佛陀を敬して君父を顧みず、土呂・針崎の賊の如きに至つては、身に八虐を犯して自ら其の罪を知らざる者にして、即ち之を未萠(五〇)に禁せざるべからず、而して其の人を人とするの急は、雷に火を救ひ溺れを援ふ如きのみにあらざるなり。若し夫れ西荒蠻夷の言は、則ち國家の嚴禁する所にして、其の人は皆四海に周流し、異教を假りて以て諸國を傾覆す(五一)。豫め其の狡謀を絕たざるべからず。

今、夷說を唱ふる者、本より聖人の大道を知らず、中に定見なく、蠻夷の誇張の言を道聽し、而して凡俗の新を喜び奇を好む者を塗說す。人をして萬世父母の邦を忘れ、陰に羯狗(五二)を慕羶(五三)し、以て國家の嚴禁を說く所以の意を傷害せしむ。陰の始めて凝るや、漸くにして長ずべからず。兵法に曰く、辯士をして敵の美を談說せしむるなかれ。其

(四八) 智的に目覺めない田舍の民。
(四九) 日蓮と親鸞。
(五〇) 成長しない以前。
(五一) 傾けくつがへす。
(五二) 犬羊。西洋人のこと。
(五三) 慕ふ。

の衆を惑はすが爲めなりと。（三略）衆を惑はす者は周公の刑に當る。王制に曰く、言を析き律を破り、名を亂りて改作し、左道を執つて以て政を亂るは殺す。淫聲・異服・奇技。奇器を作り、僞を行ひて堅く、僞を言ひて辯じ、非を學びて澤し、鬼神・時日。卜筮を假りて以て衆を疑はしむるものは皆殺すと。而して蠻夷の異言は此の數者を兼ぬ。邪僻にして美名を竊む。衆を惑はすこと尤も甚し。安んぞ嚴禁して之を(五四)痛懲せざるを得んや。

西夷の書を讀み、萬國の形勢を審かにし、火器・艦舶等の利を識り、以て國家の用に供するは則ち可なり。而して其の(五五)究理の論、邪教の說等は、則ち決して(五六)杜絕せざるべからざるなり。

夫れ(五七)兄弟牆に鬩げども、外に其の侮を禦ぐ。苟も聖賢の書を讀む者は、其の所見に小異同ありと雖も、而も皆孔子の徒にして、之を兄弟と謂ふも可なり。漢唐傳註の如き、(五八)朱陳陸王の如き、考證の學の如き各自自ら門戶を持すると雖も、而も亦、皆兄弟ならずや。兄弟相聚

（五四）嚴罰を加へて懲らす。
（五五）天文・物理。
（五六）禁止。
（五七）兄弟が一家中で爭つてゐても、外と交渉を生じた時は、一致してそれに對抗する。
（五八）朱熹・陳白沙・陸象山・王陽明等。

義公の先見

り、交〻其の疑を質し、合はざるところありと雖も、而も怒[59]を藏さず、怨を宿さず。（孟子）史佚が言へる兄弟美を致すが如き者、（左傳文十五年）各〻自ら其の能くする所を盡して、以て同じく聖人の道を閑ふ。而して其の外は侮を禦ぎ、能く言つて以て國家の化を傷け生民の化を賊する者を拒ぐに至らば、則ち宜しく與に共に力を竭し心を盡すべし。與に生死を同じうすと雖も可なり。而も曲學の徒は大體に達せず、各意見を執りて忌克を挾み藩籬を設けて其の己と同じからざる者を見ては、悉く目するに異學を以てし、偏固自ら小にして、其れ等の外侮を來す所以を知らず。幾何ぞ其れ淪胥[60]以て溺れざらんや。

我が　先君義公は蓋し此に見るあり。嘗て儒臣に謂つて曰く、儒者は口に聖人の道を誦するも、其の實は固滯[61]して事情に通曉[62]せず。以て故をなさば、則ち民は樂まず、俗は知せず。其の道徳を論ずれば、則ち高きに似たりと雖も、而も其の身の踏行する所は、則ち凡俗にも之れ如かず。千古の名賢。鴻儒[63]は各〻見る所あり。今、廣く蒐め廣く採

（五九）「萬章曰く、舜、共工を幽州に流し、驩兜を崇山に放ち、三苗を三危に殺し、鯀を羽山に殛す。四罪して天下咸服せり。不仁を誅すればなり。象至りて不仁なり。之を有庳に封ず。有庳の人奚の罪かある。仁人は固より是の如きか。他人に在りては則ち之を誅し、弟に在りては則ち之を封ず。曰く、仁人の弟に於けるや、怒を藏さず、怨を宿めず、之を親愛するのみ。之を親しみては其の貴からんことを欲し、之を愛しては其の富まんことを欲す。之を有庳に封ずるは、之を富貴にするなり。身天子となり、弟匹夫たらば、之を親愛すと謂ふべけんやと」（孟子・巻五・萬章章句上）

（六〇）相率ゐて共に亡ぶ。

（六一）見識上、進歩がなく行詰れること。

（六二）十分に知る。

（六三）大儒。

藤田幽谷の卓見

り、之を用ふるに偏ならざれば、則ち行ふ所皆善ならん。若し偏見を執りて一隅に拘泥せば、則ち其の善なる者も亦、皆不善とならん。是れ儒中の異端なりと。（西山隨筆）

嗟夫、世の拘々として自ら牢守（六四）する者、專ら聖經に就いて其の義を講ぜずして、徒に後儒を信じ、各々好む所に從つて、一家の說を偏執し、先入、主となり、一を執りて以て百を廢す。身は儒中の異端に陷りて而も自ら知らず、悲夫。我が先師、學は古今を貫穿（六五）し、遠く洙泗の源に泝り、諸家の善なるを取りて其れを折衷し、深く聖門の成德達材の道に見るところあり。學問・事業を合して之れを一にし、甘んじて儒者の流たるを恥ぢず。人に敎ふるに成人の道を以てし、道德を論ずれば、則ち忠孝に本づく。其の親愛の心をして發生・長養・活動して以て進ましむる所以の者は、皆、陽を先きにし陰を後にするにあり。而して一隅に拘泥するを欲せず。其の義は蓋し乾元の大和を保合するに本く。亦、義公の遺意を奉ずる所以なり。

（六四）偏見を堅く守ること。

（六五）通じ達する。

日出る所

嗚呼、先君は生を日域の東に挺して、首として陋儒の敵を闢く。先師も亦、從ひて其の意を推廣す。易に曰く、遠からずして復す、祗に悔ゆべきなしと。一陽來復は震(六六)の初めにあり。以て天地の心を見る。震は東方たり。帝は震に出づ。萬物の生ずる所、時に於いては春なり。寂滅を變ずるに長養の道を以てし、　日出づる處よりして、以て日沒するの域に曁ぶ。庶幾くば其れ祗に悔いなからんのみ。(古は隋國を稱して、日沒するの處となす。故に云ふ。)

下學邇言　卷之二終

(六六) 震は一陽二陰の下に生じ、動いて上る。故に震を動とする。雷が鳴つて萬物生長するから、震の象を雷とするのは、其の爲めである。

# 迪彝篇

# 迪彝篇

會澤安著

目録

君子の義を論ず

師道　五の三

父子の親を論ず

師道　五の四

夫婦の別を論ず

師道　五の五

長幼の序を論ず

師道　五の六

朋友の信を論ず

師道　五の七

人道の正大を論ず

奮武　六

# 迪彝篇

## 總叙

日本は日神の御國

神州は　日神の御國にして、太陽の光りを發する所なれば、上古より　神聖の君臣を敎へ給へる道も、自ら正大光明にして　天日の照臨ましますが如く、(一)毫釐も暗きことなく、知り易く從ひ易き大道也。物あれば則ある事、天地の道なれば、君臣あれば自ら君臣の道あり。父子あれば父子の道あり。夫婦には夫婦の道あり。長幼に長幼の道あり。朋友に朋友の道あり。皆、(二)民生日用の常道にして、賢愚となり身に離れざる所なれば、書に筆するにも及ばずして其道自ら明也。大化の詔文に、「惟神も我が子と應治故寄させき」と宣へるを、舍人親王の註に、「(三)惟神とは神の道に隨つて、亦自ら神の道あり」と云ひて、神の

迪彝篇（註解）

總叙

（一）ほんの僅かな形容。

（二）人々が平常の生活・行動をしてゐる間にあらはれる道。

（三）日本書紀の孝德天皇の卷にある。「讀直毘靈」參照。

神のまに〳〵

まゝにして、自ら神道に備れるとの義なれば、毫も曖昧なる臆度[四]を以て造化せる道には非ずして、事につき、物につきて、衆人[五]といへども知り得べき天然の大道なり。[六]菅丞相の歌詞に、紅葉の錦神のまに〳〵といへるも、章を斷ちて其の義を見る時は、この自然の心叶へるなるべし。

他國の道との相違點

されば西戎南蠻などの隱れたるを索め、怪しきを行ひて、目にも見ず、耳にも聞かざる幽陰[七]の空理[八]のみを以て道とする者とは、白黑氷炭[九]の異なるが如くにして、誠に天地自然の大道なれば、これを天地に建てて悖らず、鬼神[一〇]に質して疑ひなし。

道は人の大道

上古　天祖　天孫　皇極[一一]を建て給ひしより今日の今に至るまで、聖子　神孫　天日嗣を受繼がせ給ひ、天と神とを典り、萬民に照臨まし〳〵て、彝[一二]の教を迪かせ給ふ。此の道は人倫の大道なれば、天下に人民あらん限りは、此の道の盡ることあるべからず。自然の節文[一三]によりて典禮を設けて敎へ導く事天のものいたさずして、四時行はれ、百物

（四）想像。
（五）一般國民。地位・身分種々の人々。
（六）古今集・卷九に、「朱雀院の奈良におはしましける時に手向山にてよめる」として、「此たびは幣もとりあへずたむけ山紅葉の錦神のまに〳〵」とある、作者は菅原朝臣となつてゐる。
（七）目に見えない怪しげなこと。
（八）實生活と何の關係もない理窟。
（九）火と氷との相違。大變な異り方の形容。
（一〇）種々の意があるが、こゝでは人の靈を指す。
（一一）皇室の基礎。
（一二）人間として守らなければならない敎。
（一三）自からなる規定。

この書の主題

の生ずるが如し。されども古の聖賢の語にも能く往來して、茲に彝敎を迪く事なからんには、王者の徳も國民に降ることあるべからずといへば、神聖の彝敎を開き給ひし深意を、こゝかしこに往來して、是を迪く人なくしては、神聖の盛徳も國人に降らん事を、(一四)杞人の憂とやらんいへる如く、(一五)區々の愚忠默止すべきに非ざれば、往來に代へて紙筆を以て四方の民に語り國恩の萬一に報い奉らんと、聊か(一六)管見を左に記し侍るなり。

日本・支那及び印度

## 三才第一

天は象を垂れて、日月・(一)星辰上に(二)運行し、地は形を流きて、山嶽・河海下に(三)布列す。天は廣大にして地の外を包む。大地は天氣につゝまれて中間にありて自然に形をなす事、譬へ人の身に四體あるがごとく、前面あり、背後あり。神州より、(四)清・天竺等の地相接屬するものは、その前面なり。

(一四) 無駄な心配。老婆心を抱く人。
(一五) 小さい量の形容。
(一六) せまい識見。勿論卑下の辭である。

三才第一
(一) 各種の星。
(二) 一定の規定に依つて運動する。
(三) 揃ひ並ぶ。
(四) 清は中華民國。天竺は印度。

ヨーロッパ・アメリカなどの號を用ひぬ理由

(五)西夷は天地を分つて、亞細亞洲・歐羅巴洲・亞夫利加洲と稱すれども、夷狄の私に名づくる所にして、天朝にして定め給へる稱呼にもあらず、又、上古より定りたる公名にも非ざるなり。今、彼が私に稱する所の亞細亞等の名を以て、神州までをも總稱するは悖慢(六)の甚だしきものなり。依てこゝに彼が私稱を用ひず。他日皇化益々闢けたらんには、大地の形によりて其の名をも天朝より賜はるべきなれば、今、姑く其の總稱の名を闕いで、たゞ西蕃・北狄・南蠻・遠西・戎夷・西荒等の字面を用ふるも可なるべし。

海東にありて、地形倂に相接屬するものは其の背後なり。

此の地を、西夷は稱して南亞墨利加洲・北亞墨利加洲と云ふ。是も亦、彼が私の稱呼なり。今、姑く東方とか、東南諸國とか、或は東荒・東南荒などと稱するも可ならんか。前面・後面の諸國、皆、其の一國々々の國名は、その國の自ら稱する所を用ひて可なれども、總稱は西夷の私稱を用ふべからず。

(五)西洋人を賤しめた辭。
(六)道理にそむき、自分だけを優れてゐるとする非禮高慢な事。

東方は首西方は足

東西に於ける教説の區別

天・地・人の三才

東方はその首にして、西方は足なり。首は貴く、足は賤しきこと、自然の地形也。天道に在つては、東方は　天日の照臨まします其の初にして、陽氣の發する所、萬物の生ずる所なり。其の人民も朝氣の鋭きが如く、春氣の發するが如し。風俗勇猛にして、和樂愷悌（七）の氣象あり。

西方は　天日の光りをかくし給ふ所にして、陰氣の凝るところ、萬物の滅する所也。其の人民、暮氣の衰ふるがごとく、秋冬の枯落するがごとし。風俗殘忍にして、陰險深刻の氣象あり。

故に東方のをしへは發生を主として、生前の倫理を本とす。西教の教は（八）寂滅を主として死後の禍福を説く。これみな天地の自然なり。人は天地の間に生れて、天地と並び立ち、三才と稱するものなれば、天道と地勢と人情とを合せて大觀するときは、大道と小道の差別、自ら分明也。

（九）古、陰神伊弉冊尊、吾れ日々に千頭を殺すべしとの給ひしかば、陽



（七）何の不満もなく、やはらぎたのしむ。

（八）人生のはかなき事、人生無常のことなど、佛教では寂滅爲樂を説く。

（九）書紀の泉津平坂の條につきて、一書に云く、伊弉諾尊乃ち大樹に向ひて放尿したまふ、是れ即ち巨川に化なりぬ。泉津日狹女其の水を渡らむとする間に伊弉諾尊已に泉津平坂に至りましき。故れ便ち千人所引の磐石を以て其の坂路を塞ぎ、伊弉冉尊と相向ひて立たして、遂に絶妻の誓を建つる。時に伊弉冉尊曰く、愛しき吾夫君し、かく言はゞ、吾れまさに汝が治する國の民、日に千頭縊り殺さむとまうしたまひき。伊弉諾尊乃ち報へて曰く、愛しき吾妹し、かく言はゞ、吾れは則ちまさに日に千五百頭産まむとのりたまひき云々（卷一）とある。

神、伊弉諾尊、吾れは日々に千五百頭を生むべしとのたまひたり。よつて百姓[10]をば天益人と稱すといへり。陰氣は寂滅に趣き、陽氣は生々を意とすること、此の理、天地の初めよりして既に明かなり。然れば今、神明の國に生れ、天益人の數に備はれる蒼生[11]たらんものは、東方發生の仁を仰ぎ、春風和樂の氣を受けて、生前の倫理を明かにし、君臣・父子・夫婦・長幼・朋友の道を盡し、勇猛の氣を養ひて、　皇化を恢弘[12]にし、　天日の照じ給はん限りは　神聖の餘光を仰ぎ奉らしめんと、此の志を立んことこそ天然の大道なれば、實に天地・鬼神の御心にも叶ふべきなり。

## 國體　第二

天地の間に萬國あり。萬國に各〻君ありてその國を治む。君あるものは、各〻其の君を仰ぎて天とす。國々みな其の内を貴びて、外を賤しとする事同じき理なれば、互に己が國を尊び、他國を夷蠻戎狄とする

（一〇）天から降つた優秀な人との意であるが、著者は舊解によつて、益人の益を增加の意にとり死者よりも生者の方が多いと云ふ意に解したい。この語は大祓祝詞に「天益人等が、過ち犯しけむ雜々の罪事は云々」とある。

（一一）國民。

（一二）廣く明かにする。

易姓革命

事、是れ亦定まれる習也。されども、萬國には皆、易姓革命(一)といふことありて、その國亂るゝ時は、或は其の君を弑し、或は是れを放ち、或は寡婦・孤兒を欺きて其の禪をうけ、或は世嗣絶ゆる時は、他姓のものを以て其の位を嗣がしむるのみにして、

俄羅斯等の國にこの風俗あり。

其の君の種姓他に移る事、國として是れなきものあらず。これ天道とする所、しば〳〵かはる習なれば、其の天地といへるも皆、小天地にして、其の君治といへるも小朝廷なり。

日本の獨自性

萬國の中に只　神州のみは、天地開闢せしより以來、　天日嗣無窮に傳へて、一姓綿々として、庶民の天と仰ぎ奉る所の　皇統限らせ給はず。是れ其の天とする所の大なる事、宇内に比なし。今、この萬民、天地の間に雙びなき貴き國に生れながら、吾が國體を知らざるべけんや。國の體と云ふは、人の身に五體あるがごとし。我が國を知らざるは己が身に五體あるを知らざるが如し。

(一) 王朝交代して天子の系統が變ること、「讀直毘靈」參照。ヨオロッパ、支那等には、易姓革命の例が多い。

神皇正統記

耶麻土

是れによりて、昔、（二）北畠准后、世の亂を歎き、神皇正統記を著して皇統の正しき事を論ず。其の略に曰く、（三）大日本は　神國なり。　天祖初めて基をひらき、　（四）日神永へ統を傳へ給ふ。我が朝のみ此の事あり。異國には其の類なし。此の故に神國といふ也。神代には豐葦原の千五百秋の瑞穗の國といふ。天地開闢の初めよりこの名あり。又は大八洲の國といふ。又、耶麻土と云ふ。是れは大八洲の中つ國の名なり。中洲たりし上に、神武天皇より代々の皇都なり。依て其の名を取て、餘の七州をも總て耶麻土といふなるべし。（五）漢字渡りて後、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたるなり。　大日孁の

　正統記の本文に、要の字に作る。

御國なれば、其の義をもとれるか。古より大日本とも、若くは大の字を加へず、日本とも言へり。又、倭といふ事は、漢土より名づけたる也。

（六）推古天皇の御時、もろこしの隋國より使ありて、書を送れりしに倭

（二）北畠親房のこと、親房の「正統記」は我が國の思想上劃期的名著であるから、こゝに相當長く引用してある。今、現行本と一々その部分だけ以下に對照して行く。主として巻一にある。

（三）「大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我が國にのみこの事あり。異朝にはその類なし。この故に神國といふなり。神代には、豐葦原の千五百秋の瑞穗の國といふ。天地開闢のはじめよりこの名あり。天祖國常立尊、陽神・陰神に授け給ひし勅に聞えたり。天照大神、天孫の尊に讓りまし〳〵しにも名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國といふ。これは陽神・陰神この國を生み給ひしが、八つの島なりしによりて名づけられにけり。又は耶麻土といふ。これは大八洲の名なり。第八にあたるたび、天御虛空豐秋津根別といふ神を

日本の名稱

皇と書く。(七)返牒には、「東天皇、西皇帝に敬白す」とありき。彼の國よりは倭と云ひたれど、返牒には、日本とも倭とも載せられず。中比より日本と云ひておくられたるや。又、上代には秋津といふ。此の外にもあまた名あり。(九)細戈千足國とも、(一〇)磯輪上秀眞國とも、(一一)玉垣内國ともいへり。

秋津等の諸名は、本、大和國を稱したる名にして、大八洲の總稱にあらず。今、姑く本書のまゝに出す。

神道の内容

(一二)天朝の始めは天神の種を受け、天祖よりこのかた(一三)繼體たがはずして、唯一種ましますこと、外國に其の種なし。(一四)唯　天朝のみ、天地開けし初より、今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事、よこしまならず。一種姓の中にすぎても、自ら傍より傳へ給ひしすじ程正しきに返る道ありてぞ保ちましくたる。是れ然しながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。

(一五)抑も、神道の事はたやすく顯さずと云ふ事あれど、根元を知らざれ

---

生みたまひし、これを大日本豐秋津洲と名づく。いまは四十八箇國に分てり。中洲たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり。仍りて、その名をとりて、餘の七洲をも、すべて耶麻土といふなるべし。唐土にも、周の國より出でたりしかば、天下を周といひ、漢の地よりおこりたれば、海内を漢と名づけしがごとし。（正統記・卷一）

（四）天照大神。

（五）「大日本とも、大倭とも書くことは、この國に漢字傳はりて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたることなり。天日嗣（現行本）の御國なれば、その義をもとるか。はた日の出づ所に近ければ、しかいへるか。義はかゝれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓せり。我が國の漢字を訓ずること多くかくの如し。おのづから日の本などいへるは、文字によれるなり。國の

ば、みだりがはしき端とも成りぬべし。其の費を救はんため、聊か記し侍る。

夫れ天地初めて開きし時の神を、國常立尊と申し、又は天御中主神とも號し奉る。

此の御名のこと、さまざまの説もあれども、上古の事なれば詳ならず。

次に陽神を　伊弉諾尊と申し、陰神を　伊弉冊尊と申す。此の二神日の神を生みます。この御子、光りうるはしくして、國の内に照りとほす。二神、天上の事をさづけ給ふ。これを　大日靈尊と申す。

自ら註して云ふ。孁の字は、靈と通ずべきなり。

天照大神

又、天照大神とも申す。次に月神を生みます。其の光り、日に繼げり。夜の政を授け給ふ。また　素盞嗚尊を生みます。勇み猛し。根の國にいねとのたまふ。天照大神の御子、正哉吾勝勝速日忍耳穗耳尊と申し、また其の御子を天津彦彦火瓊々杵尊と申す。天照大神、い

---

名とせるにあらず。（正統記・卷一）

（六）「推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて、唐書をおくりしに、倭皇と書く。聖德太子みづから筆を執りて、返牒をかき給ひしには、東天皇敬白、西皇帝とありき。かの國よりは、倭と書きたれども、返牒には日本とも倭とも載せられず。これより上代には牒ありとも見えざるなり。唐の咸亨の頃は、天智の御代に當りたれば、誠に仲の頃より日本と書きて送られけるにや。」（正統記・卷一）

（七）返書。

（八）又この國をば秋津洲といふ。神武天皇、國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の臀呫の如くあるかなと宣ひしより、この名ありきとぞ。されど神代に豐秋津根といふ名あれば、神武に始めざるにや。この外もあまたの名あり。細戈千足の國とも、磯輪上秀眞の國とも、玉垣の内國ともいへり。又、扶桑國とい

つきめぐみましく〳〵て、葦原の中洲の主となして天降らしめ給ふ。三種の神寶を授けましゝます。

先づ豫め　皇孫に勅して宣く、「葦原の千五百秋の瑞穂の國は、これ我が子孫の王たるべきの地なり。宜しく爾皇孫就いて治らせ。行矣。寶祚の隆へんこと、當に天壤と與に窮りなからん者なり。」又、大神、御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝て、「吾が兒の此の寶鏡を視んこと、當に猶ほ我を視るが如くなるべし。與に殿を同じうし、牀を共にし、以て齋鏡となせ」と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。この鏡の如く分明なるをもちて、天下に照臨し給へ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下を知しめせ、神劍を提げて、不順ものを平げ給へと勅ましく〳〵たりとぞ。この國の神寶にて、皇統一種正しくましします事、誠に此等の勅に見えたり。

抑も彼の寶鏡は、石凝姥命の造り給へる八咫の御鏡にして、日神の御形也。八坂瓊の曲玉は玉屋命作り給へる也。劍は素盞嗚尊の

---

ふ名もあるか。東海の中に扶桑の木あり。日の出づる所なりと見えたり。日本も東にあれば、よそへていへるか。この國にかゝる木、ありといふ事聞えねば、確かなる名にはあらざるべし。」（正統記・卷一）

（九）精良な武器の充實した國。

（一〇）四方に山をめぐらせた上にある秀出た國。神武紀にこの語がある。

（一一）美しい玉をならべた內部にある國。

（一二）「我が國のはじめ、天神の種を受けて、世界を建立するすがたは、天竺の說に似たる方もあるにや。されどもこれは天祖より以來繼體違はずして、唯一種ましますこと、天竺にそのたぐひなし」（正統記・卷一）

（一三）御位の繼承。

（一四）「唯我が國のみ、天地開けし始めより、今の世の今日にいたるまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず。一種姓の中におきても、お

大神に奉られし叢雲の劒なり。この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ますべき道なるべし。鏡は萬象を照すに、是非善惡の姿現はさずといふ事なし。玉は柔和善順を德とす。劒は剛利決斷を德とす。簡約やかにして旨廣し。剰へ　神器にあらはし給へり。最とかたぢけなき事にや。中にも鏡を本とし　宗廟の正體と仰ぎ給ふ。鏡は明を形とせり。又、正しく御影を寫し給ひしかば、深き御心を止め給はんぞかし。天にあるもの、日月より明なるはなし。依て文字を制するに、日月を明とすといへり。我が神、大日の靈にましませば、明德を以て照臨し給ふ。君も臣も　神明の光胤をうけ、或は正しく勅を受けし神達の苗裔也。誰かこれを仰ぎ奉らざるべき。此の理をさとり、其の道に違はず、學問を愛に極るべきにこそ。道の擴まるべき事は、文籍流布の力なり。

應神天皇の御代より、儒書を廣められ、　神聖にましませば、天照大神の御心を稟けて、我が國の道を弘め深くし給ふなるべし。(一六)かく

のづから傍より傳へ給ひしすら、猶正にかへる道ありてぞ、たもちましましける。これしかしながら、神明の御誓ひあらたかにして、餘國に異るきいはれなり」（正統記・卷一）

（一五）「抑も神道のことは、たやすく顯はさずといふ事あれど、根元を知らざれば亂りがはしき端ともなりぬべし。その弊を救はんために、いささか勒し侍り、神代より正理にて受け傳ふるいはれを宣べんことを志して、常に聞ゆることは載せず、然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき」。（正統記・卷一）

（一六）「かくてこの瓊々杵尊天降りましに、猨田彦といふ神參りあひき。（これちまたの神なり。）照り輝きて、目を合はする神なかりしに、天鈿女神行きあひぬ。皇孫いづくにかいたりましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穗の櫻觸の峯にましますべし。われは伊勢の五十鈴の

てこの　瓊々杵尊天降りますに猿田彦といふ神ありて、筑紫日向高千穗の槵觸の峯にましますべし。我は伊勢の五十鈴の河上にいたるべしと申す。彼の神の申す儘に、槵觸の峯に天降りて、遂に吾田の長狹の御崎に住ませ給ひたり。御子　火々出見尊生れ給ふ。　火々出見尊の御子　彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申す。其の御子　磐余彦尊の御世より人皇の代となれりぞかし。

(一七)皇祖天照大神、　天孫に詔せし、寶祚の隆なること、當に天壤と與に窮りなかるべしとあり。天地も昔に變らず、日月も光を改めず、況や三種の神器も現在し給へり。窮りあるべからざるは、我が國を傳ふ寶祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは　日嗣を受け給ふ　皇になんおはしますと見へたり。是れ北畠親房の論せられし其の大略也、誠に世の亂れを救ひ、人の心を正くすべき格言といふべし。

三種の神器の事は、前に見へし如く、寶鏡は諸神相議りて、石凝姥の神をして　日神の御形を鑄せしめしなり。又、曲玉は　日神を迎へ



河上にいたるべしと申す。かの神の申しのまゝに、槵觸の峯に天降りて、鎭まり給ふべき所を求められしに、事勝國勝といふ神（これも伊弉諾尊の御子、又は鹽土の翁といふ。）參りて、わが居たる吾田の長狹の御崎なん宜しかるべしと申しければ、その所に住ませ給ひけり。」（正統記・卷一）

（一七）「昔、皇祖天照大神、天孫尊にみことのりせしに、寶祚の隆は、當に天壤と窮りなかるべしとあり。天地も昔にかはらず。日月も光を改めず。況んや三種の神器、世に現在し給へり、窮りあるべからざるは、我が國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは、日嗣をうけたまふ皇になんおはします。」（正卷記・統一）

神璽、こ
と

奉らんとて、天明玉(あめのあかるたま)の神をして造らしめし也。神劔は素盞嗚尊、越(こし)の八岐大蛇(やまたのおろち)を斬りて得たりしなり。その上に常に雲氣(うんき)ありしかば、奇(く)しき劔なりとて、　天照大神に奉り上らる。越は北方にて陰の方也。蛇は陰物の稱也。北方に盤據(ばんきょ)(一八)して人民の害をなせし陰類の巨魁(きょくわい)(一九)を誅戮(ちうりく)(二〇)して、其の害を除き、武徳の顯はれし時に當りて得給ひし神劔なり　斯くの如く、三種共に皆、偶然の物に非ず。依て　歷朝、　大御神の神勅のまゝに殿内に祭り給ひしを、　崇神天皇の御時に至りて　神威を憚り給ひ、別に鏡劔を模造して護身(ごしん)の御璽(ぎょじ)となし、神代の物をば、大和の笠縫邑(かさぬひむら)に移し奉らせ給ふ。　垂仁天皇の御時、又移して、伊勢の五十鈴の河上に鎮坐ましまして より、今に至るまで、寶鏡は伊勢神宮にまします。

神劔は伊勢にましましを、日本武尊東征の時申し請けて、東夷を平げ、遂に尾張の熱田に鎮座ましますす也。神璽(しんじ)は　至尊御身を離させ給はず。(二一)壽永(じゅえい)の亂に海底に沈みしかども取り上て　皇居に還し參(まゐ)らせ。

(一八) 根據を持つ。
(一九) 悪人の頭。
(二〇) 打ち殺す。
(二一) 壽永とは安德天皇の御代の年號で、皇紀一八四二年から三年まで、源平の爭ひから平氏の滅亡に至る迄を意味する。

たり。

崇神天皇、模造し給ひし護身の御璽の事、寶鏡は天德[22]、長久の[23]火災に御形損じ給ひ、神劍は壽永の亂に海に沈みてより、他の劍を以て是れに換へさせ給ふと雖も、神代より傳へ給ひし神物は、歴然として世に現存まします。

天壤と共に恙なく、無窮に傳へ給はん事、毫釐も天照大神の誓はせ給ひし御時に異なることなし。天地の間に萬國數多しと雖も、かゝるめでたきためしある事、異域[24]には曾て聞かざる也。されば神州の尊きこと、宇內に雙びなし。日嗣の君こそ、實に宇內の至尊と稱し奉るべし。天下の民、かゝる尊き邦に生れながら、我が國の體をも知らずして過ぎなんは、鳥獸蟲魚の無知なるに均しかるべし。故に北畠殿の論ぜられし大意を擧げて、聊か管見をも記し侍る也。

(二二) 天德は村上天皇の御年號で、皇紀一六一七年から一六二〇年まで。天德四年九月に內裏は火災に會つた。

(二三) 長久とは後朱雀天皇の御代の年號で、皇紀一七〇〇年から一七〇三年まで。長久元年九月に京極院が燒けた

(二四) 他國。

神州は瑞穂の國

寶祚（あまつひつぎ）の隆（さかん）なること、天地と與に窮りなく、　天照大神の勅のまゝに永世まで受け傳へ給ひ、　日神、（一）六合（りくがふ）に照臨まし〳〵て、靈明（れいめい）の德、著しく、宇内に雙なき事、賤しき臣民の啄を容れんも憚るべき事なれども、古きに見へし大意を取りて、其の萬一を稱揚し奉るべし。

日神、高天原にまし〳〵て、最も民命を重んじ給ひ、五穀の種を求め得て宣ひたるは、此の物は（二）顯見蒼生（うつしきあをひとぐさ）食ひて生くべしとて、是れを御田に種（うゑ）させ給ふ。この後、　天位を　皇孫に傳へ給ひしに及びて、御手づから齋庭穂（ゆにはのほ）を授け給ふ。かくの如く嘉穀（かこく）を貴び給ふことも、　神州は瑞穂（みづほ）の國にして、萬國の食ひて生くべき物も五穀なり。戎狄（じゆうてき）などの如く、鳥獸蟲魚を以て食とすべき風土に非れば、萬民の飢に阻まん事を憂ひ給ひし深仁（みなさけ）と申し奉るべきなり。又　日神初めて繭を含ませ給ひしより、蠶を養ふの道あり。又、この時よりして布・木綿（ゆふ）などもありて、萬民身の寒さを免れし事となれりし也。されば今日に至るまで、日神の神靈天にまし〳〵て蒼生（あをひとぐさ）を（三）覆育（ふくいく）し給ひ、　天孫永く　天

（一）全世界。

（二）目に見えず、顯ではない神に對して、現世の人々を指したもの、この部分、書紀の一書に「是の時に保食の神實已に死れり。唯し其の神の頂に牛馬化爲れり。顱の上に粟生れり。眉の上に生れり。眼の中に稗生れり。腹の中に稻生れり。陰の中に麥及び大豆、小豆生れり。天熊大人悉く取持ち去いて奉進る。時に天照大神喜びて曰く蠒是の物は則ち顯見蒼生の食ひて活くべきものなりとのたまひて、乃ち粟、稗、麥、豆を以て陸田種子となし、稻を以て水田種子となす』（卷一）とある。

（三）天地が萬物を覆ひてめぐみ育てる事を覆育といふ。

天孫と日神とは同一體

胤を傳へ、萬民に君臨せさせ給ふ。

天孫は本より日神と同一體にましませば、千百世迄も其の本を忘れさせ給はず、踐祚大嘗祭とて。天皇即位の御時、御代々々に一度の大祭ありて、新穀・天神地祇に薦め給ひ、又、饗膳。饗膳とて、幣帛をも薦め給ふ。又、年々新嘗の祭とて、新穀を太神宮及び天下の諸神にも薦め給ひ、神衣・神嘗の祭ありて、別に神衣と新穀とを太神宮に進め給ふ。是れ皆、萬民のために本に報い給はんとの深意なるべし。又、祈年祭ありて、時令其の序に順はん事を天下の諸社に祈り給ひ、月次祭ありて、幣帛を諸社に捧げ、國家の安穩ならん事を祈り給ふ。(四)大忌祭は水德を祈り、風神祭、(五)沴風を攘ひ、鎭華祭は疫神を鎭め、鎭火祭は火患を防ぎ給ふ。かくの如きの數尚ほ多し。皆、本に報い、福を祈り、災を攘ひ給ふ事、皆、萬民を安からしめんとの深仁也。

されば萬民のために、本に報る事も、福を祈ることも、災を攘ふ事

(四)これらは祝詞にあるが、風神祭と同樣、風雨の災なく、五穀豐穰を祈る祭。
(五)暴風。

萬民は皇室を崇拜す

も皆　朝廷にて民を率ゐて行はせ給ふなれば、萬民は何事を祈らずしても、只心を專らにして、　朝廷を仰ぎ奉らば、自ら　神意に叶ひ、天人の間和合して、諸神も守り給ふべき也。

今日萬民の食ふ所の米穀は、即ち　日神種ゑさせ給ひし嘉穀の繁衍(六)せし也。衣る所の服は、即ち　神代に始まりし紝織(七)の業の廣まりしなり。其の他の室屋、器財、百物ありて、萬民の日用となる事の皆、神代よりして、　歷朝の拮据(八)經營によりて生ずるものに非るはなし。今、この民、　日神より賜はりし穀を食ひ、　天祖　天孫の天業を弘め給ひし仁澤によりて、日用に事闕ることなくして世に在るなり。其の大德に報い奉らざるべけんや。是れに因りて古より萬民、新穀を奉り、布帛を供し、雜用の料を納めて祭祀を助け奉るは、皆、　天神に報い奉らんとて、至誠の心より出でたるを、　天孫、萬民の爲めに神と天とを典り、萬民の誠心を　天神に達し給ふ也。

至尊と萬民

是れ萬民は己の誠を　天神に達せんとて　至尊に賴み奉る。至尊は萬民の心志を　玉體

(六) しげりあふれる。
(七) 手織物。
(八) 懸命になつて方針を實行。

に負はせ給ひて　天神に敬事し給ふ。　聖恩の大なる事海よりも深く、山よりも高しと、申し奉らんも猶ほ愚かなるべし。

故に天子は天地を祭りて、卑賤の者は天地を祭るべからざるは其の理ある事也。今、平交の間にも、其の人に一事を賴みたらんに、其の人をさし置いて、己またその事を論はんは、賴まれたる人を蔑如したるなり。況や既に　至尊に賴み奉りては、己より天地を祭るの理あるべからず。唯、心を一にし。志を專らにして　至尊に事へ奉らば、己が誠は自然に天に通ずべきなり。

戎狄の國には、庶民と雖も、天を拜する類の風俗もあれども、是れ皆、義に暗くして、其の君を蔑如し、其の君の天地を祭る事をもさしおきて、己より祭らんとするは、其の本を一にする事を知らざるより出たる也。本を二つにして、民各々天を拜する時は、其の心區々になりて專らならず。譬へば大木を擧るに、木やりなどと云ふ事もなく、衆力分散して動かし得ざるが如し。斯くの如く、衆心區々になりて



（九）何事もない友人間の交際。
（一〇）輕蔑。

天地は生物

は、其の誠の天地、鬼神に通ずる事はあるまじきなり。

人は父祖の體を受け、天地の氣を受けて生れたるものなれば、天地と父祖とは人の本也。故に　至尊は天地と　祖宗とを祭り給ひ、士民たる者、外には大祭の用を供し奉りて己が至誠を天地に通じ、內には父祖を祭りて、自ら其の誠を盡すこと、是れ當然の道理にして、神聖の正しき訓也と知るべし。

道は生れたる人の道なれば、今日眼前の人道を盡さば、鬼神の理は不知しても、天地・鬼神の意に叶ふべし。天地、鬼神の事は、別に論著せし物もあれば、此には眼前の人事を先として論じ侍る也。天地は活物なれば、陰陽の消長を以て萬物を化生し、變動周流して測るべからず。故に天の神道と云ふ、是れ天地の心性なり。人は天地の氣を受けて、其の心性も天地の心性と同じ。されば人の敎も天の神道に本づく故、易にも「聖人は神道を以て敎を設く」とて、陰陽消長の道を以て人の敎とす。是れ天地を論ずる事も、人事に益あるべき爲

西洋思想は結局は天を侮る

め也。

西荒の蠻夷は小智にして、天の神道を知る事あたはず。人巧を以て天地を測り、日月を囲遶し、徒に天地の形體を論じて、陰陽の妙、心性の活動を知らず。譬へば人の肥痩毛髮の微を論じて、性情ある事を知らざるが如く、其の說緻密なりとも、人事に益なし。天地を觀て死物として是を翫ぶは、天を侮る也。天を侮る者は聖人の誅を免れず。天地の心に背くなれば、縦令、今眼前に天誅を免るゝとも、天定りたらんには、斯かる左道(一一)は必ず破滅すべきなり。

## 君道第四

古へ天祖始めて四海に照臨ましくてより、歴代の聖帝、天に代りて萬民を養育し給ひ、君道、師道を一つにして、これを治め、且つ教へ給ふ。萬民の爲に災害を除き、生を厚くし用を利し、百官を設け、紀綱を立て、賞罰を明にするは君道也。罟擭陷穽(一)を設けて、猛獸

（一一）正しい筋道から離れた異端の道。

（一）あみと、わなと、落し穴と、共に禽獸を捕へる手段。「中庸」第七章から出てゐる。

人君は天に代つて萬民を治む

して摯鳥(二)の害を除き、川澤を通じ、溝洫(三)を開き、水旱(四)の患を防ぎ、兵刑を以て暴亂を禁じ、城郭・關門を制して寇盜(五)に備ふる類、皆、民害を除くの道なり。五穀を殖ゑ、田疇(六)を治め、經界(七)を正くし、糶糴(八)を平にし、貯蓄を多くし、本業を貴び、末作を賤むるの類、皆、生を厚くするの道なり。室屋を營み、衣服を制し、器財を生じ、有無を通ずるの類、皆、用を利するの道也。是等の政令を施し給はんに、百官なくしてはなし得ざる事なる故、官を分ち、職を設く。これが治むる紀綱とす。綱の大綱にして、卽ち政事を引興さん爲めの大綱なり。綱の目ありとも大綱なき時は衆目廢弛して用をなさゞるが如く、政事ありても、紀綱といふ事を以て、その大體を振擧(九)せざる時は、細大の事混雜して、萬事廢壞す。依て紀綱を立て、衆目を引擧るなり。

賞罰は人君の大柄(一〇)也。賢者を擧て高位に置き、能者を使ひて其の職を治めしめ、不肖を黜け、姦惡を誅り、佞人(一一)を遠ざけ、風俗を勵し、君子の道長し、小人の道消ずるに至る事、盡く賞罰の用にあり。凡そ

(二) 猛き鳥。
(三) 田間のみぞ。
(四) 水害と旱魃。
(五) 大小の盜賊。
(六) 田の界。
(七) 土地の境。
(八) 賣出す米と買入れる米。
(九) 盛大にする。
(一〇) 政治上の大權。
(一一) 君寵を得る爲め不正行爲をする人。

是等の事、皆、人君天に代りて萬民を治るの道なれば、これを君道といふ。

君道の必要

この君道なき時は、百官もなく、政事もなく、萬民の爲めに衣食住の宜しきを制する者もなく、盗賊を捕ふる者もなく、强きは弱きを凌ぎ、衆きは寡きを暴たげて、天下戰爭のみにして、萬民血に塗れ、鳥獸水旱等の害ありとも、除くべき人もなき世となりなば、萬民何を恃みてか其の生を安ずべきや。されば今、萬民かやうの患害をも免かれ、父母に事へ、妻子を養ひて其の身を終るに至る事、君道ありて、天に代りて世を治め給ふの故に非ずや。

國史上の事例

古へ　天照大神、諸神に命じて國土を平げしめ、萬民衣食の源を開き給ひしより、　神武天皇、中州の亂を平げられ、國造、縣主を立て諸國を治め給ひ、　崇神天皇の御時、富國强兵の政、大に行はれ、天智天皇、制度を立てゝ中興の業を成し給ふ。是れ皆、君道を以て、萬民を安んじ、治められしためし也。其の後　朝政衰へて、天下の亂久し

く息まざりしに、　東照宮　天朝を翼け、百戰して兵革(一二)を止められたり。今、萬民眼前に　歷朝の仁澤に潤ひ、東照宮の功烈を仰ぎ、　日神の種ゑさせ給ひし米穀を食ひて、千百世、子孫連綿したる深恩を一身に負ひ、二百餘年干戈の苦みを免れ、父母、妻子を養ふ。千百世の深恩と二百餘年の德澤とを、百年にも滿たざる身を以て報ひ奉らん事、終身心力を盡したりとも、其の萬分の一にも至るべからず。

然るを我れ、今日何の故を以て生けるといふ事をも知らず、如何して兵亂に逢はざると云ふ事をも知らざる事、譬へば魚の水中に在りて、水中に居る事を知らざるに同じ。人と生れて萬物の靈たらん事の一身を、魚の如くになして世を終らんは、恥しき事にあらずや。

## 師道　五の一

### 總論　正道の要

人の禽獸に異なる事、其の故何ぞや。禽獸も其の欲する物を食ひ

(一二) 戰亂。

教は天地自然の大道

て、腹に充つる事を知る。人として飽くまで食ひ、暖かに衣て、人倫の道をも知らで其の身を終らんは、正しく禽獸の所爲なるべし。故に神聖　天に代りて君道を以て萬民を治め、衣食住に闕る事なからしめ、且は、師道を以て萬民を教へ導き、人倫を明らかにして、禽獸に異なる事を知らしめ給ひし也。

教といふは、天地自然の大道也。(一)大道は道路の如し。人の往來すべき所には、何人の教ふるともなく、自然に一條の道を踏み分け、便道にして往來繁ければ、自然に大道となる。人道もこれに同じ。億兆の人、皆、履み行ふべき道なる故に、自然に一條の大道備はる也。人倫に君臣・父子・夫婦・長幼・朋友の五品あるは、天造の自然なり。五品もる時は、親・義・別・序・信の五典備はれる事、又、自然の大道なり。天祖　三種の神器を授け給ひ、君臣の分定りてより、忠の道著はれ、是より　皇統一姓にましくて、父母の恩厚く孝の道著れたり。忠孝の教立ちぬれば、夫婦・長幼・朋友の道も隨つて厚き事定まれる道理な

(一)「曰く、交・鄒の君に見けることを得て、以て館を假るべし。願はくば留まりて業を門に受けんと。曰く、夫れ道は大路の如く然り。豈知り難からんや。人求めざることを病むのみ。子歸りて之を求めば、餘師有らんと」(孟子・告子章句下)

り。

歷朝の　聖帝、既にこの大道を以て萬民を教へ給ふ。中にも　應神天皇の御代に至りては、治道も既に備はりて、專ら教化を崇め給ふべき時節に當れり。此時、幸に漢土の書、堯舜、孔子の道傳はりしかば、乃ち之を以て萬民を導き給ふ。　神州と漢土とは、何れも東に向ひたる地勢にて、朝陽の正氣を受け、風土も宜しく、人民も正しければ、其の五典の教も自ら人情に適ひて、　天祖　忠孝の教に符合す。依て人に取りて善をなすの道にて、この道を治め行はせ給ひ、是よりして教化も備れり。　天智天皇　世を中興し給ひ、制度一新して、治教、又、再び興れり。されども歲月久しくして、天下大いに亂れ、異端邪說も一かたならず。又、(二)永祿の頃よりして遠西の左道、中國に(三)浸淫せり。

東照宮、(四)禍亂を平げ、(五)名節を勵まし、(六)士風を振ひ、忠孝を以て以下の士民を磨礪し、遠西の左道を禁斷せられしより、(七)大猷公の御時に

(二) 皇紀二二一八年から二二二九年までで、正親町天皇の御代。
(三) 深く沁む込む。
(四) 天下の大亂。
(五) 名譽、節操のこと。
(六) 武士道。
(七) 三代家光將軍のこと。

至るまでに邪徒を盡く平げられしかば、海外までも震ひ慄きて、日本人に三眼ありと稱歎せり。又、踏繪とて、邪徒の歸正せし者には、足を以て（八）胡神の像を踏ましめらる。蠻夷の入津（九）する者、已も亦、是を踏ましめられん事を恐れて、長崎を望見ては蹐慄きたる事、清人の書にも見へたり。

かくの如く、國威海外に震ひ、戎狄覬覦（一〇）の念を絶ちし事、外國にもその比なし。されば、（一一）率土の民たらん者、　天祖よりして　歴朝の聖帝、民を導きて禽獸たる事を免れしめ給ひし仁風を仰ぎ、　東照宮より以來、（一二）嚴科を設けて、民をして（一三）被髮左袵を免れしめられし功烈を念ひ、邦君、各々、其の民を（一四）教諭あらんをよく曉りて、古より倫道あるによりて、萬民も夷狄、禽獸の如くならず、人倫ありて今日世に立ちたる事を自ら知りて、君臣に義あり、夫婦に別あり、長幼に序あり、朋友に信あらん事、全く　天神の御心に叶ふべきなり。然らば　天神に事へ奉らん事は、全く人道を盡すにありと知るべきなり。



（八）異國神。
（九）入港。
（一〇）隙を窺って害をはかる。
（一一）國土全部。こゝでは日本國の意。
（一二）嚴格な規定。
（一三）未開人の風俗、髮をおどろにし、着物を左り前にする。「論語」にある語だが、こゝでは西洋に侵略されることを意味する。
（一四）教へて善導する。

# 師道　五の二

## 君臣の義を論ず

君臣の道は義を主とす

君臣の道は、義を主とす。君の臣を使ひ、臣の君に事ふる事、上下各々其の義あり。是れ天然の大道にして、人の造作する所にあらず。天地の間に萬民あり。萬民相和樂して其の群を樂み、禽獸と異なる事、自然の人情なり。されども其の中に百事を裁判すべき人を立て、是非を分ち、曲直を辨じ、其の治教を仰ぐ事なくしては一日も過し難き事、是れ又自然の情なり。百事を裁斷する者は、自ら君長の道備はれるなり。其の中に、小なるを村君(一)・邑長とし、大なるを　天子より以下、諸邦の君とす。其の裁斷を受くる者は、自ら臣民の道なり。

士農工商

其の中に君を佐けて、民を治る者を士とす。農・工・商は皆、君と士との日用(二)に供給し、其の治教を受く。力を勞する者は人を養ひて人に治められ、心を勞する者は人に養はれて人を治め、士・農・工・商、功を通

(一) 里の長官。

(二) 日用の一切を間に合はす。

じ、事を易へて、互に相救済す。是を四民といふ。四民の外に業をなす者を遊民(三)といふ。有れども益なく、無けれども損なき者なれば論ずるに及ばず。

斯くの如く、君あり臣ある事、天地の自然なれば、君臣の義といふ事、一日もなくして過すべからず。是れ衆人の共に由り行ふ所にして、自然の大道也。況や　神州は　天祖、三種の神器を傳へ給ひ、君臣の分定りて、天地開闢せしより一姓歴々として　天日嗣　知らせ給はす、今日に至るまで　天祖の遺體を以て臣民に照臨ましませば、君臣の分、天地と共に易らず。臣民の祖先は往時　歴朝の仁澤に浴せし者なり。今日の　至尊は、正しく天祖の正胤(四)にして　天祖と同體にましまず。天地と共に始りたる大義なれば、天地あらん限りは易る事あるべからず。是を君臣義ありといふ。

天子は天工に代りて天業を弘め給ふ。幕府は　天朝を佐けて天下を統御(五)せらる。邦君は皆　天朝の藩屏にして　幕府の政令を其の國に布

（三）徒食者。

（四）正系。正しい御子孫。

（五）統一、支配する。

く。是が臣民たらん者、各々、其の邦君の命に從ふは、即ち　幕府の政令に從ふの理にて、　天朝を仰ぎ、　天祖に報い奉るの道也。その理易簡にして、其の道明白なり。易簡明白なるは大道也。戎狄の俗は、眼前に大道ある事をば知らず、幽陰晴昧の事を人の知らざるに乘じて、恣に邪說を唱へ、一種の本尊などいへる者を設けて、專ら是れを尊奉し、其の甚だしきは、尊奉する者を指して大なる君なりとし、其の眼前に事ふる所の君をば蔑視して、一時の假合なりとて、小なる君なりなど言へる陋習あるに至る。

近世、蘭學者流といふもの行はる。本は譯官より出でゝ蠻夷の言語を翻譯するのみなれば、國家の害ともならざりしが、中には戎狄の邪說を道聽途說する者ありて、かゝる君臣の大義に背きたる事をも信じて、人にも語り、民心を迷はし、其の實は國家の嚴禁をも犯すに至る事を自ら知らず、惡むべき業ならずや。されども、君父を敬ふ事、人情の實なれば、邪徒と雖も、外面には君父に忠孝を盡すべしと教ふれ

（六）目に見えない暗い事理。役にも立たない事の意を含む。

（七）假の結合。

（八）惡習俗。

（九）無批判に事物を受け入れ、受け賣りすること。この語、「論語」にある

五倫の外に人道なし

ども、其の實は君父よりも尊きものありといふ事、其の心腹にあれば、(一〇)孟子も其の心に生じて其の事に害ありといへるが如く、一旦、邪徒に黨行ありて、上より是を制せられん時に至りて、必ずや君父に對して弓矢をも執るに至る。(一一)土呂・島原等の逆亂を以て(一二)後鑒とすべき事にあらずや。

然れば、五倫の外に人道なき事を知りて、人と生れては人道を明かにし、天倫を失はずしてこそ神明の輔助も有るべきに、眼前の主君を差し置きて鬼神に媚たりとも、天地鬼神、是を悦び給はんや。

今、幸に神明の國に生れ、萬世一種の天日嗣を仰ぎ奉らん天下の公民は、假初にも易簡明白の大道を失ひ、(一三)詭譎陰怪の曲塗傍徑(一四)に迷はざらん事こそ天心に叶ひて神明も守り給ふべきなり。

## 師道　五の三

### 父子の親を論ず

（一〇）「何をか言を知ると謂ふ。」曰く、「詖辭は其の蔽はるゝ所を知り、淫辭は其の陷る所を知り、邪辭は其の離るゝ所を知り、遁辭は其の窮する所を知る。其の心に生じて、其の政に害あり、其の政に發して、其の事に害あり。聖人復起るとも、必ず吾が言に從はん」（孟子・卷二・公孫章句上）

（一一）國家の秩序を紊亂する行爲。

（一二）後の戒め。島原一揆など宗教から來る亂には害が多いから、反省しなくてはならぬといふ意。

（一三）人々をいつはり、欺いて、不思議な行をする。

（一四）正道と合致しない、横道。

父子の道は親を主とす

父子の道は親を主とす。人生れて父子あるは天地の自然なれば、孩(一)提の童も親を愛み親むの心ありて、父母の膝下に抱き養はるゝ時よりして、其の親愛の心自然に生じ、其の年長ずるに隨ひて、父母を敬する心も亦、自然に長ずるなり。孝の道は、愛と敬との二つにあり。されども父子の間は恩を本とするものなれば、親愛の心を以て主とする事也。愛敬を以て其の父母に事へん事は、人々自ら己の心を盡したらんには自から孝の道にも叶ふべき事なれば、こゝに論ずるにも及ばず。自ら其の誠よりして明らかなるべし。

孝は徳の基本

孝は徳の本にして、愛と敬とを天下に達すれば、即ち是を仁義とす。故に德教、四海に加はるを天子の孝とし、一國を治るを諸侯の孝とし、法を守るを卿大夫の孝とし、君長に忠順なるを士の孝とす。

又、生れたる時は其の志を養ひ、身まかりて後は其の志を繼ぐ。是れ、孝子の心、其の身を終るまで其の親を忘るゝに忍びざる故也。中庸にも「孝とは、善く人の志を繼ぎ、人の事を述る者なり」といひ

（一）二三歳の幼兒。

身を殺して仁を行ふ

父子は同一氣

て、親に事へんには、目前に其の（二）口體を養ふのみにあらず、父祖の業を繼ぎて、其の志を達するを大孝といふ。孝經の首章にも、詩を引きて、「爾の祖を念ふことなからんや。其の德を聿べ脩む」と云へり。其の父祖、小人ならば、（三）口腹の養をのみ悦ぶべけれども、志士、仁人は（四）身を殺して仁をなす事あり、仁に志しては、一身の養を顧みず。其の父祖、君子の人ならば、如何に口體を養ひたりとも、仁をなさんとする其の志を傷つては孝と言ひ難し。父祖の志をば繼がずして口體をのみ養ふは、父祖を小人と思ふに近かるべし。故に其の志を繼ぎて其の善を成就し、其の德業を修めん事こそ、父祖の心にも叶ひて永き孝とは云ふべけれ。

父子は本、同一氣にして、身體の分れたるのみなり。譬へば一水の流るゝが如し。上流濁る時は下流も亦濁り、下流塞がる時は上流も止る。（五）水脈連綿として絶えざる故なり。人の身も（六）血脈連綿し、分流するなれば、子孫の血脈は父祖の血脈なり。父祖は上流にして、子孫の前



（二）美食、美衣といつた風に物質方面のみの奉養が決してその全部ではない。

（三）肉體の養と同じ。

（四）「論語」に、「子曰く、志士・仁人は生を求めて以て仁を害することなし。身を殺して以て仁を成すことあり」（衛靈公）とある。志士は仁に志のある士、仁人は自然と仁の域に達してゐる人。

（五）水の流れる道は、何處まで行つても絶えない。

（六）父子の血の續き。

一氣相感

身なり。子孫は下流にして、父祖の後身なり。故に聖賢の語にも「身は父母の遺體なり」といへり。天地開闢し、初めて人民ありてより以來、一氣流通して、子孫あらん限りは相連綿す。故に父を親愛して、疾痛痾痒（七）も己が身と同じく、祖先を念ふ事、父を慕ふが如く、子孫を慈する事、己が身に異ならず。是れ皆、永き孝慈なり。此の故に、生る時は是を養ひ、死する時はこれを祭り、其の志を繼ぎて永世まで忘れざれば、人道の盛なる也。

獸は母ある事を知りて、父ある事を知らず。（八）衆庶は父ある事を知りて、祖先を敬する事を知らず。皆、其の思念の久遠ならざる故なり。近世、養子といふ事盛になりてより、異姓の子を以て祖先の後とす。陽はに家名あれども、血脈は陰に絕えて他に移る時は、父子一氣なる事を忘れて家名をば重んずれども、祖先の神は祭を受くべき所もなきに至る。子孫の身として、是を憂ともせざるの勢も亦なきにあらず。君子の道は久遠を忘れず。人々各々其の敎祖を祭ると云ふも、其の遺

（七）何等かの意味で身體の故障、疾は病氣。痛はいたみ。痾は長病、痒は一寸した腫物。

（八）一般民。

體を以て前身を祭るなれば、本より一氣の相感ずるも理りなり。死する者は其の神遠く、(九)天堂・地獄へ往くべきにもあらず。其の後身の子孫に付き纏ひて、近く室堂中を離るべからず。依て遺體を以て孝敬を盡す時は、鬼神(一〇)感格して其の祭を享く。一氣の相應ずる事、譬へば弓銃を放ちて堅き物に當る時は、弓は手ごたへあり、銃は(一一)坐後動きた如し。されば、此の父母分身一體の義を以て久遠に推す時は、百世と雖も一身に異ならず。

故に　日嗣の君は　天祖を祭りて其の其德を聿脩め給ひ、諸臣には氏宗ありて、各々、其の祖を祭る事、古の道也。漢土にも、王者は其の祖の自りて出る所までを祭り、諸侯は其の始祖より、以下を祭り大夫士各々降殺(一二)ありて祖禰を祭る。其の禮明らかなり。其の德いよ／＼降なる者は、其の孝を申ることいよ／＼遠きに及ぶ事、本より其の理り也。

古へ　天祖　三種の神器を傳へ給ひし時に、　寶鏡を授けて、「吾が



(九) 極樂、又は天國。

(一〇) 神が人間の至誠を享けること。

(一一) 物理的な反動。

(一二) 次第。祖禰は父祖の廟。

戎狄には孝道なし

兒、此の寶鏡を視んこと、當に猶ほ吾を視るが如くなるべし」と宣へり。　寶鏡は　天祖の遺體なり、　天祖を拜し給はんとて寶鏡に向はせ給はん時、鏡中の御姿は即ち　天祖の遺體にましませば　天胤の窮りなく昌へ給はんには　天祖永く鏡中にましますなり、古歌に「人の子の親にいかなるものをとて、戀しき時は鏡をぞ見る」といへるも、此の意に叶へるなるべし。斯くの如く、父祖と子孫と同一氣にして、天地と共に窮りなき事、自然の天倫なり。

戎狄は大道を知らざれば、父祖の外に前身あり、子孫の外に後身ありと思ひ、父子の間をも肉身の假合などいへる說ありて、其の甚だしきに至りては、我が父をば小なる父なりといひ、其の尊奉する所の夷狄の神を大なる父と稱する類の邪說もありて、蘭學者流なども、頗る是に迷ふ者ありと聞く。父母の遺體は同體の分枝なれば、近く己が身に取りて人々自ら知りたる道理なるに、是をば差し置きて、遠く目にも見ず、耳にも聞かざる天堂・地獄の空論を信じ、實事を捨てゝ虛聲(一三)

(一三) キリスト教に迷はされて人生を誤解するに譬へる。

に咲ゆるよりして、父母の外に己が身を生ずる者、別にありなどといへる、自然の道を離れたる邪説に迷ひ、眼前の我が父をば小なりと蔑視して、他人の造れる金人。土偶に優したりとも、赫々たる　神明の悦び給ふべくもあらず。

されば人々　神明の大訓に従ひ、父子。祖神、永世一氣なる事を知り、此の心を推して、己が身も亦、　天祖　天孫の恩澤を蒙りし人々の子孫なる事を知り、今の　至尊も　天祖と同氣にましますことを知りて、　至尊を仰ぎ奉らんこと、己が祖先の　天祖　天孫を仰ぎ奉りし昔に變る事なからんは、是れ祖先の志を繼ぐの大孝と云ふべし。此の志を繼ぐの孝心を移して君に事ふるは、孝經にも「父に事ふを資りて、以て君に事ふ」といへる意にも叶ひて、即ち「孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中して、身を立つるに終る」と云へる義なり。遠き祖先の志をも繼ぐべきほどならば、近き父母に孝養を盡さゞる理あらんや。されば是を父子の親の大なるものといふべきなり。人、

誠にこの人倫の大道を盡さば、天神の御心にも、いかでか是を悅び給はざらんや。

## 師道　五の四

### 夫婦の別を論ず

夫婦の道

夫婦の道は別を主とす。人に男女あれば、夫婦あり。されども男女の間に別といふ敎なき時は、必ず亂るゝ事、禽獸に異ならず。故に尊卑內外を分つこと、天地の如くするは自然の天道なれば、夫婦の間にも別ありて敬を失はず。この道を推して、凡て男女の別を正しく、內外の分ちを嚴にする事、聖賢の書に詳かなれば、今、委しく論ずるにも及ばず。是れ又、天地の初めより自然に備りたり道なれば、上古、陰陽二神ましませし時、(一)陰神、歌の詞を陽神より先だちて唱へ給ひしを固く戒めて、陽神先づ唱へ給へり。天地の開け初めより陰陽の義を正しくし給へるは、夫婦別あるの道の由りて起る所なり。

陽神唱へて陰神和す



（一）「二神、是に彼の磤馭慮嶋に降居して、因て共に夫婦と爲て、洲國を産生まむと欲す。便ち磤馭慮嶋を以て國中の柱として、陽神は左より旋り、陰神は右より旋る。國の柱を分巡りて、同じく一面に會ひぬ。時に陰神先づ唱へて曰く、憙哉、可美少男に遇ひぬと。陽神悅びずして曰く、吾は是れ男子なり、理當に先づ唱ふべし。如何ぞ婦人にして反て言先つや。事既に不祥し。以て改め旋るべしと。是に二神、却て更に相遇ひたまふ。是の行は陽神先づ唱へて曰く、憙哉、可美少女に遇ひぬと。因て陰神に問ひて曰く、汝が身に何の成れる所かある。對へて曰く、吾が身に一の雌元の處あり。陽神曰く、吾が身にも亦雄元の處あり。吾が身の元の處を以て、汝が身の元の處に合せむと思欲ふ。是に陰陽始めて遘合して夫婦と爲る」（書紀）

戎狄には男女の別なし

繼嗣問題

戎狄に禽獸の如き國なれば、男女の別もなく、父子、妻を共にする類の（二）陋習擧げて數へ難し。中には少しく（三）機智の開けし國もあれども、自然の天倫と云ふ事は夢にも知らず。其の道と思ふ事も、盡く道に背く事のみ多きなり。父子兄弟の妻を娶つて己が妻とする事をも、（四）牽强の説を設けて種姓の失せん事を惡む故なりなど言へるは、本より種姓といふ事も辨へざる陋説にして、且た聖賢（五）妾媵を蓄へて繼嗣を廣むる道をも知らざるなり。父子、兄弟の妻の別もなきは、元より禽獸の行なれば、論ずるにも及ぶべからず。

鄂羅斯等の國々、其の王死して子なき時は、其の女を嗣とし、その女の男子をば他姓なりとて、女の生める女子を（六）嫡嗣とする事、遠西戎狄の俗なり。女子を母の種と思はゞ、己が女も他種にして、其の嗣たる女の世よりして、種姓は變れりとす。又、男女共に父の種ならば、己・女の世には種姓未だ變らざれども、其の女子の子は他種なれば、祖先の種姓にはあらざるなり。是の二ツながら種姓の易るに於いては

紀・卷一）

（二）野蠻な風習。

（三）氣の利いた智慧。

（四）道理に合はない議論を弄する事。

（五）側室、妾のこと。

（六）相續權のある人。

異る事なし。然るを女子を嗣として種姓の絶えざると思ふは、戎狄の陋習といふべし。是れ皆陽施し、陰受くるは天地の自然にして、男女共に皆、一種の變化なる事を知らず、天地陰陽の理に違へる邪說なり。

二色の禁

又、(七)二色を禁ずといふ事、西戎の俗にして、國王と雖も一夫一婦に限りて、外に妾媵を畜ふる事を許さず。大道を知らざる者よりして論ずる時は、男女共に同じき人なれば、一夫一婦にして(八)匹配するを其の道と思ふべけれども、是れ又、陰陽の理に暗き陋說なり。凡そ天地の道、貴きものは其の數少く、賤きものは數多し。天に在ても太陽は只一輪まします。夜は陰なれば、月あり、星あり。星は其の數なほ多し。又、天は只だ一つにして、地には萬國あり。是れ卽ち、易に謂へる天一地二の道理にして、一君にして二民なるを君子の道とする也。故に卦を畫するにも、陽爻は一畫、陰爻は兩畫なる事、天地自然の道なり。陽は貴く、陰は賤しければ、男女の道も、億兆の臣民一君に事

陽は貴く陰は賤し

(七)一夫多妻の禁。

(八)夫婦關係を結ぶ。

ふるが如く、一家には一夫にして、妻あり、妾あり、衆女共に一男に事ふる事、天地の道なり。妾を蓄ふる事は、祖先の後を重んじて、子孫を絶たざらんとの義なれば、天地の道に随ひ、(一九)妻妾を蓄へて繼嗣を廣くする事、聖賢の教なり。

西戎は日の沒する方に向ひて陰氣の國なれば、その風俗、陰を貴びて、婦人・女子を悦ばしむる事を好み、斯くの如き邪説を唱ふるも其の理なり。されども自然の大道に背きては、必ず其の事に害あり。二色を集ずるよりして繼嗣を絶ち、其の國、大に亂るゝこと諸國に屢々これある也。今、この太陽の生じ給ふ方に向へる貴き國に生れたらん人々は、露ばかりも異族の邪説に惑ひて天地の大道に背くべからず。夫婦の別、自ら尊卑の別ある事、天地の初めより定まる大道なれば、謹んで伊弉諾尊の神教を守るべきなり。

夫婦の道には尊卑の別あり

## 師道　五の五

### 長幼の序を論ず

（一九）蓄妾の事は現代に於て寧ろ正しくないとされてゐるけれども、封建時代では妻に子がない場合、繼嗣上蓄妾を是認した。のみならず、一般的に蓄妾を美とせる風習さへあつた。

長幼の道は序を主とす

長幼の道は序を主とす。人民あれば兄弟あり、長幼ありて、其の次序自ら備る事、自然の道なり。身は親の枝にして、兄弟は一木の兩枝の如く一氣の分體なれば、恩愛の意一身の如く相助け相救ふ事、左右の手の如くなるべし。孩提の童も其の親を愛する事を知り、稍々長ずるに及びて、其の兄を敬する事を知るを自然の人情なれば、兄は弟を愛し、弟は兄を敬して、小枝の大枝につき從ふが如くなるは自然の差等にして、即ち長幼の序なり。此の心を推して、郷黨(一)に達し長者を敬す。故に其の年一倍なる者には父の如くに事へ、十年を長じたるには、兄の如くに事ふ。五年も長じたるには、道路を並び行くにも、少しく引退て、肩を以て長者に隨ふ。萬事に就きて其の長幼の序ある事、是に准じて知るべし。是を郷黨に齒を貴ぶ(二)といふなり。

天下の達尊

(三)天下に達尊三つあり。三つとは爵と齒と德となり。朝廷には爵を以て齒德より貴しとす。郷黨には爵德より齒を尊び、世を輔け、民に長じたるには、爵長よりも德を尊ぶ。是れを達尊といふ。周の法制に

(一)村里。一萬二千五百家を郷、五百家を黨といふ。

(二)齒は年令。孟子は公孫丑章句下で「郷黨は齒に如くはなし」といつて、長年者を尊ぶことを教へてゐる。

(三)「景子曰く、否、

は、一命せられて下士となる時は、他郷に出ては爵を以て序すれども、郷里に在ては齒を以て座次をなす。再命せられて中士となる時は、郷里にも爵を以て序すれども、父族とて、宗族の間に諸父の尊屬あれば、齒を以て座次とす。三命せられて上士となる時は、父族にも齒にかゝはらず。されども父と兄とには先正さるゝ也。是れ皆、爵と齒とを(四)斟酌して設けたる制度なり。若し又、道を以て世をも輔け、民の長となり、又は徳行・道藝を敎へん時に至りては、爵と齒とに拘らず、徳ある人を上とすべきなり。是の爵・齒・徳の三つは、時に依り、處に依りて各々其の尊ぶ所あり。其の宜しきを斟酌して、一を擧げ、二を廢する事なからしむるは、聖人の深意なり。

此の長幼の序といふ事、皆、兄弟の道より擴めたる事なる故に、孝經にも、兄に事ふるに弟の道あれば、其の順なる事を長に移すべしといへり。

又、兄弟に(五)嫡庶の別あり。此の義を推して親族の間に移し、古は氏の

---

此の語にあらざるなり。禮に曰く、父召せば諾することなし。君命じて召すに駕を俟たずと。固より將に朝せんとせしなり。王命を聞きて遂に果さず。宜ど夫の禮と相似ざるが若く然りと。曰く、豈是れを謂はんや。曾子曰く、晉・楚の富は、及ぶべからざるなり。彼は其の富を以てし、我は吾が仁を以てす。彼は其の爵を以てし、我は吾が義を以てす。吾、何ぞ慊せんやと。夫れ豈不義にして曾子之を言はんや。是れ或は一道なり。天下に達尊三あり。爵一、齒一、徳一。朝廷は爵に如くは莫し。郷黨は齒に如くはなし。世を輔け民に長たるは徳に如くはなし。惡ぞ其の一を有して以て其の二を慢ることを得んや」「孟子」（卷二・公孫丑章句下）

(四) 考慮。

(五) 正妻の子と妾の子。

大宗の小宗

宗といふ事ありて、

又、氏上ともいふ。

族人各々其の嫡家に敬事す。中世には是を氏の長者といふ。武家の世となりても、猶ほ、嫡家各々家督となりて家衆を總領す。(六) 漢土にも大宗・小宗といふ事ありて、其の始祖の正統を大宗とす。大宗の庶子各々分族あるものを小宗とす。小宗、各々其の族人を率ゐて大宗に事ふる事、百世と雖も、庶子の嫡子に事ふるが如し。祖先を祭ることも、必ず宗子の家に於いてす。是によりて子孫の恩意厚くして、分族多しと雖も、一本の分離の如く恩意流通して、皆、其の一氣の分體なる事を知り、宗族和睦して、世の風俗も淳美なる事、其の本は適庶の分を序べたるより出しなれば、即ち長幼の序を推廣して、宗家までに及ぼせしなり。

斯くの如くに推廣して、一事より萬事に及ぼすこと、本より一端ならざれども、悉く詳にせんは事繁ければ、これを略す。斯くの如く、

(六) 支配する。

或狄は長幼の序を知らず

天地の間に人民あり、兄弟あれば、其の間に長幼ありて各々其の序ある事、自然の節文なれば、よく古の道を學びて、長幼の序を失はず、家族をも睦しくするは、卽ち天神に事へ奉るの一事なり。然るに或狄の國には此の義を知らずして、兄弟をも(七)道路の人と同じく視て、世の人は皆友なりと言ひ、兄弟と世人とを分つを私なりと言へる類の邪說もありと聞く。是れ、墨子(はくし)兼愛(けんあい)の說に似て、蠻夷の陋習、固より天(てん)倫(りん)の叙する事を知らざるより出たる(八)邪僻(じやへき)なりと知るべし。

## 師　道　五の六

### 朋友の信を論ず

朋友の道は信を主とす

朋友の道は、信を主とす。萬民あれば(一)類聚群分(るゐしゆうぐんぶん)して、其の志同じき者を友とする事、自然の道なり。友とは道同じく、志合ひて相交る者なれば、自から(二)詐僞(さぎ)と云ふ事なく、信を以て交る事、是れ又、天然に備はりたる道理なり。

（七）往來ですれちがつただけの關係しか持たない。

（八）間違つた解釋。

師　道　五の六

（一）氣が合ひ、志を同じくした者が集り、氣が合はぬ、異分子は別な方面に集まる。

（二）いつはり。

戎狄は朋友の道を知らず

利の爲めの交り

夷蠻戎狄は、(三)偏氣の國なれば、此の道理を知らず。弱きが肉は强きが食となり、人の國を侵掠しては、互に其の利を爭ふの類にして、專ら利のために交るもあり。(四)愚陋にして禽獸の群居するが如く、今日親みて、明日忘るゝ類もあり。又、世の人を皆、友なりといひて、君臣・父子・夫婦・兄弟をも混同し、槪に友を以て目する類の惡風俗ありて、蘭學の徒も、妄に其の言を信ずと聞きたり。

利の爲めに交るは僞りなり。相親みて忽ち忘るゝは薄情なり。世の人を皆、友なりといふは、天地の間、自然に五品備はりて、五典の敎、各々其の宜しき道ある事を知らず、君臣をも蔑視して平交に異ならず。夫婦の間に別もなく、長幼の序もなく、交遊に賢否の分ちもなく、天地自然の大道に背きて、(五)尊卑親疎、混亂する時は、必ず爭端を生じ、互に(六)呑噬する事、禽獸の交りに異ならず、五倫共に、五つながら斁れて、天下大に亂るべきなり。

是に依りて、西戎南蠻には君臣の義輕く、父子の親薄くして、臣、

(三) 陰陽の氣が一方に偏してゐて公平ではない。

(四) 愚鈍。頭のはたらきの鈍なこと。

(五) 社會生活を營んでゐる以上は、自から定まつた地位・身分の相違がある。

(六) 噛み合ふ。

何故西洋に大亂多きか

其の君を弑し、父子相賊ひ、男女の尊卑もなく、一夫一婦の風俗となりて、祖先の後を絶ち、大亂となる類の事少からず。

扨て又、朋友に信あるといふ事も、道同じく、志合へるに依りて、互に相信ずる事はれば、聖人も「(七)益者三友、損者三友」と云ひ、又、「己に如かざる者を友とすることなかれ」など云へる類の事ありて、交友を撰ぶ事を慎み給ふ。其の交を始めに慎むは、其の終を全くして、永く相信ずるの道なり。夷狄は此の道理に暗くして、善惡邪正の差別もなく、一概に皆友なりと思へるは、是れ(八)面貌のみを以て相交る也。面貌同じくて、其の心同じからざるは僞り也。僞りを以て交るは朋友に信なきなり。夷狄は古より禽獸に均しき風俗なれば、本より其の其の邪正を論ずるにも足らざれども、朝陽に向へる尊き國に生れ、人倫正しき教化に(九)沐浴して、千百世を經たる人々は、かりそめにもかゝる邪說に迷ふべからず。(一〇)蠻夷の夏を猾ると云ふ事は聖人の大戒なれば、蠻夷の(一一)左道熄ずして、(一二)愚婦の迷ともならん事を懼れて、聊かその

蠻夷、夏を亂す

(七) 聖人とは孔子のこと。論語に、「孔子曰く、益者三友、損者三友あり。直を友とし、諒を友とし、多聞を友とするは益なり。便辟を友とし、善柔を友とし、便佞を友とするは損なり」(季氏第十六)とある。

(八) 表面だけの交際。

(九) 身に受ける、身をその中に浸す。

(一〇) この語は「書經」舜典にある。夏は支那本國、猾るは亂すこと。

(一一) 間違つた道。

(一二) 無智の女。

大概を論ずるなり。

## 師道　五の七

人道の正大を論ず。

人倫に五品あり

人倫に五品

父子・君臣・夫婦・兄弟・朋友。

あれば、即ち五典の教

親・義・別・序・信。

ある事、自然の天叙にして、

(一)尚書に、五典は天より叙したるものなりと云ふ。是なり。

天下の(二)達道なれば、

(三)中庸に、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友を天下の達道といふ。是なり。

片時(へんじ)も離るべきにあらず。夷狄などの隠れたるを索(もと)め、怪しきを行

---

師道　五の七

(一)「書經」のこと。

(二)時の古今、地の東西を超越して、天下中の凡てが從ふ道。天下中の誰にでも行きわたるべき道。

(三)「天下の達道は五、之を行ふ所以の者は三。曰く、君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり。朋友の交なり。五者は天下の達道なり。知・仁・勇の三者は天下の達德なり。之を行ふ所以の者は一なり。」(「中庸」第一十章)昆弟は兄弟の意。

異端者は五倫を無視す

ひ、[四]生時の實行を外にして、死後[五]幽陰の空理を[六]臆度したるが如く、これを離るれども日用に妨げなき者とは、氷炭の差なり。離るべからざるは天然の眞にして、離るべきは[七]造設の僞りなり。異端の徒　雖も、天地の性を受けて生れたる人なれば、天然の道を離れ得べきにあらず。是に依て、口には五倫を離れて空論を說くと雖も、其の身は常に五倫の中に在て、片時も離れざる事を、己れも自から知らざるなり。

故に或は人倫を離れて形骸を[八]土木にし、或は人倫を亂り、その己が奉ずる所の[九]胡鬼のみを尊んで君父を蔑視するの輩と雖も、其の實は一日も全く彝倫を離るゝ事あたはず。故、上には　天子あり　幕府あり、邦君ありて、天下國家を治め給ふ。その德澤に與りて[一〇]寇亂をも免れ、其の首領を保ち、[一一]檀越の者より寄附の財をも得て、暖衣飽食す。佛家には僧綱ありて[一二]玄蕃に隷し、今も寺社の有司ありて其の[一三]治訟を聽斷す。[一四]寺領ありて租稅に食み、郡吏・村長ありて寺領をも治むるの類、一として君の治を仰がざるはなし。本寺ありて末寺を統括し、道心・

(四)この世に生を得てゐる間。
(五)我々の眼から離れて、あらはに見えぬ存在。
(六)想像。
(七)人工的な巧み。
(八)人間が萬物の靈長たる意義を離れて土木同樣になる意。
(九)異國の神。
(一〇)外國人の侵略。
(一一)寺の檀家。
(一二)玄蕃寮のこと。治部省に屬して、佛寺・僧尼は外國人の送迎を掌つた役所。
(一三)訴へを裁判す。
(一四)寺院が生活出來る丈の地所田畑。

僧が五戒を守り得ない理由

中間には使令を供し、(一五)騶從には侍・小者あり、(一六)儀仗に(一七)挾箱・袋傘を持たするの類、其の身も(一八)君臣の態をなす。是れ皆、異端の徒と雖も、君臣の道を離れ得ざる本心ある故也。

父子、兄弟の間には(一九)肉緣の通路をもし、死する時は(二〇)涕泣を垂れ、(二一)追善・回向をもするは、骨肉の親、一氣の血脉接屬して離るべからざるを、(二二)頑然とし棄てよといふ事、人情にあらざれば、如何に形骸を土木にしたりとも、父子、兄弟の道を離れ得ざる本心ある故なり。妻帶の宗門もあり。(二三)女犯の僧もあれば、男女の室に居るは人の大倫にして、是を捨てよといふは人情に背きたる道なれば、僧徒と雖も、人と生れては男女の道を離れ得ざる故なり。

師弟有り、法侶あり、檀越あり、懇意の俗家もありて相往來するは、人と生れては、群を樂むは自然の情にて、禽獸の無情なるが如きにあらざれば、(二四)薙染の人と雖も朋友の道を離れ得ざるなり。

斯くの如く、其の身は五倫の中に在りて木石にあらず。其の(二五)五戒と

(一五) ともまはりの從者。
(一六) 行列の飾り。
(一七) 具足その他の道具を入れた箱。袋に入れた傘。
(一八) 僧も俗人同樣、出入に君臣の態樣を爲してゐる。
(一九) 肉身としての交際。
(二〇) 悲涙。
(二一) 死後の幸福を祈る。
(二二) 斷乎として手きびしい形容。
(二三) 婦人と接して、戒を破る僧。
(二四) 剃髮し、墨染の衣を着る。
(二五) 佛語で五箇條の戒め、不殺生・不偸盜・不邪淫・不妄語・不飲酒。

西夷は五倫を輕んず

云ふ中に、飲酒(いんしゅ)の戒はあれども酒を飲み、殺生の戒はあれども肉食の僧あるのは、飲食の道も人の大欲なる故なり。君と士との治を仰ぎ、農の米穀を食み、工の器械(きかい)を用ひ、商の通財(つうざい)に資て今日の用を辨ずるは、四民と功を通せざる事を得ざればなり。

又、西夷の如き、君父を輕んじ、五倫を盡く亂る者と雖も、其の法(二六)堂に住し、巨海に航し、己が法を弘め得る事も、皆、其の國主の威令(ゐれい)を假らざれば、其の事をなす事あたはず。父の生育にあらざれば人とならず。其の他の事も皆、五倫の道を離れ得ざる事、大抵前に論せしが如し。是れ皆、一日も人倫を離るる事あたはず。其の身は大道の中に在りて自ら知らず。道は人道なれば、齊民(二七)皆、踏み行ふのみにあらず。異端の徒までも踏み行はずしては一日も世に立つべからず。口には人倫を捨て、又は是を亂ると言へども、其の身は五倫の道を離れ得ざる事、口と行と異なるなり。異端の徒も皆、其の言ふ所を捨て、其の行ふ所に從ひ、口にも行ふ所を言ひて、口と行とを一にせば、自か

(二六) 正法を行ふ寺院。

(二七) 凡ての人民の全部。

五教中、君臣・父子の道が最も重要

ら正しき道に返るべきなり。

されば、人倫の常に行ふ所と言ふは、前に言ひつる五の教に過ぎず。四海の廣き、萬國の多きも、五品あらん國々には、五の教自然に行はれて離れ得ざる道なれば、是を達道といふ。是の五教は、聖人も五典五つながら惇くせよと宣ひて、其の一を闕くべからざる事勿論なり。中にも、君臣・父子は、其の最も大なるものにして、忠孝の二つは百行の本なり。

古へ、　天祖　三神器を傳へ給ひてより、君臣の分定まりて、大義、天下に明らかなり。寶鏡を持つて、吾を視るが如くせよと宣ひしより、父子同氣の深意著はれて、至恩永世に伸ぶ。是に因りて忠孝の道、天地と共に開けて、天地と共に窮りなからん事、神明の詔勅、宇内に(二八)照々たるは　神州の萬國に勝れて尊きにあらずや。

夫れ、日月も光を改めず、天も墜ちず、地も頽れず、人民(二九)蕃息して末光を仰ぎ奉る今日、四海に照臨まします　神明は儼然たる太初の

(二八) 明かな形容。
(二九) 繁殖。

天神なり。天日嗣を受け繼がせ給ふ至尊は、歴然たる　天祖の正胤なり。天下に號令し給ふ　幕府は、禍亂を平げ給ひし、　東照宮の御末にまし／＼て、　天朝の柱石なり。諸邦の君は天吏の分職にして、神州の藩屛なり。

今、この臣民は、　天祖　天孫の仁澤を蒙りし者の子孫にして、幕府・邦君の政令に從ふものなり。千萬世の間、世故は萬變すと雖も、君臣の大義、父子の至恩に至つては、天地開闢せし初めより今に至るまで、一毫も變る事なく、(三〇)顯然として著し。人として五倫を離れ得べきにあらざれば、君臣の大義、父子の至親を知りて、忠孝の道を盡し、夫婦の別、長幼の序、朋友の信を惇く行ひて、　神明の大訓に從ひ、　幕府の號令を畏れ、邦君の制法を守り、漸くに異俗の民までをも風化して、　神聖の正しき教に歸順せしめ、　天日の照し給はん限りは、人倫の五器に五典ある事を知り、口には行ふ所を言ひ、身には言ふ所を行はしめて、人の道に反らしめん事こそ、　神明の大順を



（三〇）はつきりとした形容。

垂れ給ひし深意にも叶ふべきなれ。

# 奮武　六

天孫族の武勇

古 神聖の君、萬民を撫育し(一)、内には文教を撥り、外には武衛を奮ひ給へり。文教の事は、前に稍論せしが如くにて、中國の民は久しく 神聖の治教に沐浴して、元より文德を仰ぎ奉りしかども、四裔(二)の戎狄は未だ 皇化に潤はずして、獷獰(三)なる習俗多ければ、屢々邊境を侵し、人民を惱ます事少なからず。

神聖の君、暴惡を懲さん爲に、武衛を奮ひて四夷を征伐し給ふ。依て 神代の初めより武を貴ばずといふ事なく、三種の神器も、其の一は天の叢雲の寶劒なり。(四)天神、天の瓊矛を 伊弉諾尊に授けて國土を開き給ひ、素盞嗚尊、(五)十握劒を以て暴亂を誅し、遂に(六)新羅までも渡り給ふ。(七)大己貴命、廣矛を以て諸國を平げ、經津主・(八)武甕槌の神、十握の劒を以て下土を定め、(九)神武天皇、韴靈の劒を以て中州を平げ給

奮武六

（一）父母の如く萬民を愛し育てる。
（二）四方の未開民。
（三）野蠻。
（四）「伊弉諾尊、伊弉冉尊と、天浮橋の上に立たして、共に計らひて日く、底つ下に豈國なからんやとのたまひて、廼ち天の瓊矛を以て、指下して探りしかば、是に滄溟を獲き。其の矛の鋒より滴瀝る潮、凝りて一の嶋と成れり。名づけて磤馭盧嶋と日ふ。」（紀・第一巻）
（五）神代八岐大蛇退治に「時に素戔嗚尊乃ち帶かせる十握劒を拔きて、寸に其の蛇を斬る。」（書紀・卷一）と、「十握劒を使用してゐる。「十握」とは指を五本並べた厚さ。
（六）「一書に日く、素戔嗚尊の所行無状、故れ、諸の神、科するに千座置戸を以てし、遂に逐ひたまひき。是の時に素戔嗚尊、其の子五十猛神を帥ゐて、新羅國に降到りまして、曾尸茂

帝室の威を内外に伸ぶ

ひ、日本武尊、東夷を征伐せられしにも　太神宮に詣で叢雲の神劍を奉じ、遂に大功を建てられたり。依て、歷朝(一〇)將帥を拜し給ふにも節刀(一一)を授けらるゝ事とはなりしなり。其の流風、推し移りて、武家にも、髭切・膝丸・小烏の類の刀劍を寶とす。斯くの如く武を尊びたるは、自から中州(一二)を細戈千足國(一三)と稱せし意にも叶ひつるなり。

是に依りて皇化の日々に開けし事、　神代に始まり、　神武天皇に至りて、不順の者を征伐して大業の基ゐし給ひ、　崇神天皇の御時、道主を四方に遣し四方を經營せしめ、

世に四道將軍(一四)と云ふ。

皇子豐城命(一五)をして、東國を治めしめ給ふ。此御時、任那の國朝貢す。

任那の地は、今、朝鮮に屬す。

これ、三韓朝貢せし初めなり。景行天皇の御時、熊襲叛きたれば、天皇親征ありて西海を悉く討ち平らげ、其の後、再び叛きし時、又、皇子日本武尊をしてこれを誅戮(一六)せしむ。東夷屢々叛きて、人民を鹵略(一七)し

---

璽の處に詣します云々。」（書紀・卷一）

（七）書紀・卷二の大己貴命の國土獻上の場所に「我が怙めし子だにも既に避去りまつりぬ。故れ我も亦避るべし。如し吾防禦きなば、國內の諸類、必ずまさに同じく禦ぎてん。今我れ避り奉らば、誰か復た敢て順はぬ者あらんと言ひて、乃ち國平けし時に杖けりし廣矛を以て二神に授け奉りて曰く、吾れ此の矛を以て卒に治功あり。天孫若し此の矛を用て國を治めたまはば、必ず平安くましまさん」云々」とある。

（八）「二神是に出雲國の五十田狹の小汀に降到りまして、則ち十握劒を拔きて、倒しまに地に植てて、其の鋒端に踞げて云々」（書紀の卷二）

（九）「忽に夜夢みらく、天照大神、武甕雷神に謂ひて曰く、夫の葦原中國は猶聞くさやけきなり。宜しく汝更に往きて征て。武甕雷神對へて曰く、予行らずと

阿部比羅夫

ければ、日本武尊、又、これを伐つて東方を平定す。是れより御代々々に蝦夷を征伐ありて、度島の北に逐ひ斥け、

度島は、今の松前以北の蝦夷地なり。此の以前には蝦夷、奥州の地に蔓延せしなり。

人民の患を除き給ふ。又、神功皇后、新羅を征伐し國都まで攻め平げ、この後、任那の地に(一八)宰府を置きて諸韓を統治せらる。

今の長崎諸臺の如く、朝鮮の地に立てられしなり。

齊明天皇の御時には、阿部比羅夫をして東夷を巡撫せしめ、後方羊蹄の地に政府を立て、

松前の北、蝦夷の西北邊にシリヘツと云ふ地あり。古のシリヘシなりと云ふ。

肅愼を征伐す。是より肅愼・渤海等の國々、朝貢絶えざりけり。

肅愼・渤海は、後世、東韃に屬す。今の滿州の地なり。

斯くの如く(一九)天威四表に被りしかども、天下亂るゝに及んで、四夷の

---

雖も、予が平國の劒を下さば、則ち國將に自ら平けなむ。天照大神曰く、諸。時に武甕雷神登ち高倉下に謂りて曰く、予か劒の號を韴靈（フツノミタマ）と曰ふ。人當に汝が庫の裏に置くべし。宜しく取りて天孫に獻れ云々」（書紀。卷三）

（一〇）「冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路したまふ。戊午、枉道りて伊勢神宮を拜みたまふ。仍りて倭姫命に辭したまひて曰く、今天皇の命を被りて東に征きて諸の叛者を誅へむとす。故れ辭す、是に於て倭姫命、草薙劒を取りて日本武尊に授けて曰く、愼みてな怠りそ」（書紀・卷七、景行天皇四十年）

（一一）征夷大將軍。

（一二）任命の證となす太刀。

（一三）武器が充分に充ち足りた國の意。

（一四）「十年秋七月丙戌朔己酉、群卿に詔して曰く、民を導く本は教化に在り。今既に神祇を禮ひて災害皆

朝貢も絶えはてたり。

又、外國の爲に侵略せられし事も、新羅・蝦夷などの寇害は、邊民を使掠せしのみにして、其の國も小國なれば、深害をばなし得ざりしかども、後一條天皇の御時には、女眞國(ぢよしんこく)勢盛にして、渤海等の地を併せ有ち、宋國を奪はんと志したるが、筑紫に來寇し、壹岐(いき)・對馬(つしま)を攻め破り、太宰府に攻め近づく。賊徒、筥崎の神宮を焚かんとせしが、俄に風浪起りて進退なり難く、島陰に船を寄せ居ける。其の暇に宰府にも船艦(せんかん)を修理して、賊船を逐ひ退けたり。

他國からの侵略

諸書に刀伊の賊と稱するもの、是れなり。此の後、女眞國、號を金と改め、契丹(きつたん)を滅し、宋の半國を奪ひたれども、 神州をば再び伺はざりけり。

其の後、蒙古(もつこ)、漠北(はくほく)より起りて國を元と號し、金を滅し、宋をも亡ぼさんとする勢に乘りて、 龜山・後宇多兩朝の間に當りて、 神州をも劫さんとて、使を立て、其の辭無禮なりしかば、執權北條時宗、

時宗元使の首を刎ねる



耗きぬ。然るに遠荒人等猶正朔を受けず。是れ未だ王化に習はざるのみ。其れ群卿を選びて、四方に遣して朕が憲を知らしめよ。」九月丙戌朔甲午、大彦命を以て北陸に遣し、武渟川別を東海に遣し、吉備津彦を西道に遣し、丹波道主命を丹波に遣したまふ。因りて詔して曰く、若し教を受けざる者有らば、乃ち兵を挙げて伐て。既にして共に印綬を授ひて將軍と為したまふ。」（書紀。巻五）

（一五）「四十八年春正月己卯朔戊子、天皇、豊城命・活目尊に勅して曰く、汝等二子、慈愛共齊し。曷れを嗣にせむことを知らず。各宜しく夢みるべし。朕夢を以て占はむ。二皇子是に於て命を被り、淨沐みて祈みて寝たまへり。各々夢を得たまひつ。會明に兄豊城命、夢の辭を以て天皇に奏し曰さく、自ら御諸山の嶺に登りて、東に向きて八廻弄槍し、八廻撃刀す。弟活目尊夢

立ちどころに其の使を刎ね、天下に令して戰備を修め、兵を擧げて西夷を征伐せんとす。蒙古、果して十萬の師を起して來寇し、西海の國々殆ど危かけりれば、　龜山上皇、辱けなくも　玉體を以て國難に代り給はんと　伊勢大神宮に祈請し給ふ。幾程もなくして暴風起りて、賊船悉く覆沒す。是より後、外寇絶えてなきのみならず、　後陽成天皇の御時、關白秀吉公、朝鮮を伐ち破り、威を明國に震へり。

斯くの如く、細戈の餘光、外國に輝き、かりそめにも國體を辱めざる事も、　神聖の君、世々武衛を奮ひ給ひし餘烈なるべし。されども天地の間に萬國ありて、其の國々の强弱は、時の勢に依れるものなれば、東照宮の御遺訓に明戒を垂れ給ひしも、後世の（二〇）龜鑑なるべし。其の詳なる事は世の知る所なれば是を漏しぬ。其の後、（二一）熊澤了介も亦北狄を論じて、昔、蒙古、漢土を奪んとせし時、神州に來寇す。後世、北狄より漢土を寇はん時は又來寇する事あるべしとて、是を憂とせり。又、西洋邪教の害を論じて、必ず財用の急と人心の惑とに乘じて國家

の辭を以て奏して言さく、自ら御諸山の嶺に登りて、繩を四方にへて粟を食む雀を逐る。則ち天皇相夢して、二子に謂りて曰く、兄は一片に東に向きて當に東國を治すべし。弟は是れ悉く四方に臨みて宜しく朕が位を繼ぐべし。夏四月戌申朔丙寅、活目尊を立てゝ皇太子と爲したまふ。豐城命を以て東國を治めしむ。是れ上毛野君、下毛野君等の始祖なり。」（書紀。卷五）

（一六）全滅。

（一七）奪ひ去る。

（一八）統治所。

（一九）四方。

（二〇）模範。

（二一）熊澤蕃山のこと。元和五年に京都の五條で生れ、二十三歲の時に中江藤樹の門人を志して、翌年その門に入り、後に備前侯に仕へた。

を誤る事あるべしといへり。

西洋の邪教は本、夷狄の陋習より起りて、小兒を欺くにも足らざる淺陋愚昧の妄說也。然るに伊斯把爾亞・波爾杜瓦爾・佛郎察・魯西亞・諳厄利亞等の國々之を尊奉し、二百余年前より益々長大になりて、諸國を併呑し、萬里の波濤を凌ぎ、海外の國々に往來・通商し、其の國の形勢を伺ひ、弱きをば兵を擧げて是を襲ひ、强きをば通商に依りて動靜を察し、奇器淫工を以て民の耳目を悦ばしめ、幻術を以て其の奇怪を衒ひ、財利を以て是れに啗はしめ、邪教を以て漸々に人心を誘惑し、遂に其の國を奪ひたる事、幾ばくといふ數を知らず。此の術を以て西荒及び南海の諸島よりして海東の諸國をも盡く呑併し、明國をも伺はんとて通商と號し邪教を弘め、民心を傾けんとせし折なれば、神州までも來り、西海の國々に邪教を唱へ多くの愚民を欺き、大名の中にも、大友・小西等の人々なびき從ひ、中國には織田殿までも頗る心を移されたり。されども、織田殿は本より聰明絶倫(二二)なれば、狡夷の强

(二二) 人にすぐれて利口な人。

ひて民心を悦ばしめんとせしを見て、其の邪心ある事を悟り、盡く邪徒を禁斷せんとせしが、程なく下世(二三)をされければ、豐臣家興りて、遂に邪徒を海外へ逐ひ斥けたり。

島原の亂

東照宮、天下を治め給ひては、益々嚴禁を設けて邪法の源を絶ち、流れを塞ぎ給ふ。明正天皇の御時に至りて、肥前島原の邪徒蜂起しければども、大猷(二四)公、諸將を遣して征伐せしめ、數萬の邪徒會聚(二五)して一城に籠りしを、大軍を以て打ち圍み一時に誅戮ありしかは、邪徒、天誅を逃るゝ者なく、一網に打ち盡されたり。是よりして天下の邪徒の種を絶ちし事、實に赫々たる神明の威靈にして、生民の大幸といふべし。是に依て國威海外に輝き、前にも擧げし如く、日本人三眼ありとて、蠻夷も舌を震ひ、渡海し來る者も、長崎を見ては股慄きしも、細戈千足の餘光にあらずや。

日本人に三眼あり

斯くの如く、武衞を奮ひ、四夷の獷獰ならざる風俗をも變じ、皇化に繻はしめん事、古より神聖の深意もまします事なる。故に祈年

(二三)卒去。

(二四)三代家光のこと。

(二五)一場所に聚合する。

月次等の祭に、　天照皇太神を祝奉る詞にも、(二六)皇神の見霽します四方の國は、天の壁立極、國の退立限り、青雲の靄極、白雲　墜坎向伏限り、青海原は棹木干さず、船艫の至り留らん極、大海に船滿ちつゞけて、陸より往く道は、荷緒縛堅めて磐根木根履みさくみて、馬の爪の至り留らん限り、長き道の間なく立續きて、狹國は廣く嶮國は平げ、遠國は八十綱打ち掛けて引寄する事の如く、　皇太御神の寄し奉らば、荷前は皇太御神の太前に横山の如く打ち積み置きて、殘りをば平けく聞し召さんとあるも、　皇化の廣く及びて四表の國々までも被らん事は　天照大神の神意にも愜はせ給ふ故なるべし。

神州の臣民たらん者、今日　歷朝の皇化に浴し、　東照宮の德澤を被り、戎狄・犬羊の徒に汚さるゝ事をも免かれ、皇太神の末光を仰ぎて世に在りながら、　神意の萬物の一をも知らで、武衛を奮ひ　皇化を廣くせんと思ふ心もなく、蟲魚と同じく世を過さん事、神罰も畏るべき、又、己の心にも恥ぢざらんや。されば貴賤・智愚・賢不肖とな

（二六）國家の續く限り、日本の國土となることを祝したもので、その前後を少し書けば「……二月、伊勢に坐す、天照大御神の大前に白さく、皇神の見霽かします四方國は……横山の如打積み置きて、殘をば平けく聞しめし、又、皇御孫命の御世を、手長の御世と、堅磐に常磐に齋ひ奉り、いかし御世に幸へ奉るが故に、皇吾が睦、神漏伎神漏彌命と、うじもの頸根衝き拔きて、皇御孫命のうづの幣帛を、稱辭竟へ奉らくと宣る」とある。

く、此の祝詞を朝暮口に誦し、心に念ひて暫くも忘れず、神明の六合に照臨ましまして、群生を覆育(二七)し給ふ仁徳を廣くし、鴻恩(二八)の萬一に報い奉らんと志すべきなり。

常陸　會　澤　安　述

（二七）父母のやうに愛し育てる。
（二八）大恩。

# 讀直毘靈

# 讀直毘靈

會澤安著

## 自序

日本は正氣の根元

道は天地の道なり。天地あれば人あり。人あれば君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友あり。君臣の道を義といふ。父子の道を親といふ。夫婦には別あり、長幼には序あり、朋友には信あること、天地自然に備はりたる大道なり。四海萬國、(一)偏方下州と雖も、この五の人倫なき國ある事なし。されども、國に正氣と(二)偏氣との別ありて、正氣の國は五倫明かに、偏氣の國は明かならず。神州は太陽の方に向ひ、正氣の發する所なれば、君臣・父子の大倫明かなること、萬國に比類なし。

上古　天祖　三神器を　天孫に授けて、豐葦原の中國は、汝し往き

(一) 非常に文明から離れてゐる地方。
(二) 陰陽の氣が正しく配置されてゐないこと。

君臣の義と父子の親

支那の易姓革命思想

て之を治めよ。寶祚の隆なること、天壤と與に窮りなかるべし。と宣ひしより、君臣の義(三)嚴正にして、千萬世まで　天位の尊きは、萬國になき所なり。又、寶鏡を、專ら我が御魂となし、吾が前に拜するがごと、いつき奉れ、と宣ひしより、父子の親(四)惇厚にして　日嗣の君、今も　天祖の在すが如く事へ給ふ。是れまた萬國に比倫なしと申すべし。伊邪那岐命・伊邪那美命の時より、男は女に先だつの義(五)著くして、夫婦の別正しく、　(六)三貴子に任じ給ひしより、長幼の序明かなり。(七)思兼・天兒屋・太玉等の諸神、志を同じくして、　天功を(八)輔佐せしより朋友の信備はれり。斯くの如く、太初よりして人倫の明らかなることは、實に天地の大道と申すべきなり。

漢土は　神州に次で東に向ひ、堯舜・孔子の時より人倫の教は立ちたれども、共の帝王と云ふ者も、(九)三皇・五帝よりして(一〇)姓を易へ命を革め、祖宗の祭も一代毎に改る習なれば、　神州の嚴正、惇厚なるに及ばず。況や、他の夷蠻戎狄は、　人倫はあれども人を知らず。甚だし

（三）何物も犯し得ない程正しい。
（四）頗る温味があり、且つ深い。
（五）書紀・神代紀の上參照。
（六）天照大神・月讀命・須佐之男命のことで、記の上卷には「こゝに左の御目を洗ひたまふ時に成りませる神の名は、天照大御神。次に右の御目を洗ひたまふ時に成りませる神の名は、月讀命。次に御鼻を洗ひたまふ時に成りませる神の名は、健速須佐之男命。……この時伊邪那岐命大く歡ばして詔りたまはく、吾は、子生みで、生みの終に三柱の貴子得たりと詔りたまひて、やがて其の御頸珠の玉の緒もゆらに取り搖かして、天照大御神に賜ひて詔りたまはく、汝が命は高天原を知せと、ことよさして賜ひき。かれその御頸珠の名を、御倉板擧の神とまをす。次に月讀命に詔りたまはく、汝が命は夜の食國を知らせと、ことよさしたまひ

佛教・キリスト教の害

我が國の道と堯舜の道との關係

著者の忠告

きは佛界を不滅の永劫〔一一〕とし、君父を一時の假合〔一二〕と云ふ。或は其の本尊と云ふ者を尊びて大父、大君とし、君父をば小父、小君と稱するに至る。其の弊は君父にも背叛す。參河・一向・島原邪徒の如き、其の鑑〔一三〕近きに在り。其の他、夫婦・兄弟・朋友の道までも僻陋邪淫〔一四〕の說にして、人倫に大害あり。

別に論じたるものある故、此に略す。

扨て、堯舜の教も君父を敬するにあり。神州に在りては、海內盡く天祖 天孫を尊奉するは、即ち堯舜の道なれば、鈴屋〔一五〕の翁、專ら天朝を尊奉するは、堯舜の道に暗合したるなり。されども其の言の過〔一六〕激なることもあり。又、所見の僻〔一七〕する所あるは、人の免れ難き所なれば尤むべきにあらず。其の長を取り短を捨て、可なりと雖も直からざれば道見れず、疑はしき事は左に筆して、此の書を讀むものに忠告せんと欲するなり。



き。次に健速須佐之男命に詔りたまはく、汝が命は海原を知らせと、ことよさしたまひき。」とある。

〔一七〕記紀の天孫降臨の條參照。

〔一八〕助け補ふ。

〔一九〕支那古代の傳說的な帝王、種々の說があるが、一般には、燧人氏・伏羲氏・神農氏を三皇といひ、黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜を五帝といふ。

〔二〇〕所謂支那の易姓革命の思想で、支那では、天が德を中心とした人物をして世を支配させ、それを帝とした。故にこの王道は德行が中心で、帝にそれが失はれたならば、帝としての價値は零だと考へる。帝の德が失はれるとは、世の亂れる意味である、政に內亂に乘じて他姓の者が帝となり、天下を支配しても、少しも天の意に背きはしないとされてゐる。堯舜の禪讓もこの思想から出たが、湯武の放伐もこれから出發してゐるので問題は

# 直毘靈

我が國が萬國に勝れた理由

皇大御國は、(一)掛まくも可畏き神御祖天照大御神の、御生坐る大御國にして、

萬國に勝れたる所由は、先づこゝにいちじるし。國といふ國に、此の大御神の、大御德(二)かゞふらぬ國なし。

大御神、大御手に(三)天つ璽を捧持して、

御代御代に御しるしと傳はり來つる、三種の神寶は是ぞ。萬千秋の(四)長秋に、吾が御子のしるしめさむなりと、ことよさし賜へりしまに〳〵、

(五)天津日嗣高御座の、天地の共動かぬことは、既くこゝに定まりつ。

天雲の(六)むかぶすかぎり、谷蟆のさはたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、

---

複雜となつて來る、要するにこゝでは我が國の帝位繼承の觀念と全然異つてゐることを注意してゐる。

（一）永久につながり合つて亡びぬもの。

（二）或る時間内だけに限られて、つながり合つてゐるもの。

（三）いましめとすべき實例。

（四）誤謬だらけな、人倫を亂す說。

（五）宣長の號。

（六）程度を越えてゐる。

（七）一方に片寄つて、公平ではない。

直毘靈

（一）自分のやうな者が口にするのも恐れ多い氣がする。

（二）被らない。

（三）天孫の證となるもの、三種の神器。

（四）無限の長い時間を意味する。

（五）天津日嗣は皇統、高御座は玉座。

（六）久遠の時を言つたもの。この一句は祝詞の祈年祭中にある。

いく萬代を經とも、誰しの奴か、大皇に背き奉らむ。(七)あなかしこ。
御代御代の間に、たま〳〵も(八)不伏惡穢奴もあれば、神代の古事のまに〳〵、(九)大御稜威をかゞやかして、忽ちに打ち滅し給ふものぞ。
千萬御代の御末の御世まで、天皇命はしも、大御神の御子とまし〳〵て、

御世御世の天皇は、すなはち天照大神の御子になも大坐ます。故天つ神の御子とも、日の御子ともまをせり。

天つ神の御心を大御心として、

何わざも、(一〇)己命の御心もてさかしだち賜はずて、たゞ神代の古事のまゝに、おこなひたまひ治め賜ひて、疑ひおもほす事しあるをりは、(一一)御卜事もて、天神の御心を問して物し給ふ。

神代も今もへだてなく、

たゞ天津日嗣の然ましますのみならず、(一二)臣連八十作緒にいたるまで、(一三)氏かばねを重みして、子孫の八十續、その家々の職業をうけつ



谷蟆はひきがへるのこと。
(七)あゝ畏れ多い。
(八)皇室に服しない者共、
(九)皇室の御威勢。
(一〇)天皇と雖ども御獨斷されない。
(一一)神慮をうかゞふこと。
(一二)各々の群臣。
(一三)氏は家の系統に從ひ、他と區別する爲め稱する名。姓は家筋を分つ稱號。

がひつゝ、祖神たちと異ならず。只一世の如くにて、神代のまゝに奉仕れり。

(一四)神ながら安國と、平けく所知看しける大御國になもありければ、

〇以上、天朝の萬國に勝れて尊き事を論せしは(一五)卓見にして、俗儒の輩の及ぶ所にあらず。されども皇統の正しくましますことも、其の實は天祖傳位の御時よりして、君臣。父子の大倫明かなりし故なることを論ぜざるは(一六)遺憾と云ふべし。

書紀の(一)難波長柄朝廷御卷に、(二)惟神は、神の道に隨ひ、亦、自づから神の道を謂ふなりとあるを、よく思ふべし。神の道に隨ふとは、天の下治め賜ふ御しわざは、たゞ神代よりありこしまに〳〵、大らかに所知看せば、おのづから神の道はたらひて、他に求むべきことなきを、自づから神の道有りとはいふなりけり。

〇大化の詔に惟神とあるは、天皇のよさし給ひしまゝに君臨ましまして、(三)率土皆王臣にして、人民に彼此を挾む心なきことを論

(一四)神代と同様に平和な國である。「大御國になもありければ」迄が直毘靈(ナホビノミタマ)の本文。

(一五)多くの人々の意見より以上に優れて、本書の本質をあらはしてゐる。〇印を附して、本文よりも一字下げあるは正志の批評文、以下同じ。

(一六)殘念。

書紀の難波長柄

(一)難波の長柄の朝廷とは、第三十六代の孝徳天皇の御代。

(二)神の道に從ふのが人間の正道であり。そのことは卽ち人情に從ふことにもなる。

(三)國土の全部。

現御神と大八洲國

郡縣の制

し給へるなれば、さかしらを加へざることに引ては、詔文の意に違へり。人倫の道は天地自然に具りたる大道なれば、自然の儘に行ふは、卽ち惟神の義に叶ふなり。さかしらと云ふべからず。

かれ(一)現御神と大八洲國しろしめすと申すも、其の御代御代の天皇の御政、(二)やがて神の御政なる意なり。

○下文に　孝德　天智の朝に、制度を漢樣になし給へるを譏りたれども、是も亦、　御世々々の御政なれば、今の世にありては、大化以來の御政に遵奉せんこと、卽ち下文に云へる所の　故皇の大御心を心として、大命をかしこみうやまふの義に當れり。大化以後、郡縣の制になされしことも、封建に弊生じて私地・私民多くなりしを改めて、天下を盡く王土・王臣となされしは、卽ち天地の大道にしして、惟神の義に當るなれば、大化の詔にも此の事を指して惟神と宣ひしなり。



かれ現御神と大八洲國しろしめす

(一) 現身の神。從って天皇を指して言った。

(二) そのまゝ。

言擧げせぬ國

萬葉集の歌などに、(一)神隨云々とあるも、同じ心ぞ。(二)神國と唐人の中せりしも、諸にぞ有りける。

古の大御世には、道といふ言擧もさらになかりき、

故れ、古語に、(三)あしはらの水穗の國は、神ながら言擧せぬ國といへり。

○言擧せぬと云ふは可なれども、萬國ともに(四)質より文に赴くは定勢なれば、古今の勢を知らず、古にのみ泥みては國家は治めがたし。

道の日本的說明

其はたゞ物にゆく道こそ有りけれ。

美知とは、(一)此の記に(二)味御路と書ける如く、山路・野路などの路に、御てふ言を添たるにて、たゞ物にゆく道ぞ。これをおきては、上つ代に、道といふものはなかりしぞかし。

○漢土にも、上代には(三)人の往來する道のみにして、人に敎へるの

---

萬葉集の歌などに

(一)最初にある一例だけを擧げる。(三八)やすみしし、吾大君神ながら、神さびせずと、芳野川、たぎつ河内に、高殿を、高しりまして、登り立ち、國見すれば、疊はる、青垣山、山祇の、奉る御調と、春べは、花かざし持ち、秋立てば、黃葉かざせり、逝き副ふ、川の神も、大御食に、仕へ奉ると、上つ瀨に、鵜川を立て、下つ瀨に、小網さし渡す、山川も、依りて奉れる、神の御代かも。反歌(三九)山川もよりて奉れる神ながらたぎつ河内に船出するかも、

(二)神功皇后紀に、皇軍の勢に驚いた新羅王が、乃今醒めて曰く、「吾れ聞く、東に神國あり。日本と謂ふ。亦聖王有り、天皇と謂ふ。必ず其の國の神兵ならむ。豈兵を擧げて以て拒ぐべけむや」と言つて、白旗を揚げた

道と云ふ事はなかりしなり。戎狄の國には、今の世にも敎の道はあることなし。

狹蠅なす神

物のことわりあるべきすべ、萬の敎へごとをしても、何の道くれの道といふことは、異し國のさだめなり。

異し國は、天照大御神の御國にあらざるが故に、定まれる主なくして、(一)狹蠅なす神ところを得て、あらぶるによりて、人心あしく、ならはしみだりがはしくして、

○狹蠅なす神あらぶると云ふ事は、何れの國にもある事にて、天朝の古も(二)惡神の音、狹蠅の如しと云ふ事、古事記に見え、又、(三)萬の神の聲は狹蠅なすとも云ひ、又、(四)此の國の道速振る國神などの多くありと云ひ、(五)言趣は其の荒振る神などとも云へり。即ち 神武天皇東征の時、(六)兄猾、兄磯城など、其の他八十梟帥多かりしも是に同じき事、萬國ともに自然の勢なり。書紀には是等の事尙ほ

とある。

[illegible]

然る後に君子なり」（論

支那が内亂を續けてゐる理由

多けれども、今、姑く古事記に就いて之を云ふなり。

國をし取りつれば、賤しき奴も、たちまちに君ともなれば、

○賤しき奴も忽ちに君となる事、萬國にある事なれども、漢土にも後世の事にて、古は（一）伏羲・神農・黃帝・堯・舜など、何れも帝王の胤にして、代る〳〵天下を有てるなれば、（二）一概に賤奴と云ふは、古今に暗きなり。

上とあるは下なる人に奪はれじとかまへ、下なるは、上のひまを窺ひて奪はむとはかりて、かたみに仇みつゝ、古より國治まり難くなもありける。

○上たる人は下の人に奪はれじとするは天下を有つ人の必ずかくあるべき事なれば、（一）須佐之男命の天に上り給ひし時も、天照大御神は、我が國を奪はんとすと宣ひて戎裝をなされ、弓矢を取て





語・第六）とあるのが理想だつた。

共はたゞ物に行く道こそ

（一）古事記のこと。元來この「直毘靈」は「古事記傳」卷の一にあるのだから、この記と古事記を指したのだつた。

（二）古事記上卷の所謂海幸・山幸の話に、火遠理命が兄の難題に泣いてゐると、鹽椎神が來て綿津見宮を敎へるところにある。「こゝに鹽椎神、我汝が命の爲に、善き議さむといひて、即ち无間勝間の小船を造りて、その船に載せ奉りて、敎へけらく、我この船押し流さば、やゝ暫往でまさ、味し[illegible]あらむ、乃ちその道に乘りて往ましなば、魚鱗のごと造れる宮、それ綿津見神の宮なり。その神の御門に到りましなば、傍の井の上に湯津香木あらむ、かれその木の上にましまさば、その海神の女、見て議らむも

威武を示し給ふ。　天孫降臨の時も、天忍日命・天津久米命、武装して弓矢を取て御前に立つ。其の子孫世職として　神武天皇の御時に至りても朝儀を尊嚴にし、久米・物部の兵を以て守衛となし給ふ。是れ人に奪はれじとするの始めにて、御代御代、守武衛を設け、天威尊嚴にて、人敢て犯し奉らざるも、その本は此にあるなり。

神州に、下として上を奪はんと謀る者なきは上もなき事なれども、何の故ぞと云ふ時は、君臣の義、萬國に勝れて正しき故なり。君臣の義を明らかにするは、即ち聖人の道なれども、漢土よりも其の道正しきなり。又、下なるは上を奪はんと謀ると云ふ事、漢土にも治世には絶えてなき事なり。亂世にはさる者もあれども、千百人中の一二人にして、衆人は各〻其れに從ひ、使令せらるゝ事、人情の常なり。然るに一概に漢土の俗とするは、其の亂を見て其の治を知らず、人情の變を見て其の常を知らず、不通の



のぞと教へまつりき」道に就いて、記傳卷六には「常には美知とのみ訓めども、本の言は、たゞ、知にて、美は御を添へたる言なり」といひ、卷十四には「凡て物へ行く事を指して道」と解した。

〔三〕宣長が、我が上代は具體的な道以外に倫理道徳方面を道とは言はなかつたと主張したのに對して、著者は、支那も古代は同じだと言つたので、多分孟子にある「夫れ道は大路の若く然り。豈知り難からんや。人求めざることを病むのみ」〔卷六・告子章句下〕などを指したのでもあらう。

物のことはりあるべきすべ云々

〔一〕惡神の意。宣長は狹蠅は田植頃の蠅だと解してゐる。

〔二〕須佐之男命が根の堅洲國に行きたいと泣くところに、「その泣きたまふ狀は、青山を枯山なす泣き枯らし、河海は悉に泣き乾し

論なり。(二)堯の崩じたる時に、百姓考妣を喪するが如く、三年まで四海八音を遏密す。人情の厚き事かくの如し。然るを上の隙を窺ひ奪はんと謀る風俗なりと云ふべけんや。

其が中に、威力あり智り深くて、人をなつけ、人の國を奪ひ取りて、又、人に奪はれまじき事量をよくして、しばし國をよく治めて、後の法ともなしたる人を、もろこしには聖人とぞ云ふなる。
○此の說は湯武を指せるか。(一)孔子の聖人と稱するは堯舜なり。堯は何人の國を奪ひ取りたりや。(三)妄言と云ふべし。

譬へば、亂れたる世には、戰にならふ故に自から名稱多く出で來るが如く、國の風俗あしくして、治り難きを、あながちに治めむとするから、世々にそのすべを樣々に思ひめぐらし、爲ならひたる故に、しか賢き人々も出で來つるなりけり。然るをこの聖人といふも

き。是を以て惡ぶる神の音なひ、狹蠅なす皆涌き、萬の物の妖悉に發りき」(「古事記」上卷)とある。

(三)天石屋戸隱りの部分に、「こゝに萬の神の聲は、狹蠅なす皆涌き、萬の妖悉に發りき」(上卷)とあるのを指したもの。

(四)出雲平定事件のところに「かれこの國に道速振る荒振國つ神ども多なると思ほすは、何れの神を使はしてか言趣けましとのりたまひき」(上卷)とある。チハヤブルは神の枕言葉だ、靈としての十分な發展を意味するチハヤビの活用。

(五)前條の少し後に「汝行きて天若日子に問はむ狀は、汝を葦原の中つ國に遣はせる所以は、その國の荒振る神どもを言趣け平せとなり。何ぞ八年になるまで、復奏まをさざると問へとのりたまひき。」(上卷)とある。

(六)兄猾、兄磯城、八十梟帥らは共に神武天皇紀參照。皆皇軍に

のは、神のごとにすぐれて、自からに奇しき德あるものと思ふは、(一)ひがごとなり。

○戎狄の國には、何れも禽獸の如く爭奪のみにして治め難けれども、是を治めんとして、聖人を生ずることを聞かず。本居の見る所、漢土のみに目を着けて、萬國を通觀する事を知らざる故、偏(二)見、陋說、徒に(三)耳食の人を(三)誣誣すべくして、四海萬國に通ずべからず。

さて、其の聖人どもの作りかまへて、定め置きつる事をなも、道とはいふなる。かかれば、漢國にして道といふ物も、其の旨を極むれば、たゞ人の國を奪はむがためと、人に奪はるまじき構へとの、二つには過ぎずなもある。そも〳〵人の國を奪ひ取らむと謀るには、萬に心をくだき、身を苦しめつゝ、善き事の限りをして、諸人をなつけたる故に、聖人はまことに善人めきて聞え、又、その作り置き

反抗した人々。

國をし取りつれば

上とあるは下なる人に

(一)これらは皆、支那古代の傳說的な天子で、實在の人物ではなかつたと云はれる。

(二)全部おしなべての意。

(一)「こゝに天照大御神聞き驚かして、我が汝兄の命の上り來ます由は、必ず善しき心ならじ。我が國を奪はむとおもほすこそと詔りたまひて云々」(「古事記」上卷)戎裝は武裝。

(二)この一節は舜の德の廣大なのを言つたので、「書經」舜典に「二十有八載にして、帝乃ち殂落す。百姓、考妣を喪するが如し、三載、四海八音を遏密す」とある。孟子はこれを堯典として、「堯典に曰はく、二十有八

ける道のさまも、うるはしく萬にたらひて、めでたくは見ゆめれども、

○人の國を奪つて國を治め、後の法をなすを、聖人と云ふとは、湯武を指して云へるか、湯武の事は、神州に在りては云ふべき事にあらざれども、海外には易姓革命と云ふ事、萬國盡くあることなれば、深く責むるに足らず。かくてこそ　神州の萬國に勝れたる事も見ゆるなれ。

さて、聖人とは第一に堯舜を稱す。堯は（一）帝嚳の子にして、世を嗣いで天下を有つ。舜は顓頊の後にして、堯と同じく黄帝より出たる人にして、堯の讓を受く。國を奪ひたるにあらず。國を治め法をなしたるも、風俗惡くして、治め難きに心思を盡したる故、賢き人出で來たりと云ふは、自己の（二）黠智を以て臆度せんのみにて、古の事實を知らざるなり。堯舜の憂とせしは、人の治め難きを憂ひたるにあらず。當時の實事は、（三）天造艸昧にして、民、洪

載、放勳乃ち徂落す。百姓考妣を喪するが如し、三年四海八音を遏密す」（第五。萬章章句上）と言つてゐる。考妣は父母、四海は未開國までを含めた凡て、遏密は音曲の停止。無論、民の方で自發的に行つたのだつた。

其が中に、威力

あり智り深くて

（一）「子貢曰く、如し博く民に施して、能く衆を濟ふあらば、何如、仁と謂ふべきか。子曰く、何ぞ仁を事とせん。必ずや聖か。堯舜も其れ猶ほ諸を病めり」（論語・雍也第六）

（二）根據のない強辯。

譬へば、亂れた

る世には

（一）間違つた議論。

（二）徒食と同じ。

（三）誤解させ、狂はす。

さて其の聖人ど

もの

水、禽獸の災に苦しみ、衣食安息をも得ざるを、(四)至誠にて憂ひしより出で、教を敷きたるも、人の人倫を知らずして、禽獸に近きを憂ひしより發したる事なるを、國を奪はん、奪はるまじきとて作りたると云ふは、己が狡黠なる心に引くらべて、聖人もかくの如きものと思ふなり。

道と云ふは、人に五倫あるは天地自然に備りて、人の作りたるにあらず。親。義。別。序。信を悖くする者、誰か國を奪はん、奪はるまじきと爭ふ心あらんや。是を爭奪の心より出でたりと云ふは、(五)考據する所なく、一己の私心より(六)模索臆度して云ひたるにて、是等の言を出すは、其の身の(七)鄙瑣の心を披露する筋なれば、廉恥の心あらん人は、耻ぢて云はざる所なり。人の國を奪はんと謀るには、心をくだき、身を苦しめて善を爲すと云ふも、道を知らざるなり。君子の善を樂しむ事は、少しく書を讀みたる者は誰も知りたる事なり。身を苦しめて善をすると云ふは小人なり。善を

(一) 支那古代の傳說的天子、顓頊も同じ。
(二) 惡い方面によく働く才能。
(三) 未だ文化が少ししか進んでゐなかつた時。
(四) 心の底から出た誠。
(五) 考へ定める。
(六) 獨斷によつて種々勝手に想像する。
(七) 雅量なく小さい。

支那の聖人は惡人か

するを苦みと云ふは、其の身も是を苦しき事と思ふが、小人の語をなすは、是れ亦、人に對して言ふべき事にあらざるなり。

まづ己からその道に背きて、君を亡し、國を奪へるものにしあれば、皆僞りにて、眞はよき人にあらず。いともいとも惡しき人なりけり。

○己から道に背き君を亡し國を奪ふとは、湯武を指して云へるにや。湯武の事は前に云へるが如くなれども、堯は何れの國を亡し、誰が國を奪ひしにや。不通の說ならずや。

元よりしか穢惡き心もて作りて、人をあざむく人なるげにや。後の人も、うはべこそ尊み從ひ顏にもてなすめれど、眞には一人も守り務むる人なければ、國のたすけとなることもなく、其の名のみひろがりて、遂に世に行はるゝことなくて、

元よりしか穢惡き心もて

（一）純直でない。

○一人も道を守る人なきと云ふは、古今、名將。君子、道を信することと篤く、國家の(一)律令となりたる者、史籍に歷々たる事を知らざるにや。不學とは云ひながら、(二)武斷も亦甚だし。一己の利見を傳らんとて、數千載の名賢を誣ふ。平心の人、誰か之を信ぜんや。

聖人の道は、たゞ徒に、人をそしる世々の儒者どもの、さへづりぐさとぞなりける。

○道は儒者の人を譏る資となると云ふ事は、孔門に(一)人の惡を稱するを惡むなど云へる教に背きて罪なきにあらざれども、是は儒者の罪にして、道の咎にはあらず。是を以て道の罪とするは、(二)文致羅織などの類にして、(三)姦吏の態と云ふべし。

然るに儒者の、たゞ(一)六經などいふ書のみとらへて、彼の國をしも、道正しき國ぞと、いひのゝしるは、いたくたがへることなり。

(二) 利益。
(三) 獨斷。

聖人の道は、たゞ徒に

(一)「子貢曰く、君子も亦惡むこと有るか。子曰はく、惡むことあり。人の惡を稱する者を惡む。下流に居て上を譏る者を惡む。勇にして禮なき者を惡む。果敢にして窒がる者を惡むと云々」（論語・陽貨第十七）
(二) 內容がなく表面だけどてくと飾り立てること。
(三) 姦惡な役人。

然るに儒者のたゞ六經などといふ書

○六經を執て道正しき國と云ふは違へりと云へども、六經は大抵聖人の時に書きたるものにて、後世傳聞なぞにて書きたるものと同じからず。本居の古事記を信ずるは、傳聞にて書かれたれども、古書なるを以てなり。古書を信ぜざるならば、古事記も疑つて可なり。然るを一は信じ一は詐と云ふ。(二)一毫も考據はなく、私意を以て臆斷して、一取一捨、偏彼にして公平ならず。是を以て道聽塗說(三)の人を欺くも、平心の人を罔ふべけんや。

かく、道といふことを作りて正すは、もと、道の正しからぬが故のわざなるを、



○道を作ると云ふは、荀子性惡の説にて、本より道を知らざる者の邪辟なり。道は天然に備りて日用常行する所にして、人たる者、(一)行住・坐臥、片時も離れ得ざるなり。されども人に智愚・賢不肖ありて、過不及を免れず。故に聖人、教を立てて、(二)人をして性

(一)易經・書經・詩經・春秋・禮記・樂記。この中で最後の樂記だけが、例の秦火の節に亡びて、五經は存してゐる。

(二)極少な量の形容。

(三)「論語」の陽貨第十七にある。無批判的に他人の説を信ずる人。

かく道といふことを作りて正すは

(一)何時、如何なる場合でも。

(二)中庸の第一句にある道の説明で、生れながらに具してゐる性の儘に行動するのが道だとの意になる。

支那に於いては道を行へる人殆どなし

に率はしむるを道と云ふ。本より正しき道を行はしむるなり。反りてたけき事に思ひいふこそをこなれ。(一)そも後の人、此の道の儘に行はゞこそあらめ。さる人は、よゝに一人だに有りがたきことは、かの國の世々の史どもを見てもしるき物をや。

反りてたけき事に思ひいふこそ

○道の儘に行ひたるは史に一人もなしとは、何の史を見て妄言譫(二)語するにや。前にも云へる如く、歴代の史に、名賢。君子、道の儘に行ひたる人、其の跡歴然たり。(三)諸葛孔明・(四)張巡・許遠の類の如き、幾百千人なることを知らず。史を見たりと云へるもおぼつかなし。

さて、其の道といふ物のさまは、如何なるぞといへば仁義禮讓・孝道忠信などいふ、こちたき名どもを、くさぐ\作り設けて、人をきびしく教へおもむけとぞする、さるは後の世の法律を先王の

さて其の道といふもののさまは

(一) 馬鹿者。

(二) うはごと、囈語。

(三) 孔明は東漢の末に亂世を避けてゐたのを劉備に懇請されて中原に乘り出し、劉備を蜀漢の王として自分は丞相となつた。劉備の死後はその後主を補佐して魏・吳と鼎立し、前後七年間に五回も魏軍と戰つたが、志を得ず、五丈原で死んだ。この人は又、文才もあり、人格の高いのでも名高い。

(四) 張巡、許遠共に安祿山の亂を起せしに際して肅宗を守り、賊軍に敗れて戰死した忠臣。

道に背けりとて、儒者はそしれども、先王の讓も、古の法律なるものをや。

○仁義禮讓・孝悌忠信などの名を設けて人を敎ふるを後世の法律と同じと云ふは、敎と法律との差別を(一)辨知せざるなり。敎は(二)將然の前に人に善を勸め導く。瞽者の手を引き(三)顚仆なからしむるが如し。法律は惡を已然の後に懲す、瞽者の顚仆したる後に引き越して、歩行を愼まざるを叱るが如し。仁義禮讓・孝悌忠信は人に顚仆せざらしむる前杖なりと云ふ事、書を讀まずしても修行の士は知るところなり。且つ、歷朝の政敎も、此の名敎を本とし給ひ、幕府の制令も、文武・忠孝を本とせらる。然るに名敎を(四)謗訕するは時制に違戾するなれば、(五)顯戮を畏れざらんや。

又、易などいふ物をさへ作りて、いとも心深げに言ひなして、天地の理を極め盡したりと思ふよ。是れ亦、世人をなづけ治めむ爲め

(一) 區別して知り分ける。
(二) 事が行はれる以前。
(三) たほれ伏す。
(四) 批判して非難を加ふ。
(五) 死刑。戮は死罪。

又易など

の、たゞばかり事ぞ。

○易は古筮の爲に作りしものなれども、天地陰陽の變を窮め、人事に(一)深切なる事、言語・文學の及ぶ所にあらず。是を理の至極と思ふは愚なりと云ふも、易の理を窮めずして妄言す、(二)夏蟲疑氷の類なり。易の理は古人の說も備はり、余も別に論じたるものあり。且つ、易を學ばざる者に悟るべきにあらざれば、此に(三)贅せず。

そもそも天地の理はしも、すべて神の御所爲にして、いとも／＼妙に奇しく、(一)靈しき物にしあれば、さらに人の限りある智もては、測り難きわざなるを、いかでかよく窮め盡して知ることのあらむ。然るに聖人のいへる言をば、何事もたゞ理の至極と、信たうとみをるこそ愚なれ。かくて其の聖人どもの仕業にならひて、後々の人どもも、萬の事を己が智りもておしはかりごとするぞ、彼の國のくせなる。大御國の物學びせむ人、是をよく心得をりて、ゆめから人の



（一）心を盡して說き人事上、十分に適中すること。

（二）夏だけ生きてゐる虫に冬の氷の話をしても理解出來ない。智識の狹い人に他の方面を話しても無駄である。

（三）これ以上には解かない。

そも／＼天地の理はしも

（一）人智の達する範圍以上。

支那人は理窟好き

聖人の道は國を亂す種か

說になまどはされそ。すべて彼の國は、事每に余り細かに心を着けて、かにかくに論ひ定むる故に、なべて人の心さかしだち惡くなりて、中々に事をしこらかしつゝ、いよゝ國は治まり難くのみなりゆくめり。

〇天地の理は神の御所爲にして、人の智にて測り難しと云はば、天地の理と云ふ事は、古事記等にもなき事なるを、鈴屋の翁、いかなる智ありてか、自己の見を以て是を測り知りたるや。己が智を以て測るを彼の國の僻なりと云はば、彼の翁も彼國の僻に習ひたるや。古事記傳等の音訓・言詞などを精細に論じたるは、彼の翁の所長なれども、細に心を着くるを彼の國の風と云はば、是も彼の國の風を學びて細に心を着けたるにや。

されば聖人の道は、國を治めむ爲めに作りて、却りて國を亂す種ともなる物ぞ。すべて何わざも、大らかにして事足ぬることは、さて

（二）利口ぶつて。

（三）却つて。

されば聖人の道は

（一）大様。

あるこそよけれ。故、皇國の古は、さる言痛[二]き教もなかりしかど、下が下まで亂るゝことなく、天下は穩に治まりて、

○一治一亂は何れの國にもある事なれば、神州にも治世もあり、亂世もあるは、下に論ずるが如し。

天津日嗣いや遠長に傳はり、來坐り。さればかの異國の名にならひて言はば、是ぞ上もなき優れたる大き道にして、實は道あるが故に道てふ言なく、道てふことなけれど、道ありしなり。そをこと〴〵しく言ひ擧ぐると、然らぬとのけじめを思へ。言擧げせずとは、あだし國のごと、こちたく言ひ立つることなきを言ふなり。譬へば才も何も、優れたる人は言ひ立てぬを、なま〳〵のわろものぞ、返りていさゝかの事をも、こと〴〵しく言ひ擧げつゝ誇るめるが如く、漢國などは、道ともしき故に、却りて道々しき事をのみ云ひあへるなり。



(二) 理窟張った。

天津日嗣いや遠長に傳はり

實あれば名あり

○大らかなるは、易にも易簡にして天地の理を得ると云へる意に合へども、聖人の簡と云ふは、居(一)は敬にして行は簡とも、簡にして廉とも云ひて、敬小廉を兼ぬる故、偏倚なくして中道に合ふなり。(二)大簡に至つては老・莊・墨の道にて、人道を牛馬に同じくするに至る。

古は簡にして　皇統永久なるは大道なりと云ふは卓論なり。その君子・父子の大倫正しきが故なる事を知らざるは、遺憾なり。道の名なくして道の實あるは、さもあるべけれども、名なければ其の實を棄て、是を失ふに至る。故に聖人は實あれば名あり。名實並べ存す。若し名なきを善とすれば、老氏の道の道たるべきは常にあらず。道の名の名なるべきは常の名にあらずとの邪説に陥るなり。道あるが故に名なしと云はば、夷蠻戎狄、何れの國にも道の名なきは、其の國盡く道ありと云はんや。其の言は巧なれども是非を顚倒す。巧言、徳を亂すとは是等の事を云ふなり。

(一)「仲弓子桑伯子を問ふ。子曰はく、可なり、簡なりと。仲弓曰く、敬に居て簡を行ひて以て其の民に臨まば、亦可ならずや。簡に居て而して簡を行はば、乃ち大簡なること無からんやと。子曰はく、雍の言然りと。」（論語・雍也第六）平生敬愼し、その事毎に簡約を守ること。

(二) 所謂簡の簡で締めくゝりのないこと。

我國に於ける儒者の態度

道には國境なし

儒者はこゝをえ知らで、皇國をしも、道なしと輕しむるよ。儒者あえ知らぬは、萬に漢を尊き物に思へる心は、なほさもありなむを、此方の物知り人さへに、是をえさとらずて、かの道てふ事ある漢國を羨みて、强てこゝにも道ありと、あらぬ事どもを言ひつゝ爭ふは、

○儒者の　皇國を道なしと云ふは、君臣。父子の大道、萬國に勝れて明らかなる事を知らざるの過なり。又、こゝにも道ありと爭ふも不可なり。人倫あることは自然の大道なれば、四海萬國に人倫なき國ある事なし、是を行ふに正偏の別あり。神州と漢土とは其の道正しく、就中、君臣の義。父子の親に至つては、神州の正しきに及ぶ者なし。是れ漢土と爭ふにも及ばず。又、强ちに　神州の道と云ふにもあらず、其の實は天地の大道なり。儒者も天地の道たる事を知らずして彼我を爭ふは非なり。本居も天地の道を知らず、徒に道の名なきを善とす、さらば夷蠻戎狄盡く有道の國

譬喩の的はづれ

書籍の渡來

ならんか。

(一)譬へば、猿どもの人を見て、毛なきぞと嘲ふを、人の耻ぢて、己も毛はあるものをと言ひて、こまかなるを强ひて求め出でゝ見せて、爭ふが如し。毛はなきが貴きをえ知らぬ癡者の仕業にあらずや。

○此の譬喩は巧みなるに似たれども、此の論の趣は無文を貴ぶの說なれば、人には智識ある事を知らずして、猿の無智を羨むが如し。人は穀肉を食ひ、宮室衣服ありて安處するを、猿に習ひて木實・草芽を食ひ、(二)裸身にして山中に棲むべきか。

然るをやゝ降りて、書籍といふ物渡來て、其を學び讀むこと始まりて後、其の國のてぶりをならひて、やゝ萬の上にまじへ用ひらるゝ御代になりてぞ、大御國の古の大御てぶりをば、取別て神の道とは名づけられたりける。そはかの外國の國々にまがふが故に、神

譬へば、猿どもの人を見て

(一) この譬は佛敎說話から今昔物語に續いてゐる。

(二) 裸體。

然るをやゝ下りて書籍といふもの

皇室に及ぼした支那文化の影響

質より文へ進む

といひ、又、かの名を借りて、こゝにも道とはいふなりけり。

神の道としもいふ所由は、下につばらかに説く。

しかありて御代御代を經るまゝに、いやます〳〵に、その漢國のてぶりを慕ひ學ぶこと、盛になりもてゆきつゝ、遂に天の下所知看す大御政ももはら漢様に爲りはてゝ、

難波の長柄宮、(一)淡海の大津宮のほどに至りて、天の下の御制度も、みな漢になりき。かくて後は、古の御てぶりは、たゞ神事にのみ用ひ賜へり。故、後の世までも、神事のみは、皇國のてぶりの、なほ殘れること多きぞかし。

○何れの國も上古の淳朴にして、歳を經るに隨ひ、質より文に趨くは定まれる勢なれば、萬國共に古と今と政治の異るは誰も知る所なり。古は　天位尊嚴にして、人民も淳朴なれば、專心一志にして天朝を尊奉せしかども、歷世久しくして弊生ずるは自然の勢なり。

（一）三十八代の天智天皇の御代。

大化改新

皇統正しくして、氏々の人に至るまで各姓族を重ずるは上もなき事なれども、其の美なる所より弊も生じて　天皇より諸王・臣・連・伴造等に至まで、各品部を分けて其の土地・人民に名を付け、名を後に遺すと云ふ事行はれて、地と民とを私有とし、互に相爭奪して戰鬪已まざるに至る。大化の時に此の(二)宿弊を革め、天下の勢を一變して郡縣の制に仕向け、率土盡く王土・王臣となし給ひしより、紀綱振肅し、天下の勢一統して　朝廷再び　尊嚴にはなりしなり。此の他、風俗壞亂して民間に暴行多かりしを革除ありし事も、詔文に詳なり。八省・百官を立て、制度を一新せられしより、今に至るまで　歷朝遵奉し給ふ基本なり。中興の君にてましませば、後世まで　中宗と稱し奉る。

天下は活物

天下は活物なれば、その勢、質より文に遷る時は、政教も時に因て變通ある事、固より當然なり。然るを治道に暗く、天下を死物として、千年萬年も質のみにて治めらるゝと思ふは紙上の空論

(二) 長年の積弊。

にて、(三)柱に膠して瑟を鼓くに等し。斯かる大功徳をば頌め奉らずして、却つて之より後、亂りがはしき事出來たりなどと誹謗し奉るは、祖宗を輕蔑し、朝政に違犯す。其の罪違勅に等し。亂臣。賊子の所爲と云はれんも口惜しかるべし。

青人草(一)の心までぞ、其の意にうつりにける。

天皇尊の御心とせずして、己々がさかしら心を心とするは、漢意の移れるなり。

さてこそ安けく平けくて有來し御國の、亂りがはしき事いできつゝ、異し國にや、似たる事も、後にはまじりきにけれ。

いともめでたき大御國の道をおきながら、他國のさかしく言痛き意行を、よきこととして、習ひ學べるから、直く淸かりし心も行ひも、皆、穢惡く曲りゆきて、後つひには、かの他國のきびしき道ならずては、治まり難きが如くなれるぞかし。さる後の有樣を見て、

(三)膠柱の利かない例。瑟の調子を整へる柱を動かさなくして、瑟を鳴らさうとすること。

青人草の心までぞ

(一)一般國民。

天下の達道とは何か

聖人の道ならずては、國は治まり難き物ぞと思ふめるは、しか治まり難くなりつるは、もと聖人の道の弊なることを、えさとらぬなり。古の大御代に、其の道をからずて、いとよく治まりしを思へ。

○いともめでたき大御國と云ふは、上古よりして君臣・父子の大倫、萬國に勝れて正しきにあり。是こそ道の名なくして道の實ありとは申すべけれ。君臣・父子の大倫は、四海萬國共に敎とすべき大道なれば、天下の達道とは云ふなり。然るに一己の私心より結び、構へて古書の片端に附會して道と稱するは一家の私言にて、四海萬國に通行すべからず、めでたき道と云ふに足らず。直く清き心と云ふは神に仕ふる道なれば、虞舜も伯夷に祭祀を主らしめ、直なる哉、惟れ清と命ず。東西一揆を見るべし。 神州は神に仕ふる事を重んずれば、直清を貴ぶは勿論なり。されども、天祖の萬民の爲に衣食の原を開き給ひしは仁なり。思兼神の思慮あるは智なり。建雷神は勇なり義なり。天下を經營し給ふには、

諂德を兼施する事にて、直淸のみには止まざるなり。

さて、國の治め難きは本、聖人の道の難きなり。古は其の道に假らずしてよく治まれりとは何を見て云ひたるにや。凡そ萬國に善ありて惡なき國はなき事なる故、　神州の古とても美惡一ならず。(二)大穴牟遲神の兄弟、八上比賣を爭つて此の神を殺さんと謀りしなど、美事と云ふべからず。人の世となりても、(三)兄宇迦斯、畿内に機を作つて詐謀を設け、當藝志美美皇太子を殺して位を奪はんと謀り、崇神天皇即位の初めにも、(四)建波邇安反して誅せられ、又、大毘古等を四方に遣して叛者を平げられしかども、景行天皇の御世、日本武尊、熊襲・蝦夷を征伐の時にも、相良の國造、武尊を燒き殺さんと謀る。是等の類を以て見るに、異國の書傳はらざりし前とても、惡事なしとは云ふべからず。此の後も大喪に(五)皇子位を爭ひ、或は筑紫國造叛亂、又、海人擾動し、諸氏の詐謀の類、甚だしきは平群眞鳥が(六)簒奪を謀り、馬子が(七)弒逆より、

(二)大穴牟遲神とは例の大國主命のこと。その兄弟である八十神が神を殺さうとして燒石を轉したり、大木の股に入れたりした事が古事記の上卷にある。

(三)「かれここに宇陀に、兄宇迦斯、弟宇迦斯と二人ありけり。かれ先づ八咫烏を遣はして、二人に問はしめたまはく。今天つ神の御子幸でませり。汝ども仕へまつらむや。こゝに兄宇迦斯鳴鏑をもちて、その使を待ち射返へしき。かれその鳴鏑の落ちたりし地を、訶夫羅前と謂ふ。待ち撃たむといひて、軍人を聚めしかど、得聚めざりしかば、仕へまつらむと欺りて、大殿を作りて、その殿内に押機を張りて待ちける時に、弟宇迦斯先づまゐ迎へて、拜みてまをさく、僕が兄兄宇迦斯天つ神の御子の使を射返へし、待ち攻めむとして軍を聚むれども、得聚めざれば、大殿を作り、その内に押機を張りて、待ち取らむと

蘇我氏驕横、入鹿天位を傾けんとするなどの如き、大化以前もよく治まると云ふべけんや。又、是より先きに風俗の頽敗せし事も、大化の詔に數へ給ひし條々を見ても知るべし。是に由て大化の中興にも、其の惡風を改め給ひしなり。

萬國共に風俗に善もあり惡もある事故、歴朝の　聖主も聖人の道を以て治を贊け給ひしを知らずして、聖人の道を假らずして善く治れりと云ふは、古事記・書紀をも讀まざりしにや。(八)無稽の臆説を主張せんとて、(九)筆端を以て世を欺かんとする故、目前に明白なる事も見えざるか。　天朝を尊ばんとするの良心を(一〇)伐賊して、古書を誣ふるに至るは、惜しべきの甚だしきなり。

そも〳〵此の天地の間に、有りとある實は、悉皆の神の御心なる中に、

凡て此の世の中の事は、春秋のゆきかはり、雨降り風吹くたぐ

す。かれまゐ迎へて顯はしまをすとまをしき。」ここに大伴連等が祖道臣命、久米直等が祖大久米命二人、兄宇迦斯を召して、罵りていひけらく、「伊賀が作り仕へまつれる大殿の内には、おれ先づ入りて、その仕へまつらむとする狀を明し白せ」とて、横刀の手上握り、矛ゆけ矢刺して、追ひ入るる時に、己が張り置ける押機に打たえて死にき云々」古事記・中巻）

（四）武埴安彥が妻の吾田媛と共に叛したことは「古事記」中巻にある。

（五）天皇の喪中。

（六）天皇の御位を奪はんと謀ること。

（七）馬子が崇峻天皇を弑逆し奉つたのは、書紀を見れば分かる。弑逆は臣下の身分として大義に背き天皇の御命をちゞめ奉る大罪。

（八）證據のない。

（九）文筆のさき。

（一〇）害ひ損ふ。

ひ、又、國の上人の上の、吉凶き萬の事、皆ことごとに神の御所爲なり。さて、神には善もあり、惡しきもあり、所行もそれに從ふなれば、大かた尋常の理を以ては、測り難きわざなりかし。然るを世の人、賢きも愚かなるもおしなべて、外國の道々の說にのみ惑ひはて丶、此の意をえ知らず。皇國の學問する人などは、古書を見て、必ず知るべきわざなるを、さる人どもだに、えわきまへ知らざるは、いかにぞや。

○上代にそれ〴〵の神を生むと云ふ事は古書にあれども、世の中の事、皆、神の御所爲と云ふ事は、本居のさかしら心を以て附會したるにて、古書に言はざる所なり。 皇國の學問をせんには、古書を信ずるは可なり。古書を以て己が意に附會するは不可なり。本居より前に 皇國の學問せし人の、本居が如き新說を言はざるは、何れも、古書の本文の儘に讀みて、さかしら心なく、古書になきことを附會臆說せざるは、是れ眞の 皇國學にして、本

天命とは何ぞ

居學にはあらざる故なり。

抑も吉凶き萬の事を、あだし國にて、佛の道には(一)因果とし、漢の道々には(二)天命といひて、天のなすわざと思へり、是れ等、皆、ひがごとなり。そが中に佛の道說くは、多く世の學者の、よく辭へつることとなれば、今いはず。

○此の書中に論ずる所は、世の學者の言に於いて一も取る所なし。佛說を辨ずるに於いては儒家の說を取るにや。儒家の佛を駁するには、仁義禮智・孝悌忠信等の實教なきを以てす。本居は是等の教を(三)誹謗しながら、此には世の學者に習つて佛說を辨せずと云ふは、一書(四)矛盾と云ふべし。是れ、其の心、專ら聖人を譏るに在つて、佛を論ずるに意なき故なり。褊心にあらずや。

漢國の天命の說は、賢き人も皆まどひて、未だひがごとなることを

抑も吉凶き萬の事を

(一) 前世の宿縁。

(二) 天から與へられ、人力の如何とも出來ない一種の運命。

(三) 非難。

(四) 論の立て方に、前後が合はない。

天地は死物か

さとれる人なければ、今、これを諦（あきら）めさとさむ。抑も天命といふことは、彼の國にて古に、君を滅し國を奪ひし聖人の、己が罪をのがれむために、かまへ出でたる託言なり。

○此の說、湯武などの事を指して云へるにや。されども人君の天職を天に代つて帝の載を熈むなど云ふ事は、堯舜の時よりしてある事にして、君を滅すなど云事には（一）毫髮（がうはつ）の關係なき事なり。又、天命・天討など云ふさる事には關らず。人を賞罰するを云ひたるなり。詳なる事は下に論ずべし。

まことには、天地は心ある物にあらざれば、命あるべくもあらず。若しまことに天に心あり、理もありて、善人に國を與へて、よく治めしむとならば、周の代のはてかたにも、必ず又、聖人は出でぬべきを、さもあらざりしは如何にぞ。若し周公・孔子にして、既に道は備れる故に、其の後は聖人を出さずといはむも、又心得ず。かの

漢國の天命の說は

まことには天地は心あるものにあらざれば

（一）非常に少ない形容、髮の毛一本程度の關係もない。

孔丘が後、其の道あまねく世に行はれて、國よく治りたらむにこそ、さもいはめ。其の後しもいよよ、其の道すたれはてゝ、徒言となり、國もます〳〵亂つれるものを、

○孔子より後に世には治亂あれども、其の教に由つて世々名賢を生じ、國家の治を佐け、忠臣。義士、名節を砥礪(一)する者、歴代の史傳に昭々(二)たり。其の道廢ると云ふべけんや。

今は足れりとして、聖人をも出さず、國の厄をも顧みず、遂に秦の始皇がごと荒ぶる人にしも與へて、人草を苦しめしは、いかなる人のひが心ぞ。いと〳〵(一)いぶかし。始皇などは、天の與へしにあらざる故に、久しくはえたもたず、とも言ひ狂ぐべけれど、そも暫にても、さる惡人に與ふべき理あらめやも。又、國をしる君の上に、天命のあらば、下なる諸人の上にも、善惡きしるしを見せて、善き人は永く福え、惡人は速けく禍るべき理なるを、さはあらずて、善き

（一）とぎみがくこと。
（二）明らかな形容。

今は足れりとして

（一）仰とも心得がたい。

人も凶く、惡人も吉きたぐひ、昔も今も多かるはいかに。若し眞に天のしわざならましかば、さるひがごとはあらましや。

さて、後の世になりては、漸く人心さかしき故に、國を奪ひて天命ぞといふをば、世の人の諾なはねば、うはべは讓らせて取ることもあるをば、よからぬ事に言ふめれど、かの古の聖人どもも、實に是に異ならぬものをや。後の世の王の天命ぞといふをば、信ぬものの、古へ人の天命をば、眞と心得をるは、いかなるまどひぞも。古は天命ありて、後にはなきことこそをかしけれ。或る人、舜は堯の國を奪ひ、禹も又、舜の國を奪へりしなりといへるも、さも有るべきことぞ。後の世の王莽(二)・曹操(三)がたぐひも、うはべはゆづり受けて國の[illegible]れども、實は簒へるを以て思へば、舜禹などもさぞありけむを、

〇堯舜と莽操(四)との白黒分明なるは誰も知る所なり。鷺と鴉とを一つにして、これをさぞありけんと云ふは、全く一己のさかしらを以て推し料りたるにて、實形を見たるにあらざるなり。

(二) 前漢の八代皇帝は幼帝で、帝の母王太后の[illegible]し た。王莽はこの王鳳の甥で、[illegible]に[illegible]を[illegible]、[illegible]帝を立てゝ名を[illegible]にかはつて漢室を奪ひ、自立して新と號した。が、漢の皇族劉秀などに破られ、新は建國十五年で亡び、王莽も殺されたのである。

(三) 魏の武帝のこと、東漢の末に黄巾の賊を破つて功があり、獻帝を奉じて劉備を逐うたが、赤壁で破れ、天下統一の志を得ず、後に後呉・蜀と天下を三分した。

(四) 王莽と曹操。

上代は朴にして

上つ代は朴にして、禪れりと云ひなせるを、眞と心得て、國内の人ども、みなあざむかれにけらし。かの莽操が頃は、世の人さかしくてあざむかれざりし故に、惡しきしわざのあらはれけむ。彼等が如くなる輩も、上つ代ならましかば、あはれ聖人と仰がれなましものを。

王莽曹操の人物について

○天命は、孔夫子も(一)罕言する所なれば、後生晩輩は天命を云はずして、專ら事行を務めて可なり。されども異論を生ずる者なれば、詳論するには遑あらざれども、其の大綱を云ふべし。

天命の意義

天命と云ふ事、唐虞の世には人君、天工に代つて天下を平治するを云ふ故に、堯舜共に(二)熈帝載と云ふ。天帝に代つて事功を廣むるなり。故に有德を賞するを天命と云ひ、有罪を罰するを天罰と云ふ。天は心なし、民心を心とす。天下を平治して萬民(三)悅服するは、天の命ずる所なり。故に天の(四)聰明明威は我が民よりして聰明明威なりとも云ふ。是れ、聖人、天命を云ふの始めなり。然れ

(一) 稀に言ふ。論語中に天命の語は約三ヶ所しか出て來ない。
(二) 帝業をひろめること。
(三) 悅び服す。何等强制的なものを意味しない。
(四) 智が明らかで、何物を知り得るか。

ば堯は世を繼ぎ天下を有ち、（五）舜は天の暦數、爾の躬に在りと命ぜられ、攝位二十八年、堯崩じて位に即く。舜の禹に命ずるも是に同じ。本居が云へる如く、君を滅し、國を奪ひたるにあらざる事、是れ皆、其の時の人書きたるものにして、古事記などの（六）口碑にて書きたるよりも慥かなり。若し實事なき事を造作して書きたらんには、縱令ひ質朴の世なりとも、誰か是を行ひて其の儘に後世に傳へんや。湯武の天命を言ひたるも、民心を心とするの意なれども、その（七）放伐は　神州に於いて教とならざる所なれば姑し置いて論ぜず。本居の天命を算盤にて割りつめたるが如く、瑣細に理窟づめにして樣々に論じたるは、皆、世俗の見にして辨ずるに足らず。

天も天下も廣大なれば小智を以て（八）管窺蠡測して、細事までも一々理窟づめにはならざるなり。聖人の天命と云ふは、天下を保つ人の事を云ひたる故、天下を大觀して人心の安んずる所を以て云

（五）「論語」堯日の中にある言葉、「天の暦數爾の躬にあり、允に其の中を執れ」云々この章は「舜よ、汝の德は美しく天の心に協ふ故、天位につくべき暦數は正人汝の弟に皈してゐる。汝天子とならば公平中正の道を守つて萬民を治めよ」といふのである。

（六）口傳。

（七）王者としての資格のない者を、その地位から追放し征伐する。

（八）見識のせまい形容、くだで天下の廣さを窺つたり、ほら貝で大海を測らうとしたりすること。

へるなり。人々の身よりして云ふ時は、天と雖も細密に行き屆く事あたはず。されば、幸・不幸は天と雖も意の如くならざる所、是れ卽天命なりと思ひ、其の前に差し置き、人の幸を羨まず、己が不幸を憂へずして命に安んずるは君子の心なり。

天下に一治一亂あるは、年に四時あり日に晝夜あるが如く、一年を盡く春の如くにもならず、霜雪の物を枯す時もあり、一日を晝とする事もならず、夜ありて萬物休息す。世の治亂もかくの如く、人衆くして天に勝つ時は、天と雖も奈何ともする事あたはず。されども、天道は還る事を好むものなれば、天定る時は人に勝つて、凶人竄伏(九)し、吉人志を得て人情の正しきに反り、天下治平す。是れ天道の常にして、毫髮も疑ふべきものなし。聖人の天命と云ふは、上に在つては人心の向背(一〇)を知つて治教の資とし、下に在つては命に安んじて一身の憂樂を意とせずして己の常分を盡す。皆、修己治人に益ある事にして、人は行動を外にして天命を

(九) 逃げかくれる。

(一〇) 服從と不服從。

舜は簒奪者か

云ふことなし。本居は禍福のみを論じて、商賈の(一一)契券を持して債を責むるが如く、一々に細說すれども、一も人事に益あることなし。其の志、修己治人にあらずして、一己の異見を主張するに過ぎず。天地の大なるを知らずして、屑々として鄙瑣の論に自得す。君子正大の心と天地懸隔す。

舜禹を莽操と同じく簒奪なりと云ふは、考據もなく、自己のさかしら心を以て臆說を設けたれども、後世の鄙劣心にては其の身も聖賢の心を知る事あたはざるを己より自ら證するのみ。古は朴なりとも、人として奪と讓との分を知らざる程の至愚の世ならんや。却つて古人は淳一なる故、智の深き事後人の及ばざる所あり。其の治教の基を開き、禮樂制度を立てたる手際、又、易の深遠にして活動ある事など、後人の智にて企て及ぶ所にあらず、後人は目前の事にのみ(一二)黠智ありて淺はかなれば、遠大の事を知る事あたはず。然るに古人、聖賢の知識を以て、簒と讓との異なる事



(一一) 契約書。

(一二) 惡方面に働く知識。

も知らずと云ふは、小兒をも欺くべからざる妄言なり。莽操が簒奪も、始めは其の心もなかりしに、漸々に權勢を得て簒奪の心を生じたるは、(一三)馴致と云へる是なり。堯は一世の内に大功を成し難きを見て始めは(一四)四嶽に讓らんとせしに讓り受けざりしかば、其の代りに舜を奉りたるにて、馴致せしにあらず。様々に試みて位を讓りたれども受けずして位を攝し、二十八年を經て堯、崩じたれども、三年の間は元の儘に在りて、其の後位に即きしなり。かやうに始めより禪讓の心にて舉げたれども、三十餘年まで謙讓せしを、引き違へて簒奪と云ふは、確證もなく、全く自己の推料を以て妄言するなり。譬へば、孝子の父を養ふに(一五)肥甘を薦すを見て、彼は盗賊をして其の品を得たりと罵つて一も證左なからんには、誰か是を信せんや。

凡そ智術を以て人を欺く者、小事をば虚飾する事を得べし。天下を奪ふが如き大事に至つては、十目十手、一人の手を以て天下

（一三）習慣に支配される。

（一四）最も重んじられた臣の義。四人といふ。堯に對して[illegible]嶽は「若し四岳を四人とせば、百揆は百人なり」と反對し、四岳を齊國の祖と主張してゐる。堯が四岳に[illegible]らうと、四岳は[illegible]して舜を用ひたことは「書經」堯典に「帝曰く、咨四岳、朕在位七十載、汝能く命を庸ひ、朕が位を巽らんと。岳曰く、否德帝位を忝うせんと。曰く、明明側陋を揚げよと。師帝に錫うて曰く、鰥あり下に在く。虞舜と曰ふ」とある。

（一五）暖かい衣類と甘美な食物。

の目を掩ふべからず。四海、九州、知らざる者なければ、僞つて書に筆したりとも、一世これを許さんや。故に數千載一人も疑ふ者なかりしを、今、突然として臆説を逞うして天下の耳目を掩はんとす。古來、大事には人を欺くべからざるを知らず、實事に暗くして、紙上の空言を以て耳食の徒を雷同す。心あらん人は心氣を腔中(一六)に收めて實事を熟考すべし。

又、經書は世を欺く僞めの作り事なりなど稱すれども、天下の人心に(一七)千載磨滅せざるものにて、聖經は本、聖賢の精神より發して、人心に感ずる所あればこそ千載(一八)不刊の典とはなりたれ。然るに其の身、人心を(一九)牿亡して頑然として感ずる所なく、數千載宇宙に一人の讀者なく、己一人智識ありと云ふは、驕慢か失心か、盲者の蛇を恐れざるが如し。且つ　歴朝の　聖主、京師諸國に學校を立てゝ孔子を尊崇し給ふ。孔子の祖述する所の堯舜の世を罵言して莽操に比すれば、　歴朝の　聖主に背叛し奉るなり。此の

（一六）胸中に收めて表面に發しないこと。
（一七）永久に正義の心が消え失せることはない。
（一八）類のない。
（一九）人心を害して。牿は牛の角につける横木で、人を害するもの。

禍津日神の性質

書の下文にも、古は　天皇の所思看御心のまに〳〵奉仕して、己が私心なしと云ふ。然るに己が私心を以て一箇の道を造作し、歴朝　天皇の御心に尊崇し給ふ所の道を口を極めて罵言するは、果して何の心ぞや。

禍津日神の御心のあらびはしも

禍津日神の御心のあらびはしも、せむすべなく、いとも悲しきわざにぞありける。

世間に、物あしくそこなひなど、凡て何事も、正しき理の儘には之あらずて、邪なる事も多かるは、皆、此の御神の御心にして、甚く荒び坐す時は、天照大御神・高木の大神の大御力にも、制みかね賜ふをりもあれば、

○世の禍害は盡く禍神の所爲にして、禍神のあらびは御力にも制しかね給ふと云ふは本居の臆說にして、古事記・書紀等の本文に見えず。(一)空中の樓閣を構へたるが如く、自己のさかしらを以て造

(一)根據のない例。樓閣は規模の壯大な家。

り構へて附會せしを、神代の傳說と云ふは僞りなり。

まして人の力には、いかにともせむすべなし。かの善人も禍り、惡人も福ゆるたぐひ、尋常の理にさからへる事の多かるも、皆、此の神の所爲なるを、外國には、神代の正しき傳說なくして、此の所由をえ知らざるが故に、たゞ天命の說を立てゝ、何事も皆、當然理を以て定めむとするこそ、いとをこなれ。

○上世は易簡にして質直なれば、事の善惡も吉凶禍福も、只其のありしまゝに見たるのみにて、何の故にかくと云ふ事をば穿鑿する事なし。禍津日神と云ふ事は、(一)伊邪那岐命の御身を滌ぎ給ふ時、(二)汙垢に因て成る所の神とあり。直毘神も其の禍を直さんとして成る所とあるのみにして、他の事は言はず。後世、祝詞などに此の神の事を載せて、(三)御門祭祝詞に、「四方四角より疎び荒び來む、天禍日と云ふ神の言はむ惡事に相まちこり、相口會へ賜ふ事



まして人の力には

（一）伊邪那岐命が黄泉から逃げ出された後に、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原で禊ぎをされ給うた。禍津日も大直毘もその時に生じた神々で、古事記に「ここに上瀬は瀬速し、下瀬は瀬弱しと詔りごちたまひて、初て中瀬に降りて、潜きて滌ぎたまふ時に「成りませる神の名は、八十禍津日神。次に大禍津日神。この二神は、かの穢き繁き國に到りましし時の、汚垢によりて成りませる神なり。次にその禍を直さむとして成りませる神の名は、神直毘神、次に大直毘神云々」と上巻に見えてゐる。

（二）けがれた垢。

（三）宮中四面の御門を祭らるるもの。

記傳の瀨織津比咩の說明

なく、上より往かば上を護り、下より往かば下を護り、待ち防ぎ掃ひ却り、言排け坐して、朝は門を開き、夕は門を閉てて、參り罷づる人の名を問知らし、咎過あらむをば、神直備・大直備に、見直し聞直し坐して」とありて禍神を載せず。其の言ふ事の惡しき壽ぎ言の漏落ちたるなど、皆、一時の事に就いて言ふのみにて、萬事盡く禍直神の所爲と云ふ事は見えず。遷却祟神祝詞に、「神直び大直び(四)に直し給ひて」とあるも、「天御舍の内に坐す皇神等は、荒び給ひ健び給ひ、祟り給ふ事なくして」とのみにして禍福の事なし。(五)大祓祝詞は罪過を祓ひ除く事專主なれば、專ら禍神・直神の事あるべき事なるに、一も是を載せず。(六)古事記傳には瀨織津比咩を禍神に當ると云ひたれども、(七)「瀨織津比咩と云ふ神、大海原に持出でなむ」とあれば、川の瀨より海まで罪を持ち出る神なるを、禍神と云ふは誤りなり。

是を以て見る時は、古は禍神の事、祓除などに云へる事もあ

（四）荒び猛び給ふ御心をさつぱりと直し給への意。

（五）六月十二月と、一年を二期に分けて、各期の終りに一切の罪過を清める爲に神に致すもの。

（六）「（前略）大祓詞に所謂る、瀨織津比咩は、此の故事もて稱たる御名にて、瀨降の意なり。今此に、大神の、穢を禊き去たまはむとして、瀨に降りたまふと、彼禍つ大海原に持出でなむとあると、全く同意なるを思ふべし。禍よりどころあり。次に禍津日神の處に云へり、引合せ見よ。」（古事記傳・卷六）

（七）「高山の末短山の末より、さくな垂に、落ちたぎつ速川の瀨に坐す、瀨織津比咩と云ふ神、大海原に持出でなむ云々」（祝詞・六月晦大祓）

り、又、云はざる事もありて、禍害は禍害と見て、世に禍害あるは何故ぞと云ふ事をば穿鑿せざる事、簡易質直の風なり。然るを世界の禍害、盡く禍神の所爲と云ふは、全く一己のさかしらにて造作して牽合附會せし事明かなり。若し其の說の如くならば、天竺にて惡魔と云ひ、西洋にて魔鬼と云ふに同じければ、神州をも天竺。西洋等の夷戎の俗に同じとせんや。然るに一己の私說をば神代の全き傳說と云ひ、外國には傳說なしと雖も、漢土の如きは、唐虞の事を唐虞の人の書きたる典謨あり、是をも强辯を以て僞作して書きたりと云ひなせども、一の證左もなく、全く武斷に出たるなり。

堯舜の天下を經綸せし大事業、條理明備、聖人の徒にあらざれば其の意を知り、其の事を述ぶる事あたはず。是れ具眼の人の知る所にして、俗見を恃み、經綸の業を知らざる者の悟るべきにあらず。古事記を正しき傳說と云ふも然るべけれども、口碑にて千

公平と不公平

百年を經て書きたる書なれば、正しき說もあり、分明ならざる事もあるは已むを得ざるなり。大穴牟遲神の條に兎鼠などの言語を(八)なし、其の父須佐能男命(九)、故なくして此の神を殺さんとし、旣にして大國主としたる類、此の他も解し難き事多きは、一概に正しき說のみとも覺えず。天祖傳位の詔の如く正しきをば正しきとし、其の他の解し難き事をば、疑を闕くを公平とはすべきなり。況んや、古書の本文にもなきを、私見にて附會せしを正傳とし、唐虞の世に親炙(一〇)して書きたるをば不正とす。公平と云ふべけんや。

本居宣長の卓見

然れども、天照大御神、高天宗に大坐々て、大御光はいさゝかも曇りまさず、此の世を御照しましまし、天津御靈はた、はふれまさず傳はり坐て、事依し賜ひしまに〳〵、天の下は御孫命の所知食て、

此の論卓見なり。俗儒の惑を破るべし。

（八）兎は例の稻羽の素兎として物を言ふし、鼠は、須佐能男命が試めさうとした時に「内はほら〳〵、外はすぶ〳〵」といふ。共に「古事記」の上卷にある。

（九）古事記では根の國に行つたとあるのを、著者は死と考へた。そこで、須世利毘賣との交渉の時に出て來るのが不思議に考へられたのである。

（一〇）親しく其の事に接する。

異し國は、本より主の定まれるが、なければ、たゞ人も忽ち王になり、王も忽ちたゞ人にもなり、亡びうせもする。古よりの風俗たり。さて、國を取らむと謀りて、えとらざる者をば、賊といひて賤しめにくみ、取り得たる者をば、聖人といひて尊み仰ぐめり。されば、所謂聖人も、たゞ賊の爲しとげたる者にぞ有りける。

○聖人を指して賊と云はは、歴朝の聖主も賊を尊崇し給ふにや。

掛まくも可畏きや吾が天皇尊はしも、然る賤しき國々の王共と、等しなみには坐さず。此の御國を生み成したまへりし神祖命の、御みづから授け賜へる皇統にましく\て、天地の始めより、(一)大御食國と定まりたる天の下にして、大御神の御命にも、天皇惡く坐しまさば、(二)なまつろひそとは詔りたまはずあれば、善くまさむも惡く坐むも、側よりうかゞひはかり奉ることあたはず。天地のある極み、月日の照す限りは、いく幾代を經ても、動き坐さぬ大君に坐せり。故



掛けまくも可畏きや

(一) 御支配國。

(二) 服從してはならない。

(三)古記にも、當代の天皇をしも神と申して、實の神にし坐しませば、善惡き御うへの論ひをすてゝ、ひたぶるに畏み敬ひ奉仕ぞ、まことの道にはありける。

○以上論ずる所、正論と云ふべし。臣道に在りては固より此の如くなるべし。されども君道に於いては、君は惡しくとも下より動かす事能はずと心得たらんには、國家は必ず亂るゝこと、古今の常なり。故に大化の詔にも、「自から正しからざる者を擇ばず。君臣の殃を受くべし」と宣ひ、匱を置き鐘(四)を懸て下情を達せしむ。臣道を知りて君道を知らざれば、偏見に陷るべし。

さて、此には善惡を論ぜず、ひたぶるに畏敬し奉れと云ひながら、大化以後漢樣になりて民心漢意に移れりなどとて、畏れ多くも大化より當代までの　聖王を惡しざまに論ずるは、善惡の論を捨て　天皇を畏敬し奉ると云ふべけんや。

(三)萬葉集にこの例甚多く、二三を擧げれば「弓削皇子薨じ給ひし時、置始東人の短歌。(二〇五)おほきみは神にしませば天雲の五百重が下に隱りたまひぬ。」「天皇、雷岳に遊びましし時、柿本朝臣人麻呂の作れる歌一首。(二三五)おほきみは神にしませば天雲の雷の上に廬するかも」「(二四一)おほきみは神にしませば眞木の立つ荒山中に海をなすかも」などがある。

(四)下情が上に通じるやうに鐘や函を門前に置く。

然るを中頃の世の亂れに、此の道に背きて、畏くも大朝廷に射向ひて、天皇尊をなやまし奉れりし、北條義時・泰時、又、足利尊氏などが如きは、あなかしこ、天照日の大御神の大御影をもおもひはからざる、穢惡き賊奴どもなりけるに、禍津日の神の心はあやしきものにて、世の人のなびき從ひて、子孫の末まで、しばらく榮え居りしことよ。

○義時・尊氏等の兇惡を肆にせしは、朝政衰へて紀綱振はざりし故なり。北條・足利の志を得て子孫に傳へたるは、人衆き時は天に勝つ、子孫滅亡せしは、天定つて人に勝つなり。皆、人事にあり。然るを禍神の心と云ふはさかしら心を以て附會したるなり。

さて、義時・尊氏の(一)悖逆は天下の至憤なり。然るを禍神の心には已む事を得ずとして人事に關らずと云ふは、馬子の弑逆を厩戸皇子が過去の因果と云ひて、漠然として討賊の義を知らざるに等



然るを中頃の亂れに

(一)人倫にもとりそむく。

し。人道を滅絶する邪説にあらずや。

抑も此の世を御照し坐します天津日の神をば、必ず畏み奉るべきことを知れども、天皇を必ず畏こみ奉るべきことをば知らぬ奴もよにありけるは、漢籍意にまどひて、彼の國のみだりなる風俗を、かしこき事に思ひて、正しき皇國の道をえ知らず、今世を照しましますす天津日の神、即ち天照大御神にましますことを信ぜず、今の天皇、即ち天照大御神の御子に坐しますことを忘れたるにこそ。

〇天日は即ち　天照大御神、今の　天皇は　天照大御神の御子と云ふは可なり。聖人の道は忠孝にあり。忠ある者必ず是を知るべし。　天皇を畏こみ奉る事を知らざるは、天竺の風の移りたるなり。天竺にては佛界を不滅の永劫とし、君臣を一時の假名とす。故に佛法始めて來りしより、蘇我氏、權を擅にして　朝廷を輕蔑し、馬子弑逆、入鹿も　天位を傾けんとす。玄昉・道鏡が亂あ

佛敎の非國家的原則

抑も此の世を御照し坐します

萬里小路北畠のその他の人々

り。山法師・奈良法師等の擾動あり。參河・加賀・越前等の一向亂あり。其の他一々に數ふるに暇あらず。庶民に至るまで、租賦を逃して、佛に奉ずるには產を破るを顧みず。聖人の道を知る者は、菅公の忠誠よりして、(一)萬里小路・北畠等の諸公、楠・兒島等の諸將士、讀書の人にして、朝廷の爲めに其の身を致す。其の餘、歷世の忠臣・義士、枚擧すべからず。何れも忠義、日月と光を爭ふ者、一として聖人の道にあらざるはなし。然るを皆、漢籍の意にして猥なる風俗と云ふべきや。漢土にても諸葛孔明を始めとして、世々の名臣、(二)史乘に溢れ、忠義の士も、張巡・許遠・(三)顏眞卿等よりして幾許と云ふ數を知らず。是をも盡く漢意にして猥りなりと云はんや。

天津日嗣の高御座は、

天皇の御統を日嗣と申すは、日の神の御心を御心として、其の御

天津日嗣の高御座は

(一)藤原宣房のこと、後醍醐天皇に笠置まで從ひ奉つた藤房の父。藤原資朝、同俊基が死からまぬかれたのには、この人の努力が大いに功を得たと傳へられてゐる。

(二)世々の歷史。

(三)唐の玄宗に仕へて平源の太守となり、安祿山の叛に軍功を立てた人、書道にすぐれてゐた。

高御座の説明

業を嗣坐すが故なり。又、その御座を高御座と申すは、唯に高き由のみにあらず、日の神の御座なるが故なり。日には高照とも高日とも日高とも申す古語のあるを思へ。

さて、日の神の御座を、次々に受け傳へ坐て、其の御座に大坐ます天皇命にませば、日の神に等く坐すこと決し。かゝれば、天津日の神のおほみうつくしみを蒙らむ者は、誰しか天皇命には、可畏み敬び尊みて、仕へ奉らざらむ。

天地のむた、(一)常盤堅盤に動く世なきぞ、此の道の靈く奇く、異し國の萬の國にすぐれて、正しき高き貴き徴なりける。

〇前段より此に至るまで、其の論正し。

漢國などは、道てふ事はあれども、道はなきが故に、元よりみだりなるが、世々に益々亂れみだれて、終には傍の國人に、國はことごとく奪はれはてぬ。其は夷狄といひて卑めつゝ、人のごともおも

(一)この語は祝詞にあり、不動を意味する。

漢國などは、道てふ事はあれども、(註なし)

支那には貴賤の區別なし

へらざりしものなれども、勢ひ強くして、奪ひ取りつれば、せむすべなく天子といひて、仰ぎ居るなるは、いともいともあさましき有様ならずや。かくても儒者はなほよき國とや思ふらむ。
○人衆ければ天に勝つ。慨嘆すべし。此の時に膝を屈せずして義を守りたる人も少なからざるは、忠孝の教あるが故なり。

王のみならず

王のみならず、おほかた貴き賤しき統さだまらず、周といひし世までは、封建の制とかいひて、此の別ありしが如くなれど、それも王の統かはれば、下までも共に變りつれば、まことは別なし。
○周の世に新に封じたる諸侯も多けれども、舊族は其の儘に立て置きしなり。武王、黄帝・堯・舜等の後を封じて諸侯とし、又、任宿・須句・顓臾等、伏羲の後にして、諸侯或は附庸(一)にて在りしを見ても知るべきなり。下まで共に易るにあらず。

(一)大諸侯に附屬する小國。

道とは何か

秦よりこなたは、いよゝ此の道立たず。みだりにして、賤しき奴の女も、君の寵のまに〳〵、忽ちに后の位にのぼり、王の女をも、すぢなき男にあはせて、恥とも思へらず、又、昨日まで(一)山賤なりし者も、今日はにはかに、國の政とる高官にもなり登るたぐひ、凡て貴賤き品さだまらず、鳥獸の有樣に異ならずなもありける。

○姓族を重んずる事は、神州の美俗なれども、善き事にも弊は生ずる勢なれば、蘇我氏、權を世々にして天位を危くし、藤氏、權を世々にして朝威輕く、源平、世々兵權を握つて、淸盛の專肆あり。賴朝に至つて武家の政となる。美俗よりして更に其の弊を生せしなり、天より生じたる人才は下よりも擧る事、是れ亦天道なれば、菅公も下位より出でて大臣に登れり。是を鳥獸に比するは甚だしと云ふべし。

そも此の道は、いかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる

秦よりこなたはいよゝ此の道立たず

(一) 樵夫。身分の賤しい者の總稱に使用されたので、これは「古今集」序文あたりからの語。

道にもあらず。

○天地あれば人あり。人あれば五品あり。五品あれば親・義・別・序・信の別あるは、天地自然に備りたる大道なり、人にして人の道を知らず、徒に禍神・直神等の人目にも見えざる所・禍福を論ずるは、佛の天堂・地獄を設けて、(一)冥福陰禍を論ずる方便に異ならず。

是をよく辨別て、かの漢國の老莊などが見と、ひとつにな思ひまがへそ。

○其の說の老莊の見より出たるを掩はんとて、かく(一)遁辭をなしたれども、紙上にて異なるなりと云ふのみにして、實事に施しては分寸の異なる事なし。又神の御心の說あるを見て、老莊と異なるなりと雖も、其の禍福の說は佛の方便にして、少しく其の趣を變じたるのみなり。

そも此の道は、いかなる

(一)死後の幸福と不幸。

是をよく辨別て

(一)遁辭の一種。にげことば。

西洋の説に彷彿す

道の創始神

神の道

人の作れる道にもあらず。此の道はしも、可畏きや高御産巣日神の御靈によりて、

世の中のあらゆる事も物も皆悉に此の大道のみたまよりなれり。

○西洋の説に[一]彷彿たり。古書の日本文を牽合して、私見に附會したるなり。

神祖伊邪那岐大神、伊邪那美大神の始めたまひて、

世の中にあらゆる事も物も、此の二柱の大神よりはぢまれり。

○二神の始め給ひし中に就いて、至極せる所は　三貴子に任し給ひ、四方に照臨ましまし、國土を平治せしめ給ひしにあり。

天照大御神の受けたまひたもちたまひ、傳へ賜ふ道なり。故れ是を以て神の道とは申すぞかし。

○天祖の傳へ給ふ道と云ふは、神器を傳へ、詔勅し給ふ語に由つ

人の作れる道にもあらず

（一）非常によく似てゐること。

て、君臣・父子の大道正しくなりたる所にありと知るべし。

神の道と申す名は、書紀の(一)石村池邊宮の御卷に始めて見えたり。されど其は只、神をいつき祭り給ふことを指して云へるなり。さて、難波長柄宮の御卷に、「惟神とは、神の道に隨ひたまひて、亦自から神の道あるを謂ふなり」とあるぞ、まさしく皇國の道を廣く指していへる始めなりける。さてその由は、上に引いて云へるが如くなれば、其の道といひて、異なる行のあるにあらず。されば、たゞ神をいつき祭りたまふをいはむも、言ひもてゆけば一つむねに當れり。

○大化の詔に「惟神も我が子治らさむと故寄させき、是を以て天地の初めより君臨の國なり」とあれば、「詔の全文を看ば、其の義了然たるべし。」即ち上古の詔勅のまゝに照臨まし〱て、普天率土王臣となりて、彼此を挾む事勿れとの義なり。是を舍人親王の

神の道と申す名は

(一) 用明天皇。

注に「神の道に隨ひたまひて、亦自から神の道あり」と云ひて、國造・伴造等の土地・人民の私有とせしを禁じたる詞なるに、是を神を祭るの義とするは牽合なり。

**支那の神**

然るを、漢籍に「聖人、神道を設けて」といふ言あるを取て、(一)此方にも名づけたりなどいふめるは、事の意を知らぬみだりごとなり。其の故は、まづ神とさす者、此と彼と始めより同じからず。かの國にしては、所謂天地陰陽の、測り難く靈きを指して言ふめれば、たゞ空しき理のみにして、確かに其の物あるにあらず。

○天地陰陽の變は人に見て知るべきものなり。聖人、(二)仰觀俯察して人の見る所に就きて其の不測の變化を窮めたるなれば、實驗したる上の神道なり。空理にあらず。

**日本の神**

さて皇國の神は、今の現に御宇天皇の皇祖に坐して、さらにかの

---

然るを、漢籍に

（一）主として太宰春臺を指す、春臺は「辨道書」の中にこの書經の文を利用して、我が神道はその漢倣だと説いてゐる。「辨道書」は當時の思想界に一大センセイションを起したもので、國學者は凡て立つてそれの反駁に夢中になつた。加茂眞淵の「國意考」、平田篤胤の、「古道大意」、宣長のこれも、その產物だとも、一面からは考へられる。

（二）天地人事を十分に考察す。

さて、皇國の神は

道は古典にあらはる

空き理をいふ類にはあらず、さればかの漢籍なる神道は、測り難くあやしき道といふこゝろ、皇國の神の道は、皇祖神の、始め賜ひたもち賜ふ道といふことにて、其の意いたく異なるをや。

○易に云へる神道と異なるは此の論の如し。されども易に神道と云ふは(一)觀卦の象傳なり。(二)盥して薦めず、孚ありて顒若たりと云ふて、神を祭るの卦なり。人情、神を敬するは天下皆同じければ、神は不測なれども、天地を祭り祖先を祀り、是を以て教を立つる時は、自然に人心も服する事、即ち　天朝にて天神地祇を祭り給ひ、人民敬服し奉るが如し。故に聖人は神道を以て教を設きて天下服すと云ふ。是れ、天朝の神道と自然に暗合する所あるを見るべし。

さて、其の道の意は、此の記をはじめ、もろ〳〵の古書どもをよく味ひみれば、今もいとゞよく知らるゝを、世々の物識り人どもの

（一）觀は上より下に示すこと。觀示の義。

（二）盥は手を洗ふ事だ。將に神を祭らんとして手を洗ひ清め、未だ酒食を薦めぬ際にあつては神を祭るについて、神います如くし、精誠をつくす。すると神の來る如き感じ、嚴肅な氣分になる。顒若は嚴正なる姿、それから象の中には「天の神道を觀るに、四時忒はず、聖人、神道を以て教を設けて天下服す」とある。

心も、皆、禍津日の神にまじこりて、たゞ漢籍のみにまどひて、思ひとおもひ、言ひといふことは、皆、佛と漢との意にして、まことの心の意をば、えさとらずなもありける。

○此に云へる如く、古書を味ひ見ば、　天祖傳位の詔勅の如きは本文のまゝにて穿鑿を持たずして大道の意了然たるべし。然るに禍神・直神等の如き、本文の外を推し料りに作り構へてこちたく言擧せば、古書の意をば失ひて、天竺・西洋の意に流るゝと知るべし。

古は道の名なし

古は道といふ言擧なかりし故に、古書どもに、露ばかりもみち〲しき意も語も見えず。故れ舍人親王を始め奉りて、世々の識世ども、道の意をえとらへず、たゞかの道々しき事こちたく云へる、漢書の說のみ、心の底にしみ着きて、其を天地のおのづからなる理と思ひ居る故に、

○人倫は天地自然に備はりたる道なるに、本居は人倫と云ふ事を知らざる故、自からなる理にあらずと思へるなり。

すがるとは思はねども、自からそれにまつはれて、彼方へのみ流れゆくめり。されば異し國の道を道の羽翼となるべき物と思ふも、即ち其の心かしこへ奪はれつるなりけり。

○唐朝の　天皇の聖人の道を羽翼となし給ふも、御心を奪はれ給ひしや。

大かた漢國の説は、かの陰陽(一)乾坤などをはじめ諸皆、もと聖人どもの己が智をもて、おしはかりに作りかまへたる物なれば、うち聞くには、理深げにきこゆめれども、彼が(二)垣内を離れて、外よりよく見れば、何ばかりの事もなく、中々に淺はかなる事どもなりかし。されど昔も今も世の人の、此の垣内に迷ひ入りて、得出で離れぬこ



大かた漢國の説は

(一) 天地。
(二) 垣の内部。意識の内部。

日本の道は實在、支那のは空理

そロ惜しけれ。

○陰陽乾坤などを智を以て作しりと云ふは、易を讀みたることもなく、管を以て天を窺ひ、天は小なりと云ふが如く、實形を見ざる說なり。天地・日月・晝夜・寒暑・男女・君臣、總て陰陽にあらざるものなし。聖人は萬人の見る所のものを類推して其の象を取る事なれば、皆、實有の自然にて、推し料りにあらず。是を淺はかなりと云ふは、易を讀まずして深意を知らざる事を自ら露はすなり。

大御國の說は

大御國の說は、神代より傳へ來しまゝにして、いさゝかも人のさかしらを加へざる故に、うはべはたゞ淺々と聞ゆれども、實にはそこひもなく、人の智の得測度ぬ、深き妙なる理のこもれるを、

○神代より傳へ來りしまゝと云はば、唯、其の書のまゝに讀みて外に穿鑿を用ひずして可なり。古事記等、皆、(一)記事の書なれば、

(一) 事實をありの儘に傳へた史書で、決して倫理的な意味は含んでゐない。

教とすべき事もあり、又、教とならざる事もあり。譬へば大穴牟遲命の兄弟、此の神を殺さんとし、(二)兎鰐の物語などの類、教とすべき事にあらざれば道と云ふべきにあらず。總じて記事の書は、見る人の取捨に因つて道となるべきものあり、又、道とならざるもあれば、一槩に深理ありとも云ひ難し。天祖傳位の詔命等は、實に深理あれども、禍神・直神等の事理を知りたりとも、人の行に分寸の益なし。何の深理ならんや。

其の意をえ知らぬは、かの漢國書の垣内に迷ひ居る故なり。此を出で離れざらむ程は、たとひ百年千年の力を盡して、物學ぶとも、道の爲めには、何の益もなき徒業ならむかし。但し古き書はみな漢文にうつして書きたれば、彼の國のことも、一とわたりは知りてあるべく、文字の事など知りたらむ爲めには、漢籍をも、いとまあらば學びつべし。皇國魂の定まりて、たゞよはぬ上にては、害はなきも

(二) 稻羽の素兎と鰐との物語。

皇國魂とは本居魂のこと

近世の私說

隱傳

のぞ。

○此に皇國魂(三)と稱するは、本居魂を指して云へるか。

かれ、おのが身々に受け行ふべき神の道の教などいひて、くさぐさものすなるも、皆、かの道々の教へ事を美みて、近き世に構へ出たる私事なり。

○此の說は本文の如くなれども、道の教を美むと云ふも、其の實は陰陽五行等、後儒の說に附會せしのみにて、大道をば知らざる者の構へたるなり。

ことごとしく秘說など云ふて、人えりして密に傳ふる類など、皆後の世に僞り造れることとぞ。凡てよき事はいかにもいかにも世に廣まるこそよけれ。秘め隱して、あまねく人に知らせず、己が私物にせむとするは、いといと心ぎたなきわざなりかし。

○此の論、大いに是なり。

(三) 皇國魂は大和魂と同意。

あなかしこ、天皇の天の下しろしめす道を、下が下として、己が私の物とせむことよ。

下なる者は、かにもかくにもたゞ上の御おもむけに從ひ居るこそ、道にはかなへれ。たとへ神の道の行ひの、所にあらむにても、其を敎へ學びて、別に行ひたらむは、上にしたがはぬ私事ならずや。

○上の御おもむけに從はんとならば、(四)歴朝、學校にて敎へ給ふ聖人の道を守るべし。然るに一家の說を造作して聖人を誹謗するは、上に從はぬ私事にあらずや。

産巣日神の性質

人は皆、産巣日神の

人は皆、産巣日神の御靈によりて生れふるまに〳〵、身にあるべき限りの行は、自から知りてよく爲る物にしあれば、

世の中に生とし生ける者、鳥虫に至るまでも、己が身のほど〳〵に、必ずあるべき限りの業は、産巣日神の御靈に賴りて、自からよ

(四)代々の天子の御世。

本居宣長の態度批判

く知りてなすものなる中にも、

○古書の儘に淺く言ふは可なり。私意を以て附會するは不可なり。附會の弊風勝て數ふべからず。中には外國の人をも天御中主命の(一)後裔なりなどと唱へ、神明を(二)汚穢する者あり。大同四年の詔勅にも、「倭漢總歷帝譜圖、天御中主尊を標して始祖と爲す。魯王・吳王・高麗王・漢高祖命等の如きに至るまで其の後裔を接す。(三)倭漢雜糅して敢て天宗を垢す。愚民迷執し、輙ち實錄と謂ふ。宜しく諸司・官人等の所藏を皆進むべし。若し(四)挾情隱匿し、旨に乖きて進めざる者あらば、事覺るゝの日、必ず重科に處せん」（日本後紀・十七）と見えたれば、此の時もかゝる妄說を唱へし者有りしなれども、其の書を收て燒捨てられしと見えて、後世に傳はらず。今、自ら皇國學と稱し、此の詔勅に違背し、憚る所もなく無稽の說を造作するに至る。附會の源を杜ちて、其の流弊を息めざるべけんや。

（一）子孫。
（二）亂し汚す。
（三）入り亂れる。
（四）何等かの考へから隱して應じない。

人生に於ける教の必要

人は殊に優れたるものと生れつれば、又しか勝れたる程にかなひて、知るべき限りは知り、すべき限りはするものなるに、いかでかその上をなほ強ふる事のあらむ。教によらずては、之知らず、之せぬものといはゞ、人は鳥獸に劣れりとやせむ。所謂仁義禮讓・孝悌忠信のたぐひ、皆人の必ずあるべき業なれば、あるべき限りは、教を借らざれども、自からよく知りてなすことなるに、

○鳥獸は無智なる故、生れたる儘にて教ふべからず。人は智識ありて、教ふるに從つて善の長ずるは、人の萬物に勝れたる所なり。木石は磨けども光なく、金石なれば磨て光を生ず。磨かざれば木石に同じ。人も美質あれども、教へざれば人倫の交りを知らずして禽獸に近し。仁政の要を知らざれば人の上たる事能はず。臣として君德を輔佐する事能はず。義を知らざれば(一)元弘・(二)延元の世の如きにも(三)去就を知る類の者あり。禮を知らざれば君に事へ人に交るに敎簡の宜しきを得ず。讓を教へざれば爭心消せず。孝悌忠信

人は殊にすぐれたるものと生れつれば

(一) 元弘は後醍醐天皇の御代、一九九一年で、北朝では光嚴帝を拜した。南北朝が爭った時。

(二) 延元も同じく、後醍醐天皇の一九九六年から一九九九年までゞ、北朝では光明帝を拜戴した。

(三) 南北何れが正しいか不明となる。

世態人情を知る

を敎へざれば、父母に事へ人と交つて不情のこと多し。多人の中には自然の善人もあれども、衆人に一樣ならず。敎は衆人を善に導く爲めに施すなり。(四)工匠の業も(五)目巧を恃むべきにあらず。(六)規矩を敎ふれば衆人皆工匠たるべし。然るを敎へを假らずと云ふは規矩を用ひずして、目巧を以て工匠をせよと云ふに異ならず。

人は知るべき限りは知り、爲すべき限りはなすと云ふ事、匹夫の行はさることもあるべけれども、それすら五倫に五倫の規矩なければ差失を免れず。聖人の道は仁なり。君子の道にして匹夫の行に止まらず。仁は己を修め人を治むるの道なれば、詩書・汎禮を以て敎とす。詩を誦して人情世態を知り、書を讀みて治亂興廢を知り、禮樂・制度・政敎・禁令・賞罰・威福の用を審にす。人君是を知らざれば國家衰弊す。人臣是を知らざれば君德を輔る事あたはず。國家の(七)淑慝に暗くして、一身の進退も義に合はず、君臣の義を失ふに至るべし。是れ人のあるべき限りを盡せりと云ふべけ

(四) 大工。
(五) 目で計る。
(六) 定規で計る事。
(七) 美點。

かの聖人の道は

んや。本居は匹夫の行を聖人の道と思ひて、仁と云ふことを知らざるなり。

かの聖人の道は、もと治まり難き國を、強ひて治めむとして作れるものにて、

○治り難き國と云ふは、自己の推し料りて云へるなり。萬國共に賢君あれば治り、年久しくして弊生ずるは何の國も同じき事なり。 神州とても時ありて爭奪もあり。叛亂も專權も、又、地民を兼併し、私門を營むなど、種々の治め難き事ありしは前に云へるが如くにして、 神州も漢土も異なることなきを見つべし。治め難き國なる故に道を作ると云はば、(一)蠻貊の國に敎と云ふことなきは、何れも美俗にして治め易き國なりと云はんや。

人の必ず有るべき限りを過ぎて、なほ嚴しく敎へたてむとする強事

(一) 未開人種の住む國。

教は平正少しも强ひせず

聖人の道の實行難

なれば、まことの道にかなはず。

○教なければ、人の有るべき限りを盡す事あたはず。聖人の教は、人をして有るべき限りを盡さしむるの道なり。過ぎて教ふるは、過ぎたるは猶、及ばざるが如しとの意にして中道にあらず。(二)中道は性に率ふの道なることを知らず、其の意に相反して强ひ事と云ふは、不學にして道を知り得ざる故なり。教の平正にして强ひ事に了らざるは、論語の一書を見ても分明に知るべきを、かく云ふ者は論語をも讀みたることなきにや。

故れ、口にはみなこと〴〵しく言ひながら、まことに然行ふ人は、世々にいと有りがたきを、天理のまゝなる道と思ふはいたくたがへり。

○聖人の道を行ひたる人の、世々に數限りもなく多きこと、前に云へり。然るを有り難きと云ふは、書を讀まずして知らざるに

(二)中道は一方に偏せず、中正公平の旨を體現した道。

や。

又、その道に背ける心を、人欲といひて惡むも心得ず。そも〳〵その人欲といふ物はいづくより如何なる故にて出で來つるぞ。それも然るべき理にてこそは出で來たるべければ、人欲もすなはち天理ならずや。

人欲を惡む

○人欲を惡むと云ふは後儒の說にして、聖典[三]にはなき事なり。

同性結婚

又、百世を經ても、同姓どち婚することを許さずといふ制など、かの國にしても、上つ代よりも然るにはあらず、周の國の制なり。かく嚴しく定めたる故は、國の俗あしくして、親子・同母兄弟などの間にも、みだりなる事のみ常多くて、別なく治まり難かりし故なればば、

○何の書に據りて云へるにや。皆、さかしらして、自己の推し料りなり。

（三）聖典は「論語」などを意味す。

儒者の一缺點

かゝる制の嚴きは、かへりて國の耻なるをや。すべて何の上にも、法の嚴しきは、犯す者の多きが故ぞかし。さて、其の制は制と立てしかども、まことの道にあらず。人の情にかなはぬ事なる故に、したがふ人いと〳〵まれなり。後々はさらにも言はず、早く周の代の程にすら、諸侯といふきはの者も、これを破れるが多ければ、ましてつぎ〳〵は知られたり。(一)姉妹などにさへ奸けし例もある物をや。然るを儒者どもの、昔よりかく世の人の守りあへぬことをば忘れて、いたづらなる制のみをとらへて、たけきことに言ひ思ひ、又、皇國を强ひて賤しめむとして、ともすれば、古へ兄弟まぐ(二)はひせし事をいひ出で、鳥獸のふるまひぞとそしるを、此方の物知人たちも、是をば心よからず、御國のあかぬことに思ひて、かにかくに言ひまぎらはしつゝ、未だ定かに斷り説けることもなきは、かの聖人のさかしらを、必ず當然理と思ひなづみて、なほ彼にへつらふ心あるが故なり。若しへつらふ心しなくば、彼と同じからぬは、何事か

かゝる制の嚴きは

(一) 舜が娥皇・女英を妻にしたことを指したものか。

(二) 夫婦關係を結ぶ。

兄弟の觀念は同母に限る

あらむ。

抑も、皇國の古は、たゞ同母兄弟をのみ嫌ひて、異母の兄弟などは御合坐（三）しことは、天皇を始め奉りて、おほかた世（四）の常にして、今京になりてのこなたまでも、すべて忌むことなかりき。但し、貴き賤しきへだては、うるはしく有りて、自からみだりならざりけり。これぞこの神祖の定め賜へる、正しき眞の道なりける。

○神祖の定め給ふと云ふは、推し料りなり。

然るを後の世には、かの漢國の制を、いさゝかばかり守るげにて、異母なるをも兄弟と云ふて、婚せぬことになも定まりぬる。されば今の世にして、其を犯さむこそ惡しからめ。古は古の定まりにしあれば、異國の制を規として、論ふべきことにあらず。

○同姓を娶らざるにも一理あれども、一事の上に就いて言ふことにて、大道に關係なき故、今、論せず。同母・異母の別ありと云

（三）[illegible]になる。

（四）宣長は[illegible]眞淵の思想を繼いでゐるの[illegible]かばかりの惡事[illegible]かありと思ふは[illegible]そ善けれ。さる定には、年ゝ榮え給ふを、代備の渡りてやう〳〵に亂れ

天皇の大御心を心とすべし

ふも、(一)五十歩、百歩の差あるのみ。母あることを知りて父あることを知らずと云ふにも近ければ、古代はさもあるべけれども、稱揚して美事とすべきにもあらず。古俗には詳に論じ難きことも多ければ、敢て論ぜず。今世にして其を犯すは悪しと云ふは穩當なり。

古の大御代には、下が下まで、たゞ天皇の大御心を心として、

○此の語甚だ平正なり。然れば前にも云へる如く、歷朝、聖人の道を以て教となし給へる御心を心と云ふべし。私心を以て一種の道を造作して、天皇の御心を誹謗すべけんや。

天皇の所思看御心のまに〳〵奉仕りて、己が私し心はつゆなかりき。ひたぶるに大命をかしこみゐやまひまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくらひて、おのもおのも祖神を齋き祭りつゝ、

行きて、終にかくなれること上に云ふ如し。いかに同姓娶らずなど教へのこまかなることを善しとて、代々に位を人に奪はれ、かの卑しめる四方の國々に取らるゝやうのことは如何に。天が下はこまかなる理りにては治まらぬことを、未だ思ひ知らぬ愚かなる心に、聞くを崇むてふ耳を心とせしよ。言ふにも足らぬことなり」(國意考)と言つてゐる。この思想が更に宣長の門人たる篤胤にも續いたのは言ふまでない。

（五）平安遷都以後も。

然るを後の世には

（一）僅少の差で本質は同じこと。「孟子」の卷一・梁惠王章句上にある。

天皇の所思看御心のまに〳〵

天皇の大御皇祖神の御前を拜き祭り坐すが如く、臣・連・八十伴緒、天の下の(一)百姓に至るまで、各祖神を祭るは常にて、又、天皇の、朝廷のため天下のために天神・國神・諸をも祭り坐すが如く、下なる人ども、事にふれては、福を求むと善神にこひねぎ、禍をのがれむと惡神をも和め祭り、又、たま／＼身に罪穢もあれば、祓ひ淸むるなど、みな人の情にして、必ず有るべきわざなり。

○此の論允當、俗儒の知らざる所なり。但し、惡神を祭ると云ふは、心すべきなり。

然るを、心だにまことの道にかなひなば、など言ふめるすぢは、佛の敎へ、儒の見にこそ、さることもあらめ。神の道には、甚くそむけり。又、異し國には神を祭るにも、たゞ理を先にして、さま／＼議論あり。(一)淫祀など云ひて、いましむることもある、みなさかしらなり。



(一) 一般國民の意で、農夫のことではない。

然るを、心だにまことの道

(一) 祭る根據のない神々。

神と佛との相違

〇淫祀を禁ずるは、民心の惑はんことを恐るるなり。治民の道を知らざる者の知る所にあらず。今の世にも淫祀の盛にして正祀衰へ、民心散ずるは、具眼の人の知る所なり。

凡て神は、佛などいふなるものの趣きとは異にして、善神のみにはあらず、惡しきもありて、心も所業も然あるものなれば、惡きわざする人も福え、善事する人も禍ることある、世の常なり。されば神は、理の不當をもて、思ひはかるべきものにあらず。たゞその御怒を畏みて、ひたぶるにいつきまつるべきなり。

惡神の存在

〇惡神に媚ぶるは、其の鬼にあらずして之を祭るは諂なりと云へるものにして、(一)諂諛の心は人の耻づべき事なり。諂諛を以て神に媚ぶるは、民に(二)僥倖を敎へて風俗を傷る。是れ治體に暗きものの知る所にあらず。

凡て神は、佛などいふなるものの、

(一)こびへつらふ。

(二)萬一の好運。

火忌の風とその理由

されば祭るにも、その心ばえありて、いかにも其の神の歡喜び坐すべき業をなも爲べき。そはまづ、萬を齋忌清まはりて、穢惡あらせず。堪たる限り美好物多に獻り、或は琴ひき笛ふき歌舞など、おもしろきわざをして祭る。これみな神代の例にして、古の道なり。

の祭に歌舞・琴笛など、神代の例の如くならば可なり。其の弊に至つては、山王・神田祭などの如く、豪奢を極め、人心狂い如く、民、産をも破り、風俗をも傷る。少しく心ある者は、必ず其の害を知るべし。

然るをたゞ心の至り至らぬをのみいひて獻る物にもなすわざにもかゝはらぬは、漢意のひがごとなり。さて又、神を祭るには、何わざよりも先づ火を重く忌み清むべきこと、神代の書の黄泉段(一)を見て知るべし。是は神事のみにもあらず。大かた常にも愼しむべく、必ずみだりにすまじきわざなり、若し火穢るゝときは、禍津日の神のと

然るをたゞ心の至り至らぬを、

(一)「請ふな視ましそとまをしたまひき。伊弉諾尊聽きたまはず、陰に湯津爪櫛を取りて、其の雄柱を牽折き、以て秉炬となして見たまへば、則ち膿沸き虫たかりき。今世人夜一片の火とぼすことを忌む云々」(日本書紀巻一)

漢意を以て神典を解釋するの弊

ころを得て、荒び坐す故に、世の中に萬の禍事はおこるぞかし。

○火の穢を忌むは古俗なり。禍神、所を得て、禍事起ると云ふは、推し料りの附會にして、古書になきことなり。

かゝれば世の爲め民の爲めにも、なべて天の下に、火の穢は忌まほしきわざなり。今の代には唯だ神事をのり、又、神の坐す地などにこそ、かつ〴〵も此の忌はものすめれ。なべては然る事さらになきは、火の穢などいふをば、愚なることとおもふ。なまさかしらなる漢意のひろごれるなり。かくて神の御典を釋き誨ふる世々の識者たちすら、たゞ漢意の理をのみ、うるさきまで物して、此の忌の説をしも、なほざりにすめるは、いかにぞや。

○火を忌むことは古よりの風俗なれば愼むべし。されども人、或は巫祝家の神前に汚穢を忌むの説を平日にも用ひて、人の喪をも弔らはざるもの有るに至つては、大に人情・風俗を害す。一槩に

古代には教の必要を見ず。

拘るべからず。

ほど〳〵にあるべき限りのわざをして、穏しく樂く世をわたらふほかなかりしかば、

○樂みて世を渡る事、庶民はさもあるべけれども、是すら力作して勤勞を厭はざるにあらざれば、父母・妻子を養ふ事あたはず。勸業を云はずして隱樂を說ぶは空論なり。況んや人君・百官など此くの如くならんには、(一)有衆率怠つて、綱紀廢弛し、百事敗頹すること目前にあり。故に聖人は上下(二)勤恤すると云ふを以て、人心を鼓舞作興し、天下を活きたる世として死物とならざらしむ。是れ、活眼の人にあらざれば知る事あたはず。

かくあるほかに、何の教へごとをかもまたむ。抑も、みどり兒に物教へ、又、諸匠どもの物造るすべ、其の外萬の技藝などを教ふる



ほど〳〵にあるべき限りの

(一)國民。

(二)懸命になつて働く。

かくあるほかに何の

古今を一貫する善の精神

ことは、上つ代にも有りけむを、かの神佛などの教へ事も、いひもてゆけば、これらと異なることなきに似たれども、辨ふれば、同じからざることぞかし。

○風俗の善き里にて、幼年より善き事を見習ひ、聞き習ひて育ちたる子は自から善人となり、惡しき里にて、惡しき事のみ見聞き習ひたるは、多く惡人となるは誰も知りたる事なり。教は古今の善き事を見聞き習はせて、心得も行跡も自から善くなる爲の設けなり。譬へば心に任せて打ち叩く事は生れたる儘にて爲る事なれども、刀槍の藝を學びたる人に勝つことあたはざるは、習ふと習はざるとの差別なり。習ひたる人にも拙きもあれども、習ひたる程の益は必ずあることなり。心得も行跡も教ふると教へざるとの差別是に同じ。故に、教なくして心の儘なるを、古より禽獸に近しとも云ふ。

然るに其の子に技藝を教へながら心得・行跡をば捨て置き、我

儘に育て、放蕩無賴の人とせんは、父母たるの心ならんや。技藝を教ふると人道を教ふると、辨ふれば同じからずと云ふは、自己の私說に惑ひて、是を辨ぜざるなり。却つて人道を教ふる事、技藝よりも忽せにすべからざるは行路の人も知る所なるを、故らに引違へたる異說を立てゝ世の人を(二)汚世にせんとす。放肆の人を悅ばしむるは、流俗に同じく、(二)汚世に合なふ言にして、世に媚ぶるには然るべけれども、(三)德の賊たることは免れ難し。

今はた其の道といひて、別に教を受けて、おこなふべきわざはありなむや。

○教を受けて行ふべき業は人道を盡すに在るのみ。學ばずして私心を以て行ふ時は、其の思慮する所に誤り有りて、人道を盡すことあたはざる故、道を學ぶは工匠の規矩を用ひる事を學ぶが如し。



(一) 我儘勝手。
(二) けがれた世の中。
(三) 德を亂す人物。この語は「論語」にある。

然らば神の道は、漢國の老莊が意に等しきかと、或る人の疑ひ問へるに、答へけらく、かの老莊がともは儒者のさかしらをうるさみて、自然なるを崇めば、自から似たることあり。されどかれらも、大御神の御國ならぬ、惡き國に生れて、たゞ代々の聖人の說をのみ聞きなされたるものなれば、自然なりと思ふも、なほ聖人の意のおのづからなるにこそあれ。萬の事は、神の御心より出で、その御所爲なることをしも、え知らねば、大旨の甚くたがへるものをや。

○此の書の論ずる所、老莊の見(一)より出でたる事は自ら知れたる故、其の跡を遁れんとて此の如く分解したれども、只、紙上の論は異なるに似たれども、實事に施すに至つては毫髮も異なることなし。

老莊の自然は、人事の自然を知りて人道の自然なる事を知らず。天地あれば人あり。人あれば五倫あり、五倫あれば其の間に親・義・別・序・信の人道、自然に備はる。人と生れては此の五教あ

然らば、神の道は

(一)宣長が老莊哲學に據る處があると斷ずるのは、少しく當を失してゐる。

る事、自然の人道なり。老荘は行住坐臥の自然なるを知りて五穀の自然なるを知らず。(二)稂莠も嘉穀も天地の氣を受けて自然に繁茂すれども、稂莠は賤しければ耕耘の力を待たずして繁茂す。嘉穀は貴くして人を養ふ物なれば、人力を盡して耕耘せざれば繁茂せず。是れ、耕耘も亦、自然の道なり。鳥獣は賤しければ教養を待たず。人は貴ければ必ず教養ある事、自然の道なり。老荘は是を知らずして人道を鳥獣に同じくす。天地の自然にあらずして私見の自然なり。本居も老荘の見にして人道を知らざれば、老荘を神の道に似たりと思ひて、神の道は君臣・父子の大倫正しきに在ることを知らざるなり。

本居は老荘の意に同じ

若し強ひて求むとならば、きたなき漢籍ごゝろを祓ひきよめて、清々しき御國心もて、古典どもをよく學びてよ。

清々しき御國心

○御國心と云ふは、天地自然に備りたる人心なり。古書に附會し

(二) 穀物の成長を害する雑草。

て私説を造作するは、本居心と云ふべし。

然せば、受け行ふべき道なきことは、おのづから知りてむ。其を知るぞ、すなはち神の道を受け行ふにはありける。

○道なきを道なりと云ふは、老氏の道の道たるべくして、常道にあらずとの語を剽竊(一)せしなり。

かゝれば如此まで論ふも、道の意にはあらねども、禍津日の神のみしわざ、見つゝ默止えあらず、神直毘神・大直毘神の御靈たばりて、このまがをもて直さむとぞよ。

○前には禍神のあらびは人力に及ばずと云ひ、此には一身の人力を以てまがを直さんと云ふ。前後相矛盾す。

上の件、すべて己が私の心もて言ふにあらず。ことごとに古典

然せば、受け行ふべき道なきことは

(一) 盗んで自己のものとする。

直毘靈の長所と短所

聖人の道と我が國のそれとの關係

に、據るところあることにしあれば、よく見む人は疑はじ。

○此の篇に　皇統の正しきを論じたるは古典に據ると云ふべし。其の他は古典には據らずして、古典を以て私心に附會せしなり。よく見ん人は、其の跡分明なるべし。

斯くいふは、明和の八年といふ年の、(一)神無月の九日の日、伊勢の國飯高郡の御民、平の阿曾美宣長、かしこみかしこみしるす。

○右、直毘靈に論する所、皇統の正しき事萬國に勝れたりと云へるは極めて卓見にして正論なれども、聖人の道を誹譏して、別に私見を以て一箇の道を造立せしは惜しむべきことなり。

聖人の道は天地の自然にして、人たる者、一日も離るべからざる大道なれば、堯舜以來、聖人、五典・五教の名を立てて教とす天道・人情に於いて毫髪の過差なく、人々踐行する所にして、天朝上古よりの道と暗合せし故、　歴朝の　聖主も是を資て皇猷(二)



斯くいふは

(一) 陰暦十一月。

(二) 天業を弘め給ふ朝廷の御方針。

天下の公道

を賛け給ひ、一人も異議あることなし。然るに本居の翁、數千載の後に生れ、開闢以來、一人も言へる事なき無稽の妄説を造言し、數千載知る者なくして、是を知りたるは己れ一人のみなりと思ひたるか。然らば開闢以來天地暗夜(三)にして、本居に至つて始めて明かなりと云はんか。數千載道なくして、今に至りて始めて道ありと云はんか。

數千載、本居の道なしと雖も、世道人民に於いて一も闕けたることなかりしに、今、新に一箇の道を作り出して、何の用をかなさんや、上古より人々離れ得ざるは天下の公道なり。古より知る者なく。是を離れ居りて害もなかりしを、獨智を以て作り出して數千載の公道と相反するは、一己の私言なり、此の書を讀まん者、其の私言を捨て、　皇統の正しきを論じたる正言を取り、公道を守るべきなり。

安政戊午秋日　　正志齋主人評

(三) 暗夜は思想界の暗黒。

水戸學大系第二卷　終

昭和十六年二月十五日印刷
昭和十六年二月二十日發行

會澤正志齋集
（水戸學大系第二卷）定價參圓五拾錢

編著者　高須芳次郎
東京市神田區錦町一ノ二三
發行者　井田宗一
東京市牛込區市谷加賀町一ノ一二
印刷者　金子福

發行所
東京市神田區錦町一ノ二三
株式會社　井田書店
水戸學大系刊行會
振替東京二九四四
電話神田二三八一

◇大日本印刷株式會社印刷◇